

まちなか再生に向けた官民連携による
エリアマネジメント及びウォークアブル施策
の展開に係る調査・検討業務

報告書

令和6年3月
国土交通省都市局

目次

第1章 業務の目的と内容	1-1
1.1 業務の目的	1-1
1.2 業務の内容	1-2
第2章 官民連携によるエリアマネジメント及びウォークアブル施策等に関する現状把握、 データ収集・整理及び普及啓発	2-1
2.1 官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査の実施	2-1
2.1.1 アンケート調査	2-1
2.1.2 各アンケートの実施結果	2-7
2.2 都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料に関する調査の実施	2-241
2.2.1 調査方法	2-241
2.2.2 調査内容	2-241
2.2.3 調査結果	2-246
2.3 普及啓発方策の検討	2-252
第3章 官民連携まちづくり関係者の交流・促進イベントの企画・運営	3-1
3.1 イベントの実施	3-1
3.2 2023年度 官民連携まちづくり DAYS 官民連携まちづくりフォーラム'23	3-1
3.2.1 イベントの企画・運営	3-1
3.2.2 イベント当日の運営	3-10
3.2.3 イベント後のとりまとめ・発信	3-41
3.3 2023年度 官民連携まちづくり DAYS 都市再生推進法人等会議'23	3-54
3.3.1 イベントの企画・運営	3-54
3.3.2 イベント当日の運営	3-64
3.3.3 イベント後のとりまとめ・発信	3-79
第4章 とりまとめ	4-1
4.1 業務項目ごとのとりまとめ	4-1
4.2 まとめ	4-5

第1章 業務の目的と内容

1.1 業務の目的

持続的なまちづくりの実現のため、官民が連携して既存の都市アセットを活用し、人間中心の魅力的な都市空間を形成していくことが求められている。また、新型コロナ等による社会情勢の変化に対して、デジタル技術を生かしたイノベーション力の強化や新たな中心市街地の活性化策を効果的に講じていく必要がある。

そのため、本業務において魅力的な都市空間の形成、エリアマネジメント及びウォークアブル施策を担うまちづくり団体の人材や財源確保策、活動領域の拡大方策について最新の動向やデータに基づき検討を行い、先進的な取組について全国規模での効果的な普及啓発を行うものとする。

1.2 業務の内容

本業務の業務概要は以下のとおりである。

(1) 官民連携によるエリアマネジメント及びウォークアブル施策等に関する現状把握、データ収集・整理及び普及啓発

- a) 全国の都市再生推進法人、民間まちづくり団体及び地方公共団体等を対象としたアンケート・ヒアリング調査を1回実施し、道路・公園・駐車場・広場などのパブリック空間や空き地、空き店舗の再生・利活用を行っている最新事例を把握するとともに、活用されている制度・スキーム・体制・財源・税制・プロセス・工夫点・障壁等の最新情報を整理した。

⇒第2章 2.1 官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査の実施

- b) a)を踏まえ、魅力的な都市空間の形成、中心市街地の活性化、エリアマネジメント及びウォークアブル施策を担うまちづくり団体の人材や財源の確保策、活動領域の拡大方策について検討する。

⇒第2章 2.2 都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料に関する調査の実施

- c) a)及びb)を踏まえ、都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き（官民連携まちづくりの進め方）を更新するとともに、官民連携まちづくりポータルサイトの更新情報を整理した。

情報発信資料一覧

出典	内容
アンケート調査	都市再生推進法人一覧(追加・更新)
	都市再生推進法人の取組概要資料(新指定法人を含む)
	都市再生特別措置法に基づく協定締結等の一覧(追加)
「官民連携まちづくりフォーラム‘23」ならびに「都市再生推進法人等会議‘23」	官民連携まちづくりフォーラム‘23 案内チラシ
	官民連携まちづくりフォーラム‘23「YouTube 動画」の表示画面
	都市再生推進法人等会議‘23 案内チラシ

⇒第2章 2.3 普及啓発方策の検討

(2) 官民連携まちづくり関係者の交流・促進イベントの企画・運営

エリアマネジメント団体や都市再生推進法人などの民間まちづくり団体が、魅力的な都市空間を形成するエリアマネジメントの知見を深め、先進的な取組について全国規模での効果的な普及啓発をする場として、イベントを企画し、運営などを行った。

国土交通省と全国エリアマネジメントネットワークの共催によるイベント「2023 年度 官民連携まちづくりDAYS 官民連携まちづくりフォーラム'23」では、近年話題となっている新たな社会志向「幸福度(Well-being)」をテーマとし、「幸福学(Well-being)」や「子育て環境」についての研究や活動を行っている研究者からの基調講演や、エリアヘルスマネジメントや地域住民を対象としたまちの賑わいづくりを行っている民間まちづくり団体からの取組紹介、パネルディスカッションを行い、まちづくりに関する知見や最新の取組に関する情報収集を行った。

国土交通省主催によるイベント「2023 年度 官民連携まちづくりDAYS 都市再生推進法人等会議'23」では、都市再生施策や都市再生推進法人等に関する情報提供を行い、その後、分科会 A【エリアマネジメント組織・人材の在り方について】、分科会 B【エリアマネジメント活動の収益性・資金調達について】、分科会 C【エリアマネジメント活動の評価・効果について】の3つの分科会に分かれ、都市再生推進法人が持つ知見や課題等を共有し、法人の課題解決に向けた議論を行った。

2023年度 官民連携 まちづくりDAYS
官民連携まちづくりフォーラム'23
『Well-being』の視点から
エリアマネジメントを考えよう
2023.11.6(MON) 14:30 - 17:30
事前申込制 ハイブリッド開催 参加無料

開催方法 現地参加とオンライン参加のハイブリッド開催
 ※現地参加は先着250名

会場 サンシャインシティ コンференスルーム (room6~room9)
 (東京都豊島区東池袋3-1 サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5F)

プログラム

- 13:00 ●ポスター展示・プロモーション
フォーラム会場の東面で『Well-being』に関する取組についてのポスター展示を実施いたします。
- 14:30 ●フォーラム開会
▶基調講演
前野隆司氏 東京国立大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授
三輪律江氏 都市再生推進法人 豊島区社会文化振興課長
▶インプットトーク
内川恵紀氏 株式会社まちづくり(株) 取締役副社長兼マネージャー
石原達也氏 (一社)北池袋エリアマネジメント代表
16:10 ●パネルディスカッション
テーマ: エリアマネジメントにおける『幸福度(Well-being)』
モデレーター: 小泉秀樹氏 東京大学都市工学科教授
パネリスト: 前野隆司氏、三輪律江氏、内川恵紀氏、石原達也氏
17:30 ●フォーラム閉会

会場地図: 会場はサンシャインシティコンференスルーム(6-9号室)です。最寄り駅は池袋駅(池袋駅西口)から徒歩8分、池袋駅(池袋駅東口)から徒歩3分です。会場までのアクセス詳細についてはこちらからご確認ください。

18:30 ●懇親会(会費制、先着120名)
 懇親会費: 5,000円(税込) 事前申し込み制
 会場: EAST GOOD PLACE (東京都豊島区東池袋4-2 イー・サンパルク)

20:00 ●懇親会(会費制、先着120名)
 懇親会費: 5,000円(税込) 事前申し込み制
 会場: EAST GOOD PLACE (東京都豊島区東池袋4-2 イー・サンパルク)

2023年度 官民連携 まちづくりDAYS
官民連携まちづくりフォーラム'23

地域課題解決や暮らしに即したエリアマネジメント活動をさらに推進・展開していくためには、『幸福度(Well-being)』といった新たな社会志向を取り入れることが重要だと考えられます。そこで、本年度の「2023年度 官民連携まちづくりDAYS 官民連携まちづくりフォーラム'23」では、「健康」や「子育て環境」も含めた「都市の幸福度(Well-being)」に焦点を当て、これからのエリアマネジメントの在り方について考えます。一緒にWell-beingなまちづくりを、考えましょう！

基調講演
 前野隆司氏(東京国立大学大学院教授)、三輪律江氏(都市再生推進法人大学教授)を主賓とし、心理療育や子どものための都市空間などの視点から、まちづくりに関する『Well-being』の重要性や、関連する研究・取組についてお話を頂きます。

TAKEASHI MAZUO 前野隆司 東京国立大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授
 1984年東京工業大学卒業、1986年同大学修士課程修了。キヤノン株式会社、カリフォルニア大学バークレー校訪問研究員、ハーバード大学経営学教授等を経て現職。博士(工学)。専門は、システムデザイン・マネジメント等。著書に、『ディストピアの街・幸福論』(2022年)、『ウェルビーイング』(2022年)、『幸せのマネジメント実践・幸福学入門』(2013年)他。

MIKI MIWA 三輪律江 都市再生推進法人大学教授兼社会文化振興課長
 (株)成金屋建築研究所、慶応義塾を経て2011年より現職。博士(工学)。専門は健康学・都市計画。参加型まちづくり、子どものための都市空間、防災・健康、民間官学連携推進政策、自治体や市民の市民活動、福祉・社会福祉推進委員会、地域まちづくり推進委員等の他、子育て支援やまちづくりNPOの理事等も務める。代表著に、『まち再生のススメ(講談社)』、『子どもとまちづくり』(講談社) 刊。

インプットトーク
 内川恵紀氏(株式会社まちづくり代表取締役)、石原達也氏(一般社団法人北池袋エリアマネジメント)をお招きし、あらかわの地域住民やワーカーが、生き生きと、楽しく暮らすための取組についてお話を頂きます。

AIUCHIHIRO 内川恵紀 株式会社まちづくり(株)取締役副社長兼マネージャー
 石原引退アサイン事務所を経て、『札幌原町まちづくり株式会社』設立より現職。内川市「札幌原町まちづくり(株)」や「アリア(札幌市北3条広場)」などの企画・運営・運営など、札幌原町まちづくりのエリアマネジメントに携わる。

TATSUYA SHIBAHARA 石原達也 一般社団法人北池袋エリアマネジメント代表
 2001年学生によるNPO法人設立に参画。2003年現職。現任北池袋まちづくり会に入社を経て、NPO法人山田NPOセンターに転入。以降、NPO法人山田NPOセンターを代表として、『山田NPOセンター』(一社)北池袋エリアマネジメント等を設立。また、『山田NPOセンター』として、まちづくりの仲間づくり、多様な組織の連携プロジェクトのアシリートを取り込む。

パネルディスカッション
 小泉秀樹氏(東京大学都市工学科教授)をモデレーター、基調講演・インプットトークで登場頂いた4名をパネリストとし、エリアマネジメントにおける『幸福度(Well-being)』をテーマに、パネルディスカッションを行います。

HIROSHI KOHNO 小泉秀樹 東京大学都市工学科教授
 東京大学まちづくり研究所教授、現職まちづくり大学講師。日本都市計画学会常務理事、国土学会常務理事、まちづくり、都市再生を主眼とする多くの学会で都市計画、まちづくりを専攻。ダクトデザイン賞など受賞多数。著書に『コミュニティデザイン』(2018)、『都市の持続可能な成長戦略』(2019) 他。近年は、渋谷未来デザイン代表理事、アーバンストリートとして民間まちづくりを推進。

お問合せ先
 2023年度 官民連携まちづくりDAYS
 主催: 国土交通省、全国エリアマネジメントネットワーク
 事務局: 一般社団法人東京まちづくり推進機構、札幌原町まちづくり会
 担当: 堀江純典・山田勝彦(札幌原町まちづくり会) 菅野真由美
 メール: karamachi2023@hiv-mo-cs.jp

お申し込み
 QRコード、もしくは下記URLよりお申し込みください。
<https://forms.office.com/r/MaVYVLe7sW>
 締切日: 2023年10月25日(木) 17:00まで

国土交通省

2023年度 官民連携 まちづくりDAYS

都市再生推進法人等会議/23

2007年の都市再生特別措置法の一部改正により創設された「都市再生推進法人」は2022年12月時点で107団体にまで増え、都市再生推進法人の活躍を期待する報道が、社会誌などに広がりつつあります。コロナ以降、都市再生はさらに加速化しつつも、新しい課題や考え方が広がるなど、エリアマネジメントを取り巻く環境はこれまで以上に多岐にわたるものがあると考えます。
そこで、本年度の「2023年度 官民連携まちづくりDAYS 都市再生推進法人等会議/23」では、各都市再生推進法人が持つ知見や課題等を共有し、法人の課題解決に向けて連携するとともに、都市再生推進法人間での交流の機会といたします。

2023.11.7(TUE)
9:30 - 12:00

事前申込制
先着100名
(1団体2名まで)
参加無料

会場：サンシャインシティ 『共創空間』
(東京都文京区湯島3-1 サンシャインシティ
ワールドインポートマートビル2階(旧)サンシャインシティ 事務所内)
後援協力：株式会社サンシャインシティ

対象：都市再生推進法人、都市再生推進法人指定を目指すまちづくり団体
開催方法：現地参加のみ

タイムプログラム

09:00～ ● 会場受付開始

09:30～ ● 都市再生推進法人等会議開会
▶ 国土交通省からの情報提供
①都市再生推進法人の現状について ②国の取組・制度について

10:00～ ● テーマ別分科会 (3つの分科会に分かれて、それぞれのテーマについて議論します。)

	分科会A エリアマネジメント創成・ 人材の育成について	分科会B エリアマネジメント活動の 現状・推進策について	分科会C エリアマネジメント活動の 課題・発展について
①) プロローグ	人材をとり巻く、専攻または 人材の育成について	活動における資金調達や収益事業 の事例などについて情報共有	エリアマネジメントの、実態的・ 定量的な評価について情報共有
10:30～ ● ②) ディスカッション	自治体側や人材の育成に 関する課題についてディスカ ッション	東京都関連での活動を推進する エリアマネジメント活動の活性化など についてディスカッション	エリアマネジメント活動の定量的・ 計量的な評価方法や評価など についてディスカッション

※申込フォームにて、希望する分科会をお伺いしています。人数に限りがある場合、希望者が著しく少額の場合は、分科会の編成を調整させて頂く場合があります。
※プログラムの内容は現在取組中であり、変更の可能性がございます。

11:30～ ● 全体総括

12:00 ● 都市再生推進法人等会議閉会

13:30-15:00 (予定) 池袋視察会開催！(事前予約制、先着20名)

イタ・サンパークや南池袋公園などを案内する視察会を開催いたします。
途中、グリーン大通りや南池袋公園周辺のプロセディアインに併設している新台 藍氏 (株式会社nest 取締役) に、池袋のまちづくりのポイントを説明いたします。是非ご参加下さい！
※昼食の準備はございませんので、都市再生推進法人等会議終了後、各自昼食を取っていただきます。

お問合せ先
2023年度 官民連携まちづくりDAYS
主催：国土交通省
事務局：一般財団法人都市まちづくり推進機構、民間株式会社
担当：堀江佑典、山田那由美(株式会社 共創空間開発)
メール：kanmachi2023@sho-ka.co.jp

お申込先
QRコード、もしくは下記URLよりお申し込みください。
<https://forms.office.com/r/D7mfmbNubm>
締切日：2023年10月25日(水)17:00まで

⇒第3章

(3) とりまとめ

(1)及び(2)を踏まえ、魅力的な都市空間の形成、中心市街地の活性化、エリアマネジメント及びウォーカブル施策を担うまちづくり団体の人材や財源の確保策、活動領域の拡大方策についてとりまとめた。

⇒第4章

第2章 官民連携によるエリアマネジメント及びウォークアブル施策等に関する現状把握、データ収集・整理及び普及啓発

2.1 官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査の実施

まちなか再生に向けた官民連携によるエリアマネジメント及びウォークアブル施策の展開等に向け、都市再生特別措置法等に基づく協定制度や道路空間の利活用の状況を把握するとともに、これらの制度活用にかかる課題等について把握し、現行制度の改善に関する検討を行うため、アンケート・ヒアリング調査を実施し、結果の分析・整理を行った。

2.1.1 アンケート調査

(1) アンケート調査実施概要

1) 調査内容と対象

本調査は、「調査 1」～「調査 9」の 9 つの調査内容からなる。調査対象は、全国の都道府県、市区町村、都市再生推進法人とし、各々の検討に必要と考えられる調査対象(担当部局 等)に回答を依頼した。具体的には、表 2.1-1 に示す内容、対象により実施した。

表 2.1-1 調査対象団体一覧

No.	調査内容	主な内容	対象団体	団体数	一覧掲載箇所
調査 1	都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査	1. 都市再生特別措置法等に基づく協定締結に関する実態調査 2. 都市再生推進法人の指定および連携等に関する実態調査	市区町村まちづくり担当課	1,741 ^{*1}	-
調査 2	低未利用土地利用促進協定の活用に関する調査	1. 低未利用土地利用促進協定に関するお考え 2. 制度に対するご意見、ご要望	市区町村まちづくり担当課	1,741 ^{*1}	-
			都市再生推進法人	111	表 2.1-2
調査 3	都市再生(整備)歩行者経路協定に関する調査	1. 都市再生(整備)歩行者経路協定に関するお考え 2. 制度に対するご意見、ご要望 3. 都市再生(整備)歩行者経路協定の事例(検討中含む)	市区町村まちづくり担当課	1,741 ^{*1}	-
調査 4	普通財産を活用したまちづくりのあり方に関する調査	1. 普通財産の活用に関する制度に関するお考え 2. 制度に対するご意見、ご要望	市区町村まちづくり担当課	1,741 ^{*1}	-
			都市再生推進法人	111	表 2.1-2
調査 5	まちなか公共空間等活用支援事業に関する調査	1. まちなか公共空間等活用支援事業に関するお考え 2. 制度に対するご意見、ご要望	都市再生推進法人	111	表 2.1-2

No.	調査内容	主な内容	対象団体	団体数	一覧掲載箇所
調査 6	道路の利活用の課題把握のための調査	1. 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン」の活用状況 2. 道路占用許可の特例道路の事例(検討中含む) 3. 制度に対するご意見、ご要望	都道府県の道路管理者	47	-
			市区町村まちづくり担当課	1,741 ^{※1}	-
			市区町村の道路管理者	1,741 ^{※1}	-
			都市再生推進法人	111	表 2.1-2
調査 7	都市公園の利活用の課題把握のための調査	1. エリアマネジメント活動等に関する都市公園の占用料、使用料の減免の状況 2. 制度に対するご意見、ご要望	市区町村立の都市公園の公園管理者	1,741 ^{※1}	-
調査 8	エリアマネジメントの目的や成果に関する意識調査	1. 今後のエリアマネジメント活動等で重要と考えるテーマ 2. エリアマネジメント活動等に対する期待	市区町村まちづくり担当課	1,741 ^{※1}	-
調査 9	都市特性評価指標・ツールに関する調査	1. 都市の強みや弱みなどを相対的に評価・分析するための指標・ツールの活用状況 2. その他のツールの活用状況 3. 参考にしたい観点、アイデア等	市区町村の企画担当課	1,741 ^{※1}	-

※1 全国の 1,747 市区町村 (R5 年 9 月時点) から北方領土 6 村を除いた数となる。

(2) 対象団体の詳細

表 2.1-2 都市再生推進法人一覧(令和5年10月時点)

No.	団体名	指定年月日	都道府県	市区町村
1	札幌大通まちづくり 株式会社	平成23年12月9日	北海道	札幌市
2	株式会社 はこだて西部まちづく Re-Design	令和3年10月11日	北海道	函館市
★3	ふらのまちづくり 株式会社	令和4年12月19日	北海道	富良野市
4	株式会社 まちづくり八戸	令和2年12月21日	青森県	八戸市
5	むつまちづくり 株式会社	平成27年7月15日	青森県	むつ市
6	株式会社 キャッセン大船渡	平成30年3月26日	岩手県	大船渡市
7	一般社団法人 荒井タウンマネジメント	平成28年1月14日	宮城県	仙台市
8	株式会社 街づくりまんぼう	令和2年5月29日	宮城県	石巻市
☆9	女川みらい創造株式会社	令和4年2月8日	宮城県	女川町
10	特定非営利活動法人 かみのやまランドバンク	令和3年3月30日	山形県	上山市
★11	一般社団法人 ブルーバード	令和5年2月10日	福島県	郡山市
12	株式会社 テダソチマ	令和1年12月18日	福島県	須賀川市
13	株式会社 まちみとラボ	平成30年11月1日	茨城県	水戸市
14	牛久都市開発 株式会社	平成25年9月25日	茨城県	牛久市
★15	つくばまちなかデザイン 株式会社	令和5年3月31日	茨城県	つくば市
★16	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構	令和5年7月26日	栃木県	宇都宮市
★17	一般社団法人 釜川から育む会	令和5年7月26日	栃木県	宇都宮市
18	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	平成30年12月18日	群馬県	前橋市
19	一般社団法人 前橋デザインコミッション	令和2年4月1日	群馬県	前橋市
20	一般社団法人 美園タウンマネジメント	平成28年7月12日	埼玉県	さいたま市
21	一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮	平成29年10月4日	埼玉県	さいたま市
22	株式会社 まちづくり川越	平成24年5月28日	埼玉県	川越市
23	川口都市開発 株式会社	平成30年10月1日	埼玉県	川口市
24	アコス 株式会社	令和2年8月14日	埼玉県	草加市
25	特定非営利活動法人 今様草加宿	令和2年8月14日	埼玉県	草加市
26	株式会社 まちづくり寄居	令和2年10月1日	埼玉県	寄居町
27	一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター	平成26年1月14日	千葉県	柏市
28	一般財団法人 柏市まちづくり公社	平成26年2月14日	千葉県	柏市
29	一般財団法人 柏市みどりの基金	平成26年3月31日	千葉県	柏市
30	一般社団法人 UDCKタウンマネジメント	平成31年3月20日	千葉県	柏市
31	秋葉原タウンマネジメント 株式会社	平成25年9月3日	東京都	千代田区
32	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	平成25年9月3日	東京都	千代田区
33	一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会	平成27年6月2日	東京都	千代田区
34	一般社団法人 日比谷エリアマネジメント	平成27年6月24日	東京都	千代田区
35	特定非営利活動法人 大丸有エリアマネジメント協会	令和1年11月20日	東京都	千代田区
36	一般社団法人 日本橋室町エリアマネジメント	令和2年9月15日	東京都	中央区
37	一般社団法人 日本橋浜町エリアマネジメント	令和4年1月17日	東京都	中央区
38	一般社団法人 新虎通りエリアマネジメント	平成29年10月10日	東京都	港区
39	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント	平成30年11月27日	東京都	港区
★40	一般社団法人 高輪ゲートウェイエリアマネジメント	令和5年6月9日	東京都	港区
41	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会	平成27年3月26日	東京都	新宿区
42	株式会社 ジェイ・スピリット	平成28年6月30日	東京都	目黒区
43	一般社団法人 二子玉川エリアマネジメント	令和2年2月21日	東京都	世田谷区
44	一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント	平成30年5月11日	東京都	渋谷区
45	一般社団法人 小岩駅周辺地区エリアマネジメント	令和4年3月29日	東京都	江戸川区
46	一般財団法人 武蔵野市開発公社	令和2年12月4日	東京都	武蔵野市
47	一般社団法人 まちづくり府中	令和2年1月30日	東京都	府中市
48	株式会社 町田まちづくり公社	令和1年9月25日	東京都	町田市
49	新潟古町まちづくり 株式会社	令和1年8月13日	新潟県	新潟市
50	株式会社 富山市民プラザ	平成31年4月1日	富山県	富山市
51	株式会社 こまつ賑わいセンター	令和4年3月16日	石川県	小松市
52	まちづくり福井 株式会社	平成25年4月18日	福井県	福井市
53	まちづくり武生 株式会社	令和4年7月26日	福井県	越前市

No.	団体名	指定年月日	都道府県	市区町村
54	株式会社 飯田まちづくりカンパニー	平成24年3月30日	長野県	飯田市
55	株式会社 まちづくり佐久	令和2年3月27日	長野県	佐久市
56	柳ヶ瀬を楽しいまちにする 株式会社	平成29年7月7日	岐阜県	岐阜市
★57	株式会社 OUR FAVORITE CAPITAL	令和4年10月31日	岐阜県	各務原市
★58	一般社団法人 大垣タウンマネジメント	令和5年9月29日	岐阜県	大垣市
59	一般社団法人 草薙カルテッド	平成30年6月24日	静岡県	静岡市
60	御伝鷹まちづくり 株式会社	令和2年3月16日	静岡県	静岡市
61	一般社団法人 伊豆長岡温泉エリアマネジメント	令和3年8月27日	静岡県	伊豆の国市
62	栄ミナミまちづくり 株式会社	平成30年2月22日	愛知県	名古屋市長
63	錦二丁目エリアマネジメント 株式会社	令和3年4月28日	愛知県	名古屋市長
64	公益財団法人 名古屋まちづくり公社	令和4年3月8日	愛知県	名古屋市長
65	株式会社 まちづくり岡崎	令和1年5月22日	愛知県	岡崎市
66	特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた	令和1年5月22日	愛知県	岡崎市
67	株式会社 三河家守舎	令和1年5月22日	愛知県	岡崎市
68	特定非営利活動法人 志民連いちのみや	令和4年3月18日	愛知県	一宮市
69	高蔵寺まちづくり 株式会社	平成30年10月5日	愛知県	春日井市
70	一般社団法人 TCCM	平成30年3月23日	愛知県	豊田市
71	株式会社 城下町 PRIDE	令和4年8月15日	愛知県	西尾市
72	特定非営利活動法人 やらまいか人まちサポート	令和4年8月22日	愛知県	西尾市
73	株式会社 まちづくり東海	平成27年3月9日	愛知県	東海市
74	株式会社 まちづくり大津	平成30年2月20日	滋賀県	大津市長
75	えきまち長浜 株式会社	平成27年3月20日	滋賀県	長浜市長
76	草津まちづくり 株式会社	平成25年12月27日	滋賀県	草津市長
77	株式会社 みらいもりやま21	令和1年5月16日	滋賀県	守山市
78	一般社団法人 グランフロント大阪 TMO	平成26年7月29日	大阪府	大阪市
79	一般社団法人 梅田1丁目エリアマネジメント	令和3年5月13日	大阪府	大阪市
80	アドバンス寝屋川マネジメント 株式会社	平成31年3月6日	大阪府	寝屋川市長
81	神戸ハーバーランド 株式会社	平成31年2月12日	兵庫県	神戸市長
82	特定非営利活動法人 わくわく西灘	令和2年10月15日	兵庫県	神戸市長
83	一般社団法人 リパブルシティイニシアティブ	令和2年11月30日	兵庫県	神戸市長
84	株式会社 神戸ウォーターフロント開発機構	令和3年8月2日	兵庫県	神戸市長
★85	三田地域振興 株式会社	令和4年9月22日	兵庫県	三田市長
86	株式会社 PAGE	平成31年1月21日	兵庫県	福崎町
87	桜井まちづくり 株式会社	平成28年9月1日	奈良県	桜井市長
88	特定非営利活動法人 砂山パンマツリ	平成29年12月26日	和歌山県	和歌山市長
89	特定非営利活動法人 愛福会	平成29年12月26日	和歌山県	和歌山市長
90	株式会社 紀州まちづくり舎	平成29年12月26日	和歌山県	和歌山市長
91	株式会社 sasquatch(サスカッチ)	平成29年12月26日	和歌山県	和歌山市長
92	一般社団法人 みんなしよ	平成29年12月26日	和歌山県	和歌山市長
93	株式会社 真田堀家守舎	平成29年12月26日	和歌山県	和歌山市長
94	株式会社 ワカヤマヤモリ舎	平成29年12月26日	和歌山県	和歌山市長
95	株式会社 宿坊クリエイティブ	平成29年12月26日	和歌山県	和歌山市長
96	ビーフレンズ 株式会社	令和3年8月25日	和歌山県	和歌山市長
97	一般社団法人 市駅グリーングリーンプロジェクト	令和1年6月18日	和歌山県	和歌山市長
98	一般社団法人 ミチル空間プロジェクト	令和2年11月24日	和歌山県	和歌山市長
99	一般財団法人 和歌山まちづくり財団	令和4年3月11日	和歌山県	和歌山市長
100	おかやま未来まちづくり 株式会社	令和2年10月21日	岡山県	岡山市
101	一般社団法人 ぶらっと西川	令和4年3月8日	岡山県	岡山市
102	倉敷まちづくり 株式会社	令和3年7月8日	岡山県	倉敷市長
103	特定非営利活動法人 SYL	令和4年4月15日	広島県	呉市長
104	一般社団法人 KURE-PERS	令和4年10月4日	広島県	呉市長
105	株式会社 築切家守舎	令和3年1月20日	広島県	福山市
106	福 Lab 株式会社	令和4年9月16日	広島県	福山市
107	株式会社 にぎわい宇部	令和2年3月31日	山口県	宇部市長
108	株式会社 HYAKUSHO	令和2年8月31日	香川県	丸亀市長

No.	団体名	指定年月日	都道府県	市区町村
★109	一般社団法人 八幡東田エリアマネジメント	令和4年12月14日	福岡県	北九州市
110	株式会社 こうし未来研究所	平成30年10月26日	熊本県	合志市
111	株式会社 大分まちなか倶楽部	令和4年5月12日	大分県	大分市
★112	一般社団法人 天文館みらいマネジメント	令和5年6月7日	鹿児島県	鹿児島市

★:調査1(p2.1-47)にて調査実施期間内に新たに把握をした法人(アンケート発出)

☆:調査1(p2.1-47)にて調査実施期間外に新たに把握をした法人(アンケート未発出)

※都市再生推進法人を指定している市町村(コード)順にて整理

(3) 調査実施実績

アンケート調査の実施状況と実施方法は下記のとおりである。

表 2.1-3 調査実施スケジュール

実施日	実施内容	送付資料
令和5年 8月18日(金)	●アンケート調査票の送付	
	○都道府県道路管理者へは国土交通省都市局まちづくり推進課より各地方整備局、都道府県担当者を経由して送付	・事務連絡 ・調査内容と回答方法、 ・調査票 6
	○市区町村まちづくり担当課へは国土交通省都市局まちづくり推進課より各地方整備局、都道府県担当者を経由して送付	・事務連絡 ・別紙(庁内各部署、都市再生推進法人への送付について(依頼)) ・調査内容と回答方法、 ・調査票 1、2、3、4、6、8
	○市区町村道路管理者へは国土交通省都市局まちづくり推進課より各地方整備局、都道府県担当者、市区町村まちづくり担当課を経由して送付	・事務連絡 ・調査内容と回答方法、 ・調査票 6
	○市区町村公園管理者へは国土交通省都市局まちづくり推進課より各地方整備局、都道府県担当者、市区町村まちづくり担当課を経由して送付	・事務連絡 ・調査内容と回答方法、 ・調査票 7
	○市区町村企画担当課へは国土交通省都市局まちづくり推進課より各地方整備局、都道府県担当者、市区町村まちづくり担当課を経由して送付	・事務連絡 ・調査内容と回答方法、 ・調査票 9
	○都市再生推進法人へは国土交通省都市局まちづくり推進課より各地方整備局、都道府県担当者、市区町村まちづくり担当課を経由して送付	・事務連絡 ・調査内容と回答方法 ・調査票 2、4、5、6
9月15日(金)	●アンケート調査の一次回答期限	
9月22日(金) ～ 9月29日(金)	●アンケート調査の未回答団体等に対する調査協力依頼①を国土交通省都市局まちづくり推進課が実施	
10月12日(木) ～ 10月16日(月)	●アンケート調査の未回答団体等に対する調査協力依頼②を国土交通省都市局まちづくり推進課が実施 ●アンケート調査票の最終回答期限	

2.1.2 各アンケートの実施結果

ここでは、アンケート調査の実施結果について調査 1～9 の順に整理した。

調査 9 は、本調査において調査票の発出を行ったが、当該回答の整理・分析については別調査で行うものであるため、本報告書には調査票を貼付するのみとした。

(1) 調査1:都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査

調査 1 は、「市区町村まちづくり担当課」を対象とし、都市再生特別措置法等に基づく各種制度の活用実績及び都市再生推進法人との連携状況等を把握することを目的に実施した。

1) 回答状況

調査 1:都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査を行った結果、市区町村まちづくり担当課は全体の 80.8%の回答があった。

表 2.1-4 調査1:都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
市区町村まちづくり担当課	1,741	1,406	80.8%

2) 調査項目 [市区町村まちづくり担当課向]

調査1の調査項目については、次項以降に、「市区町村まちづくり担当課」のアンケート調査の調査票を示した。

資料 2-1: 調査1[市区町村まちづくり担当課向] 調査票

【調査1 都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査】

【調査の目的】

都市再生特別措置法等に基づく各種制度について、実務担当者がまちづくりの現場でより実践的に使えるよう、国による解説のあり方等を整理することを目的に、地方公共団体における運用実績や運用事例等についてお伺いします。

【本アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、都市再生特別措置法（以下「法」という。）等において以下の各条項に規定されるものです。

- **都市再生整備計画**
 - ・ 都市再生整備計画： 法第46条
 - ・ 滞在快適性等向上区域（まちなかコア・カナル区域）： 法第46条第2項
- **都市再生推進法人等**
 - ・ 都市再生推進法人： 法第118条～第123条
 - ・ 一体型滞在快適性等向上事業（一体型コア・カナル事業）の実施主体： 法第46条第3項第2号、法第46条第4項第2号、第46条の2～第46条の8
- **都市再生整備計画に基づく協定等**
 - ・ 都市利便促進協定： 法第46条第25項、法第74条～第80条の2
 - ・ 都市再生歩行者経路協定： 法第45条の2、法第46条第24項
 - ・ 都市再生整備歩行者経路協定： 法第73条
 - ・ 都市再生整備歩行者経路協定： 法第45条の2、法第74条～第80条の2
 - ・ 低未利用土地利用促進協定： 法第46条第26項、法第80条の3～第80条の8
 - ・ 道路占用許可特例制度： 法第46条第10・11項、法第62条
 - ・ 河川敷地占用許可制度： 河川敷地占用許可準則第22～26
 - ・ 都市公園の占用許可特例制度： 法第62条の2
 - ・ 都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案： 法第46条の2
 - ・ 市町村都市再生協議会： 法第117条

1. 都市再生特別措置法等に基づく協定締結に関する実態調査

ここでは、**貴団体管内の「都市再生特別措置法等に基づく協定1等」**について、以下の【本調査票の回答方法】により、各々の回答欄に該当する内容をご記入願います。

【本調査票の回答方法】

・手順1

以下のリンクに掲載されている「都市再生特別措置法等に基づく協定」の一覧表（令和4年10月末時点（河川のみ令和3年10月末時点））をご覧ください。各項目について貴団体管内における取組事例（以下「取組事例」という。）の有無をご確認ください。

— 一覧表のリンク <https://www.toshimura.jp/mult-kannin-machizukuri/file/file01.pdf>

・手順2

一覧表のご確認結果を踏まえ、①又は②に該当する団体は、それぞれ、以下、問1-1～問1-3の各設問の該当欄へのご記入をお願いします。

① 一覧表で取組事例を有する団体

当該記載内容を参照の上、取組事例を有する団体のすべての方は、当該事例について該当欄（※）へご記入をお願いします。

その際、一覧表の記載内容に限りがある場合は、正しい内容を該当欄へご記入をお願いします。
※ 該当欄が今年度の仕様になっていますので、お手数ですがご記入のほどお願いいたします。

② 取組事例はないが、令和4年10月末以降の新規の取組事例を有する団体

該当する事例に関する各内容について、該当欄へのご記入をお願いします。

なお、貴団体管内において、問1-1の①～⑥、問1-2の①～⑥、問1-3の各該当事例が2つ以上ある場合は、一つの回答欄に複数の事例の情報を書き込みます。シート「調査1の追加欄（問1-1関係）」、シート「調査1の追加欄（問1-2関係）」、シート「調査1の追加欄（問1-3関係）」に、それぞれ当該事例分の回答欄を設けていますので、そちらへのご記入をお願いします。

図1-1 都市再生特別措置法等に基づく協定、特別等

① 都市利便促進協定の締結実績									
協定締結者									
締結日	西暦	年	月	日					
協定終了日	西暦	年	月	日					
都市利便地 建設									
日常管理に 関する事項									
都市再生整 備計画	地区名								
	計画期間	西暦	年	月	～	年	月		
② 都市再生歩行者経路協定の締結実績									
協定締結者									
締結日	西暦	年	月	日					
協定終了日	西暦	年	月	日					
協定施設									
日常管理に 関する事項									
都市再生整 備計画	地区名								
	計画期間	西暦	年	月	～	年	月		
③ 都市再生整備協定者経路協定の締結実績									
協定締結者									
締結日	西暦	年	月	日					
協定終了日	西暦	年	月	日					
協定施設									
日常管理に 関する事項									
都市再生整 備計画	地区名								
	計画期間	西暦	年	月	～	年	月		

④ 低未利用土地利用促進協定の締結実績									
協定締結者									
締結日	西暦	年	月	日					
協定終了日	西暦	年	月	日					
協定土地、 協定施設									
土地、施設 の管理に 関する事項									
都市再生整 備計画	地区名								
	計画期間	西暦	年	月	～	年	月		
⑤ 道路占用許可の特例の活用実績									
占用主体									
開始年度	西暦	年度							
終了年度	西暦	年度							
道路管理者									
実施事業									
都市再生整 備計画	地区名								
	計画期間	西暦	年	月	～	年	月		

⑥ 河川敷地占用許可制度を活用するための都市再生整備計画に河川敷地の利用

区域指定日	西暦	年	月	日			
区域名称							
河川名							
河川管理者							
占用主体							
占用施設							
許可期間	自	西暦	年	月	日		
	至	西暦	年	月	日		
実施事業							
利用形態							
都市再生整備計画	地区名						
	計画期間	西暦	年	月	～	年	月

⑦ 都市公園占用許可の特例の活用実績

占用主体							
開始年度	西暦	年度					
終了年度	西暦	年度					
公園管理者							
実施事業							
都市再生整備計画	地区名						
	計画期間	西暦	年	月	～	年	月
⑧ 都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績							
提案者							
提案日	西暦	年	月	日			
提案内容							
都市再生整備計画	地区名						
	計画期間	西暦	年	月	～	年	月

⑨ 市町村都市再生協議会の設立実績

協議会名	1 市区町村	
	2 都道府県	
	3 国土交通省（地方整備局等）	
	4 UR、開発公社等	
	5 交通事業者	
	6 商工会、商工会議所等	
	7 青年会議所等	
	8 商店街振興組合、商店会等	
	9 金融機関	
	10 大字、字識發着者	
構成員	11 都市再生推進法人	
※権限選択	12 まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO等）	
	13 まちづくり協議会等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む任意組織等）	
	14 社会福祉系団体、福祉法人等	
	15 医療系団体、医療機関等	
	16 観光系団体、観光事業者等	
	17 農業系団体等	
	18 その他	
設立年度	西暦	年度
⑩ 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカーカルル区域）の設置実績		
区域名称		
自治体		
指定年度	西暦	年度
⑪ 交付対象事業を含まない都市再生部第1種の策定状況		
地区名		
策定年月	西暦	年 月
自治体		
活用する官民連携制度		

図1-2 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカーカルル区域）で活用可能な制度等

① 一体型滞在快適性等向上事業の活用実績	
実施主体	
開始年度	西暦
終了年度	西暦
活用制度	
実施事業	
都市再生整備計画	地区名
	西暦
② 公認施設設置管理協定期限の活用実績	
公認名称	
公認管理者	
協定期限	
開始日	西暦
協定期限	年 月 日
協定期限	西暦
滞在快適性等向上公認施設の内容	
特定公認施設の内容	
公認利用促進施設等（自転車駐輪場、看板、広告等）の設置の有無	
建設費特別の活用の有無	
都市再生整備計画	地区名
	西暦
	年 月 ~ 年 月

③ 都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績										
運用開始年月日	西暦	年	月	日						
運用終了年月日	西暦	年	月	日						
内容										
場所										
特定路外駐車場の規模										
都市再生整備計画	地区名									
	計画期間	西暦	年	月	～	年	月			
④ 都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績										
運用開始年月日	西暦	年	月	日						
運用終了年月日	西暦	年	月	日						
内容										
場所										
対象となる駐車場の規模										
適用除外の内容										
都市再生整備計画	地区名									
	計画期間	西暦	年	月	～	年	月			

⑤ 都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績										
運用開始年月日	西暦	年	月	日						
運用終了年月日	西暦	年	月	日						
内容										
場所										
駐車施設の名称										
台数										
都市再生整備計画	地区名									
	計画期間	西暦	年	月	～	年	月			
⑥ 普通財産の活用実績										
財産名										
実施主体										
開始年度	西暦	年度								
終了年度	西暦	年度								
活用内容										
都市再生整備計画	地区名									
	計画期間	西暦	年	月	～	年	月			

図1-3 中心市街地整備推進機構

団体名										
設立年月日	西暦	年	月	日						
法人形態										
電話番号										
E-mail										
HPアドレス										

2. 都市再生推進法人の指定および運携等に関する要綱調査

ここでは、貴団体内の都市再生推進法人の指定等について、各々の回答欄に該当する内容をご回答願います。

図2-1 都市再生推進法人の指定に関する「要綱・要領」等の策定の状況

貴団体における都市再生推進法人の指定に関する「要綱・要領」等の策定状況について、 <u>該当する五の(一)~(三)</u> に「○」印を選択(Julタグ形式)してください。	回答欄
1 要綱・要領等を策定している	
2 要綱・要領等を策定していない	
「1」と回答した場合は、要綱・要領等の名称を記入してください。	
記入欄	
(依頼)	要綱・要領等のPDFデータ(スキャン等で構いません)を添付してください。

図2-2 都市再生推進法人の指定の状況

貴団体における都市再生推進法人の指定状況について、 <u>該当する五の(一)~(三)</u> に「○」印を選択(Julタグ形式)してください。	回答欄
1 指定している	
2 指定していない	

以下の設問は、「図2-2 都市再生推進法人の指定の状況」の設問において、「1 指定している」を選択した場合のみ、指定している団体ごとに回答してください(次頁以降に3団体分の記入欄がご用意です)。

なお、都市再生推進法人の指定が4団体以上ある場合は、シート「調査1の追加欄(図2-2関係)」の「法人概要等記入欄③」から「法人概要等記入欄④」にお願います。

《法人概要等記入欄①》

法人名①				
法人区分 (ジャンル)	西暦	年	月	日
設立年月日	西暦	年	月	日
指定年月日	西暦	年	月	日
設立目的				
1 公共施設の管理・活用				
2 イベント等実施による賑わい創出				
3 不動産管理・運営				
4 空き家・空き地の活用				
5 広告設置事業				
6 行政支援 (行政からの委任業務等)				
7 地域ビジョン・ルールの作成				
8 防災・防犯の意識啓発				
9 清掃・美化活動				
10 地域情報の発信 (広報紙・SNS・HP等)				
11 中間支援的活動 (コミュニティ形成支援・アドバイザー・イベント全般)				
12 その他				
電話番号				
E-mail				
担当者				
HPアドレス				

《法人概要等記入欄②》

法人名②				
法人区分 (ジャンル)	西暦	年	月	日
設立年月日	西暦	年	月	日
指定年月日	西暦	年	月	日
設立目的				
1 公共施設の管理・活用				
2 イベント等実施による賑わい創出				
3 不動産管理・運営				
4 空き家・空き地の活用				
5 広告設置事業				
6 行政支援 (行政からの委任業務等)				
7 地域ビジョン・ルールの作成				
8 防災・防犯の意識啓発				
9 清掃・美化活動				
10 地域情報の発信 (広報紙・SNS・HP等)				
11 中間支援的活動 (コミュニティ形成支援・アドバイザー・イベント全般)				
12 その他				
電話番号				
E-mail				
担当者				
HPアドレス				

※法人概要等記入欄③※

法人名③ (フリガナ)				
設立年月日	西暦	年	月	日
指定年月日	西暦	年	月	日
設立目的				
1 公共施設の管理・活用				
2 イベント等実施による賑わい創出				
3 不動産管理・運営				
4 空き家・空き地の活用				
5 広告設置事業				
6 行政支援（行政からの委託業務等）				
7 地域ビジョン・ルール作成				
8 防災・防犯の意識啓蒙				
9 清掃・美化活動				
10 地域情報の発信（広報紙・SNS・HP等）				
11 中間支援的活動（コミュニティ形成支援・アドバイザー・イベント）				
12 その他				
<small>(その他記入欄)</small>				
電話番号				
E-mail				
担当者				
HPアドレス				

問2-3 都市再生推進法人の指定の取消の状況

<p>貴団体が指定した都市再生推進法人について、その指定を取り消したことがあるかについて、該当するものをすべて複数回答しに「○」印を選択（フリガナ式）してください。</p> <p>「1-a」～「1-d」と回答した場合は、指定を取り消した法人の概要や、当該取消の理由や背景等について、※指定を取り消した法人概要等の記入欄※に記入してください（次頁以降に2回体分の記入欄がございます）。</p>	回答欄
1 指定を取り消したことがある（当該法人が解散した場合を含む）	「1-a」～「1-d」について回答してください
1-a 貴団体が指定を取り消した（改選命令に法人が応じなかった等による）	
1-b 都市再生推進法人から指定取消の申し出があり、取り消した	
1-c 都市再生推進法人が解散した	
1-d その他	
<small>(その他記入欄)</small>	
2 指定を取り消したことがない	

※指定を取り消した法人概要等の記入欄①※

法人名 (フリガナ)							
設立年月日	西暦	年	月	日			
指定期年月日	西暦	年	月	日			
指定取消年月日	西暦	年	月	日			
1 公共施設の管理・活用							
2 イベント等実施による賑わい創出							
3 不動産管理・運営							
4 空き家・空き地の活用							
5 広告設置事業							
6 行政支援 (行政からの受託業務等)							
7 地域ビジョン・ルールの作成							
8 防災・防犯の意識啓発							
9 清掃・美化活動							
10 地域情報の発信 (広報紙・SNS・HP等)							
11 中間支援的活動 (コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般)							
12 その他							
指定取消の理由 や特異等							

※指定を取り消した法人概要等の記入欄②※

法人名 (フリガナ)							
設立年月日	西暦	年	月	日			
指定期年月日	西暦	年	月	日			
指定取消年月日	西暦	年	月	日			
1 公共施設の管理・活用							
2 イベント等実施による賑わい創出							
3 不動産管理・運営							
4 空き家・空き地の活用							
5 広告設置事業							
6 行政支援 (行政からの受託業務等)							
7 地域ビジョン・ルールの作成							
8 防災・防犯の意識啓発							
9 清掃・美化活動							
10 地域情報の発信 (広報紙・SNS・HP等)							
11 中間支援的活動 (コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般)							
12 その他							
指定取消の理由 や特異等							

問2-4 都市再生推進法人との連携状況

以下の設問は、「問2-2 都市再生推進法人の指定の状況」の設問において、「1 指定している」を選択した場合のみ、指定している団体ごとに回答してください(次頁以降に3団体分の記入欄がございます)。

なお、都市再生推進法人の指定が4団体以上ある場合は、シート「調査1の追加欄(問2-4関係)」の「都市再生推進法人との連携状況の記入欄③」から「都市再生推進法人との連携状況の記入欄④」にお申し込みます。

「都市再生推進法人との連携状況の記入欄①」

法人名①			
都市再生推進法人との連携状況について、 該当する5つの(二つ) に「○」印を選択(フリダック形式)し、その 重要 を記入欄にご記入願います。 「その他」を回答する場合は、「○」印を選択し、記入欄に当該内容をご記入願います。		回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
1 特段の情報共有は行っていない			情報共有を行っていない理由 等
2 適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている			情報共有の内容やその頻度 等
3 定期的に活動状況等の情報共有を図る場(会議等)を設けている			情報共有が行われている背景、情報共有のための関係者の連携 等
4 都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている			
5 法人が取り組むまちづくり活動を適宜調査し、情報共有を行っている			
6 その他			
都市再生推進法人との連携状況について、 該当する5つの(二つ) に「○」印を選択(フリダック形式)し、その 重要 を記入欄にご記入願います。		回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
普段から、法人と連携して定常的なまちづくり活動等を実施している			当該まちづくり活動等の内容、頻度 等
1 普段から、法人と連携して定常的なまちづくり活動等を実施している			法人が行政のパートナーとして活動を 行っている理由、きっかけ、背景 等
2 法人と連携した定常的な活動等は実施していない			実施していない理由 等

※都市再生推進法人との連携状況の記入欄②※

法人名②			
都市再生推進法人との連携状況について、 該当する五の(一)に「○」印を選択（フリダック形式）し、その概要を記入欄にご記入願います。 「その他」を回答する場合、「○」印を選択し、記入欄に当該内容をご記入願います。		回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
1 特段の情報共有は行っていない			情報共有を行っていない理由 等
2 適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている			情報共有の内容やその頻度 等
3 定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている			情報共有が行われている頻度、情報共有のための関係者の態様 等
4 都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている			
5 法人が取り組むまちづくり活動を週			
6 その他			
都市再生推進法人との連携状況について、 該当する五の(一)に「○」印を選択（フリダック形式）し、その概要を記入欄にご記入願います。		回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
1 普段から、法人と連携して定常的なまちづくり活動等を実施している			当該まちづくり活動等の内容、頻度 等 法人が行政のパートナーとしての活動を行っている理由、きっかけ、背景 等
2 法人と連携した定常的な活動等は実施していない			実施していない理由 等

※都市再生推進法人との連携状況の記入欄③※

法人名③			
都市再生推進法人との連携状況について、 該当する五の(一)に「○」印を選択（フリダック形式）し、その概要を記入欄にご記入願います。 「その他」を回答する場合、「○」印を選択し、記入欄に当該内容をご記入願います。		回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
1 特段の情報共有は行っていない			情報共有を行っていない理由 等
2 適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている			情報共有の内容やその頻度 等
3 定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている			情報共有が行われている頻度、情報共有のための関係者の態様 等
4 都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている			
5 法人が取り組むまちづくり活動を週			
6 その他			
都市再生推進法人との連携状況について、 該当する五の(一)に「○」印を選択（フリダック形式）し、その概要を記入欄にご記入願います。		回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
1 普段から、法人と連携して定常的なまちづくり活動等を実施している			当該まちづくり活動等の内容、頻度 等 法人が行政のパートナーとしての活動を行っている理由、きっかけ、背景 等
2 法人と連携した定常的な活動等は実施していない			実施していない理由 等

図2-5 都市再生推進法人になることを目指す団体等に対する支援制度等の状況

<p>都市再生推進法人の指定をめざす団体の指定に向けた取組を進捗する支援策や、当該団体を認定するの仕組み等の有無について、<u>該当するもの（一）</u>に「○」印を選択（フリガナ式）してください。</p>		回答欄
1	都市再生推進法人になることを目指す団体等に対する支援制度等がある	
2	都市再生推進法人になることを目指す団体等に対する支援制度等がない	
<p>「1」と回答した場合は、当該支援策や仕組みの名称を記入してください。</p> <p>記入欄</p>		
(依頼)	<p>支援策や仕組みの概要を示す資料のPDFデータ（スキャン等で構いません）を添付してください。</p>	

3) 調査結果:調査票 1 都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査[市区町村まちづくり担当課向]

①「1. 都市再生特別措置法等に基づく協定締結に関する実態調査」

表 2.1-5 に示す協定、特例、制度等の活用実績について把握した。次項以降に、得られた回答の一覧表を作成し、必要に応じ、昨年度までの活用実績データ等との統合を図った。

表 2.1-5 都市再生特別措置法等に基づく協定締結に関する実態調査の内容

項目	調査内容
問 1-1 都市再生特別措置法等に基づく協定、特例等	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市利便増進協定の締結実績 ② 都市再生歩行者経路協定の締結実績 ③ 都市再生整備歩行者経路協定の締結実績 ④ 低未利用土地利用促進協定の締結実績 ⑤ 道路占用許可の特例の活用実績 ⑥ 河川敷地占用許可制度を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用 ⑦ 都市公園占用許可の特例の活用実績 ⑧ 都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績 ⑨ 市町村都市再生協議会の設立実績 ⑩ 滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)の設定実績 ⑪ 交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況
問 1-2 滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)で活用可能となる制度等	<ul style="list-style-type: none"> ① 一体型滞在快適性等向上事業の活用実績 ② 公園施設設置管理協定制度の活用実績 ③ 都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績 ④ 都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績 ⑤ 都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績 ⑥ 普通財産の活用実績
問 1-3 中心市街地整備推進機構	中心市街地整備機構の概要

問 1-1 都市再生特別措置法等に基づく協定、特例等

■設問

貴団体管内の「都市再生特別措置法等に基づく協定」等について、各々の回答欄に該当する内容をご記入願います。

①～⑪について、今年度新規で把握した実績については番号の左に★マークを標記した。

①都市利便増進協定の締結実績

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
1	富山市、(株)富山市民プラザ ※H31.4.1に(株)まちづくりやまから(株)富山市民プラザへ変更	H24.3.29		グラントプラザ(広場)に設置する音響装置、ミスト装置	(株)富山市民プラザが日常管理や施設を活用したイベントを実施 管理については、グラントプラザが利用料徴収による自主財源にて維持管理するもの。
2	川越市、(株)まちづくり川越	H24.8.7	H25.3.15	自転車駐車器具	サイクルポート周辺の維持管理を実施
3	北海道開発局、札幌大通まちづくり(株)	H25.3.28	R4.3.31	食事施設、広告板	札幌大通まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
4	草津市、草津まちづくり(株)	H25.12.27		公園系施設(屋上広場、管理倉庫、受水槽)、 賑わいを創出する施設(屋外デッキ、テーブル、イス)	草津まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
5	大阪市、エヌ・ティ・エー都市開発(株)、 三井住友信託銀行(株)、積水ハウス(株)、 ノースアセット特定目的会社、 阪急電鉄(株)、三菱地所(株)、 (一社)グランフロント大阪TMO	H26.12.5		歩道関連施設、オープンカフェ・売店等、 広告板・パナール広告、敷地内広告、案内サイン、 屋外ベンチ、非常用電源コンセント、多機能照明柱(添架設備)、 防犯カメラ、アッパーライト	清掃・点検・巡回、違反広告物の撤去、放置自転車の整理
6	東海市、(株)まちづくり東海	H28.2.16		食事施設、休憩施設その他これらに類するもの	清掃、美化活動、広告物の指導等
7	草津市、草津まちづくり(株)	H28.12.2		食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの 広告塔、案内板、看板、標識、旗竿、パーキング、幕、アーチその他これらに類するもの	清掃、美化活動、地被類・植栽管理及び園内植栽装飾
8	柏市、(一財)柏市みどりの基金	H29.2.3		食事施設、購買施設	北柏ふるさと公園他8か所管理、地域活性化イベント運営事業、歩道緑化事業、河川空間活用事業等
9	長浜市、えさまち長浜(株)	H29.3.14	R7.3.31	長浜駅周辺の通路、駐車場、広場、広告塔、えさまちテラス長浜公共通路及び緑地広場、イベント広場等	日常管理業務はえさまち長浜株式会社が実施 管理に要する費用は財産区分に応じて締結者間で分担し負担
10	仙台市、(一社)荒井タウンマネジメント	H29.3.24	R8.3.31	運動広場、運動広場付帯管理施設、運動施設 設案内板	芝生・樹木・植栽帯の維持管理、日常的な清掃・点検・巡回、公園施設の小規模修繕、利用方法やマナーの周知・注意、駐輪マナーの啓発
11	さいたま市、(一社)アーバンデザインセンター大宮	H30.2.20	未定	賑わい創出事業のための設備、休憩施設	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等を実施。管理に要する費用は施設や設備ごとに締結者間で分担し負担

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
12	名古屋市、栄ミナまちづくり(株)	H30.3.23		デジタルサイネージ、シェアサイクルポート、アーチ添加広告、有料駐輪設備	・設置施設の巡回、点検及び周辺の清掃、美化活動、異常報告の実施・放置自転車の整理、マナー向上に関する啓発活動の実施・路上違法看板の掲出抑制に関する啓発活動の実施・良好な景観形成に寄与する広告物の自主審査
13	栄ミナまちづくり(株)、三菱UFJ信託銀行(株)	H30.3.30		シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等
14	福井市、まちづくり福井(株)	H30.4.4	R5年度	食事・購買・休憩施設、広告塔・看板、屋外ベンチ、花壇	協定区域におけるイベント等の管理・運営と清掃・美化活動、プラントナー等の管理
15	豊田市、(一社)TCCM	H30.5.20	R10.3.31	飲食店、ペDESTリアンデック、インフォメーション施設、停車場線	広場の利用に対するPR・事務等、都市利便増進施設及び周辺の清掃、美化活動、違法広告物撤去
16	中部地方整備局、栄ミナまちづくり(株)	H30.9.25		デジタルサイネージ、シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等
17	前橋市、(公財)前橋市まちづくり公社	H31.3.8	R5.3.31	広場、広告板、案内施設、休憩施設	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の日常管理
18	神戸市、神戸ハーバーランド(株)	H31.3.14		購買施設、食事施設、駐車場、広場、通路	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の清掃・点検等の維持管理
19	福崎町、(株)PAGE	H31.3.29		賑わい創出施設等	福崎町が(株)PAGEを指定管理者とし(株)PAGEが施設の運営、管理
20	静岡市、(一社)草薙カルテッド	R1.7.13	R6年度	小規模売店、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラボラカメラ(北口芝生広場)	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
21	静岡市、(一社)草薙カルテッド	R1.7.13		小規模売店、広告板、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラボラ、フランチー(南口イベント広場地区)	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
22	渋谷区、(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	R1.10.10	R17.3.31	公衆便所、広告物、コインロッカー、カフェ及び観光案内所、バス定期券売所及びバス案内所、道路通行空間	清掃サービスレベル向上事業を協力して実施することにより体系的な管理を行う
★23	静岡市、御伝鷹まちづくり(株)	R2.10.16	R9.3.31	軽飲食販売施設、オープンカフェ施設(机、椅子、花壇プラントナー)、照明、イベント用電源設備、散水栓、宅内ポンプ、水辺テック	都市利便増進施設及びその周辺の清掃及び美化活動の実施、周辺の安全な通行の確保、店舗、オープンカフェ施設等の設置・活用に関する損害対応
24	倉敷市、倉敷まちづくり(株)	R3.8.20	都市再生整備計画への位置付けがある限り有効	ウッドデッキ、芝生広場、テーブル、イス、日除け施設、屋外ベンチ、植樹帯、フランチー、広告板	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等の実施と施設の日常管理
25	(一社)美園タウンマネジメント	R3.11.8	未定	道路	駐輪場及び自転車を賃貸する事業の実施
26	春日井市、高蔵まちづくり(株)	R3.11.18		駅前広場、地下道、公共空地、駐車場、トイレ、市民コーナー、食事購買施設、ベンチ・テーブル、植栽	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等の実施と周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
27	錦二丁目エリアマネジメント(株)	R4.3.15	R7.3.31	木質化ベンチ（都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設）、グリーンインフラ（SDGs まちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設）及び隣接する歩道上植栽	設置施設の巡回、点検及び周辺の清掃、美化活動、異常報告の実施
28	静岡市、(一社)草薙カルテッド	R4.3.25		南口イベント広場、北口芝生広場、広告板、バナナフラッグ、テーブル、椅子、常設の小規模売店、パラソル、屋外ベンチ、ブランター、防犯カメラ、北口駐輪場	施設及び芝生の管理、清掃業務等
29	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	R4.8.30		公共空間、駐車場、広告塔、看板、展望施設、夜間景観形成施設	都市利便増進施設の日常管理業務は株式会社 神戸ウォーターフロント開発機構が実施することとし、これに要する費用は、協定締結者間で分担して負担する。
30	前橋市、(一社)前橋デザインコミュニケーション、土地建物所有者	R4.9.21	R15.3.31	道路、公園、河川、広場	日常管理業務は、協定締結者が実施することとし、また、日常管理に要する費用は協定締結者が負担するものとする。
★31	岡崎市、株式会社まちづくり岡崎	R5.3.31	R8.3.31	オープンカフェ等の設置（食事施設、購買施設、休憩所）＜該当施設例＞テーブル、イス、ベンチ等	都市利便増進施設及び周辺（施設を設置しない歩道部を含む）の清掃、美化活動の実施○良好な景観の保全・形成（屋外広告物、夜間照明、まちなみ等）
★32	公益財団法人名古屋まちづくり公社、名古屋市、東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、名古屋市（高速度鉄道事業者）	R5.5.1	記載なし	金山総合駅連絡通路橋	総括管理（災害時不測事態発生時の応急措置、苦情処理、日常巡回、施設管理等）・点検・警備・修繕 など

②都市再生歩行者経路協定の締結実績

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	協定施設	日常管理に関する事項
1	福岡市・JR九州・西日本シティ銀行・(株)TAK プロパティ	平成 23 年 9 月 30 日	継続中	地下通路	日常の管理区分の明示、シッター・止水板の操作区分、保守工事・点 検・修繕区分の明示・区域内の秩序の保持・財産の保全・人命の安全確 保に関する区分の明示
2	港区・東京都・株式会社アルパログランデ	平成 30 年 9 月 10 日 (令和 4 年 4 月 22 日 変更)	竹芝開発業務棟・住宅 棟の存する日まで	昇降施設、歩行者デッキ、民間施 設内通路等	財産区分に従い、各々が自己の責任及び費用において実施する

③都市再生整備歩行者経路協定の締結実績

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	協定施設	日常管理に関する事項
1	えきまち長浜 (株)、西日本旅客鉄道 (株)、(株) 平和堂、地権者、長浜市	平成 29 年 12 月 28 日	指定なし	長浜駅自由通路、階段、エスカレ ーター、ペデストリアンデッキ等	財産区分に応じ、えきまち長浜 (株)、(株) 平和堂が実施

④低未利用土地利用促進協定の締結実績

実績報告なし

⑤道路占用許可の特例の活用実績

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
1	新宿駅前商店街振興組合	H24	R7	新宿区	常設オープンカフェ（食事施設）、地域ルールに則った広告の設置
2	札幌大通まちづくり株式会社	H25	R3	北海道開発局	すわろテラス、オープンカフェ（食事施設）の設置、広告板の設置
3	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	H25	未定	群馬県・高崎市	オープンカフェ（カフェならびに食事施設）の設置 オープンカフェを設置して適切に維持管理することにより、まちのにぎわいを創出する。
4	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	H25	未定	群馬県・高崎市	自転車駐輪器具（サイクルポート）の整備 民間が中心となった協議会を組織し、コミュニティサイクル専用の自転車駐輪器具を活用して事業の管理・運営を図る。
5	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	H25	R9	大阪市	広告板・バナー広告の設置・管理、オープンカフェ・売店等（食事施設・購買施設）の設置・管理
6	岡山市	H25		中国地方整備局	コミュニティサイクルステーションの設置
7	新鳥取駅前地区商店街振興組合	H25		鳥取市	休憩施設の設置
8	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	H26	R4	東京都	食事施設・オープンカフェ（食事施設）・購買施設等の設置によるにぎわいの創出
9	サイカパーキング(株)	H26		神戸市	コミュニティサイクルステーションの設置
10	(一社)柏の葉アーバンデザインセンター	H26		柏市	休憩施設の設置、バナー広告の設置
11	まちづくり福井(株)	H26	R5	福井市	オープンカフェ（食事施設）の設置
12	高岡市、(公社)高岡市観光協会	H26	R7	高岡市	観光案内所の設置
13	(株)まちづくり長野	H26	R2	長野市	オープンカフェ（食事施設）の設置
14	富士見商店街協同組合	H26		千葉市	オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置、マーケット、路上パフォーマンスの実施、ストリートフェスの実施 バナー広告の設置
15	NPO法人タナベ・ピネットワーク北九州	H26		北九州市	コミュニティサイクルステーションの設置
16	協同組合 総曲輪通り商盛会	H26		富山市	休憩施設の設置、バナーラッグの設置
17	株式会社まちづくり東海	H27		東海市	オープンカフェ等店舗設置・運営、場所貸出し

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
18	神戸市	H27		神戸市	購買施設、食事施設、広告の設置（地下街「デュオこっぺ浜の手」）、オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置
19	千葉銀座商店街振興組合	H27		千葉市	フリーマーケットの実施
20	千葉市中心市街地まちづくり協議会	H27		千葉市	地元特産物等販売、オープンカフェの実施
21	ウエストリオテナント会	H27		千葉市	マルシェの実施
22	パランルギヤラリー実行委員会	H27		千葉市	工房、オープンカフェの実施
23	栄町通り商店街振興組合	H27		千葉市	フリーマーケット、音楽ライブの実施
24	千葉都心イルミネーション実行委員会	H27		千葉市	イルミネーションにおけるパナー広告の設置
25	(公社)千葉県観光物産協会	H27		千葉市	観光PRイベントの実施
26	センシティブレインディング管理組合	H27		千葉市	モノール支柱商業巻広告の設置
27	姫路市	H27		姫路市	コミュニティサイクル事業
28	一般財団法人柏市まちづくり公社	H28	R5	柏市	柏駅前ペDESTリアンデッキ、オープンカフェ(食事施設)の設置、広告版・パナー広告の設置にて道路空間の利活用の仕組みを構築・運営による賑わいの創出
29	特定非営利活動法人うつのみやまちづくり推進機構	H29		宇都宮市	宇都宮まちなかオープンカフェ事業
30	まちづくり協議会	H29	未定	高崎市	オープンカフェ（カフェならびに食事施設）の設置 オープンカフェを設置して適切に維持管理することにより、まちのにぎわいを創出する。
31	周南市、選定された事業者	H29		周南市	オープンカフェ、マーケット等の実施
32	r-223	H29		千葉市	千葉駅前大通りでの屋台設置
33	多摩センター地区連絡協議会	H29	R3	多摩市	オープンカフェの設置
34	(一社)新虎通りエリアマネジメント	H30	R4	東京都	・オープンカフェ及び店舗の設置（食事・購買施設） ・地域のルールに則った広告塔・看板の設置
35	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	H30	R16	渋谷区	食事施設（カフェ及び観光案内所）の設置・管理 購買施設（バス定期券発売所及びバス案内所）の設置・管理

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
36	まちづくり福井株式会社	H30	R5	福井市	常設のオープンカフェ・売店・看板の設置・管理
37	松本市（運営主体は民間業者）	H30	R3	松本市	自転車駐輪器具（サイクルポート）の整備
38	栄ナミまちづくり株式会社	H30		名古屋市長、国土交通大臣	デジタルサインエージ、シェアサイクルポート、アーチ添加広告（看板）、パークレット添加広告（看板）
39	（一社）TCCM	H30	R4	豊田市	広告看板の設置・管理、マーケットの開催（オープンカフェ等の設置）
40	千葉商工会議所	H30		千葉市	歩行者天国（食事施設・購買施設）
41	（株）まちづくり大津	H30		大津市	食事施設・購買施設、広告塔・看板、サイクルポートの設置
42	（株）宿坊クエイティブ	H30		和歌山市	道路空間を活用した社会実験
43	（一社）草薙カルテッド	H30		静岡市	食事施設等の設置、管理
44	一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	R1	R5	柏市	食事施設の設置 サイン・バナーの設置
45	（公財）前橋市まちづくり公社	R1	R4	前橋市	食事施設、購買施設その他類する施設（オープンカフェ等）
46	（株）トーハク、サイカバークィング（株）	R1	R5	神戸市	コミュニティサイクルポート（自転車駐車器具で自転車賃貸する事業の用に供するもの）の整備・管理、オープンカフェ「三宮ブッツ」(テーブル、椅子、パナル、ベンチ等)の賑わい創出
47	一般社団法人草薙カルテッド、静岡市	R2	R6	静岡市	常設オープンカフェ（食事施設等）の設置・管理
48	豊中市	R2	R7	豊中市	シェアサイクル事業
49	川崎市まちづくり局	R2		川崎市	公共空間を有効活用した広告事業
50	まちづくり武生株式会社	R2	R4	福井県	オープンテラス（テーブル、イス）の設置
51	こまがねテラス	R2		駒ヶ根市	沿道飲食店の路上利用
52	御伝鷹まちづくり株式会社	R2	R8	静岡市	常設オープンカフェ（軽飲食販売施設等）の設置・管理
53	交通事業者等	R2	R6	国・宮崎県・宮崎市	サイクルポート設置
54	株式会社 ドコモ・バイクシェア	R3	R5	横浜市道路局管理課	横浜都心部コミュニティサイクル事業
55	川崎市	R3	R7	川崎市	広告塔、バナー・フラッグ等の設置による景観の向上

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
56	県庁通りミーティング協議会	R3		岡山市	県庁通りにおいて、歩道の一部を活用しオープンカフェ等を実施
★57	北九州市	R3	R7	北九州市	北九州市シェアサイクル事業
58	一般社団法人梅田1丁目エリアマネジメント	R3	R7	大阪市	広告板の設置・管理、オープンカフェ等（食事施設・購買施設）の設置・管理
59	函館市	R4	R5	国土交通省・北海道・函館市	オープンカフェ等社会実験
60	多摩センター地区連絡協議会	R4	R6	多摩市長	都市再生整備計画事業におけるオープンカフェ事業
★61	錦二丁目エリアマネジメント(株)	R4	R6	名古屋市長	ベンチ、自転車駐車器具
★62	都市再生推進法人	R4	R7	和歌山市	道路空間を活用した社会実験（3か所）
★63	株式会社まちづくり岡崎	R5	R7	岡崎市	歩道を中心とした軒先活用など
★64	(一社) TCCM	R5	R10	豊田市	マーケットの開催等
★65	ダイセン産業株式会社	R5	R6	伊勢市長	自転車駐車器具（シェアサイクルポート）の設置・管理

⑥河川敷地占用許可制度を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績

NO.	都道府県	市区町村	区域指定日	区域名称	河川名	河川管理者	占用主体	占用施設	許可期間	実施事業	利用形態
1	東京都	大田区	R1.6.17			京浜河川事務所	大田区、公募選定事業者			以下を想定しているが、コロナ禍等により未実施、飲食事業、水辺のレジャー・スポーツイベント、自然観察会	
2	福井県	福井市	R2年度	福井まちなか地区	足羽川	福井県	まちづくり福井株式会社	屋台・ケータリングカ ー、飲食・休憩用の椅子等	令和2～5年度	ふくいまちキャン	まちなか BBQ、テントサウナ、体験コーナー、お泊りキャンプなど
3	東京都	世田谷区	R3.2.5	多摩川河川敷左岸、兵庫島公園の一部	多摩川	国土交通省関東地方整備局	都市再生推進法人 二子玉川エリアマネジ メント	(広場と一体をなす) 飲食施設、アウトドアオフィス	指定日から令和6年度まで	キッチンカー事業、アウトドアオフィス事業	キッチンカー事業：(土日) キッチンカーの設置 アウトドアオフィス事業：(平日) テント、テーブル、チェア等の設置
4	千葉県	柏市	(現在協議中で指定前)			千葉県柏土木事務所	(一財)柏市みどりの基金			ウッドデッキの整備を計画中	

⑦都市公園占用許可の特例の活用実績

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	公園管理者	実施事業
1	(株)ドコモ・バイクシェア	H28	R5	横浜市	横浜都心部コミュニティサイクル事業
2	姫路市	H29		姫路市	姫路公園におけるサイクルステーション（自転車駐車器具）の整備
3	栄ミナまちづくり(株)	H30		名古屋市	白川公園、裏門前公園にてシェアサイクルポートを設置
4	(株)まちづくり大津	H30		大津市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
5	ユタカ交通(株)	H30	H30	和歌山市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
6	江東区、民間事業者	H30	R9	江東区	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
7	雲仙市	H30		雲仙市	園児の野外遊び場としての利用
8	(一社)竹芝エリアマネジメント	R1		東京都	ライトアップイベント
9	国立研究開発法人産業技術総合研究所	R1		三豊市	金坂公園内の温泉井戸内に観測装置を設置して歪観測を行い、南海トラフ地震発生予測に関する研究を行う。
10	(株)Open Street	R2		千葉市	シェアサイクル事業
11	荒川区	R2	R6	荒川区	シェアサイクル事業（運営主体は民間事業者）
12	豊中市	R2	R7	豊中市	シェアサイクル事業
13	トヨノつながる WE マーケット	R2		豊能町	マルシェ（手作り品販売、リサイクル品販売、各店舗紹介、コミュニケーションの場として利用）
14	福岡市、neuet(株)	R2	実施中	福岡市	サイクルポートの設置
15	交通事業者等	R2	R6	宮崎市	サイクルポート設置
★16	八王子市	R3	R5	八王子市	シェアサイクル事業の実施運営
★17	大田区	R5	R6	大田区	コミュニティサイクル事業の実施運営

⑧都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績

NO.	提案者	提案日	提案内容
1	札幌大通まちづくり(株)	H25.1.29	都市利便増進協定に関する事項、道路占用許可の特例に関する事項
2	まちづくり福井(株)	H25.12.19	道路占用許可の特例に関する事項
3	(一社)グランフロント大阪TMO	H26.10.15	都市再生整備計画 うめきた先行開発地区の変更を提案
4	特定非営利活動法人 砂山バンマツリ	H27.3.1	砂山南地区まちづくりの整備について
5	(一財)柏市まちづくり公社	H27.12.25	道路占用許可の特例に関する事項
6	草津まちづくり(株)	H28.4.20	都市利便増進協定の締結について
7	えままち長浜(株)	H28.11.28	都市利便増進協定に関する事項、都市再生整備歩行者経路協定に関する事項
8	(一財)柏市みどりの基金	H29.2.1	利便増進施設設置事業、地域活性化イベント運営事業、歩道緑化事業
9	(一社)荒井タウンマネジメント	H29.3.7	民間が公園内に運動施設を設置し、その収益によって公園全体の維持管理を行うことで、魅力ある公園空間の創出やまちの交流・賑わいづくりに寄与
10	(一社)新虎通りエリアマネジメント	H29.10.10	地域のにぎわい創出に資する活動を継続・拡大するための、道路占用の特例制度活用
11	(一社)グランフロント大阪TMO	H29.12.12	前計画(H25～H29年度)を継承した都市再生整備計画案を提案(期間：H3～R4年)
12	(一社)アーバンデザインセンター大宮	H29.12.26	都市利便増進協定制度の活用
13	栄ミナまづくり(株)	H30.3.1	デジタルサイネージ事業、有料駐輪場事業、シェアサイクル事業、アーチ追加広告事業の実施
14	(一社)JTCCM	H30.5.2	道路占用の特例区域、都市利便増進協定について
15	(株)まちづくり大津	H30.6.21	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例 活用(シェアサイクルポートの設置)
16	(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	H30.10.1	都市利便増進施設の一體的な整備・管理が必要と認められる区域を変更することにより、都市利便増進施設の対象を拡大し、渋谷区と都市再生推進法人とで連携して快適な歩行者空間の提供を目的とした道路や公衆便所等公共空間の維持管理を実施
17	まちづくり福井(株)	R1.12.23	河川敷地占用許可の特例制度の活用
18	(株)町田まちづくり公社	R2.3.30	道路占用許可の特例に関する事項
19	(一社)二子玉川エリアマネジメント	R2.7.1	まち、都市公園、河川敷が一体となった地域のにぎわいの創出 啓発活動等による地域の防災意識と自然環境の保全意識の向上
20	御伝鷹まちづくり(株)	R2.7.30	道路占用許可の特例利用とそれによる食事施設等の設置
21	(株)街づくりまんぼう	R3.3.18	都市再生整備計画の素案の提案
22	倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発事業区域内 あちてらす倉敷北館 土地所有者	R3.3.31	一体型滞在快適性等向上事業の実施について
23	(株)まちづくり岡崎、(株)三河家守舎	R3.4.1	道路占用許可の特例及び都市利便増進協定に関する記載についての変更提案
★24	一般社団法人 まちづくり府中	R3.9.1	府中駅・府中本町駅周辺のにぎわい創出にかかる道路活用について
25	錦二丁目エリアマネジメント(株)	R3.9.22	錦二丁目地区へのウォークアル区域の指定
26	(一社)伊豆長岡温泉エリアマネジメント	R3.12.11	民間施設の拠点施設整備
27	豊田まちづくり(株)	R3.12.28	滞在環境の向上に資する環境整備等

NO.	提案者	提案日	提案内容
★28	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント	R4.2.12	地区内の住民、就業者、来訪者等の多種多様な人々のライフスタイルに合わせた歩行者ネットワークを形成している為、特に「室一本一地区デザインルール」の先行運用地区において滞在快適性工場区域を設定し、まちの賑わいと快適に過ごせる空間を整備する。
29	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	R4.7.19	官民連携した新たなにぎわいの創出やまちの回遊性の向上を整備方針に掲げた整備計画
★30	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	R4.8.26	計画期間 R5～R9 年度の計画の提案
★31	三田地域振興株式会社	R4.10.5	看板の設置・管理、イベントの開催、オープンカフェの設置、町家等歴史的建造物の保存活用
★32	社会医療法人天神会	R4.11.30	一体型滞在快適性等向上事業の実施について
★33	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	R4.12.26	第3期都市再生整備計画 まちなかウォーカーガブル推進事業（滞在環境向上に向けた社会実験、休憩施設等整備）の位置づけ
★34	アドバンス豊屋川マネジメント株式会社	R5.3.24	官民連携施策について友呂崎緑地の立体化公園整備について
★35	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	R5.4.24	道路占用許可の特例を活用し、さいたま市道 3.3.75 大宮中央通線の大宮門街前歩道部に、購買・飲食施設を設置し適切に運営・管理を行うことで、賑わいの創出を図る。

⑨市町村都市再生協議会の設立実績

NO.	協議会名	構成員	自治体	設立年度
1	田名部まちなか再生協議会	市区町村、商工会、商工会議所、青年会議所等、商店街振興組合、商店会等、まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO等）、自治会、民生委員児童委員協議会	青森県むつ市	H24
2	長井市都市再生整備計画検討委員会	商工会、商工会議所等、まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO等）、知識経験を有するもの	山形県長井市	H25
3	松山市都市再生協議会	市区町村、交通事業者、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO等）	愛媛県松山市	H25
4	土佐市都市再生協議会	—	高知県土佐市	H26
5	五泉市都市再生協議会	市区町村、交通事業者、商店街振興組合、商店会等、金融機関、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等、観光系団体、観光事業者等、農業系団体等、市議会、不動産、環境、教育、景観・文化財	新潟県五泉市	H27
6	宇部市都市再生推進協議会	—	山口県宇部市	H27
7	高知市都市再生協議会	大学、学識経験者、市民	高知県高知市	H27
8	飯塚市地域連携都市政策協議会	—	福岡県飯塚市	H27
9	鯖江市都市再生協議会	大学、学識経験者、関係団体の代表者、市民の代表者	福井県鯖江市	H27
10	花巻市都市再生協議会	—	岩手県花巻市	H27
11	熊本市多核連携都市推進協議会	市区町村、都道府県、大学、学識経験者、多核連携都市の実現に際し密接な関係を有する者、本市に居住又は通勤通学する者で公募のうえ選任されたもの	熊本県熊本市	H27
12	水戸市都市再生協議会	大学、学識経験者、まちづくり協議会等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む任意組織等）	茨城県水戸市	H28
13	春日部市都市再生協議会	—	埼玉県春日部市	H28
14	市原市都市再生協議会	市区町村、都道府県、UR、開発公社等、交通事業者、商工会、商工会議所等、金融機関、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等、農業系団体等、法第117条第3項の規定による申出をした誘導施設等整備民間事業者であり市が回案第4項の規定により当該申出に応じたもの	千葉県市原市	H28
15	竹原市都市再生協議会	都道府県、国土交通省（地方整備局等）、商工会、商工会議所等、金融機関、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人等、建築士、市民	広島県竹原市	H28
16	福山市都市再生協議会	市区町村、都道府県、交通事業者、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等、経済	広島県福山市	H28
17	府中市都市再生協議会	市区町村、交通事業者、大学、学識経験者、市民、関係団体	広島県府中市	H28
18	丸亀市都市再生協議会	—	香川県丸亀市	H28
19	南国市都市再生協議会	市区町村、有識者	高知県南国市	H28
20	彦根市都市再生協議会	市区町村、都道府県、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、観光系団体、観光事業者等	滋賀県彦根市	H28
★21	市原市都市再生協議会	市区町村、都道府県、UR、開発公社等、交通事業者、商工会、商工会議所等、金融機関、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等、農業系団体等	千葉県市原市	H28
22	秋田市都市再生協議会	市区町村、都道府県、大学、学識経験者、関係団体、市民団体	秋田県秋田市	H29
23	直方市都市再生協議会	—	福岡県直方市	H29
24	吉岡町都市再生協議会	市区町村、都道府県、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人等、農業系団体等、自治会	群馬県吉岡町	H29
★25	函南町都市再生協議会	市区町村、都道府県、交通事業者、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO等）、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等、農業系団体等、中学校PTA	静岡県函南町	H29
★26	早島町都市再生協議会	市区町村、都道府県、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、農業系団体等、岡山県歴史町建造物委員会委員、西日本旅客鉄道（株）、早島小学校PTA会長	岡山県早島町	H29
27	古平町都市再生協議会	—	北海道古平町	H30
28	長万部まちづくり推進会議	—	北海道長万部町	H30
29	四万十市都市再生協議会	市区町村、大学、学識経験者、民間団体、区長	高知県四万十市	H30
★30	金沢市都市再生協議会	市区町村、都道府県	石川県金沢市	H30

NO.	協議会名	構成員	自治体	設立年度
31	鹿島市都市再生協議会	交通事業者、商工会、商工会議所等、金融機関、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等、農業系団体等、教育子育て、建築、不動産取引等	佐賀県鹿島市	R1
32	益城町都市再生協議会	交通事業者、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等、教育委員会、地元自治会、議会	熊本県益城町	R1
33	鞍手町都市再生協議会	市区町村、都道府県、交通事業者、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、医療系団体、医療機関等、観光系団体、観光事業者等、農業系団体等、町議会議員、自治会、教育機関、高齢者団体	福岡県鞍手町	R2
34	雫石町都市再生協議会	都道府県、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、まちづくり協議会等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む任意組織等）、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等、集落支援員	岩手県雫石町	R2
35	四日市市都市再生協議会	市区町村、都道府県、交通事業者、商工会、商工会議所等、百貨店等、不動産、放送	三重県四日市市	R2
36	いの町都市再生協議会	—	高知県いの町	R2
37	米子市都市再生協議会	市区町村、商店街振興組合、商店会等	鳥取県米子市	R3
38	佐世保市都市再生協議会	大学、学識経験者、まちづくり専門家、関係団体を代表する者	長崎県佐世保市	R3
★39	高松市都市再生協議会	市区町村、都道府県	香川県高松市	R3
★40	余市町都市再生協議会	市区町村、都道府県、国土交通省（地方整備局等）、交通事業者、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、医療系団体、医療機関等、観光系団体、観光事業者等、一般公募	北海道余市町	R4
★41	戸田市都市再生協議会	市区町村、都道府県、商工会、商工会議所等、商店街振興組合、商店会等、大学、学識経験者、警察	埼玉県戸田市	R5
★42	尾道市都市再生協議会	市区町村、都道府県、交通事業者、商工会、商工会議所等、金融機関、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等	広島県尾道市	R5

⑩滞在快適性等向上区域の設定実績

NO.	区域名称	自治体名	区域設定年度
1	まちなかウォークャブル区域	佐賀県佐賀市	R2
2	まちなかウォークャブル区域	佐賀県基山町	R2
3	ウォークャブルエリア	広島県福山市	R2
4	田村駅周辺地区	滋賀県長浜市	R2
5	関内・関外地区	神奈川県横浜市	R2
6	小杉駅周辺地区	神奈川県川崎市	R2
7	沼津駅周辺地区	静岡県沼津市	R2
8	木更津駅周辺地区	千葉県木更津市	R2
9	津久見地区	大分県津久見市	R2
10	沖端水天宮周辺地区	福岡県柳川市	R2
11	西鉄柳川駅周辺地区	福岡県柳川市	R2
12	乙川リバーフロント QURUWA 戦略地区	愛知県岡崎市	R2
13	刈谷駅周辺地区滞在快適性等向上区域	愛知県刈谷市	R2
14	綾まちなかウォークャブル区域	宮崎県綾町	R2
15	清水・祇園地区	京都府京都市	R2
16	熊本市中心市街地地区	熊本県熊本市	R2
17	名称なし（広島都心地区（Ⅱ期））	広島県広島市	R2
18	滞在快適性等向上区域	広島県尾道市	R2
19	滞在快適性等向上区域	香川県宇多津町	R2
20	善通寺市中心市街地地区	香川県善通寺市	R2
21	都市計画道路 氷川緑道西通線	埼玉県さいたま市	R2
22	滞在快適性等向上区域（大宮駅周辺地区（第2期））	埼玉県さいたま市	R2
23	リージョン・コア YOKKAICHI 地区	三重県四日市市	R2
24	草津駅周辺都市機能誘導区域	滋賀県草津市	R2
25	霧島市国分中央地区(第3期)	鹿児島県霧島市	R2
26	長岡市中心市街地地区	新潟県長岡市	R2
27	川崎駅周辺地区	神奈川県川崎市	R2
28	幕張新都心地区	千葉県千葉市	R2
29	JR 東貝塚駅西側地区滞在快適性等向上区域	大阪府貝塚市	R2
30	高石駅周辺地区	大阪府高石市	R2
31	JR 三重町駅周辺地区	大分県豊後大野市	R2
32	滞在快適性等向上区域 桜井駅南地区	奈良県桜井市	R2
33	小倉都心地区	福岡県北九州市	R2
34	須賀川南部地区	福島県須賀川市	R2
35	神戸都心ウォーターフロント地区（第2期）	兵庫県神戸市	R2
36	湯の川地区	北海道函館市	R2
37	まちなかウォークャブル区域	茨城県境町	R2
38	特に名称なし(小山市中心拠点地区内)	栃木県小山市	R2
39	滞在快適性等向上区域(町田駅周辺地区)	東京都町田市	R2
40	滞在快適性等向上区域(豊田都心地区)	愛知県豊田市	R2
41	ウォークャブル区域(三河安城マチナカ協創地区)	愛知県安城市	R2
42	枚方市駅周辺地区	大阪府枚方市	R2
★43	姫路城周辺地区	兵庫県姫路市	R2
★44	まちなかウォークャブル区域（栄・伏見・大須地区）	愛知県名古屋市	R2
★45	霧島市国分中央地区(第4期)	鹿児島県霧島市	R2
★46	青森駅周辺地区	青森県青森市	R2
★47	青森操車場跡地周辺地区	青森県青森市	R2
★48	富山駅北ブルバール地区	富山県富山市	R2
★49	富山市八尾地区	富山県富山市	R2
★50	滞在快適性等向上区域	北海道北広島市	R3
51	蓮田市中心市街地地区	埼玉県蓮田市	R3
52	錦二丁目地区	愛知県名古屋市	R3
53	倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発事業地区（あちてらす倉敷）	岡山県倉敷市	R3

NO.	区域名称	自治体名	区域設定年度
54	石巻かわまちエリア滞在快適性等向上区域	宮城県石巻市	R3
55	滞在快適性等向上区域	群馬県前橋市	R3
56	武雄市武雄温泉駅周辺地区	佐賀県武雄市	R3
57	滞在快適性等向上区域(浦和駅西口周辺地区)	埼玉県さいたま市	R3
58	滞在快適性等向上区域(岩槻駅周辺地区)	埼玉県さいたま市	R3
59	まちなかウォークアブル区域	三重県熊野市	R3
60	金谷都市拠点地区ウォークアブル区域	青森県むつ市	R3
61	田名部まちなか地区ウォークアブル区域	青森県むつ市	R3
62	まちなかウォークアブル区域	青森県弘前市	R3
63	名称は特になし(駿府ふれあい地区の区域内)	静岡県静岡市	R3
64	あべの筋周辺地域	大阪府大阪市	R3
65	うめきた2期地区	大阪府大阪市	R3
66	なんば駅周辺地域、	大阪府大阪市	R3
67	正蓮寺川周辺地区	大阪府大阪市	R3
68	長居駅周辺地区	大阪府大阪市	R3
69	角盤町周辺地区	鳥取県米子市	R3
70	米子駅周辺地区	鳥取県米子市	R3
71	池袋地区	東京都豊島区	R3
72	富山駅北ブルバール地区	富山県富山市	R3
73	小倉都心地区	福岡県福岡市	R3
74	東田地区	福岡県北九州市	R3
75	北広島市ポールパーク地区	北海道北広島市	R3
76	滞在快適性等向上区域	和歌山県和歌山市	R3
77	滞在快適性等向上区域(仙台都心地区)	宮城県仙台市	R3
78	滞在快適性等向上区域(南栗橋8丁目周辺地区)	群馬県久喜市	R3
79	滞在快適性等向上区域(祐天寺駅周辺地区)	東京都目黒区	R3
80	八日市駅前地区滞在快適性等向上区域	滋賀県東近江市	R3
81	滞在快適性等向上区域(古川橋駅周辺地区)	大阪府門真市	R3
82	滞在快適性等向上区域(阪神大物駅周辺地区)	兵庫県尼崎市	R3
83	滞在快適性等向上区域(仏生山地区)	香川県高松市	R3
84	中心拠点再生地区	愛媛県松山市	R3
85	ウォークアブル区域(大野城市中心市街地地区)	福岡県大野城市	R3
86	滞在快適性等向上区域(日本橋一之部地区)	東京都中央区	R3
87	滞在快適性等向上区域(村岡新駅周辺地区)	神奈川県藤沢市	R3
88	快適滞在性等向上区域(伊豆長岡地区)	静岡県伊豆の国市	R3
89	滞在快適性等向上区域(室戸阿南海岸国定公園美波町日和佐地区)	徳島県美波町	R3
★90	まちなかウォークアブル区域(中川運河にぎわいゾーン地区)	愛知県名古屋市	R3
91	岡山都心地区	岡山県岡山市	R4
92	天岩戸地区	宮崎県高千穂町	R4
93	水都大阪再生地区	大阪府大阪市	R4
94	駅北にぎわい区域、歴史探訪(光秀とめぐる)区域	京都府福知山市	R4
★95	荒尾駅周辺地区	熊本県荒尾市	R4
★96	呉駅周辺地区	広島県呉市	R4
★97	三郷中央駅周辺地区	埼玉県三郷市	R4
★98	潜在快適性等向上区域(守山市南部[第2期]地区)	滋賀県守山市	R4
★99	湖の辺のまち長浜未来ビジョン地区	滋賀県長浜市	R4
★100	鹿児島市中心市街地地区	鹿児島県鹿児島市	R4
★101	塩沢地区まちなかウォークアブル区域	新潟県南魚沼市	R4
★102	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	神奈川県川崎市	R4
★103	八戸市中心拠点界限地区	青森県八戸市	R4
★104	藤枝旧市街地地区	静岡県藤枝市	R4
★105	阪急池田駅周辺地区	大阪府池田市	R4
★106	中込地区	長野県佐久市	R4
★107	狛江駅周辺地区	東京都狛江市	R4

NO.	区域名称	自治体名	区域設定年度
★108	滞在快適性等向上区域	福岡県久留米市	R4
★109	渋谷駅周辺地区	東京都渋谷区	R4
★110	環状第二号線周辺地区	東京都港区	R4
★111	滞在快適性等向上区域	愛知県一宮市	R5
★112	木之本宿地区	滋賀県長浜市	R5
★113	城ヶ島西部地区	神奈川県三浦市	R5
★114	佐世保中央地区	長崎県佐世保市	R5
★115	調布・布田・国領駅周辺地区	東京都調布市	R5
★116	六本木・虎ノ門地区	東京都港区	R5
★117	大手町・丸の内・有楽町地区	東京都千代田区	R5

⑪交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定実績

NO.	都道府県	市区町村	地区名	策定年月	活用する官民連携制度	対象施設等
1	大阪府	大阪市	うめきた先行開発地区	H24.10・H30.2	道路占用許可の特例、都市利便増進協定	広告板・パナール広告、オープンカフェ・売店等（食事施設・購買施設）
2	岡山県	岡山市	岡山駅東口地区	H25.3	道路占用許可の特例	—
3	兵庫県	神戸市	神戸都心・ウォーターフロント地区	H26.8	道路占用許可の特例	道路（歩道）
4	千葉県	千葉市	千葉都心地区	H26.9	道路占用許可の特例	広告塔又は看板 食事施設、購買施設又はこれらに類する施設
5	東京都	新宿区	新宿駅周辺地区	H28.4	道路占用許可の特例	—
6	千葉県	柏市	北柏周辺地区	H28.12	都市利便増進協定	食事施設並びに広告板の設置
7	宮城県	仙台市	荒井東地区	H29.3	都市利便増進協定	荒井東1号公園
8	東京都	港区	環状第二号線周辺地区（第2期）	H30.3	道路占用許可の特例	食事施設・購買施設等、広告塔・看板
9	愛知県	名古屋市	栄・伏見・大須地区	H30.3	道路占用許可の特例、都市公園占用許可の特例、都市利便増進協定※令和2年10月末現在、計画変更に伴い補助対象事業を含む	—
10	東京都	渋谷区	渋谷駅周辺地区	H30.11	道路占用許可の特例、都市利便増進協定	公衆便所・広告物・コインロッカー・カフェ及び観光案内所・バス定期券発売所及びバス案内所・道路通行空間
11	東京都	江東区	江東区コミュニティサイクル推進地区	H30.11	都市公園占用許可の特例	サイクルポート
12	兵庫県	神戸市	神戸ハーバーランド地区(第2期)	H31.2	道路占用許可の特例、都市利便増進協定 ※令和2年10月末現在、計画変更に伴い補助対象事業を含む	道路（歩道）、地下道
13	千葉県	柏市	柏中央地区（第2期）	H31.3	道路占用の特例制度	食事施設並びに広告板の設置
14	神奈川県	横浜市	横浜市コミュニティサイクル推進地区	H31.4	都市公園占用許可の特例 道路占用許可の特例	道路・公園
15	千葉県	千葉市	千葉市シェアサイクル推進地区	R2.1	都市公園占用許可の特例	自転車駐車器具（ステーション）
16	東京都	世田谷区	二子玉川駅周辺地区	R2.10	河川敷地占用許可の特例	飲食施設等
17	宮城県	宮崎市	宮崎市シェアサイクル推進地区	R2.12	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例	サイクルポート(自転車駐車器具)
18	東京都	荒川区	シェアサイクル推進地区	R3.1	都市公園占用許可特例	サイクルポート
★19	沖縄県	那覇市	都市再生整備計画 まちなか商店街地区	R3.2	道路占用許可の特例（予定）	
20	大阪府	豊中市	豊中市シェアサイクル推進地区	R3.3	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例	自転車駐車器具
★21	兵庫県	尼崎市	尼崎市コミュニティサイクル推進地区	R3.4	都市公園占用許可特例	
22	東京都	八王子市	八王子市シェアサイクル推進地区	R3.4	都市公園占用許可特例	シェアサイクル事業の推進
23	大阪府	大阪市	梅田1丁目地区	R3.9	道路占用許可特例制度	広告板、オープンカフェ等（食事施設・購買施設）
24	兵庫県	神戸市	神戸ウォーターフロント地区	R4.8	都市利便増進協定	公共空間、駐車場、広告塔、看板、展望施設、夜間景観形成施設
★25	東京都	大田区	大田区コミュニティサイクル推進地区	R5.2	都市公園占用許可特例	
★26	東京都	府中市	府中駅・府中本町駅周辺地区	R5.4	都市利便増進協定（予定）	
★27	愛知県	名古屋市	金山駅周辺地区	R5.5	都市利便増進協定	

問 1-2 滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)で活用可能となる制度等

①一体型滞在快適性等向上事業の活用実績

NO.	都道府県	市区町村	実施主体	開始年度	終了年度	活用制度	実施事業
1	福島県	須賀川市	株式会社テグソチマ	令和2年度	令和2年度	民地のオープンスペース化に係る事業	区域内の公共施設に隣接した民間空地を広場として整備した。広場は公共施設と一体的な活用が可能であり、人々の滞在空間となっている。
2	兵庫県	神戸市	阪急電鉄株式会社	令和2年度	令和5年度	ウォークアブル推進税制	公共施設と一体となった広場空間の再整備(阪急神戸三宮駅西口)
3	神奈川県	川崎市	東急株式会社	令和2年度	令和22年度	都市公園リノベーション協定制、ウォークアブル推進税制、まちなかウォークアブル推進事業(補助金)	公園と駅の分断解消及び舗装整備による歩行者空間の創出
4	岡山県	倉敷市	倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発事業区域内 あちてらす倉敷北館土地所有者	令和3年度	令和7年度	都市再生整備計画の提案	・民地の歩行空間としての提供 ・ウッドデッキ・芝生による民有地広場化
5	広島県	広島市	広島駅南口開発(株)	令和3年度	令和7年度	まちなかウォークアブル推進事業	民間ビル(エールエールA館)内通路及び東部河岸緑地ペDESTリアンデッキ整備
6	静岡県	静岡市	静岡株式会社	令和3年度	令和8年度(都市再生整備計画最終年度まで)	ウォークアブル推進税制	店舗全面の広場化、休憩スペースの整備
★7	青森県	むつ市	むつまちづくり株式会社	令和3年度	令和6年度	まちなかウォークアブル推進事業	商業施設の沿道1階部分のガラス張り化、商業施設内外への滞在・交流空間の整備 民有地(誘導施設外構)の広場化
★8	兵庫県	尼崎市	阪神電気鉄道株式会社	令和5年度		公園施設設置管理協定制	阪神尼崎駅及びこれに隣接する中央公園において、駅舎と公園間の歩行空間の確保、都市公園と一体的な休憩施設の整備
★9	福岡県	久留米市	社会医療法人天神会	令和5年度	令和8年度	都市再生整備計画の提案	医療施設と都市計画公園が一体となったオープンスペースの創出 医療施設周辺の安心・安全な歩行空間の創出

NO.	都道府県	市区町村	実施主体	開始年度	終了年度	活用制度	実施事業
★10	東京都	港区	森ビル	令和5年度		一体型滞在快適性等向上事業	歩行者空間・オープンスペースの整備 エリアマネジメント活動の実施

②公園施設設置管理協定制度の活用実績

NO.	都道府県	市区町村	公園名称	公園管理者	協定締結者	協定締結日	協定終了日	滞在快適性等向上公園施設の内容	特定公園施設の内容	公園利便増進施設等（自転車駐輪場、看板、広告等）の設置の有無	建蔽率特例の活用の有無
1	神奈川県	川崎市	こすぎコアパーク	東急株式会社	川崎市、東急株式会社	令和3年3月10日	令和23年3月9日	飲食・食物販売も可能な休養施設	ベンチ、植栽等	無	無
★2	兵庫県	尼崎市	中央公園	尼崎市	阪神電気鉄道株式会社	令和5年3月31日	令和25年3月31日	飲食も可能な休養施設	園路、ベンチ、植栽、芝生広場等	有	有
★3	宮城県	仙台市	荒井東1号公園（予定）	仙台市（予定）	一般社団法人荒井タウンマネジメント（予定）			公園内に看板設置予定（詳細・時期ともに未定）			

③都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績

NO.	都道府県	市区町村	策定年月日	運用開始年月日	運用終了年月日	内容	場所	特定路外駐車場の規模
1	熊本県	熊本市	令和4年9月30日	令和4年10月1日	-	※別表参照	滞在快適性等向上区域	駐車マスの合計が50㎡以上

※別表

- ・駐車場法の出入口基準を準用
- ・出入口は横断歩道から5mを超えた部分に設置すること
- ・歩行者を視認できる視距を確保すること
- ・歩道に面する場合は、出入口を集約した構造とし、出入口の幅を6m以内とすること など
(詳細)

都市再生特別措置法第62条の9第1項に規定する特定路外駐車場の出入口に関する技術的基準は、次のとおりとする。ただし、駐車場の敷地の形状等の理由から、車両の出入口の設置が困難な場合は、この限りでない。

- 一 次に掲げる道路又はその部分に設けてはならない。
 - イ 道路交通法第44条第1項各号に掲げる道路の部分
 - ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の道路の部分
 - ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼児連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右20メートル以内の部分を含む。）
- 二 橋
- ホ 幅員が4メートル未満の道路
- ハ 縦断勾配が10パーセントを超える道路
- 二 特定路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。
- 三 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5メートル以上とすること。
- 四 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。
 - イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。） 1. 3メートル
 - ロ その他の路外駐車場又はその部分 2メートル
- 五 二から四までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。
- 六 歩道（道路構造令第2条第一号に規定する歩道をいう。）又は自転車歩行者専用道路（道路法第48条の14第2項に規定する歩行者専用道路）に面して出入口を設置する場合は、次に掲げる構造とすること。
 - イ 出入口を集約した構造とし、幅を6メートル以下とすること。（駐車マスから直接出入りを行うハーモニカ構造の禁止）
 - ロ 自動車の出入口以外の部分から、自動車の出入りができない構造とすること。（参考）特定路外駐車場の規模は50平方メートルとする。

④都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績

実績報告なし

⑤都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績

実績報告なし

⑥普通財産の活用実績

実績報告なし

問 1-3 中心市街地整備推進機構

中心市街地整備推進機構の概要

NO.	都道府県	市区町村	団体名	設立年月日	法人形態	ホームページアドレス
1	北海道	帯広市	特定非営利活動法人 十勝まちづくり住の会	平成 16 年 1 月 30 日	NPO 法人	-
2	青森県	弘前市	NPO コミュニティネットワ ークキャスト	平成 12 年 4 月 12 日	特定非営利活動 法人	https://npocast.jpn.org/
3	秋田県	秋田市	秋田市総合振興公社	平成 17 年 4 月 1 日	公益財団法人	http://www.akita-sosusin.or.jp/
4	山形県	山形市	一般財団法人 山形 市都市振興公社	昭和 38 年 2 月 16 日 設立 平成 19 年 11 月 22 日 指定	一般財団法人	-
5	山形県	長井市	置賜地域地場産業振 興センター	昭和 60 年 12 月 13 日	一般財団法人	https://jibasan.com/
6	栃木県	宇都宮市	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進 機構	平成 11 年 10 月 5 日	特定非営利活動 法人	https://www.machidukuri.org/
7	群馬県	高崎市	一般財団法人高崎市 都市整備公社	昭和 60 年 12 月 2 日	一般財団法人	http://toshiseibi-takasaki.jp/
8	埼玉県	蕨市	一般社団法人蕨市に ぎわいまちづくり連合会	平成 22 年 7 月 16 日	一般社団法人	http://www.warabi.ne.jp/~machiren/index.html
9	千葉県	木更津市	一般社団法人まちづ り木更津	令和元年 7 月 30 日	一般社団法人	kisarazu-machizukuri.com
10	千葉県	柏市	財団法人柏市振興公 社（現：一般財団法 人柏市まちづくり公 社）	昭和 37 年 1 月 1 日	財団法人 （現：一般財団 法人）	http://www.kashiwa-machidukuri.or.jp/
11	新潟県	長岡市	特定非営利活動法人 ながおか未来創造ネット ワーク	平成 26 年 5 月 26 日	特定非営利活動 法人	https://ao-re.jp
12	長野県	木曾町	株式会社 まちづくり木 曾福島	平成 15 年 6 月 27 日	株式会社	https://tmokiso.com/company/
13	岐阜県	岐阜市	一般財団法人岐阜市 にぎわいまち公社	平成 18 年 8 月 11 日	一般財団法人	http://www.gifu-nigiwai.org/blog/
14	静岡県	静岡市	公益財団法人 静岡 市まちづくり公社	昭和 16 年 7 月 17 日	公益財団法人	https://s-ppc.com/index.html
15	大阪府	茨木市	一般社団法人茨木市 観光協会	平成 27 年 7 月 10 日	一般社団法人	http://www.ibaraki-kankou.or.jp/
16	鳥取県	米子市	特定非営利活動法人 まちなかこもんず	平成 19 年 9 月 25 日	特定非営利活動 法人	-
17	島根県	松江市	松江市観光振興公社	昭和 45 年 11 月 10 日	公益財団法人	https://www.matsue-horikawameguri.jp/company
18	高知県	高知市	高知市都市整備公社	平成 6 年 3 月 30 日 （設立） 平成 23 年 10 月 20 日 （指定）	公益財団	kochishi-ts.or.jp
19	佐賀県	佐賀市	特定非営利活動法人 まちづくり機構ユマニテ さが	平成 21 年 10 月 14 日	NPO 法人	https://humanite.sagafan.jp/
20	沖縄県	沖縄市	特定非営利活動法人 まちづくり NPO コザ まち社中	平成 20 年 10 月 6 日	NPO 法人	http://koza-npo.com

②「2. 都市再生推進法人の指定および連携等に関する実態調査」

問 2-1 都市再生推進法人の指定に関する「要綱・要領」等の策定の状況

■設問

貴団体における都市再生推進法人の指定に関する「要綱・要領」等の策定状況について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択してください。

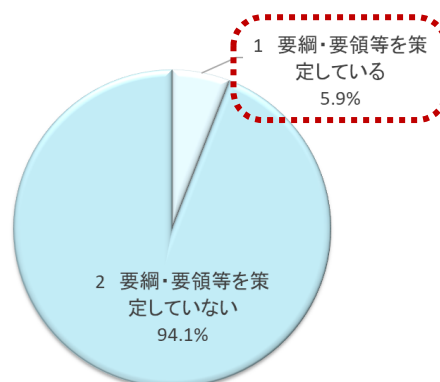
■回答

本設問は、市区町村まちづくり担当課のみが回答する調査設計である。

都市再生推進法人の指定に関する「要綱・要領」等を策定している市区町村は 71 であり、回答数の 5.9%である。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,200(単回答))

項目	回答数	割合
1 要綱・要領等を策定している	71	5.9%
2 要綱・要領等を策定していない	1,129	94.1%
合計	1,200	100.0%



■設問

「1」と回答した場合は、要綱・要領等の名称を記入してください。

要綱・要領等の PDF データ(スキャン等で構いません)を添付してください。

■回答

都市再生推進法人の指定に関する「要綱・要領」については、表 2.1-6 に示すように 17 団体から提出があった。

表 2.1-6 都市再生推進法人の指定等に関する要綱・要領

NO.	都道府県	市区町村	名称	施行年月日	本調査で提出	備考
1	北海道	札幌市	札幌市都心における都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 27 年 11 月 5 日		
2	青森県	むつ市	むつ市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 27 年 4 月 13 日	○	
3	岩手県	大船渡市	大船渡市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	不明		
4	宮城県	仙台市	仙台市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 27 年 9 月 17 日		
5	宮城県	石巻市	石巻市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 4 年 10 月 1 日	○	
6	福島県	郡山市	郡山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 4 年 10 月 1 日	○	
7	茨木県	牛久市	牛久市都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 25 年 8 月 12 日		
8	群馬県	前橋市	前橋市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 30 年 11 月 30 日		
9	埼玉県	さいたま市	さいたま市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 3 年 4 月 1 日	○	
10	埼玉県	川越市	川越市中心市街地地区における都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 24 年 5 月 10 日		
11	埼玉県	熊谷市	熊谷市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 4 年 12 月 7 日	○	
12	埼玉県	川口市	川口市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 30 年 7 月 1 日		
13	埼玉県	寄居町	寄居町都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	不明		
14	千葉県	柏市	柏市都市再生推進法人の指定等に関する要綱	平成 26 年 8 月 1 日	○	事務取扱要綱以外
15	千葉県	市原市	市原市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 2 年 3 月 4 日	○	
16	東京都	港区	港区都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 29 年 10 月 1 日		
17	東京都	目黒区	目黒区都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 28 年 5 月 2 日		
18	東京都	世田谷区	世田谷区都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 1 年 12 月 1 日		
19	東京都	渋谷区	渋谷駅周辺地域における都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 30 年 3 月 14 日		
20	東京都	町田市	町田市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要領	令和 1 年 5 月 1 日		事務取扱要綱以外
21	新潟県	新潟市	新潟市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 1 年 7 月 1 日		
22	新潟県	上越市	上越市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 1 年 7 月 1 日		
23	富山県	富山市	富山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 30 年 7 月 17 日		

NO.	都道府県	市区町村	名称	施行年月日	本調査で提出	備考
24	福井県	福井市	福井市都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 25 年 3 月 11 日		
25	長野県	飯田市	飯田市都市再生整備推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 24 年 2 月 15 日	○	
26	長野県	飯田市	飯田市都市再生整備推進法人公募 審査基準及び内容	平成 24 年 3 月 27 日		事務取扱要綱以外
27	静岡県	静岡市	静岡市都市再生推進法人の指定等に関する規則	平成 30 年 4 月 1 日		事務取扱要綱以外
28	静岡県	浜松市	浜松市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 3 年 4 月 1 日	○	
29	愛知県	名古屋市	名古屋市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 30 年 4 月 1 日		
30	愛知県	岡崎市	岡崎市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 31 年 3 月 8 日		
31	愛知県	春日井市	春日井市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 30 年 4 月 1 日		
32	愛知県	豊田市	豊田市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 30 年 2 月 19 日		
33	愛知県	西尾市	西尾市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 4 年 4 月 1 日	○	
34	愛知県	東海市	東海市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 27 年 1 月 9 日		
35	三重県	桑名市	桑名市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 3 年 1 月 26 日	○	
36	滋賀県	大津市	大津市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 29 年 12 月 14 日		
37	滋賀県	長浜市	長浜市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 4 年 4 月 1 日	○	
38	群馬県	草津市	草津市都市再生整備推進法人の指定等に関する規則	平成 28 年 4 月 1 日		事務取扱要綱以外
39	滋賀県	守山市	守山市都市再生推進法人の指定等に関する規則	平成 30 年 12 月 25 日		事務取扱要綱以外
40	大阪府	大阪市	大阪市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 27 年 8 月 10 日		
41	大阪府	寝屋川市	寝屋川市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 31 年 1 月 10 日		
43	大阪府	大東市	大東市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 30 年 11 月 21 日		
44	兵庫県	神戸市	神戸市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 30 年 12 月 27 日		
45	兵庫県	福崎町	福崎町都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 3 年 4 月 1 日	○	
46	奈良県	桜井市	桜井市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 28 年 5 月 30 日		
47	奈良県	桜井市	桜井市都市再生推進法人の指定に関する実施要綱	不明		事務取扱要綱以外
48	和歌山県	和歌山市	和歌山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 29 年 10 月 4 日		
49	島根県	松江市	松江市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 5 年 4 月 1 日		事務取扱要綱以外
50	島根県	松江市	松江市都市再生推進法人の指定等に関する実施要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）	令和 5 年 4 月 1 日		
51	島根県	松江市	松江市都市再生推進法人の指定における審査基準（令和 5 年 10 月 12 日改定）	令和 5 年 10 月 12 日		
52	岡山県	岡山市	岡山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 2 年 7 月 7 日	○	
53	岡山県	倉敷市	倉敷市都市再生推進法人の指定等に関する規則	令和 3 年 3 月 24 日	○	事務取扱要綱以外
54	山口県	宇部市	宇部市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 2 年 2 月 26 日	○	
55	福岡県	北九州市	北九州市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	令和 4 年 10 月 3 日	○	
56	熊本県	合志市	合志市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱	平成 30 年 6 月 28 日		

■各項目に記載される内容の実態、傾向、特徴等

提出のあった要綱・要領は、国土交通省が官民連携まちづくりポータルサイトで公表している「都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱の作成例※」(以下、「作成例」という。)における各規定との比較を行った。当該分析は、国土交通省都市局が本調査外で取得した 33 団体の要綱・要領を加えた 56 規程について行った。

※ <https://www.mlit.go.jp/toshi/common/000205040.pdf>

- ・ 「作成例」は、「(趣旨)第1条」「(指定の申請)第2条」「(指定の基準等)第3条」「(名称等の変更)第4条」「(事業の報告)第5条」「(その他)第7条」から成るが、56 規程のうち、「作成例」にない規定を新たに追加している要綱・要領が 54 規程であった。
- ・ 追加された規定は、「定義」「指定の通知」「指定の決定等」「指定の取消しの手続」「指定の通知名称等の変更」「変更の届出」「監督等」「公示」「業務の廃止及び指定の辞退」「暴力団の排除」「聴聞の実施」等であった。
- ・ 追加された規定として最も多かったのは「指定の取消し」で 34 規程であり、次いで多かったのが、「改善命令」で 31 規程であった(当該規定は例えば以下のような内容)。

(改善命令)

第●条 市長は、業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第●条 市長は、前条の規定による命令に違反したときは、指定を取消すことができる。この場合においては、法第●条第●項の規定により公示するものとする。

- ・ また、「検討委員会」を置く規定を設けている規程(千葉県柏市)があった。

(検討委員会)

第8条 市長は、第3条から前条の規定における決定等に際し、適正な検討を行うため、検討委員会を置くことができる。

- ・ 一方、「作成例」における「(指定の基準等)第3条」の内容について、独自の内容を付加する規程が複数みられた。具体的には、活動目的や実績、法人所在地を市内に限定する等の何らかの基準を設けているものが 49 規程あった。
- ・ このうち、特徴的な規定としては、法人の活動エリアについて、都心まちづくり計画(北海道札幌市)、立地適正化計画・誘導区域(福島県郡山市、静岡県浜松市、滋賀県守山市)、都市計画マスタープラン(茨城県牛久市)、都市再生整備計画(群馬県前橋市、埼玉県熊谷市、岡山県岡山市)、中心市街地活性化基本計画(埼玉県川越市、富山県富山市、福井県福井市、長野県飯田市、愛知県豊田市、群馬県草津市、山口県宇部市)等の区域内に限定するものがあった。
- ・ 以上から、都市再生推進法人の指定権者は、当該指定を受けようとする者に対し、地域のまちづくりの担い手としての公的な機能や様々なプロジェクトの主体としての役割を期待するものとして、改善命令、指定の取消し、検討委員会、活動エリア等の規定等を設けること等を通じ、より適切な運用を図っているものと考えられる。

問 2-2 都市再生推進法人の指定の状況

■設問

貴団体における都市再生推進法人の指定状況について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択してください。

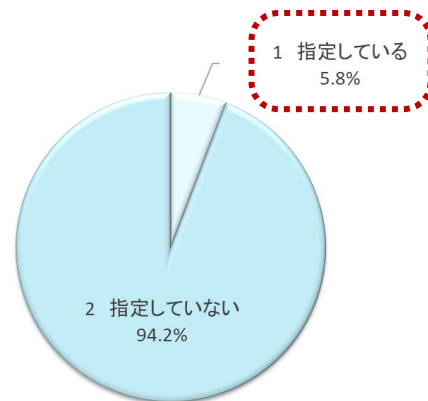
■回答

本設問は、市区町村まちづくり担当課のみが回答する調査設計である。

都市再生推進法人を指定していると回答した自治体は 68 で、割合は回答数の 5.8%となっている。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,171(単回答))

項目	回答数	割合
1 指定している	68	5.8%
2 指定していない	1,103	94.2%
合計	1,171	100.0%



■設問(法人概要等記入欄)

以下の設問は、「問 2-2 都市再生推進法人の指定の状況」の設問において、「1 指定している」を選択した場合にのみ、指定している団体ごとに回答してください。

表 2.1-7 法人概要等の記入一覧 ※都市再生推進法人の指定年月日が早い順に記載

No.	法人名	法人区分	都道府県	市区町村	設立年月日			指定年月日			設立目的
					年	月	日	年	月	日	
1	札幌大通まちづくり 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	北海道	札幌市	2009	9	1	2011	12	9	市民参加によるまちづくり、商店街の活性化、個店の発展につながる取組等を行い、エリアマネジメントによる大通地区の再生を担う。
2	株式会社 飯田まちづくりカンパニー	まちづくり会社 (株式会社)	長野県	飯田市	1998	8	3	2012	3	30	飯田の街を守り育て、誇りある街を未来に残す
3	株式会社 まちづくり川越	まちづくり会社 (株式会社)	埼玉県	川越市	2010			2012	5	28	川越市の中心市街地活性化を図るための事業運営
4	まちづくり福井 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	福井県	福井市	2013	5	25	2013	4	18	まち会社が蓄積してきたノウハウを生かし、法人の指定により公的立場を高め、まちづくりの担い手として、行政の補完的機能を担いながら関係者調整の役割、まちづくりコーディネーターとして、中心市街地のまちづくりに寄与する。
5	牛久都市開発株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	茨城県	牛久市	1986	4	15	2013	9	25	ビルの管理、運営等
6	一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター	社団・財団法人	千葉県	柏市	2006	11	20	2014	1	14	
7	一般財団法人 柏市まちづくり公社	社団・財団法人	千葉県	柏市	1962	7	31	2014	2	14	
8	一般財団法人 柏市みどりの基金	社団・財団法人	千葉県	柏市	1995	4	3	2014	3	31	市民、行政、企業及び専門家等が連携して進めるみどりの保全・再生・創出を支援することにより、花や緑を活かした美しい風景のあるまちの実現及び持続可能な地域の生態系の維持並びに自然と調和した快適な生活空間の形成とコミュニティの醸成に寄与すること
9	一般社団法人 グランフロント大阪 TMO	社団・財団法人	大阪府	大阪市	2012	5	23	2014	7	29	うめきた先行開発区域（以下「当区域」という。）開発事業「グランフロント大阪」について、大阪府が策定した大阪駅北地区まちづくり基本計画、大阪駅北地区地区計画及び都市再生特別地区の都市計画決定を踏まえ、公民連携による持続的かつ一体的なまちの運営を推進することにより、当区域を中心とした地域の活性化、環境改善、及びコミュニティの形成等に関する事業を展開し、当区域の付加価値を高め、当区域ひいては関西並びに日本経済の持続的な発展に寄与すること
10	株式会社 まちづくり東海	まちづくり会社 (株式会社)	愛知県	東海市	2011	4	1	2015	3	9	東海市の中心市街地活性化のため
11	えきまち長浜 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	滋賀県	長浜市	2014	9	26	2015	3	20	長浜駅周辺のエリアマネジメント
12	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会	社団・財団法人	東京都	新宿区	2010	6	30	2015	3	26	賑わい形成・低炭素化・防災性向上等の環境改善・地域価値向上に資するまちづくりを進めていくため、地権者法人等が構成される会員が英知を結集して、行政機関・地元とも連携しつつ、既存の地域資源を有効活用しながら、当エリアのさらなる活性化に資するまちづくり構想・計画の立案・情報発信、具体プロジェクトの検討・実施等の各種取組を行っていることを目的とする。
13	むつまちづくり 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	青森県	むつ市	2013	6	24	2015	7	15	都市再生整備計画区域において、関係利権者や市との調整により、空き店舗・空き地の有効利用などの事業を展開することで、街に動きを与え、地域に新しい魅力と地域の必要性を創出する。
14	一般社団法人 荒井タウンマネジメント	社団・財団法人	宮城県	仙台市	2013	5	14	2016	1	14	荒井東地区の長期的な価値向上につながるまちづくりを展開するため、まちの駐車場や公共空間の維持管理、賑わい創出、エコタウンづくり、見守り等の事業を行い、荒井東地区の発展に寄与するとともに、広く社会貢献に資すること。
15	株式会社 ジェイ・スピリット	まちづくり会社 (株式会社)	東京都	目黒区	2002	7	29	2016	6	30	都市計画、市街地再開発に関する企画、調査設計及びコンサルタント業務など、クレジットカード等による代金決済システムの運営及び管理
16	桜井まちづくり 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	奈良県	桜井市	2016	6	1	2016	9	1	地域振興に関する企画、イベント運営事業委託、観光戦略及び広報戦略に関する業務、地域活性化推進のための事業を営むため。
17	柳ヶ瀬を楽しいまちにする 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	岐阜県	岐阜市	2016	12	20	2017	7	7	柳ヶ瀬の商店街・地域住民と一体となって、「柳ヶ瀬に新しい商いを生み、土地・エリアの価値を高めて、次世代にまちを引き継ぐ」ためのまちづくりを行う

No.	法人名	法人区分	都道府県	市区町村	設立年月日			指定年月日			設立目的
					年	月	日	年	月	日	
18	一般社団法人 アーバンデザインセン ター大宮	社団・財団法人	埼玉県	さいたま市	2016	12	20	2017	10	4	当法人は、埼玉県さいたま市における大宮駅 周辺地域を対象としながら、行政機関、地域 団体、特定非営利活動法人、市、企業、 教育研究機関等との連携を図りながら、大宮 駅周辺地域戦略ビジョンの実現に向けた各種 まちづくり事業やアーバンデザインの取り組みに ついて、調査研究、計画立案、実践、並びに これらの調整等を行うことを目的とする。東日 本の広域的な拠点都市を目指すなかで、中 核的な役割を担うべき大宮駅及び周辺の機 能更新や高次化、質の高い都市環境の整 備・創造を推進あるいは促進していく。
19	一般社団法人 新虎通りエリアマネ ジメント	社団・財団法人	東京都	港区	2015	10	22	2017	10	10	道路空間等を良好な状態に保持し、その空 間を用いてまちの価値の向上を目指すエリアマ ネジメント活動の推進に寄与するとともに、その 活動における契約等の当事者となってこれを 支援することを目的とする。
20	特定非営利活動 法人 砂山ハマツ リ	NPO 法人	和歌山県	和歌山市	2013	4	23	2017	12	26	地域住民に対して、地域の人・モノ・資源を活 用した、災害に強く、安全で安心して暮らせ、 次世代を育てる魅力あるまちづくりに寄与す るため
21	特定非営利活動 法人 愛福会	NPO 法人	和歌山県	和歌山市	2013	6	3	2017	12	26	自分たちが住む住環境を少しでも良くなって いくために、まちづくりに積極的に参加すること によって、安心安全なまちをつくり、牽引は持 続的にまちを大切に作る住民が住むまちを指 すため
22	株式会社 紀州 まちづくり舎	まちづくり会社 (株式会社)	和歌山県	和歌山市	2014	10	2	2017	12	26	リノベーションを軸とした、店舗の立ち上げ・プ ロデュース・運営サポート、直営店舗の立ち上 げ・運営、イベントの企画・運営などを行い、エ リア価値及び魅力の向上に寄与するため
23	株式会社 sasquatch	まちづくり会社 (株式会社)	和歌山県	和歌山市	2014	2	19	2017	12	26	遊休不動産を活用したリノベーション及び管理 規格運営、まちづくり事業、新しいコンテンツ や仕組みの制作、イベントの企画運営等を行 い、エリアの価値及び魅力の向上に寄与す るため。
24	一般社団法人 みんとしょ	社団・財団法人	和歌山県	和歌山市	2016	8	10	2017	12	26	地域の抱える問題、多様な社会的問題の解 決に取り組み、公共空間の潜在的価値を最 大限に活用し、まちに住まう人びとが活躍で きつ地域の社会作りに貢献するため
25	株式会社 真田 堀家守舎	まちづくり会社 (株式会社)	和歌山県	和歌山市	2017	12	26	2017	12	26	遊休不動産のリノベーション事業やコンサルテ ィング事業、エリアマネジメントとエリアプロ デュース、イベント等の企画運営管理等のエ リア価値及び魅力の向上に寄与するため
26	株式会社 ワカ ヤマモリ舎	まちづくり会社 (株式会社)	和歌山県	和歌山市	2015	4	10	2017	12	26	まちづくりに関する調査研究、イベントの企画 運営、エリアマネジメント等のエリアの価値 及び向上に寄与するため
27	株式会社 宿坊ク リエイティブ	まちづくり会社 (株式会社)	和歌山県	和歌山市	2016	4	4	2017	12	26	地域価値の維持・向上、にぎわい・雇用の創 出、地域内経済循環の促進による継続的な まちの再?を図るため
28	株式会社 まちづ くり大津	まちづくり会社 (株式会社)	滋賀県	大津市	2008	1		2018	2	20	中心市街地の活性化
29	栄ミナミまちづ くり株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	愛知県	名古屋	2016	11	7	2018	2	22	賑わいづくりに関する事業、住みやすさ向上 に関する事業等を行うことを目的に設立
30	一般社団法人 TCCM	社団・財団法人	愛知県	豊田市	2017	2	28	2018	3	23	豊田市中心市街地・都心において、まちづく り事業やプロモーション事業等を展開し、ま ち・エリアの価値の向上や、まちなかのにぎ わい創出等中心市街地の活性化に資する事 業を実施するため。
31	株式会社 キャ セン大船渡	まちづくり会社 (株式会社)	岩手県	大船渡市	2015	12	15	2018	3	26	大船渡駅周辺地区のエリアマネジメントを通 じたまちづくりのため
32	一般社団法人 渋谷駅前エリアマ ネジメント	社団・財団法人	東京都	渋谷区	2015	8	18	2018	5	11	「渋谷が世界一だと思ふ人をふやす」
33	一般社団法人 草薙カルテッド	社団・財団法人	静岡県	静岡市	2017	2	16	2018	6	24	当法人は、平成 26 年 1 月に草薙駅周辺ま ちづくり検討会議で策定された「草薙 駅周 辺まちづくりビジョン」に基づき、草薙のま ちづくりを持続的・一体的・効果的にマネジ メントし、住民・事業者・来街者等に価値あ る都市サービスを提供することを目的とし、 その目的に資するため、次の事業を行う。 (1)草薙での暮らしを豊かにする「安心安全・ 住み良さ」事業 (2)文教などの資源を活かす「文化・教育」事 業 (3)魅力的な価値ある空間にする「駅周辺 の賑わい」事業 (4)その他前各号に掲げる事業に附帯又は 関連する事業

No.	法人名	法人区分	都道府県	市区町村	設立年月日			指定年月日			設立目的
					年	月	日	年	月	日	
34	高蔵寺まちづくり株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	愛知県	春日井市	2017	10	2	2018	10	5	高蔵寺ニュータウンの良好な環境や価値の維持・向上を目指すエリアマネジメントを担うため設立
35	株式会社 こうし 未来研究所	まちづくり会社 (株式会社)	熊本県	合志市	2015	4	10	2018	10	26	(1) 施設整備事業 (2) 公共公益施設の活用・管理運営事業 (3) 民間施設の管理運営事業 (4) 地域交通サービス関連事業 (5) 店舗運営事業 (6) イベント企画・運営事業 (7) 情報発信・提供・広告事業 (8) 人材育成・中間支援事業 (9) 地域づくり・まちづくり関連事業 (10) 不動産賃貸業 (11) 宅地建物取引業 (12) 旅館業 (13) 古物営業法に基づく古物商 (14) 前各号に附帯関連する一切の事業
36	株式会社 まちみ とろろ	まちづくり会社 (株式会社)	茨城県	水戸市	2016	11	1	2018	11	1	水戸市のまちなか再生を目的とする。
37	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント	社団・財団法人	東京都	港区	2017	3	9	2018	11	27	「豊かな緑、海、文化を実感できる、活気ある業務・商業等の拠点形成」に向け、竹芝地区を中心としたまちづくりに関する事業活動を実施、推進することを目的とする。
38	公益財団法人 前橋まちづくり 公社	社団・財団法人	群馬県	前橋市	2011	2	7	2018	12	18	
39	株式会社 PAGE	まちづくり会社 (株式会社)	兵庫県	福崎町	2019	12	25	2019	1	21	歴史的建造物・古民家の活用、まちづくり事業、調査業務、シティブロモーション、観光、旅行観光施設などの指定管理業務、情報発信（マスメディア、WEB、サイネージ）コンサルティング、エリアマネジメント、地域商品の開発、販売、ライブコマースイベント企画運営、映像・告知媒体制作 など
40	神戸ハーバーランド 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	兵庫県	神戸市	1988	4	11	2019	2	12	ハーバーランド地区内事業者と協力して、街全体の活性化に貢献すること。
41	アドバンス寝屋川 マネジメント 株式 会社	まちづくり会社 (株式会社)	大阪府	寝屋川市	1985	9	30	2019	3	6	寝屋川市施行による寝屋川市駅前第一種市街地再開発事業（1972年度～1986年度）で完成した「アドバンスねがわ1号館及び2号館」の管理・運営並びに寝屋川市の商業活性化・まちづくり支援を目的とした公共的事業を担うため、株式会社第三セクター法人として設立。
42	一般社団法人 UDCK タウンマネ ジメント	社団・財団法人	千葉県	柏市	2019	1	18	2019	3	20	千葉県柏市柏の葉地区を拠点とし、近隣住民・来訪者にとって魅力ある空間の創出および賑わいのある街の持続・発展に寄与するため
43	株式会社 富山 市民プラザ	まちづくり会社 (株式会社)	富山県	富山市	1987	7	8	2019	4	1	中心市街地の活性化と活力ある都市づくりのシンボル施設である「富山市民プラザビル」の建設にあたり、市と民間の共同出資による第3セクターとして設立したものである。
44	株式会社 みらい もりやま 21	まちづくり会社 (株式会社)	滋賀県	守山市	2008	9	24	2019	5	16	「市街地整備等まちづくりに係る調査研究、企画、事業推進および実施」等の事業を行うため
45	株式会社 まちづ り岡崎	まちづくり会社 (株式会社)	愛知県	岡崎市	2013	3	27	2019	5	22	・商店街・商店の販売促進のための共同事業の企画・運営及びその委託、商店・事業所を対象とする各種経営支援業務
46	特定非営利活動 法人 岡崎まち育 てセンター・りた	NPO 法人	愛知県	岡崎市	2006	9	7	2019	5	22	まちづくりの推進を図る活動及びその活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
47	一般社団法人 市駅グリーング リーンプロジェクト	社団・財団法人	和歌山県	和歌山市	2018	7	20	2019	6	18	「憩い」と「賑わい」に満ちた、人と環境にやさしいまちづくりを実現するため、住民・市民、商業者・企業、大学、行政等の連携による市駅地区のエリアマネジメントを推進するため
48	新潟古町まちづ り 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	新潟県	新潟市	2012	10	1	2019	8	13	地域の商業活性化及び環境改善に係る調査研究並びに実施運営に関する事業
49	株式会社 テダシ チマ	まちづくり会社 (株式会社)	福島県	須賀川市	2019	8	1	2019	12	18	都市の課題を解決し地域のまちづくりの担い手として行政の補完的機能を担う事を目的とした。
50	一般社団法人ま ちづくり 府中	社団・財団法人	東京都	府中市	2016	12	21	2020	1	30	中心市街地内のにぎわい創出を図るため
51	一般社団法人 二子玉川エリア マネジメント	社団・財団法人	東京都	世田谷区	2019	1	23	2020	2	21	対象地域にてエリアマネジメント活動を推進するとともに、まちづくり活動の方針などを定めることにより、街の価値を高め、人々の幸せをはぐくむことを目的とする。
52	御伝鷹まちづ り 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	静岡県	静岡市	2003	7	1	2020	3	16	都市計画、観光開発及び土地建物の有効利用に関する調査、計画、運営、設計及びコンサルタント業務。

No.	法人名	法人区分	都道府県	市区町村	設立年月日			指定年月日			設立目的
					年	月	日	年	月	日	
53	株式会社 まちづくり佐久	まちづくり会社 (株式会社)	長野県	佐久市	2019	4	1	2020	3	27	「次世代へつなぐ 岩村田の未来へ向けたまちづくり」という事業コンセプトのもと、商業・居住・医療・文化といったコンテンツを融合し、住む人にとっても、来る人にとっても魅力的なまち、新たな「生活街」としての再生を目指し、持続的なまちづくりを推進するための主体として設立した。
54	株式会社 にぎわい字部	まちづくり会社 (株式会社)	山口県	宇部市	2016	4	21	2020	3	31	
55	一般社団法人 前橋デザインコミッション	まちづくり会社 (株式会社)	群馬県	前橋市	2019	11	1	2020	4	1	
56	株式会社 街づくりまんぼう	まちづくり会社 (株式会社)	宮城県	石巻市	2001	2	5	2020	5	29	「人の光が街をかえる」を経営理念とし、宮城県石巻市の中心市街地 52 ヘクタールの商業活性化を中心とした街づくり活動にとどまらず、広く公益的な立場のもとに、「まちおこし」「産業振興」「人材育成」を果たし石巻市全体の活性化に貢献することを目的とする。
57	アコス 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	埼玉県	草加市	1990	8	30	2020	8	14	アコスビル南館（草加駅東口再開発ビル）の管理及び運営、シテイパークアコス（地下駐車場）、アコスホールの管理運営、草加駅前広場及び草加駅東口短時間駐輪場設備の管理、損害保険の代理店業務、草加松原 AKOS ビジョン（大型 LED ビジョン）等を活用した広告代理業務、草加駅東口駅前広場を中心とした賑わい創出事業等を実施すること
58	特定非営利活動法人 今様草加宿	NPO 法人	埼玉県	草加市	2018	3	22	2020	8	14	地域住民に対し、住民自らが積極的に参加できるまちづくりを目指し、住民・行政・企業・様々な市民団体が協働して、「おもてなしのこころにあふれた、歴史・文化・観光・賑わい・安全・安心を共創する街」の空間プロデュースを図ることを目的とする。
59	株式会社 HYAKUSHO	まちづくり会社 (株式会社)	香川県	丸亀市	2019	8	19	2020	8	31	まちづくり、エリアマネジメント事業
60	一般社団法人 日本橋室町エリアマネジメント	社団・財団法人	東京都	中央区	2014	10	9	2020	9	15	日本橋らしい景観を維持しながら、公共空間等を活用して賑わいに資する機会の創出・支援に関する事業を行うことにより地域活性化に寄与することを目的とします。
61	株式会社 まちづくり寄居	まちづくり会社 (株式会社)	埼玉県	寄居町	2016	4	15	2020	10	1	都市再生のため
62	特定非営利活動法人 わくわく西灘	NPO 法人	兵庫県	神戸市	2020	3	4	2020	10	15	
63	おかやま未来まちづくり 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	岡山県	岡山市	2018	11	1	2020	10	21	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 商店街の運営及び活性化に関する事業 2. 広告代理業務 3. 不動産の賃貸及び管理 4. イベントの企画及び運営 5. コンサルティング料 6. 前各号に関連する一切の事業
64	一般社団法人 ミチル空間プロジェクト	社団・財団法人	和歌山県	和歌山市	2015	3	19	2020	11	24	活動とおし、雇用と産業を創出し、交流人口の増加、移住・定住の促進に寄与するため
65	一般社団法人 リバブルシティニシアティブ	社団・財団法人	兵庫県	神戸市	2016	5	18	2020	11	30	リバブルシティ（住みやすいまち）を実現するための調査・研究、社会実験の企画・実施、フォーラム・シンポジウム等の実施など。
66	一般財団法人 武蔵野市開発公社	社団・財団法人	東京都	武蔵野市	1968	8	19	2020	12	4	武蔵野市が行うまちづくりに関連する事業を推進することにより、快適で豊かな生活環境の実現を目指し、もって市民福祉の増進と市の発展に寄与すること
67	株式会社 まちづくり八戸	まちづくり会社 (株式会社)	青森県	八戸市	2007	10	25	2020	12	21	中心市街地活性化のための地域開発のプロデューサーとして、八戸商工会議所とともに中心市街地活性化協議会を立ち上げ、活性化に関する企画・調整、意思決定、進行管理などの合意形成を行う役割を果たし、中心市街地活性化につながるハード・ソフトの事業主体となり、民間・行政・住民などの関係者が一体となったまちづくりを推進すること
68	株式会社 築切家守舎	まちづくり会社 (株式会社)	広島県	福山市	2018	4	2	2021	1	20	まちの賑わいのプロデュース、公民連携によるまちづくり、空き家再生、まちづくりに関する専門家派遣・情報提供 など
69	特定非営利活動法人 かみのやまランドバンク	NPO 法人	山形県	上市市	2019	6	18	2021	3	30	市内の空き家・空き地の問題解決

No.	法人名	法人区分	都道府県	市区町村	設立年月日			指定年月日			設立目的
					年	月	日	年	月	日	
70	錦二丁目エリアマネジメント 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	愛知県	名古屋市	2018	3	1	2021	4	28	名古屋市中区錦二丁目周辺地区でのまちづくり活動等を行うことを目的に設立
71	一般社団法人 梅田1丁目エリアマネジメント	社団・財団法人	大阪府	大阪市	2020	3	18	2021	5	13	大阪市北区梅田1丁目地区及びその周辺において、道路管理者と連携して、道路施設の安全性及び快適性を高めると、並びに当地区におけるまちづくり活動を推進することを目的に設立。
72	倉敷まちづくり 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	岡山県	倉敷市	2008	9	1	2021	7	8	中心市街地活性化
73	株式会社 神戸ウォーターフロント開発機構	まちづくり会社 (株式会社)	兵庫県	神戸市	2021	5	31	2021	8	2	
74	ビーフレンズ 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	和歌山県	和歌山市	2013	2	1	2021	8	25	和歌山市内のお店やイベント、子育て情報を発信し、お店さまの販売促進につなげ、地域のみみなさまがより豊かな暮らしになるようなサービスを展開するため
75	株式会社 はこだて西部まちづく Re-Design	まちづくり会社 (株式会社)	北海道	函館市	2021	8	3	2021	10	11	○函館西部地区での暮らしや営みを大切に、ここにしかない歴史や文化を活かしたまちづくりを推進○函館西部地区内外の人々との共創を通じ、地域課題を解決する事業に取り組み、未来に向けた新たなまちの価値をデザイン ○志ある人の想いに共感し、挑戦する機会を創出
76	一般社団法人 日本橋浜町エリアマネジメント	社団・財団法人	東京都	中央区	2020	4	1	2022	1	17	地元町会・商店街・企業・住民と連携しながら、まちの価値向上・活気あふれる地域活動を推進及び支援することを目的としています。
77	公益財団法人 名古屋まちづくり公社	社団・財団法人	愛知県	名古屋市	1961	7	25	2022	3	8	名古屋の個性を生かしたまちづくりの方向性を明らかにし、地域的特性に応じた都市機能の増進及び潤いある豊かな生活環境の創出を図ることにより、快適で活力ある名古屋のまちづくりを推進し、もって地域の健全な発展に寄与することを目的とする。
78	一般社団法人 ぶらっと西川	社団・財団法人	岡山県	岡山市	2021	3	1	2022	3	8	当法人は、岡山市中心市街地である西川エリアにおいて賑わいに資する機会創出や交流の促進・支援等、公共空間等を活用した街づくりに関する事業を行い、安全で安心して飲食ができ、住み続けられる街の実現を目的とする。
79	一般財団法人 和歌山まちづくり財団	社団・財団法人	和歌山県	和歌山市	2015	11	26	2022	3	11	自立した持続可能な地域を目指し、そのまちづくりのための事業を通じ、地域社会を未来につなぐため
80	株式会社 こまつ賑わいセンター	まちづくり会社 (株式会社)	石川県	小松市	1998	10	7	2022	3	16	小松駅周辺市街地のにぎわい創出
81	特定非営利活動法人 志民連いちのみや	NPO 法人	愛知県	一宮市	2005	2	2	2022	3	18	さまざまな活動を行う団体等を支援していく事業を行い、市民、行政、企業、諸団体が協働する地域づくり環境の醸成と、自己責任で活動していく自主的的市民性の育成を図り、地域社会および地域市民の公益一般に寄与することを目的とする。
82	一般社団法人 小岩駅周辺地区エリアマネジメント	社団・財団法人	東京都	江戸川区	2020	11	16	2022	3	29	
83	特定非営利活動法人 SYL	NPO 法人	広島県	呉市	2017	11	27	2022	4	15	地域特性を尊重した持続可能な地域社会の実現に寄与する
84	株式会社 大分まちなか倶楽部	まちづくり会社 (株式会社)	大分県	大分市	2007	5	1	2022	5	12	大分市の健全な発展を目指すうえで重要な役割を果たす良好な中心市街地を形成するため、中心市街地活性化に関する法律の規定にもとづく官民協働のまちづくり機関（法15条1項1号に規定）として、大分市中心市街地の活性化に係る基本計画（中心市街地活性化基本計画）において承認された諸事業の推進をはじめ、将来にわたり大分市の公共公益並びに中心市街地の活性化に資することを目的とする。
85	まちづくり武生 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	福井県	越前市	2015	4		2022	7	26	次世代に“まち”を継承していくため越前国府の歴史・文化を礎に地域の新しいつながりをつくり武生のまちの魅力を高める
86	株式会社 城下町PRIDE	まちづくり会社 (株式会社)	愛知県	西尾市	2018	12	3	2022	8	15	西尾市内の都市開発、観光開発、並びに土地建物の有効利用に関する調査、企画立案、設計及びその実施に伴うコンサルタント業務。商店街の販売促進及び観光客誘致等のために行う事業の企画立案、運営及び情報提供。など

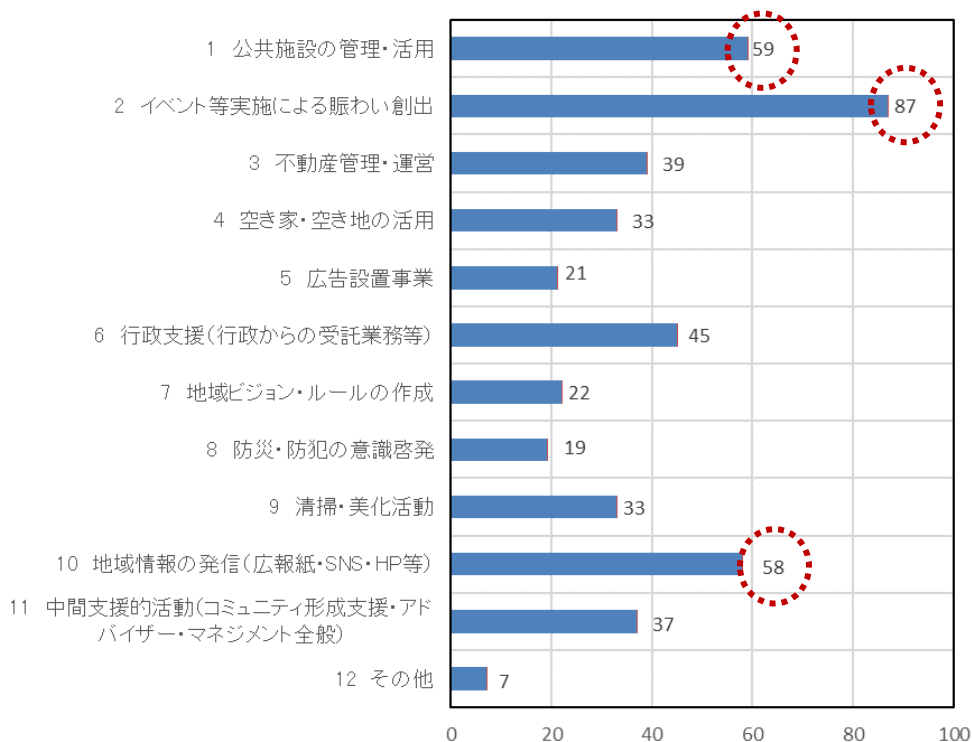
No.	法人名	法人区分	都道府県	市区町村	設立年月日			指定年月日			設立目的
					年	月	日	年	月	日	
87	特定非営利活動法人 やらまいか人まちサポート	NPO 法人	愛知県	西尾市	2006	3	31	2022	8	22	西尾市内の都市開発、観光開発、並びに土地建物の有効利用に関する調査、企画立案、設計及びその実施に伴うコンサルタント業務。商店街の販売促進及び観光客誘致等のために行う事業の企画立案、運営及び情報提供。など
88	福 Lab 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	広島県	福山市	2015	11	11	2022	9	16	未利用地の活用について、都市計画・まちづくりの専門家として援助を行うこと、及び地権者と新規事業者との橋渡し役を担うこと。
89	三田地域振興株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	兵庫県	三田市	2001	4	10	2022	9	22	三田駅前市街地再開発事業で整備された施設の管理運営を通じ、賑わいと活気あふれる中心市街地形成
90	一般社団法人 KURE-PERS	社団・財団法人	広島県	呉市	2016	12	28	2022	10	4	民間、行政、様々な分野のスペシャリストが集い、様々なアイデアや色を重ねあわせながら、その見識と感性で地元存在する魅力を再編集、再構築し、呉市の展望や前途・眺望を描ききる
91	株式会社 OUR FAVORITE CAPITAL	まちづくり会社 (株式会社)	岐阜県	各務原市	2021	2	22	2022	10	31	各務原市においてまちづくり及び地域活性化に係る事業を行うため
92	一般社団法人 八幡東田エリアマネジメント	社団・財団法人	福岡県	北九州市	2022	10	17	2022	12	14	北九州市東田地区を拠点に、市民、企業、非営利組織、行政、教育研究機関等の産学官民の多様な主体の共創により本地区の地域価値向上に資するエリアマネジメント事業を推進する。
93	ふらのまちづくり株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	北海道	富良野市	2003	10	28	2022	12	19	第一種市街地再開発事業の実施
94	一般社団法人 ブルーバード	社団・財団法人	福島県	郡山市	2018	6	20	2023	2	10	人口減少が著しい郡山市内や駅前商店街を再活性化させるため
95	つくばまちなかデザイン 株式会社	まちづくり会社 (株式会社)	茨城県	つくば市	2021	4	1	2023	3	31	まちなかの人と人、コトとコトをつなげるプラットフォームとして、つくばの“まち”に誰よりも愛着を持ち、“まち”の変化を先取りし、ここでしかできないコトで“多様性を享受する”こと。
96	一般社団法人 天文館みらいマネジメント	社団・財団法人	鹿児島県	鹿児島市	2022	4	1	2023	6	7	
97	一般社団法人 高輪ゲートウェイエリアマネジメント	社団・財団法人	東京都	港区	2022	3	18	2023	6	9	高輪ゲートウェイ駅周辺エリアの更なる魅力と価値の向上を目的とする。
98	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構	NPO 法人	栃木県	宇都宮市	1999	10	1	2023	7	26	公共団体と民間団体が連携して宇都宮のまちづくりに取り組むための中核的な組織として、魅力ある中心市街地の形成を図ること、宇都宮の将来の発展に寄与すること。
99	一般社団法人 釜川から育む会	社団・財団法人	栃木県	宇都宮市	2017	4	1	2023	7	26	釜川および、その周辺地域に関心のある会員が連携し、周辺住民や店主と協働しながら、釜川地区の良好な環境形成を図り、魅力的で、活力のある地域を育むこと。
100	一般社団法人 大垣タウンマネジメント	社団・財団法人	岐阜県	大垣市	2019	4	1	2023	9	29	大垣市中心市街地において、まちづくり事業やプロモーション事業等を展開し、まち・エリアの価値向上や、まちなかの賑わい創出等中心市街地の活性化に資する事業を実施・推進することを目的とする。

■回答

2-49～2-54 頁に示した 100 団体の「主な活動内容」は、「2 イベント等実施による賑わい創出」が 87 件で最も多い。続いて、「1 公共施設の管理・活用」の 59 件、「10 地域情報の発信」の 58 件が多くなっている。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=460(複数回答))

項目	回答数	割合
1 公共施設の管理・活用	59	12.2%
2 イベント等実施による賑わい創出	87	17.9%
3 不動産管理・運営	39	8.0%
4 空き家・空き地の活用	33	6.8%
5 広告設置事業	21	4.3%
6 行政支援(行政からの受託業務等)	45	9.3%
7 地域ビジョン・ルールの作成	22	4.5%
8 防災・防犯の意識啓発	19	3.9%
9 清掃・美化活動	33	6.8%
10 地域情報の発信(広報紙・SNS・HP等)	58	12.0%
11 中間支援的活動(コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般)	37	7.6%
12 その他	7	1.4%



問 2-3 都市再生推進法人の指定の取消の状況

■設問

貴団体が指定した都市再生推進法人について、その指定を取り消したことがあるかについて、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択してください。「1-a」～「1-d」と回答した場合は、指定を取り消した法人の概要や、当該取消の理由や背景等について、「指定を取り消した法人概要等の記入欄」に記入してください。

■回答(主な活動内容に関する回答)

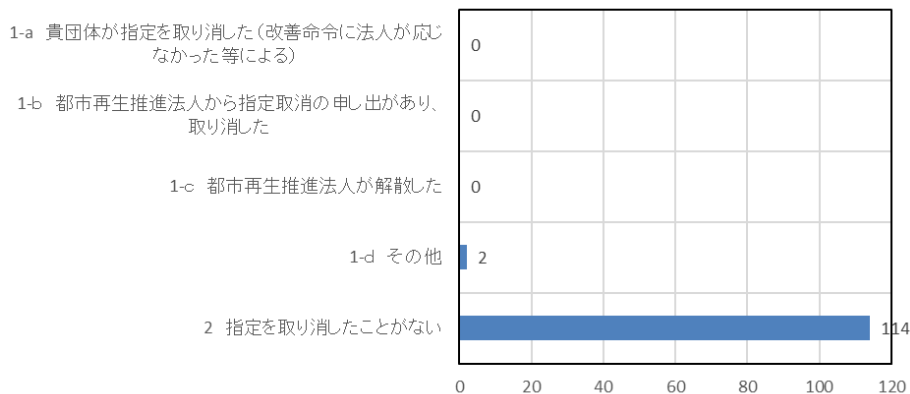
本設問は、市区町村まちづくり担当課のみが回答する調査設計である。

都市再生推進法人の指定の取消の状況について、「1 指定を取り消したことがある(当該法人が解散した場合を含む)」との回答は2件(1.7%)あった。

なお、「1-d その他」の回答は5件の回答があったが、このうち3件は設問趣旨と異なる内容(都市再生推進法人を受け入れていない、対象法人が存在しない、都市再生推進法人を指定していない)であったため集計から除外し、当該回答数を2件として扱った。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=116(複数回答))

項目		回答数	割合
大項目	小項目		
1 指定を取り消したことがある(当該法人が解散した場合を含む)	1-a 貴団体が指定を取り消した(改善命令に法人が応じなかった等による)	0	0.0%
	1-b 都市再生推進法人から指定取消の申し出があり、取り消した	0	0.0%
	1-c 都市再生推進法人が解散した	0	0.0%
	1-d その他	2	1.7%
2 指定を取り消したことがない		114	98.3%



■自由記述

選択肢「1-d その他」の記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

1-d その他

No.	記載内容
1	指定取り消しの申し出があり、現在手続き中
2	同グループ内の別法人に事業承継したため

2-4 都市再生推進法人との連携状況

■設問

都市再生推進法人との連携状況について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択し、その概要を記入欄にご記入願います。

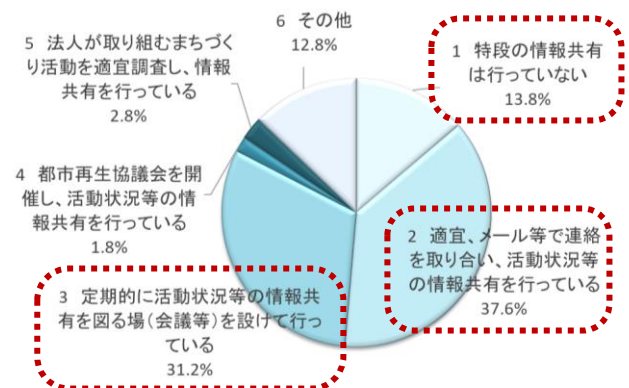
■回答(主な活動内容に関する回答)

本設問は、市区町村まちづくり担当課のみが回答する調査設計である。

都市再生推進法人との連携状況は、回答が多い順に、「2 適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている」が 41 件で 37.6%、「3 定期的に活動状況等の情報共有を図る場(会議等)を設けて行っている」が 34 件で 31.2%、「1 特段の情報共有は行っていない」が 15 件で 13.8%となっている。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=109(単回答))

項目	回答数	割合
1 特段の情報共有は行っていない	15	13.8%
2 適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	41	37.6%
3 定期的に活動状況等の情報共有を図る場(会議等)を設けて行っている	34	31.2%
4 都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている	2	1.8%
5 法人が取り組むまちづくり活動を適宜調査し、情報共有を行っている	3	2.8%
6 その他	14	12.8%
合計	109	100.0%



■自由記述

選択肢「2 適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている」の記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

- ・「情報共有の内容やその頻度 等」は、施策・事業・イベント等に関する情報共有を、定期(1回/週～1回/年)と不定期(適宜、事業進捗等の必要に応じ 等)で実施するものが多い。
- ・「情報共有が行われている背景 等」は、協定締結、連携による事業実施、都市再生推進法人の運営に関する技術的支援等がある。

2 適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている

都道府県	市区町村	法人名	記載内容	
			情報共有の内容やその頻度 等	情報共有が行われている背景等
北海道	富良野市	ふらのまちづくり株式会社	中心市街地活性化会議 週1回 指定管理施設実績報告 月1回 フラノマルシェ入込報告 週1回	-
群馬県	前橋市	一般社団法人前橋デザインコミッション	内容:現在進行中の「馬場川プロジェクト」における進捗状況の共有や方針の調整。また、橋市アーバンデザイン協議会を年2回実施し、まちづくりに関わる関係者間で活動状況の報告と情報共有を行なっている。頻度:ほぼ毎日	都市利便増進協定に基づいて沿道の地権者と調整を行いながら実施している「馬場川プロジェクト」の進捗のために必要なため。
北海道	札幌市	札幌大通まちづくり株式会社	週1～2	事業を連携して取り組んでいるため。
鹿児島県	鹿児島市	一般社団法人天文館みらいマネジメント	週に数回程度、アーケード整備や公共空間の利活用等に関する情報を共有	都市再生推進法人の運営に関する技術的支援
岐阜県	大垣市	一般社団法人大垣タウンマネジメント	1か月に数回。イベント現場や会議時に情報共有している。	業務として話す訳ではない、まちのさまざまな話題。

都道府県	市区町村	法人名	記載内容	
			情報共有の内容やその頻度等	情報共有が行われている背景等
福岡県	北九州市	一般社団法人八幡東田エリアマネジメント	メールや個別協議を行い活動の進捗を確認。頻度は2~3か月に1回。	(背景)法人の活動を後押しするための状況把握。
岡山県	岡山市	おかやま未来まちづくり株式会社	3か月に1回程度	-
宮城県	仙台市	一般社団法人荒井タウンマネジメント	現在進行中の事業についての進捗報告。頻度は3か月に1度程度。	事業を進めるにあたり、庁内関係課との調整が必要になるため。
兵庫県	神戸市	神戸ハーバーランド株式会社	年度替わりに、事業計画書・事業報告書を提出していただいている	-
兵庫県	神戸市	特定非営利活動法人わくわく西灘	年度替わりに、事業計画書・事業報告書を提出していただいている	-
兵庫県	神戸市	一般社団法人リパブルシティイニシアティブ	年度替わりに、事業計画書・事業報告書を提出していただいている	-
福井県	武生市	まちづくり武生株式会社	イベント開催の案内や情報共有	中心市街地活性化
東京都	中央区	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント	事業進捗、特定街区の活用報告書等により情報共有を行っている。	メールで適宜連絡を取り合っている。
東京都	中央区	一般社団法人日本橋浜町エリアマネジメント	事業進捗等の情報共有を行っている。	メールで適宜連絡を取り合っている。
長野県	飯田市	株式会社飯田まちづくりカンパニー	中心市街地のイベントにまちづくりカンパニーとともに事務局としてかかわっているため、事業に応じて随時情報共有している。	中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地活性化協会(協議会)が組織されており、まちづくりカンパニー、会議所、市が事務局に位置づけられているため。また、市も出資しているため、経営会議等に出席している。
愛知県	西尾市	株式会社城下町 PRIDE	適宜	-
愛知県	西尾市	特定非営利活動法人やらまいか人まちサポート	適宜	-
北海道	函館市	株式会社はこだて西部まちづく Re-Design	適宜随時	-

都道府県	市区町村	法人名	記載内容	
			情報共有の内容やその頻度 等	情報共有が行われている背景等
東京都	港区	一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント	適宜必要な情報を共有している	-
東京都	港区	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	適宜必要な情報を共有している	-
東京都	港区	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	適宜必要な情報を共有している	-
愛知県	東海市	株式会社まちづくり東海	都市利便増進協定による歩道の活用状況の情報共有を適宜行っている。	市と都市利便増進協定を締結しているため。
愛知県	春日井市	高蔵寺まちづくり株式会社	法人の活動状況や今後の計画等を適宜確認、情報共有を行っている。	行政計画に沿った内容であるか、行政の支援が必要な場合に、どのような目的で実施するかなど事前の情報共有を行うことで円滑な活動を図るため。
香川県	丸亀市	株式会社HYAKUSHO	必要に応じて	エリアプラットフォーム構築

■自由記述

選択肢「3 定期的に活動状況等の情報共有を図る場(会議等)を設けて行っている」の記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

- ・ まちづくりの目的で設置される協議の場(ワーキング、協議会、定例会議 等)が設置されていることが多い。事業関連の打合せや協議を定期に行う例もみられる。
- ・ 取締役会や法人の法人の事業等の年度報告(事業報告書 等)に絡み情報共有されている例もある。

3 定期的に活動状況等の情報共有を図る場(会議等)を設けて行っている

都道府県	市区町村	法人名	記載内容
東京都	港区	一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント	高輪ゲートウェイ駅周辺地区広域連絡会の下部組織となるワーキンググループ
愛知県	岡崎市	特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた	デザイン会議により、専門家や地域代表の方含めて、情報共有を行っている※年3-4回開催
愛知県	岡崎市	株式会社まちづくり岡崎	デザイン会議により、専門家や地域代表の方含めて、情報共有を行っている※年3-4回開催
広島県	府中市	一般社団法人まちづくり府中	委託事業等の打ち合わせ
山口県	宇部市	株式会社にぎわい宇部	月1回程度会議を行っているほか、必要に応じ適宜情報共有を図っている。
岡山県	岡山市	一般社団法人ぷらっと西川	月に1回程度、情報共有の場を設けている
東京都	渋谷区	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	月一回程度定例会議を設けているほか、それ以外にも自然と少なくとも月に2回は相談や報告などで打合せを実施している。
東京都	世田谷区	一般社団法人二子玉川エリアマネジメント	事務局会議、理事会、協議会
大分県	大分市	株式会社大分まちなか倶楽部	取締役会を開催して、活動状況等の情報共有を図っている。
愛知県	名古屋市	公益財団法人名古屋まちづくり公社	情報共有、今後の連携の検討
群馬県	前橋市	前橋市まちづくり公社	前橋市アーバンデザイン協議会を年2回実施し、まちづくりに関わる関係者間で活動状況の報告と情報共有を行なっている。
東京都	目黒区	株式会社ジェイ・スピリット	都市再生推進法人の取締役会、まち運営会議等同社の全額出資者である「まち発展機構」の一員である「まちづくり協議会」に、市からオブザーバーなどとして定期的に参加
愛知県	名古屋市	栄ミナミまちづくり株式会社	年2回栄ミナミまちづくりの会にオブザーバーとして参加。その他、不定期に運営協議会にも参加。
兵庫県	三田市	三田地域振興株式会社	非定期ではあるが、担当者間の協議を行っている。
香川県	丸亀市	株式会社 HYAKUSHO	法人の事業進捗、経営状態の確認のための定例会議を隔月で実施している。
静岡県	静岡市	一般社団法人草薙カルテッド	毎月末の定例会議に出席
大阪府	大阪市	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	毎年度の事業計画書・収支予算書、事業報告書・収支決算書の提出を義務付けている
大阪府	大阪市	一般社団法人梅田1丁目エリアマネジメント	毎年度の事業計画書・収支予算書、事業報告書・収支決算書の提出を義務付けている

■自由記述

選択肢「6 その他」の記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

6 その他

都道府県	市区町村	法人名	記載内容
和歌山県	和歌山市	株式会社紀州まちづくり舎	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、イベント等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡をとり、活動状況等の情報共有を行っている。エリアプラットフォームの一員としても他の法人と連携してまちづくり活動を行い、定期的に会議を開催し情報共有を行っている。また、年に1回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等(実績・計画)について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を行っている。
和歌山県	和歌山市	特定非営利活動法人愛福会	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、ワークショップ等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡を取り、活動状況等の情報共有を行っている。また、年に1回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等(実績・計画)について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を図っている。
和歌山県	和歌山市	特定非営利活動法人砂山バンマツリ	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、清掃活動やワークショップ等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡を取り、活動状況等の情報共有を行っている。また、年に1回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等(実績・計画)について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を図っている。
和歌山県	和歌山市	特定非営利活動法人志民連いちのみや	業務を委託しているので適宜打合せを行っている。
岐阜県	岐阜市	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	市事業実施のパートナーとして、適宜情報共有を行っている
茨城県	水戸市	株式会社まちみとらぼ	要項に定める実績報告の際に活動内容を確認し、助言等を行っている。

■設問

都市再生推進法人との連携状況について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択し、その概要を記入欄にご記入願います。

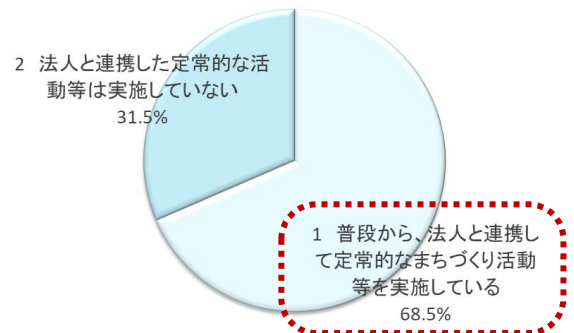
■回答(主な活動内容に関する回答)

本設問は、市区町村まちづくり担当課のみが回答する調査設計である。

都市再生推進法人との連携状況は、「1 普段から、法人と連携して定常的なまちづくり活動等を実施している」が74件であり、回答数の68.5%となっている。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=108(単回答))

項目	回答数	割合
1 普段から、法人と連携して定常的なまちづくり活動等を実施している	74	68.5%
2 法人と連携した定常的な活動等を実施していない	34	31.5%
合計	108	100.0%



■自由記述

選択肢「1 普段から、法人と連携して定常的なまちづくり活動等を実施している」の記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

- ・ 「当該まちづくり活動等の内容、頻度 等」は、大きく、イベント系の取組と施設の整備や管理・運営系の取組(公共空間活用 等)がある。
- ・ 「法人が行政のパートナーとしての活動を行っている理由、きっかけ、背景 等」は、大きく、官民連携等に関する事業(官民連携まちなか再生推進事業、都市再生整備計画、中心市街地活性化、エリアマネジメント活動促進制度 等)によるものと、法人の出自・活動内容(中心市街地活性化、民間主導 等)によるものがある。

1 普段から、法人と連携して定常的なまちづくり活動等を実施している

都道府県	市区町村	法人名	記載内容	
			当該まちづくり活動等の内容、頻度 等	法人が行政のパートナーとしての活動を行っている理由、きっかけ、背景 等
兵庫県	三田市	三田地域振興株式会社	イベントの実施	-
東京都	港区	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	イベントの実施など	官民連携まちなか再生推進事業
東京都	港区	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	イベントの実施など	官民連携まちなか再生推進事業など
滋賀県	長浜市	えきまち長浜株式会社	エリアプラットフォーム「湖の辺のまち長浜デザイン会議」への参画、年4～5回	-
岩手県	大船渡市	株式会社キャッセン大船渡	エリアマネジメント分担金制度を事業用定期借地権の契約期間内で行っている。	被災地の早期復興を図りつつ持続的なまちづくりを進めるため。
東京都	港区	一般社団法人高輪ゲートウェイエリアマネジメント	お祭りなど	-
茨城県	つくば市	つくばまちなかデザイン株式会社	つくばペデカフェプロジェクトと題し、つくば駅周辺の公共空間を活用した取組を実施。	つくば市と地域の事業者が連携して設立した第3セクターであるため。
愛知県	西尾市	株式会社城下町 PRIDE	にぎわい創出イベントの委託	-
愛知県	西尾市	特定非営利活動法人やらまいか人まちサポート	にぎわい創出イベントの委託	-
和歌山県	和歌山市	特定非営利活動法人 砂山バンまつり	ベンチの設置や花植え等の活動、講演会等の交流の場作り等のまちづくり活動	自治会が主の法人で、行政と協力を行うことでより地域密着型の活動を行えるため
東京都	中央区	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント	まちかどコンサート等、月に複数回実施。	地域の賑わいを醸成するため。
東京都	目黒区	株式会社ジェイ・スピリット	まちづくり検討会、エリプラ会議等	都市計画道路整備に向けたまちづくり活動支援、エリプラ設立

都道府県	市区町村	法人名	記載内容	
			当該まちづくり活動等の内容、頻度等	法人が行政のパートナーとしての活動を行っている理由、きっかけ、背景等
奈良県	奈良市	桜井まちづくり株式会社	まちなかウォークブル推進事業の業務委託、桜井駅周辺地区まちづくり基本計画の事業実施内容の検討、GCFを活用した事業支援	-
東京都	中央区	一般社団法人日本橋浜町エリアマネジメント	マルシェ等、月に数回実施。	地域の賑わいを醸成するため。
和歌山県	和歌山市	特定非営利活動法人愛福会	ワークショップの開催等	自治会が主の法人で、行政と協力を行うことでより地域密着型の活動を行えるため
栃木県	宇都宮市	一般社団法人釜川から育む会	官民連携まちなか再生事業の対象事業者であるため	-
岐阜県	各務原市	株式会社 OUR FAVORITE CAPITAL	協議会設立を連携をとって進めている	-
埼玉県	草加市	特定非営利活動法人今様草加宿	空き店舗を活用した地域活性化事業	-
鹿児島県	鹿児島市	一般社団法人天文館みらいマネジメント	月1程度、アーケード整備や公共空間の利活用に関する協議を行っている	表参道歩行者天国社会実験の協議をきっかけ
愛知県	名古屋市	錦二丁目エリアマネジメント株式会社	公共空間の利活用をテーマとした部会に市のまちづくり部局と道路部局が参加	エリアマネジメントの一環として法人が主体的に地域還元を行っているため
和歌山県	和歌山市	株式会社紀州まちづくり舎	公共施設の管理、ワークショップの開催等	-
愛知県	春日井市	高蔵寺まちづくり株式会社	公共施設や駅周辺において民間活力を導入したまちづくりとして企画立案・事業運営等を担う。	高蔵寺ニュータウンの良好な環境や価値の維持・向上を目指すエリアマネジメントを担うため
大阪府	大阪市	一般社団法人梅田1丁目エリアマネジメント	広告板の設置・管理	都市再生整備計画に基づく道路占用許可特例の活用
熊本県	合志市	株式会社こうし未来研究所	合志市居住支援協議会(空き家活用関連)	-
東京都	府中市	一般社団法人まちづくり府中	市内のエリアマネジメント	民間活力を利用することで、まちづくりの幅を広げるもの。
東京都	世田谷区	一般社団法人二子玉川エリアマネジメント	事務局会議、理事会、協議会の出席及び法人活動のサポートの実施	-
愛知県	名古屋市	公益財団法人名古屋まちづくり公社	地域団体との定例会議	地域におけるエリアマネジメントの推進
福井県	武生市	まちづくり武生株式会社	中心市街地でのイベント開催	中心市街地活性化のため従来より活動を行っていた団体であるため

都道府県	市区町村	法人名	記載内容	
			当該まちづくり活動等の内容、頻度等	法人が行政のパートナーとしての活動を行っている理由、きっかけ、背景等
愛知県	東海市	株式会社まちづくり東海	中心市街地でのイベント等の実施	民間主導での中心市街地のにぎわいの創出のため。
長野県	飯田市	株式会社飯田まちづくりカンパニー	中心市街地のイベントにまちづくりカンパニーとともに事務局としてかわっているため、事業に応じて随時情報共有している。	中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地活性化協会(協議会)が組織されており、まちづくりカンパニー、会議所、市が事務局に位置づけられているため。
北海道	函館市	株式会社はこだて西部まちづく Re-Design	適宜随時	-
大阪府	大阪市	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	都市利便増進施設の維持管理	大阪市エリアマネジメント活動促進制度の活用
宮城県	仙台市	一般社団法人荒井タウンマネジメント	都市利便増進施設活用事業(公園運営)、通年	地元から「球技ができる公園」などの要望を受けたため。
北海道	札幌市	札幌大通まちづくり株式会社	当該地区における建替相談窓口を都市再生推進法人が担っており、官民連携しながら地域のビジョンに基づいたまちづくりを進めている。	まちづくり会社として地域の発展に取り組んでいるため。
愛知県	岡崎市	特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた	道路空間活用/頻度: 日常	道路空間活用による収益性アップ
東京都	渋谷区	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	道路通行空間における優良清掃サービス	当該エリアの清掃レベルの向上がエリア価値の向上に繋がるため。
福井県	福井市	まちづくり福井株式会社	福井市が委託するまちなかのイベント等	中心市街地でのノウハウ、市民・団体・警察との強い信頼関係を築いているから
埼玉県	さいたま市	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	歩道や道路拡幅予定地を活用した、まちの賑わい創出に資する取組(社会実験)を月に10回程度行っている。	産・官・学・民が連携したまちづくりを推進するために設立された法人であるため。
茨城県	水戸市	株式会社まちみとラボ	法人が事務局となっているまちづくりの任意団体に本市も構成員として参加している	-
愛知県	名古屋市	栄ミナミまちづくり株式会社	法人が年に数回、地域パトロールを実施しており、行政も参加している。	エリアマネジメントの一環として法人が主体的に地域還元を行っているため
栃木県	宇都宮市	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構	-	本市の財政援助団体であるため

■自由記述

選択肢「2 法人と連携した定常的な活動等は実施していない」の記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

2 法人と連携した定常的な活動等は実施していない

No.	記載内容
1	法人独自の活動もあるため、連携は定常的でない。
2	定常的ではないが、イベント時など、必要に応じ連携活動は行っている。

問 2-5 都市再生推進法人になることを目指す団体等に対する支援制度等の状況

■設問

都市再生推進法人の指定をめざす団体の指定に向けた取組みを促進する支援策や、当該団体を認定するの仕組み等の有無について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択してください。

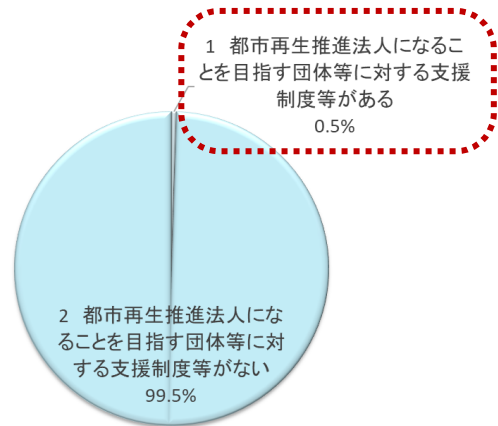
■回答(主な活動内容に関する回答)

本設問は、市区町村まちづくり担当課のみが回答する調査設計である。

都市再生推進法人になることを目指す団体等に対する支援制度等があると回答した市区町村は5団体であり、割合は0.5%にとどまる。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,023(単回答))

項目	回答数	割合
1 都市再生推進法人になることを目指す団体等に対する支援制度等がある	5	0.5%
2 都市再生推進法人になることを目指す団体等に対する支援制度等がない	1,018	99.5%
合計	1,023	100%



■自由記述

選択肢「1 支援制度がある」の記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

- ・ 仙台市の制度は、市が「仙台市都市再生まちづくり団体の認定等に関する事務取扱要綱」に基づき都市再生推進法人を目指す団体を認定するものである。市は、当該団体が作成したエリアビジョンに基づく民間遊休不動産や公共空間等を活用した賑わいづくり、活動エリアの環境改善等の活動支援を行う。
- ・ 大阪市の制度は、市が都市再生推進法人準備団体を認定し、当該団体が道路上にオープンカフェ等の物件を設置して事業検証を行う際に、市が占用主体となること等を通じ、当該実証実験に対する支援を行う制度である。都市再生緊急整備地域で活動するエリアマネジメント団体に適用するもので、認定の有効期間は2年(1回限り1年の更新が可能)である。

1 支援制度がある

都道府県	市区町村	記載内容
宮城県	仙台市	都市再生推進法人を目指すエリマネ団体向けにガイドラインを作成した。 (https://www.city.sendai.jp/toshisaisesuishin/kurashi/machi/machizukuri/management.html) また、都市再生推進法人を目指すエリマネ団体を都市再生まちづくり団体として認定する制度を創設した。 (https://www.city.sendai.jp/toshisaisesuishin/kurashi/machi/kaihatsu/toshikiekaku/toshisaise/machidantai.html)
大阪府	大阪市	都市再生推進法人準備団体認定制度 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000494783.html)

(2) 調査2: 低未利用土地利用促進協定の活用に関する調査

調査2は、「市区町村まちづくり担当課」と「都市再生推進法人」を対象として、低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項、法第80条の3～第80条の8)のあり方等を整理することを目的に、地方公共団体における当該制度に関する認知状況、評価等を把握するために実施した。

1) 回答状況

調査2: 低未利用土地利用促進協定の活用に関する調査を行った結果、市区町村まちづくり担当課では80.8%、都市再生推進法人では75.7%の回答があった。

表 2.1-8 調査2: 低未利用土地利用促進協定の活用に関する調査回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
市区町村まちづくり担当課	1,741	1,406	80.8%
都市再生推進法人	111	84	75.7%

2) 調査項目 [市区町村まちづくり担当課向、都市再生推進法人向]

調査2の調査項目については、次項以降に、「市区町村まちづくり担当課」「都市再生推進法人」の順に、アンケート調査の調査票を示した。

資料 2-2: 調査2[市区町村まちづくり担当課向] 調査票

【調査 2 低未利用土地利用促進協定の活用に関する調査】

【調査の目的】

低未利用土地利用促進協定（法第46条第26項、法第80条の3～第80条の8）のあり方を整理することとを目的に、地方公共団体における当該制度に関する認知状況、評価等を把握するものです。

【アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、以下の各内容を示すものです。

- **低未利用土地**
居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる土地
- **協定の対象区域**
都市再生整備計画の区域
- **協定の締結**
市町村又は都市再生推進法人等と区域内の低未利用土地の所有者等（所有者等たる地方公共団体も含む）の全員の同意および市町村長の認可が必要
- **協定の対象施設**
都市再生特別措置法施行規則第12条の3における交通施設、公園施設、水系施設、公共施設、にぎわいを創出する施設等を協定の対象とし、制度趣旨に適つたものであれば、營利を目的とするか否かを問わず対象とすることが可能

ご回答の際には、以下のリンクに掲載している協定締結イメージをご確認ください。

低未利用土地利用促進協定のイメージ：<https://www.mlit.go.jp/yoshi/system/#teimin>

1. 低未利用土地利用促進協定（法第46条第26項、法第80条の3～第80条の8）に関するお考え

問 1-1 認知状況等

低未利用土地利用促進協定の貴団体における認知状況等について、該当するものを（→）に「○」印を選択（プルダウン式）してください。

「1-c 3-c その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。また、「4-a 独自制度を持っている」又は「4-b 他の制度を活用している」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。

1 制度を理解し、活用を検討中	回答欄				
1-a 協定の内容や関係権利者との調整・検討を行っている	T10a-dに2択で回答してください				
1-b 協定の内容は未検討だが、都市再生整備計画には位置付けた					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>西暦 年 月 ~ 年 月</td> </tr> </tbody> </table>		地区名	計画期間		西暦 年 月 ~ 年 月
地区名	計画期間				
	西暦 年 月 ~ 年 月				
1-c その他					
2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	T10a-bに2択で回答してください				
2-a 課題があり検討が進んでいない					
2-b 具体的な条件がない					
3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	T10a-cに2択で回答してください				
3-a 制度に関する説明会や勉強会等が必要					
3-b 制度に関するパンフレットやwebサイト等による情報発信が必要					
3-c その他					
4 活用可能性がない	T10a-dに2択で回答してください				
4-a 独自制度を持っている（又は制度化せず独自の取組を実施）					
4-b 他の制度を活用している					

（任意欄の記載の記入欄）	
4-c 制度活用が必要となるケースがない	
4-d 低未利用土地利用の対策等を検討していない	

問1-2 低未利用土地利用促進協定制度に対する評価

以下の設問は、「問1-1 認知状況」の設問において、「1 制度を理解し、活用を検討中」「2 制度を理解しているが、課題があり検討が進んでいない」「3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度活用を想定し理解を深めたい」を選択した場合のみ、回答してください。

問1-2-1 ネットと考える事情

<p>低未利用土地利用促進協定制度に関し、貴団体がネットとお考えになる事情について、該当する五のすべて（複数回答）に「○」印を選択し（グラフ方式）、その重要を記入欄にご記入願います。 「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。</p>		回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
1	市町村等と協定を結ぶことによりまちづくりを支えることができる		
2	市町村が協定を締結又は認可するため土地利用の安定性や実効性が担保される		
3	一定の条件下で協利を目的とする施設の整備・活用が可能であり、低未利用土地を収益用途等に活用することができる		
4	協定を締結しようとする土地所有者等は、国・関係地方公共団体による支援（情報提供・助言等）を受けられる		
5	その他		

<p>土地の整備や管理の方法などを協定に定めることで、一定期間、その土地を活用したまちづくりを円滑に進めることができる</p>	<p>1 協定締結により民間機構による共同推進型まちづくりファンド支援事業（※）の対象となる</p>		
<p>② 市町村・都市再生推進法人等のメニュー</p>	<p>2 条例に基づき「まちづくり協定」とは異なり、法律に基づく制度であるため、市町村は条例を新たに定めることなく、継続的なまちづくりを実現できる</p> <p>3 都市再生推進法人が協定に基づき施設の整備等を実施する場合には、官民連携まちづくり推進事業（※）による支援を受けることができる</p> <p>4 協定締結により民間機構による共同推進型まちづくりファンド支援事業（※）の対象となる</p> <p>5 その他</p>	<p>※ https://www.minko.or.jp/goods/Funds/Fund.htm</p>	<p>※ https://www.minko.or.jp/goods/Funds/Fund.htm</p> <p>※ https://www.minko.or.jp/goods/Funds/Fund.htm</p>

問題2-2 課題と考える理由

<p>低未利用土地利用促進協定制度に関し、貴団体が課題とお考えになる事項について、該当する五のすべて（複数回答）に「○」印を選択し（プルダウン式）、その理由を記入欄にご記入願います。</p> <p>「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。</p>	<p>回答欄</p>	<p>記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください</p>
<p>1 承継効（※）がない ※ 承継効とは、売買等により土地所有者等が代わっても、従来の土地所有者等に対して協定の内容及び効力が及ぶ。</p>		
<p>2 協定の対象となる施設（交通施設、公園施設、水菜施設、公共施設、にぎわいを創出する施設等）が適切でない（又は十分でない）</p>		
<p>3 協定締結の要件が、都市再生整備計画の区域が対象区域に限られる</p>		
<p>4 協定締結には土地所有者等の全賛同が必要であり、合意形成が困難である</p>		
<p>5 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる</p>		
<p>6 都市再生整備計画の計画期間（5年間等）が終了した場合、協定の対象となる区域等を明示する都市再生整備計画がその後も必要となるため、次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる</p>		
<p>7 協定締結により活用可能となる国の支援策（官民連携まちづくりファンド）が不十分である</p>		
<p>8 その他</p>		

2. 制度に対するご意見、ご要望

低未利用土地利用促進協定制度について、課題や改善点などご意見があれば記載ください（自由記述）

資料 2-3: 調査2[都市再生推進法人向] 調査票

【調査5 まちなか公共空間等活用支援事業に関する調査】

【調査の目的】

まちなか公共空間等活用支援事業（※）のあり方を整理することを目的に、都市再生推進法人における当該制度に関する認知状況、評価等を把握するものです。

【本アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、以下の各内容を示すものです。

■（※）まちなか公共空間等活用支援事業

都市再生整備計画に定められたまちなかゾーニング区域（滞在快適性等向上区域）において、カフェ等の整備と併せて広場へのベンチ設置や植栽等を行うなど、快適に交流・滞在できる空間の創出に役立つ都市開発事業を行う都市再生推進法人に、（一財）民間都市開発推進機構（<https://www.minto.or.jp/index.html>）が長期にわたる低利貸付を行うことにより事業の円滑化を図る事業

ご回答の際には、以下のリンクに掲載している制度概要をご確認ください。

まちなか公共空間等活用支援事業制度の概要：https://www.mito.co.jp/koshi/pdf/seldo/s_machinakakuban.pdf

1. まちなか公共空間等活用支援事業に関するお考え

問1-1 認知状況等

まちなか公共空間等活用支援事業の創設者（法人）における認知状況等について、**該当するもの（二つ）**に「○」印を選択（マルチプル式）してください。

「1-c 3-c その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。また、「4-a」他の制度を活用している」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。

1 制度を理解し、活用を検討中	回答欄
1-a 民部機構との調整や事業内容等の検討を行っている	
1-b 具体的な調整は今後行う予定だが、都市再生整備計画にまちなかゾーニング区域は位置付けた	
地区名	
（都市再生整備計画） （創設者）	
計画期間	西暦 年 月 年 月
1-c その他	
（その理由）	
2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	回答欄
2-a 課題があり検討が進んでいない	
2-b 具体的な条件がない	
3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	回答欄
3-a 制度に関する説明会や勉強会等が必要	
3-b 制度に関するパンフレットやウェブサイト等による情報発信が必要	
3-c その他	
（その理由）	
4 活用可能性がない	回答欄
4-a 他の制度を活用している	
（活用可能な他の制度の記入欄）	
4-b 制度活用が必要となるケースがない	

問1-2-1 まちなか公共空間等活用支援事業に対する評価

以下の設問は、「問1-1 認知度深層」の設問において、「1 制度を理解し、活用を検討中」「2 制度を理解しているが、課題があり検討が進んでいない」「3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度活用を想定し判断を深めたい」を選択した場合のみ、回答してください。

問1-2-1-1 ネットと考える事情

<p>まちなか公共空間等活用支援事業に関し、貴法人がネットとお考えになる事例について、該当するものをすべて（複数回答）に「○」印を選択し（プルダウン式）、その概要を記入欄にご記入願います。 「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。</p>		回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
1	公共施設整備だけでなく、収益部分も貸し付け対象となる		
2	低金利による貸付を受けることができる		
3	固定金利のもと、長期の貸付（最長20年）を受けることができる		
4	貸付対象となる事業は都市再生整備計画に記載されている必要はない		
5	その他		

問1-2-2 課題と考える事情

まちなか公共空間等活用支援事業に関し、貴法人が課題とお考えになる事例について、**該当するものをすべて（複数回答）**に「○」印を選択し（プルダウン式）、その**概要**を記入欄にご記入願います。
 「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。

<p>まちなか公共空間等活用支援事業に関し、貴法人が課題とお考えになる事例について、該当するものをすべて（複数回答）に「○」印を選択し（プルダウン式）、その概要を記入欄にご記入願います。 「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。</p>		回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
1	貸付対象となる事業が、滞在快適性等向上区域（まちなかウォークエリア区域）で実施する事業に限られている		
2	制度の利用にあたっては、建築物の整備を行う必要がある（テントや屋台などの仮設は対象にならない）		
3	公共施設の整備を伴わなければならない		
4	その他		

2. 制度に対するご意見、ご要望

まちなかの公共空間等活用支援事業について、課題や改善点などご意見があれば記載ください
(自由記述)

3) 調査結果 [市区町村まちづくり担当課向、都市再生推進法人向]

①「1. 低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項、法第80条の3～第80条の8)に関するお考え」

問 1-1 認知状況等

■設問

低未利用土地利用促進協定の貴団体における認知状況等について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択(プルダウン式)してください。

■回答

本設問は、市区町村まちづくり担当課と都市再生推進法人が回答する調査設計である。

低未利用土地利用促進協定の認知状況等は、市区町村まちづくり担当課、都市再生推進法人ともに、「1 制度を理解し、活用を検討中」が最も少なく、「4 活用可能性がない」が最も多い。

「1-a協定の内容や関係権利者との調整・検討を行っている」は、市区町村まちづくり担当課は 0 件だが、都市再生推進法人は 3 件の回答がみられる。

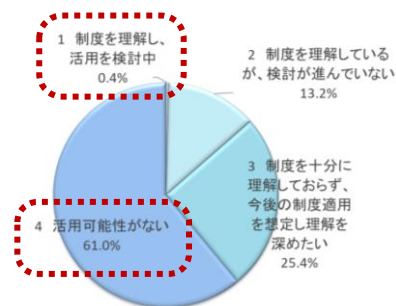
「2 制度を理解しているが、検討が進んでいない」のうち「2-a課題があり検討が進んでいない」は、市区町村まちづくり担当課で 13 件、都市再生推進法人で 7 件の回答がある。

「4 活用可能性がない」は、市区町村まちづくり担当課、都市再生推進法人ともに、「制度活用が必要となるケースがない」と「低未利用土地利用の対策等を検討していない」の割合が多い。

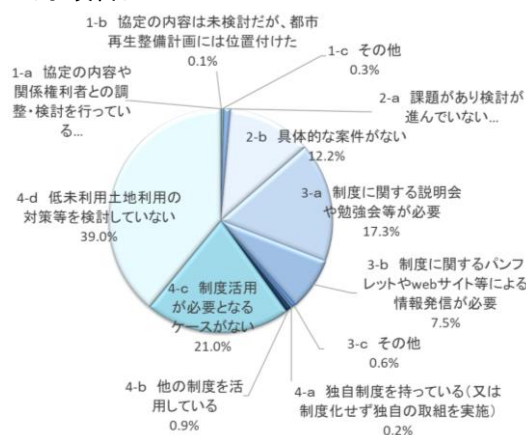
・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,280(単回答))

項目		回答数	割合	
大項目	小項目			
1 制度を理解し、活用を検討中	1-a 協定の内容や関係権利者との調整・検討を行っている	0	0.0%	0.4%
	1-b 協定の内容は未検討だが、都市再生整備計画には位置付けた	1	0.1%	
	1-c その他	4	0.3%	
2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	2-a 課題があり検討が進んでいない	13	1.0%	13.2%
	2-b 具体的な案件がない	156	12.2%	
3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	3-a 制度に関する説明会や勉強会等が必要	222	17.3%	25.4%
	3-b 制度に関するパンフレットやwebサイト等による情報発信が必要	96	7.5%	
	3-c その他	8	0.6%	
4 活用可能性がない	4-a 独自制度を持っている(又は制度化せず独自の取組を実施)	2	0.2%	61.0%
	4-b 他の制度を活用している	11	0.9%	
	4-c 制度活用が必要となるケースがない	269	21.0%	
	4-d 低未利用土地利用の対策等を検討していない	500	39.0%	
合計		1,282	100%	

<大項目>



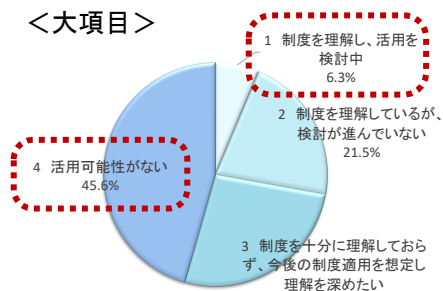
<小項目>



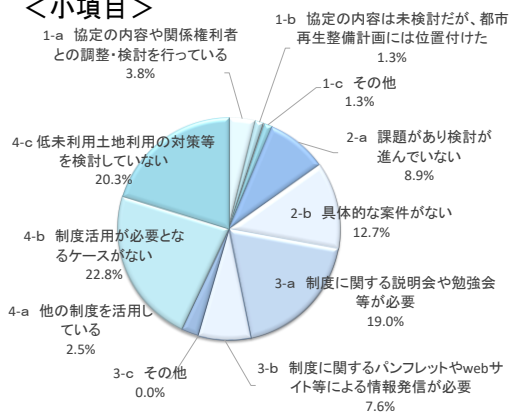
・都市再生推進法人の回答(N=79(単回答))

項目		回答数	割合		
大項目	小項目				
1 制度を理解し、活用を検討中	1-a 協定の内容や関係権利者との調整・検討を行っている	3	5	3.8%	6.3%
	1-b 協定の内容は未検討だが、都市再生整備計画には位置付けた	1		1.3%	
	1-c その他	1		1.3%	
2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	2-a 課題があり検討が進んでいない	7	17	8.9%	21.5%
	2-b 具体的な案件がない	10		12.7%	
3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	3-a 制度に関する説明会や勉強会等が必要	15	21	19.0%	26.6%
	3-b 制度に関するパンフレットやwebサイト等による情報発信が必要	6		7.6%	
	3-c その他	0		0.0%	
4 活用可能性がない	4-a 他の制度を活用している	2	36	2.5%	45.6%
	4-b 制度活用が必要となるケースがない	18		22.8%	
	4-c 低未利用土地利用の対策等を検討していない	16		20.3%	
合計		79		100%	

<大項目>



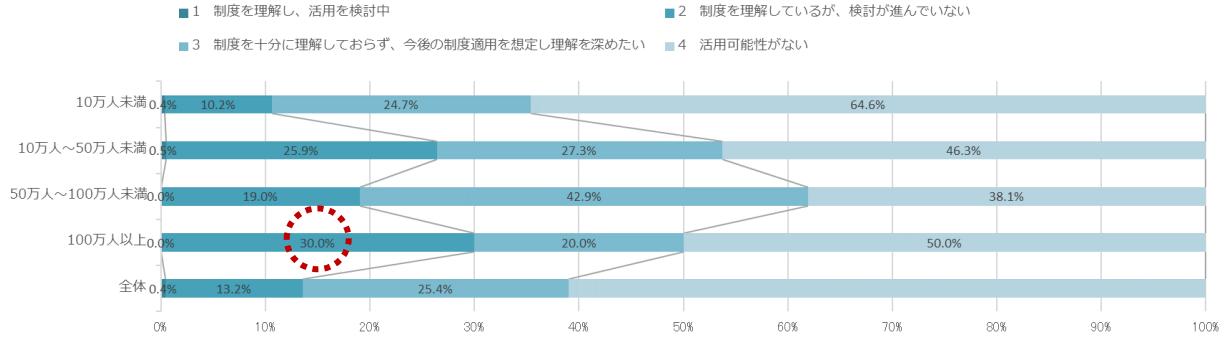
<小項目>



■都市規模によるクロス集計

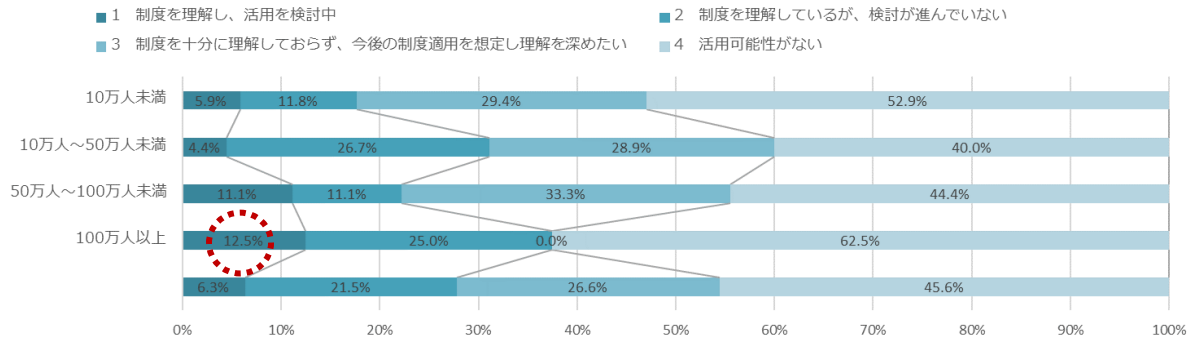
・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,280(単回答))

	1 制度を理解し、活用を検討中	2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	4 活用可能性がない
10万人未満	4	106	83	669
10万人～50万人未満	1	56	16	100
50万人～100万人未満	0	4	4	8
100万人以上	0	3	1	5
全体	5	169	104	782



・都市再生推進法人の回答(N=79(単回答))

	1 制度を理解し、活用を検討中	2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	4 活用可能性がない	合計
10万人未満	1	2	5	9	17
10万人～50万人未満	2	12	13	18	45
50万人～100万人未満	1	1	3	4	9
100万人以上	1	2	0	5	8
全体	5	17	21	36	79



■自由記述

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

選択肢「1-c」「3-c」「4-a」「4-b」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

1-c その他

No.	記載内容
1	都市再生整備計画を策定する際には、活用を検討したい。

3-c その他

No.	記載内容
1	自主勉強で理解を深めたい
2	人口規模等が類似する団体の事例について学ぶ機会が必要。
3	制度の理解とともに制度活用に向けた具体の検討が必要
4	現在のところ低利用の土地等の課題は顕在化しておらず、具体的な案件がないため検討したことがないが、将来に向けた制度の理解は必要と考える。

4-a 独自制度を持っている（又は制度化せず独自の取組を実施）

No.	記載内容
1	民間提案制度 公有地等を民間のアイデア、資金を活用して利活用してもらう
2	土地所有者と市で賃借契約を締結し、低未利用地をポケットパークとして市が無償で活用する代わりに、固定資産税を免除している。

4-b 他の制度を活用している

No.	記載内容
1	制度化せず、庁内各課への調査・ヒアリングを進めながら土地の利活用を検討している。

・都市再生推進法人の自由記述

選択肢「4-a」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

4-a 他の制度を活用している

No.	記載内容
1	普都市利便増進協定

■アンケートの回答等に関する追加の情報提供を依頼し、得られた事例情報

No.	事例内容
1	<p><都市再生整備計画に「低未利用土地利用促進協定」の位置付けを終えた事例></p> <p>(1)低未利用土地利用促進協定に関する検討の概要 協定締結者は、市、都市再生整備推進法人、まちづくり会社、土地・建物所有者。 整備する施設は、温泉旅館施設、物販施設、駐車場等を想定。</p> <p>(2)地区の基本情報 ・対象となる敷地や施設等 まちづくり会社が運営するホテル、通り沿いの空き地や空き店舗、空き旅館の活用に向けて検討。 ・スケジュール及び検討内容 検討開始時期：令和2～3年度くらいから、都市再生整備計画：記載済み、 共用開始：未定</p> <p>(3)制度活用の検討、協議調整の内容(又は、法的手続き等) 固定資産の減免などの税制優遇の進め方、税務課でも事例が無く判断が不明。 まちづくり団体が協定まで締結するメリットがない。</p>

問 1-2 低未利用土地利用促進協定制度に対する評価

問 1-2-1 メリットと考える事柄

■設問

低未利用土地利用促進協定制度に関し、貴団体がメリットとお考えになる事柄について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択し、その概要を記入欄にご記入願います。

①土地所有者等のメリット

■回答

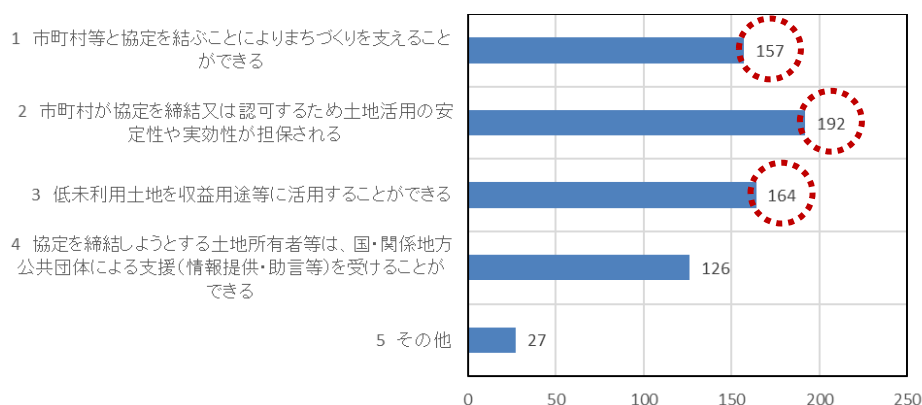
本設問は、市区町村まちづくり担当課のみが回答する調査設計である。

市区町村まちづくり担当課が土地所有者等のメリットと考える事柄は、「2 市町村が協定を締結又は認可するため土地活用の安定性や実効性が担保される」が 192 件で最も多い。次いで、「3 低未利用土地を収益用途等に活用することができる」が 164 件、「1 市町村等と協定を結ぶことによりまちづくりを支えることができる」が 157 件となっている。

都市規模別に見ると、「3」については、「10 万人未満」「10 万人～50 万人未満」「50 万人～100 万人未満」「100 万人以上」の順に回答の割合が高くなる傾向である。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=414(複数回答))

項目	回答数	割合
1 市町村等と協定を結ぶことによりまちづくりを支えることができる	157	37.9%
2 市町村が協定を締結又は認可するため土地活用の安定性や実効性が担保される	192	46.4%
3 低未利用土地を収益用途等に活用することができる	164	39.6%
4 協定を締結しようとする土地所有者等は、国・関係地方公共団体による支援(情報提供・助言等)を受けることができる	126	30.4%
5 その他	27	6.5%



■都市規模によるクロス集計(N=414(複数回答))

	1 市町村等と協定を結ぶことによりまちづくりを支えることができる	2 市町村が協定を締結又は認可するため土地活用の安定性や実効性が担保される	3 低未利用土地を収益用途等に活用することができる	4 協定を締結しようとする土地所有者等は、国・関係地方公共団体による支援(情報提供・助言等)を受けることができる	5 その他
10万人未満	116 37.5%	141 45.6%	103 33.3%	94 30.4%	21 6.8%
10万人～50万人未満	35 37.6%	46 49.5%	53 57.0%	28 30.1%	6 6.5%
50万人～100万人未満	5 50.0%	4 40.0%	6 60.0%	3 30.0%	0 0.0%
100万人以上	1 50.0%	1 50.0%	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%

■自由記述

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

選択肢①「1～4」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

①土地所有者等のメリット

1 市町村等と協定を結ぶことによりまちづくりを支えることができる

No.	記載内容
1	オーナーの理解が必要不可欠
2	市町村等と協定を結ぶことにより、土地活用の安定性や実効性が担保され、継続的なまちづくりを進めやすくなる。
3	都市再開発にもつながる可能性があり、将来的な地価の上昇も見込める。

2 市町村が協定を締結又は認可するため土地活用の安定性や実効性が担保される

No.	記載内容
1	市の方針に反する民間開発を抑止することが出来る。

3 一定の条件下で営利を目的とする施設の整備・活用が可能であり、低未利用土地を収益用途等に活用することができる

No.	記載内容
1	収益が得られることが、モチベーション向上につながる。
2	利用していない土地が利活用されることで、土地の管理(草刈り等)を任せられることができるため。

4 その他

No.	記載内容
1	管理不全の低未利用土地等を自治体等により適正に管理・運営してもらえる。

②市町村・都市再生推進法人等のメリット

■回答

本設問は、市区町村まちづくり担当課と都市再生推進法人が回答する調査設計である。

市町村・都市再生推進法人等のメリットは、市区町村まちづくり担当課の回答は、「1 土地の整備や管理の方法などを協定に定めることで、一定期間、その土地を活用したまちづくりを円滑に進めることができる」が 320 件で最も多く、続いて、「2 条例を新たに定めることなく、継続的なまちづくりを実現できる」が 148 件、「3 官民連携まちなか再生推進事業による支援を受けることができる」が 95 件、「4 共助推進型まちづくりファンド支援事業の対象となる」が 41 件となっており、順に少ない回答数となっている。都市再生推進法人の回答は、「4 その他」を除く全ての回答がほぼ同数である。

都市規模別に見ると、市区町村まちづくり担当課の回答は、「10 万人未満」「10 万人～50 万人未満」「50 万人～100 万人未満」のどの都市規模においても、「1」が最も多い。

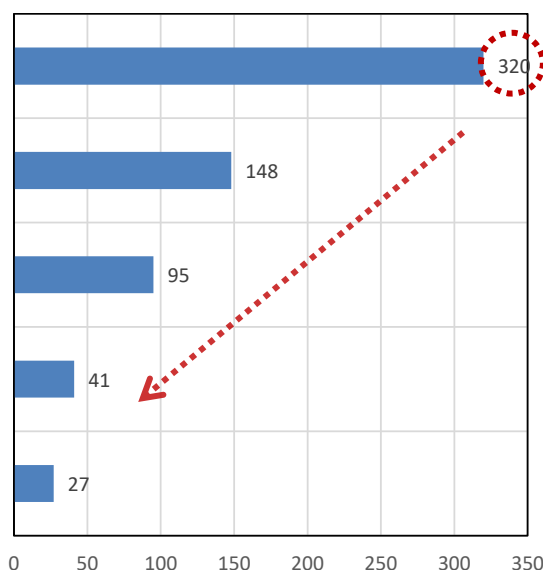
都市再生推進法人の回答は、「10 万人未満」の「1」「2」「3」の回答割合が、他の都市規模より大きい傾向がある。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=424(複数回答))

項目	回答数	割合
1 土地の整備や管理の方法などを協定に定めることで、一定期間、その土地を活用したまちづくりを円滑に進めることができる	320	75.5%
2 条例に基づく「まちづくり協定」とは異なり、法律に基づく制度であるため、市町村は条例を新たに定めることなく、継続的なまちづくりを実現できる	148	34.9%
3 都市再生推進法人が協定に基づき施設の整備等を実施する場合には、官民連携まちなか再生推進事業による支援を受けることができる	95	22.4%
4 協定締結により民都機構による共助推進型まちづくりファンド支援事業の対象となる	41	9.7%
5 その他	27	6.4%

- 1 土地の整備や管理の方法などを協定に定めることで、一定期間、その土地を活用したまちづくりを円滑に進めることができる
- 2 条例に基づく「まちづくり協定」とは異なり、法律に基づく制度であるため、市町村は条例を新たに定めることなく、継続的なまちづくりを実現できる
- 3 都市再生推進法人が協定に基づき施設の整備等を実施する場合には、官民連携まちなか再生推進事業による支援を受けることができる
- 4 協定締結により民都機構による共助推進型まちづくりファンド支援事業の対象となる

5 その他

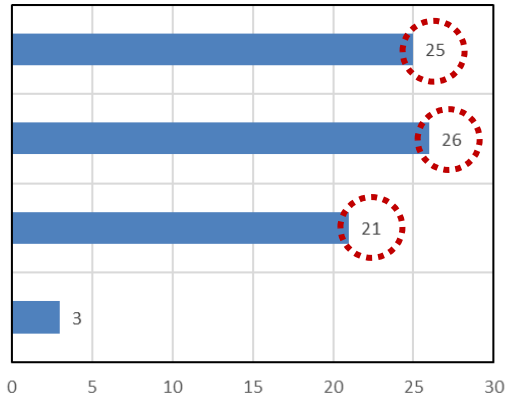


・都市再生推進法人の回答(N=39(複数回答))

項目	回答数	割合
1 土地の整備や管理の方法などを協定に定めることで、一定期間、その土地を活用したまちづくりを円滑に進めることができる	25	64.1%
2 都市再生推進法人が協定に基づき施設の整備等を実施する場合には、官民連携まちなか再生推進事業による支援を受けることができる	26	66.7%
3 協定締結により民都機構による共助推進型まちづくりファンド支援事業の対象となる	21	53.8%
4 その他	3	7.7%

- 1 土地の整備や管理の方法などを協定に定めることで、一定期間、その土地を活用したまちづくりを円滑に進めることができる
- 2 都市再生推進法人が協定に基づき施設の整備等を実施する場合には、官民連携まちなか再生推進事業による支援を受けることができる
- 3 協定締結により民都機構による共助推進型まちづくりファンド支援事業の対象となる

4 その他



■都市規模によるクロス集計

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=424(複数回答))

	1 土地の整備や管理の方法などを協定に定めることで、一定期間、その土地を活用したまちづくりを円滑に進めることができる	2 条例に基づく「まちづくり協定」とは異なり、法律に基づく制度であるため、市町村は条例を新たに定めることなく、継続的なまちづくりを実現できる	3 都市再生推進法人が協定に基づき施設の整備等を実施する場合には、官民連携まちなか再生推進事業による支援を受けることができる	4 協定締結により民都機構による共助推進型まちづくりファンド支援事業の対象となる	5 その他	対象団体数
10万人未満	231 73.8%	109 34.8%	55 17.6%	19 6.1%	20 6.4%	313
10万人～50万人未満	77 78.6%	35 35.7%	35 35.7%	20 20.4%	7 7.1%	98
50万人～100万人未満	10 90.9%	3 27.3%	4 36.4%	2 18.2%	0 0.0%	11
100万人以上	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2

・都市再生推進法人の回答(N=39(複数回答))

	1 土地の整備や管理の方法などを協定に定めることで、一定期間、その土地を活用したまちづくりを円滑に進めることができる	2 条例に基づく「まちづくり協定」とは異なり、法律に基づく制度であるため、市町村は条例を新たに定めることなく、継続的なまちづくりを実現できる	3 都市再生推進法人が協定に基づき施設の整備等を実施する場合には、官民連携まちなか再生推進事業による支援を受けることができる	4 協定締結により民都機構による共助推進型まちづくりファンド支援事業の対象となる	回答法人数
10万人未満	6 66.7%	9 100.0%	9 100.0%	0 0.0%	9
10万人～50万人未満	12 57.1%	12 57.1%	8 38.1%	2 9.5%	21
50万人～100万人未満	3 60.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	5
100万人以上	4 100.0%	3 75.0%	2 50.0%	0 0.0%	4

■自由記述

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

選択肢②「1」「5」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

②市町村・都市再生推進法人等のメリット

1 土地の整備や管理の方法などを協定に定めることで、一定期間、その土地を活用したまちづくりを円滑に進めることができる

No.	記載内容
1	継続的にその土地を使用できる。
2	安定した利活用を行う根拠にできる。
3	まちづくりには場所が必要なため土地の活用に関する制度は有効である。

5 その他

No.	記載内容
1	制度に関する勉強会等が必要
2	空き家解消につながる可能性がある
3	中心市街地活性化やまちなか再生にあたって、本制度の活用を検討したい。

・都市再生推進法人の自由記述

選択肢「1」「2」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

1 土地の整備や管理の方法などを協定に定めることで、一定期間、その土地を活用したまちづくりを円滑に進めることができる

No.	記載内容
1	公益事業としての位置づけを明確化しやすくなる点

2 都市再生推進法人が協定に基づき施設の整備等を実施する場合には、官民連携まちなか再生推進事業による支援を受けることができる

No.	記載内容
1	1. 空き家(廃工場含む)利活用 地域の居場所づくり 2. 河川道の利活用 自然と調和した憩いの場の創出
2	低未利用土地利用促進協定制度を活用して DX モビリティの拠点整備やサイクルポート設置など

4 その他

No.	記載内容
1	地権者との交渉時に、「低未利用土地利用促進協定制度」という公的協定制度(官民連携により事業推進を図っていること)を提示することによる、地権者への「安心感の提供」、それによる合意形成の円滑化

問 1-2-2 課題と考える事柄

■設問

低未利用土地利用促進協定制度に関し、貴団体が課題とお考えになる事柄について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択し(プルダウン式)、その概要を記入欄にご記入願います。

■回答

本設問は、市区町村まちづくり担当課と都市再生推進法人が回答する調査設計である。

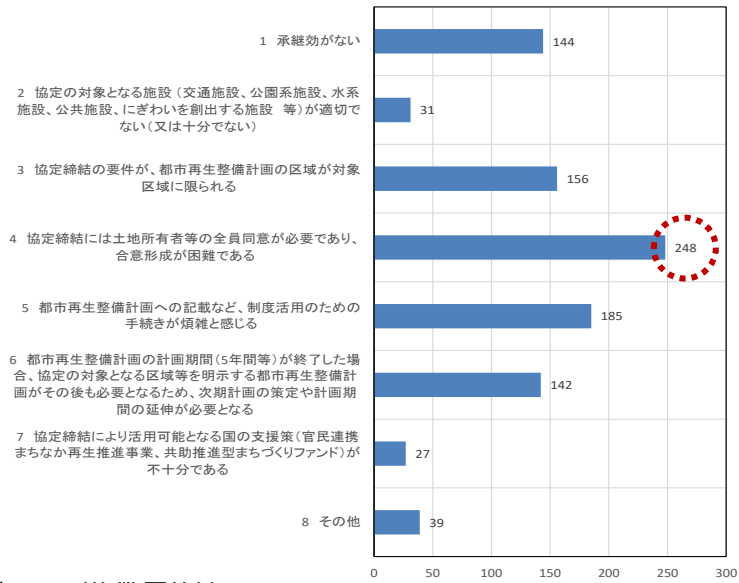
課題と考える事柄は、市区町村まちづくり担当課の回答は、「4 協定締結には土地所有者等の全員同意が必要であり、合意形成が困難である」が 248 件で最も多い。都市再生推進法人の回答は、「6 都市再生整備計画について次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる」の 17 件、「4 合意形成が困難」の 16 件、「5 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる」の 13 件が多い。

都市規模別に見ると、市区町村まちづくり担当課の回答は、「10 万人未満」「10 万人～50 万人未満」「50 万人～100 万人未満」のどの都市規模においても、「4」が最も多い。

都市再生推進法人の回答は、「10 万人未満」の「1」「2」「3」「6」「7」の回答割合が、他の都市規模より大きい傾向がある。

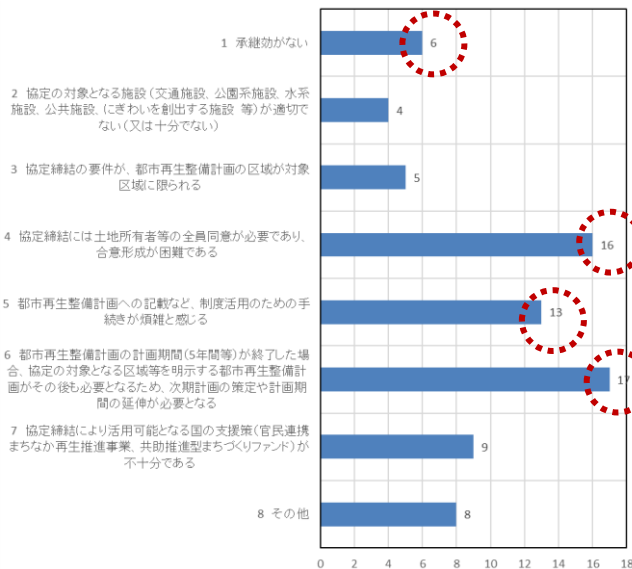
・市区町村まちづくり担当課の回答(N=459(複数回答))

項目	回答数	割合
1 承継効がない	144	31.4%
2 協定の対象となる施設(交通施設、公園系施設、水系施設、公共施設、にぎわいを創出する施設等)が適切でない(又は十分でない)	31	3.2%
3 協定締結の要件が、都市再生整備計画の区域が対象区域に限られる	156	16.0%
4 協定締結には土地所有者等の全員同意が必要であり、合意形成が困難である	248	25.5%
5 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる	185	19.0%
6 都市再生整備計画の計画期間(5 年間等)が終了した場合、協定の対象となる区域等を明示する都市再生整備計画がその後も必要となるため、次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる	142	14.6%
7 協定締結により活用可能となる国の支援策(官民連携まちなか再生推進事業、共助推進型まちづくりファンド)が不十分である	27	2.8%
8 その他	39	4.0%



・都市再生推進法人の回答(N=40(複数回答))

項目	回答数	割合
1 承継効がない	6	7.7%
2 協定の対象となる施設（交通施設、公園系施設、水系施設、公共施設、にぎわいを創出する施設等）が適切でない（又は十分でない）	4	5.1%
3 協定締結の要件が、都市再生整備計画の区域が対象区域に限られる	5	6.4%
4 協定締結には土地所有者等の全員同意が必要であり、合意形成が困難である	16	20.5%
5 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる	13	16.7%
6 都市再生整備計画の計画期間（5年間等）が終了した場合、協定の対象となる区域等を明示する都市再生整備計画がその後も必要となるため、次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる	17	21.8%
7 協定締結により活用可能となる国の支援策（官民連携まちなか再生推進事業、共助推進型まちづくりファンド）が不十分である	9	11.5%
8 その他	8	10.3%



■都市規模によるクロス集計

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=459(複数回答))

	1 承継効がない	2 協定の対象となる施設(交通施設、公園系施設、水系施設、公共施設、にぎわいを創出する施設、等)が適切でない(又は十分でない)	3 協定締結の要件が、都市再生整備計画の区域が対象区域に限られる	4 協定締結には土地所有者等の全員の同意が必要であり、合意形成が困難である	5 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑とを感じる	6 都市再生整備計画の計画期間(5年間等)が終了した場合、協定の対象となる区域等を明示する都市再生整備計画がその後も必要となるため、次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる	7 協定締結により活用可能となる国の支援策(官民連携まちなか再生推進事業、共助推進型まちづくりファンド)が不十分である	8 その他	回答団体数
10万人未満	101 29.3%	26 7.5%	115 33.3%	180 52.2%	135 39.1%	92 26.7%	18 5.2%	30 8.7%	345
10万人~50万人未満	39 38.6%	5 5.0%	30 35.6%	57 56.4%	41 40.6%	43 42.6%	6 5.9%	8 7.9%	101
50万人~100万人未満	3 27.3%	0 0.0%	36.4%	9 81.8%	8 72.7%	6 54.5%	3 27.3%	1 9.1%	11
100万人以上	1 50.0%	0 0.0%	50.0%	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	2

・都市再生推進法人の回答(N=40(複数回答))

	1 承継効がない	2 協定の対象となる施設(交通施設、公園系施設、水系施設、公共施設、にぎわいを創出する施設、等)が適切でない(又は十分でない)	3 協定締結の要件が、都市再生整備計画の区域が対象区域に限られる	4 協定締結には土地所有者等の全員の同意が必要であり、合意形成が困難である	5 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑とを感じる	6 都市再生整備計画の計画期間(5年間等)が終了した場合、協定の対象となる区域等を明示する都市再生整備計画がその後も必要となるため、次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる	7 協定締結により活用可能となる国の支援策(官民連携まちなか再生推進事業、共助推進型まちづくりファンド)が不十分である	8 その他	回答法人数
10万人未満	3 33.3%	2 22.2%	2 22.2%	3 33.3%	3 33.3%	6 66.7%	3 33.3%	0 0.0%	9
10万人~50万人未満	1 4.5%	1 4.5%	3 13.6%	7 31.8%	8 36.4%	9 40.9%	6 27.3%	5 22.7%	22
50万人~100万人未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	3 60.0%	5
100万人以上	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4

■自由記述

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

選択肢「1」「3」「4」「7」「8」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

1 承継効がない

No.	記載内容
1	新しい土地所有者の意向により、協定が結べない可能性がある。
2	土地売買や相続により協定の継続が難しくなる。

3 協定締結の要件が、都市再生整備計画の区域が対象区域に限られる

No.	記載内容
1	もっと広い区域要件にすれば制度の活用につながる。

4 協定締結には土地所有者等の全員同意が必要であり、合意形成が困難である

No.	記載内容
1	所有者には不在地主も想定され、合意形成がより難しくなることが考えられる。

7 協定締結により活用可能となる国の支援策（官民連携まちなか再生推進事業、共助推進型まちづくりファンド）が不十分である

No.	記載内容
1	低未利用土地に対して支援を広げていく必要がある。

8 その他

No.	記載内容
1	財源不足、人員不足
2	事業を進める職員不足
3	制度に関する勉強会等が必要

・都市再生推進法人の自由記述

選択肢「4」「5」「6」「8」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

4 協定締結には土地所有者等の全員同意が必要であり、合意形成が困難である

No.	記載内容
1	協定を締結して、土地利用の課題を解決できるものの、経済性が伴わず、事業化継続できる見通しが立たない

5 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる

No.	記載内容
1	基礎自治体の認可を得ている都市再生推進法人については、制度活用の際に簡略的に進められるような担当窓口が必要（現状都市整備局関係各課、管理している区役所の地域整備課などの承認手続きに時間がかかり、担当者が変わった場合一から説明していかないといけないのでかなり時間コストがかかる）

6 都市再生整備計画の計画期間(5年間等)が終了した場合、協定の対象となる区域等を明示する都市再生整備計画がその後も必要となるため、次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる

No.	記載内容
1	実証実験の後、自立した運営をするためにも長期スパンで取り組む政策(交通政策など)については特例期間を設けても良いと感じる
2	事後評価の効果検証に過度な負担を求められる懸念がある

8 その他

No.	記載内容
1	事業性が課題となり、具体的な土地の活用策が詰めきれない
2	対象候補地は複数見込まれるものの、対象地の絞り込みを含む事業計画作成・実施・運営まで実行するマンパワーが現状不足
3	県と市の連帯
4	低未利用土地利用促進協定を締結した土地の税制上の優遇措置が不明

②「2. 制度に対するご意見、ご要望」

■自由記述

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

No.	記載内容
1	制度に関する説明会や勉強会等が必要・制度に関するパンフレットや web サイト等による情報発信が必要
2	協定区域の設定には区域内全員の同意が必要な点が所有者不明土地などが協定区域の設定を阻むことが考えられる。
3	合意形成が難しいため、締結実績がないのではないかと。
4	制度の理解が十分でないため、何らかのフォローアップが必要である。
5	都市再生整備計画を策定後、検討したい。
6	土地所有者がメリットを感じにくいのではないかと(自治体側からのアクションが起こりにくい)
7	本協定制度による土地所有者の金銭的なメリットもあると、利用が促進されると思われる。本市の中心市街地では、老朽化した建物の解体後は、一定の収入が見込め、かつ管理負担が少ない民間駐車場に整備されるケースが多い。

・都市再生推進法人の自由記述

記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

No.	記載内容
1	地権者との交渉時に、「低未利用土地利用促進協定制度」という公的協定制度(官民連携により事業推進を図っていること)を提示することによる、地権者への「安心感の提供」、それによる合意形成の円滑化(これ以外の内容は、率直にメリットとして感じていない)
2	低未利用土地利用促進協定制度の制定地域の周辺を準協定地域的な緩い制度締結案件があればいい
3	地元行政もまちづくり組織側も課題が集中してなかなか時間が取れない中で、制度を活用するための相談窓口などがあって、気軽に相談ができると活用が進む
4	都市再生推進法人を対象に年1回研修会開催

(3) 調査3:都市再生(整備)歩行者経路協定に関する調査

調査3は、「市区町村まちづくり担当課」を対象として、都市再生(整備)歩行者経路協定(法第 45 条の 2、法第 46 条第 24 項、法第 73 条)のあり方等を整理することを目的に、地方公共団体における当該制度に関する認知状況、評価等を把握するために実施した。

1) 回答状況

調査3:都市再生(整備)歩行者経路協定に関する調査を行った結果、全国の地方公共団体では全体の 80.8%の回答があった。

表 2.1-9 調査3:都市再生(整備)歩行者経路協定に関する調査回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
市区町村まちづくり担当課	1,741	1,406	80.8%

2) 調査項目 [市区町村まちづくり担当課向]

調査3の調査項目については、次項以降に、「市区町村まちづくり担当課」のアンケート調査の調査票を示した。

資料 2-4: 調査3[市区町村まちづくり担当課向] 調査票

【調査 3 都市再生(整備)歩行者経路協定に関する調査】

【調査の目的】
都市再生(整備)歩行者経路協定(法第45条の2、法第46条第24項、法第73条)のあり方を整理することを目的に、地方公共団体における当該制度に関する認知状況、評価等を把握するものです。

【本アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、以下の各内容を示すものです。

- **都市再生歩行者経路**
都市開発事業の旅行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路
- **協定の対象区域**
都市再生歩行者経路協定： 都市再生緊急整備地域
都市再生整備歩行者経路協定： 都市再生整備計画の区域
- **協定の締結**
協定区域内における土地の所有者・借地権者(土地の所有者たる地方公共団体も含む)の全員の同意および市町村長の認可が必要
- **協定による法律上の効果**
都市再生(整備)歩行者経路協定には承継効が与えられるため、売買等で土地所有者等が変わった場合も新しい土地所有者等に対し協定は効力を有する
- **協定の対象施設**
歩行者の移動上の利便性・安全性の向上のための経路となる駅ビル、商業施設、オフィスビル、庁舎などに接続する歩行者デッキや地下通路 等

ご回答の際には、以下のリンクに明示している協定締結イメージをご確認ください。

都市再生(整備)歩行者経路協定のイメージ：<https://www.mlit.go.jp/koshi/system/#kokoshia>

1. 都市再生(整備)歩行者経路協定(法第45条の2、法第46条第24項、法第73条)に関するお答え

問1-1 認知状況等

都市再生(整備)歩行者経路協定の真団体における認知状況等について、 <u>該当する</u> もの(□)に「○」印を選択(プルダウン式)してください。 [3-c その他]又は「4-c その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。また、「4-a 独自制度を持っている」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に制度名称等をご記入願います。	回答欄
1 制度を理解し、活用を検討中	回答欄
2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	回答欄
2-a 課題があり検討が進んでいない	回答欄
2-b 具体的な案件がない	回答欄
3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	回答欄
3-a 制度に関する説明会や勉強会等が必要	回答欄
3-b 制度に関するパンフレットやwebサイト等による情報発信が必要	回答欄
3-c その他	回答欄
(その他記入欄)	
4 活用可能性がない	回答欄
4-a 独自制度を持っている	回答欄
(制度名称の記入欄)	
4-b 制度活用が必要となるケースがない	回答欄
4-c その他	回答欄
(その他記入欄)	

問1-2 都市再生（整備）歩行者経路協定制度に対する評価

以下の設問は、「問1-1 認知状況調査」の設問において、「1」制度を理解し、活用を検討中、「2」制度を理解しているが、課題があり検討が進んでいない、「3」制度を十分に理解しておらず、今後の制度活用を想定し理解を深めた1を選択した場合にのみ、回答してください。

問1-2-1 エリットと異なる事項

都市再生（整備）歩行者経路協定制度に関し、異団体がエリットとお考えになる事項について、該当するものをすべて（複数回答）に「○」印を選択し（プルダウン式）、その概要を記入欄にご記入願います。 「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。	回答欄	記入欄： 具体的な内容はあれば、概要をご記入ください
承継効があるため、経営状況の悪化等により土地所有者が変わってしまつた場合でも、新たな所有者に歩行者経路を確保する義務が承継される		
1 専有通路等（歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路等）を組み合わせた歩行者経路の形成が可能である		
2 所有・管理主体が異なる複数の施設（歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路等）を組み合わせた歩行者経路の形成が容易である		
3 法定の協定であり、都市再生整備計画に記載されることから、複数の土地所有者や借地権者等にかかる合意が形成しやすい		
4 まちづくり条例、都市計画（地区計画等）とは異なり、条例の制定や都市計画審議会を経ることなく、継続的なまちづくりを実現できる		

都市再生推進法人が協定に基づき施設の整備等を実施する場合には、官民連携まちづくり再生推進事業（※）による支援を受けることができる		
5 協定開始により民部機構による共助推進型まちづくりファンド支援事業（※）の対象となる		
6 協定開始により民部機構による共助推進型まちづくりファンド支援事業（※）の対象となる		
※ https://www.mlit.go.jp/koishi/file/system/230401%E6%A6%82%E8%A6%81%E8%AA%AAC%E6%98%8E%E8%B3%87%E6%96%99.pdf		
※ https://www.minto.or.jp/products/fund.html		
7 その他		

問1-2-2 課題と考える事項

<p>都市再生（整備）歩行者経路協定制度に関し、貴団体が課題とお考えになる事項について、該当するものをすべて（複数回答）に「○」印を選択し（フリック式）、その概要を記入欄にご記入願います。</p> <p>「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。</p>	<p>回答欄</p>	<p>記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください</p>
<p>1 協定締結の要件が、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域が対象区域に限られる</p>		
<p>2 複数の施設の所有・管理主体による制度適用や費用負担（整備費等、管理（ランニング）段階）の考え方の調整が困難である</p>		
<p>3 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じられる</p>		
<p>4 都市再生整備計画の計画期間（5年間等）が終了した場合、協定の対象となる区域等を明示する都市再生整備計画がその後必要となるため、次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる</p>		
<p>5 協定締結により活用可能となる国の支援策（官民連携まちづくりプラン事業、共助推進型まちづくりプラン）が不十分である</p>		
<p>6 その他</p>		

2. 制度に対するご意見、ご要望

都市再生（整備）歩行者経路協定制度について、課題や改善点などご意見があれば記載ください（自由記述）

3. 都市再生（整備）歩行者経路協定の事例（検討中含む）

ここでは、都市再生（整備）歩行者経路協定の事例についてお伺いします。
 調査団体内における取組事例などについて、検討中のものを含め、ご存知の範囲で以下の回答欄にご記入願います。

問3-1 協定の締結に関する発着者

協定の締結に関する発着者について、 <u>該当するもの(○)</u> に「○」印を選択（マルクワン式）し、その概要を記述欄に、「○」印を記入欄に、官民の属性、租人・法人の別、人数・法人数等がわかる程度にご記入願います。 「3 その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。		回答欄	記入欄： 発着者の概要、人数・法人数 など
1 土地所有者			
2 借地権者			
3 その他			

問3-2 協定の締結又は接封の背景

面的なまちづくり（歩行者ネットワークの形成等）の取組概要、開発事業等の経緯・予定等をご記載願います。	
接封のきっかけ、端緒をご記載願います。	
協定により解決しようとする課題をご記載願います。	

問3-3 協定の経路内容

項目	回答欄
土地所有者	
締結借地権者	
その他	
歩行者の移動上の利便性・安全性の向上のための経路	例) 歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路 等
対象施設	
その他	
経路の整備又は管理に関する事項	① 経路の幅員、路面構造に関する事項 ② 経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーター、ベンチ、植栽、広告物など）の整備・管理に関する事項 ③ その他経路の整備又は管理に関する事項
協定の有効期間	
協定に違反した場合の措置	上記以外の協定に係る内容、特記事項 等
その他	

問3-4 協定が及ぶ区域

(特定) 都市再生緊急整備地域	地域名	
	協定年月	西暦 年 月 日
都市再生整備計画区域	区域名	
	協定期間	西暦 年 月 日 ~ 年 月 日

3) 調査結果 [市区町村まちづくり担当課向]

①「都市再生(整備)歩行者経路協定(法第 45 条の 2、法第 46 条第 24 項、法第 73 条)に関するお考え」

問 1-1 認知状況等

■設問

都市再生(整備)歩行者経路協定の貴団体における認知状況等について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択してください。

■回答

本設問は、市区町村まちづくり担当課が回答する調査設計である。

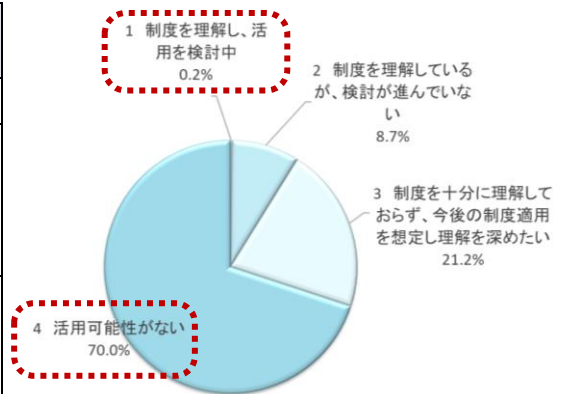
都市再生(整備)歩行者経路協定の認知状況等は、「1 制度を理解し、活用を検討中」が最も少なく、「4 活用可能性がない」が最も多い。「2 制度を理解しているが、検討が進んでいない」の 110 件については、「2-b 具体的な案件がない」が 106 件を占める。「3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい」の 268 件は、「3-a 制度に関する説明会や勉強会等が必要」が 173 件で最も多い。「4」の 885 件は、「4-b 制度活用が必要となるケースがない」が 835 件を占める。

都市規模別に見ると、「10 万人未満」は、他の都市規模と比較して、「4 活用可能性がない」の割合が 74.7%で著しく高い。

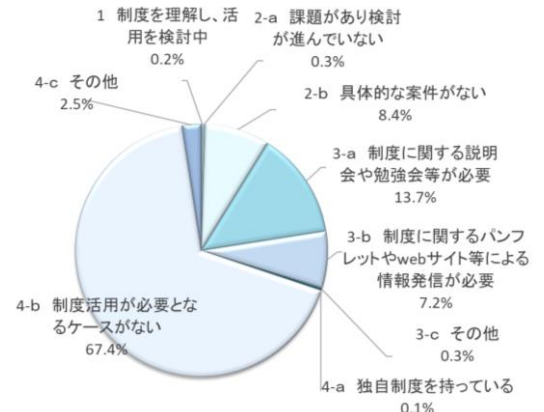
・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,194(単回答))

項目		回答数		割合	
大項目	小項目				
1 制度を理解し、活用を検討中		2		0.2%	
2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	2-a 課題があり検討が進んでいない	4	110	0.3%	8.7%
	2-b 具体的な案件がない	106		8.4%	
3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	3-a 制度に関する説明会や勉強会等が必要	173	268	13.7%	21.2%
	3-b 制度に関するパンフレットやwebサイト等による情報発信が必要	91		7.2%	
	3-c その他	4		0.3%	
4 活用可能性がない	4-a 独自制度を持っている	1	885	0.1%	70.0%
	4-b 制度活用が必要となるケースがない	835		67.4%	
	4-c その他	31		2.5%	
合計		1,194		100.0%	

<大項目>



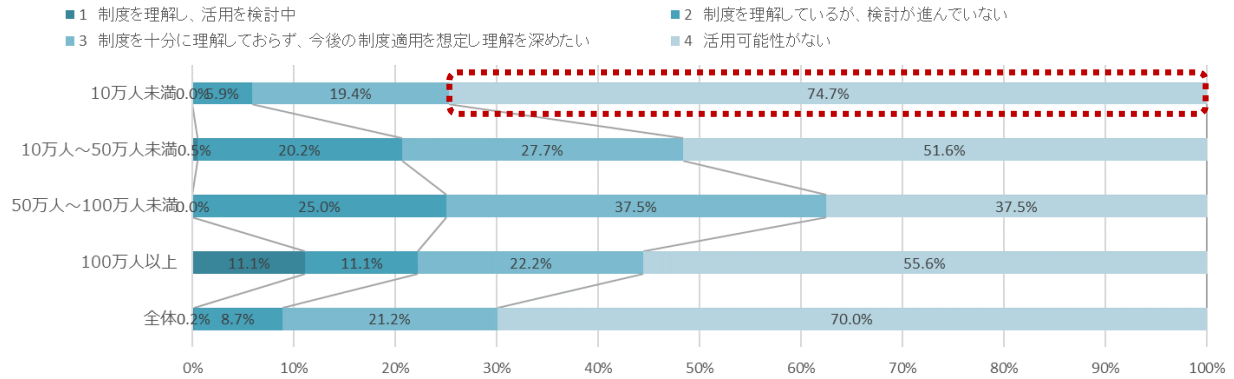
<小項目>



■都市規模によるクロス集計

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,194(単回答))

	1 制度を理解し、活用を検討中	2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	4 活用可能性がない
10万人未満	0	60	198	761
10万人～50万人未満	1	43	59	110
50万人～100万人未満	0	6	9	9
100万人以上	1	1	2	5
全体	2	110	268	885



■自由記述

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

選択肢「3-c」「4-c」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

3-c その他

No.	記載内容
1	自主勉強で理解を深めたい
2	制度の理解とともに制度活用に向けた具体的な検討が必要

4-c その他

No.	記載内容
1	都市再生整備計画を策定しておらず、都市再生歩行者経路協定を検討する段階に無い。
2	特定都市再生特別地区における民間開発の公共貢献としてデッキや地下道の整備・管理を求めている。
3	本町での活用はあまりメリットを感じない

問 1-2 都市再生(整備)歩行者経路協定制度に対する評価

問 1-2-1 メリットと考える事柄

■設問

都市再生(整備)歩行者経路協定制度に関し、貴団体がメリットとお考えになる事柄について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択し(プルダウン式)、その概要を記入欄にご記入願います。

■回答

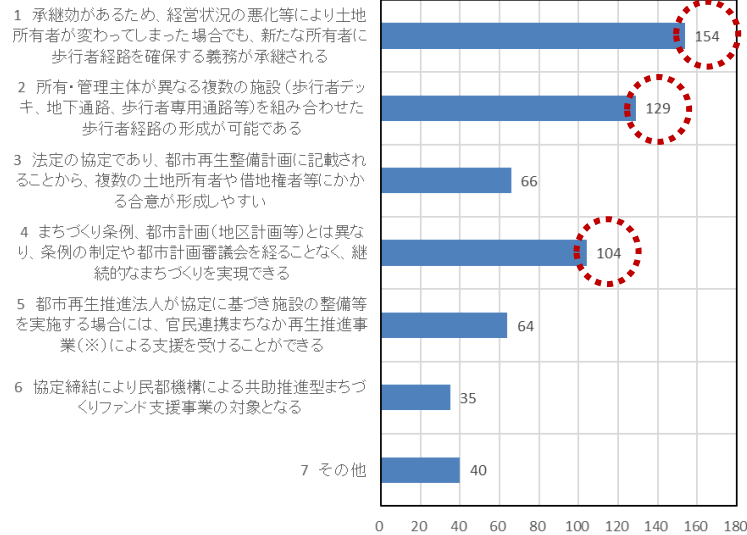
本設問は、市区町村まちづくり担当課が回答する調査設計である。

市区町村まちづくり担当課がメリットと考える事柄は、「1 承継効がある」が 154 件で最も多い。次いで、「2 所有・管理主体が異なる複数の施設（歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路等）を組み合わせた歩行者経路の形成が可能である」の 129 件と「4 条例の制定や都市計画審議会を経ることなく、継続的なまちづくりを実現できる」の 104 件が多い。

都市規模別に見ると、「1」「2」「3」「5」については、「10 万人未満」「10 万人～50 万人未満」「50 万人～100 万人未満」の順に回答の割合が高くなる傾向である。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=326(複数回答))

項目	回答数	割合
1 承継効があるため、経営状況の悪化等により土地所有者が変わってしまった場合でも、新たな所有者に歩行者経路を確保する義務が承継される	154	47.2%
2 所有・管理主体が異なる複数の施設（歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路等）を組み合わせた歩行者経路の形成が可能である	129	39.6%
3 法定の協定であり、都市再生整備計画に記載されることから、複数の土地所有者や借地権者等にかかる合意が形成しやすい	66	20.2%
4 まちづくり条例、都市計画(地区計画等)とは異なり、条例の制定や都市計画審議会を経ることなく、継続的なまちづくりを実現できる	104	31.9%
5 都市再生推進法人が協定に基づき施設の整備等を実施する場合には、官民連携まちなか再生推進事業による支援を受けることができる	64	19.6%
6 協定締結により民都機構による共助推進型まちづくりファンド支援事業の対象となる	35	10.7%
7 その他	40	12.3%



■都市規模によるクロス集計

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=326(複数回答))

	1 承継効があるため、経営状況の悪化等により土地所有者が変わってしまった場合でも、新たな所有者に歩行者経路を確保する義務が承継される	2 所有・管理主体が異なる複数の施設（歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路等）を組み合わせた歩行者経路の形成が可能である	3 法定の協定であり、都市再生整備計画に記載されることから、複数の土地所有者や借地権者等にかかる合意が形成しやすい	4 まちづくり条例、都市計画（地区計画等）とは異なり、条例の制定や都市計画審議会を経ることなく、継続的なまちづくりを実現できる	5 都市再生推進法人が協定に基づき施設の整備等を実施する場合には、官民連携まちなか再生推進事業による支援を受けることができる	6 協定締結により民都機構による共助推進型まちづくりファンド支援事業の対象となる	7 その他
10万人未満	98 44.7%	67 30.6%	42 19.2%	71 32.4%	36 16.4%	19 8.7%	31 14.2%
10万人～50万人未満	46 50.0%	51 55.4%	20 21.7%	27 29.3%	21 22.8%	15 16.3%	9 9.8%
50万人～100万人未満	7 63.6%	9 81.8%	4 36.4%	3 27.3%	6 54.5%	1 9.1%	0 0.0%
100万人以上	3 75.0%	2 50.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%

■自由記述

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

選択肢「1」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

1 承継効があるため、経営状況の悪化等により土地所有者が変わってしまった場合でも、新たな所有者に歩行者経路を確保する義務が承継される

No.	記載内容
1	整備後は土地所有者等に合意を取る必要がなくなるため。
2	相続等により土地所有者が変更になり、事業継続が難しくなる事例が民間事業で発生している。

■アンケートの回答等に関する追加の情報提供を依頼し、得られた情報

No.	事例内容
1	<p><都市再生(整備)歩行者経路協定制度に関し、メリットと考える事柄></p> <p><u>1 承継効があるため、経営状況の悪化等により土地所有者が変わってしまった場合でも、新たな所有者に歩行者経路を確保する義務が承継される</u></p> <p>地下通路から地上に至る階段、エスカレーター、エレベーターを一体的に協定範囲としており、民地内のエレベーター部分の協定締結、承継効により、バリアフリー動線が将来的にも確保されている。</p> <p><u>2 所有・管理主体が異なる複数の施設（歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路等）を組み合わせた歩行者経路の形成が可能である</u></p> <p>所有・管理主体として4者(市・JR・民間事業者2社)が関わる歩行者経路が形成され、将来にわたり安全性が担保されている。</p>

問 1-2-2 課題と考える事柄

■設問

都市再生(整備)歩行者経路協定制度に関し、貴団体が課題とお考えになる事柄について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択し、その概要を記入欄にご記入願います。

■回答

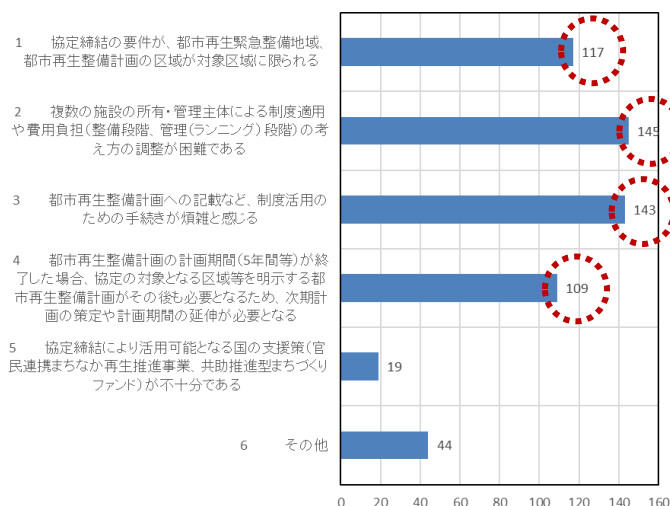
本設問は、市区町村まちづくり担当課が回答する調査設計である。

市区町村まちづくり担当課が課題と考える事柄は、「2 複数の施設の所有・管理主体による制度適用や費用負担(整備段階、管理(ランニング)段階)の考え方の調整が困難である」の 145 件と「3 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる」の 143 件がともに多くなっている。次いで、「1 協定締結の要件が、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域が対象区域に限られる」の 117 件と「4 都市再生整備計画について次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる」の 109 件が多い。

都市規模別に見ると、「2」については、「10 万人未満」「10 万人～50 万人未満」「50 万人～100 万人未満」「100 万人以上」の順に回答の割合が高くなる傾向である。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=345(複数回答))

項目	回答数	割合
1 協定締結の要件が、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域が対象区域に限られる	117	33.9%
2 複数の施設の所有・管理主体による制度適用や費用負担(整備段階、管理(ランニング)段階)の考え方の調整が困難である	145	42.0%
3 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる	143	41.4%
4 都市再生整備計画の計画期間(5年間等)が終了した場合、協定の対象となる区域等を明示する都市再生整備計画がその後も必要となるため、次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる	109	31.6%
5 協定締結により活用可能となる国の支援策(官民連携まちなか再生推進事業、共助推進型まちづくりファンド)が不十分である	19	5.5%
6 その他	44	12.8%



■都市規模によるクロス集計

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=345(複数回答))

	1 協定締結の要件が、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域が対象区域に限られる	2 複数の施設の所有・管理主体による制度適用や費用負担(整備段階、管理(ランニング)段階)の考え方の調整が困難である	3 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる	4 都市再生整備計画の計画期間(5年間等)が終了した場合、協定の対象となる区域等を明示する都市再生整備計画がその後も必要となるため、次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる	5 協定締結により活用可能となる国の支援策(官民連携まちなか再生推進事業、共助推進型まちづくりファンド)が不十分である	6 その他
10万人未満	83 34.4%	82 34.0%	100 41.5%	67 27.8%	15 6.2%	36 14.9%
10万人~50万人未満	27 30.3%	52 58.4%	35 39.3%	34 38.2%	3 3.4%	8 9.0%
50万人~100万人未満	4 36.4%	8 72.7%	6 54.5%	6 54.5%	0 0.0%	0 0.0%
100万人以上	3 75.0%	3 75.0%	2 50.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%

■自由記述

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

選択肢「4」「6」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

4 都市再生整備計画の計画期間(5年間等)が終了した場合、協定の対象となる区域等を明示する都市再生整備計画がその後も必要となるため、次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる

No.	記載内容
1	継続的な効力のある協定であることがメリットであるにも関わらず、計画期間の延伸等を繰り返していく必要があることはデメリットと思われる。
2	当初から5年以上の計画期間が見込まれる可能性が高い。

6 その他

No.	記載内容
1	関係者との合意形成が煩雑である。
2	制度に関する勉強会等が必要。

■アンケートの回答等に関する追加の情報提供を依頼し、得られた情報

No.	事例内容
1	<p><都市再生(整備)歩行者経路協定制度に関し、課題と考える事柄></p> <p><u>2 複数の施設の所有・管理主体による制度適用や費用負担(整備段階、管理(ランニング)段階)の考え方の調整が困難である</u></p> <p>関係者が少ない場合はそもそも本制度に頼る必要は無く、複数の関係者が入り組んでいる部分を、わかりやすく、将来的にも確実に維持管理していくための制度ととらえており、調整が困難であることは、制度上の課題というよりは、制度を進めるうえで避けられない課題。</p>
2	<p><都市再生(整備)歩行者経路協定制度に関し、課題と考える事柄></p> <p><u>1 協定締結の要件が、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域が対象区域に限られる</u> 他の整備事業が完了した後も、区域内で歩行者経路協定を締結した場合は整備計画を延伸する必要がある。</p> <p><u>2 複数の施設の所有・管理主体による制度適用や費用負担(整備段階、管理(ランニング)段階)の考え方の調整が困難である</u> 一般的な管理協定でも調整は困難ではあるが、協定が縦覧に供されることや変更の手続きが煩雑であることが、より調整を難しくさせる要因となり得る。</p> <p><u>3 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる</u> 計画への記載や公告縦覧等の手続きなどが必要であり、現場での管理ルールなどを運用の中で柔軟に変えたい場合に対応しづらい。</p> <p><u>4 都市再生整備計画の計画期間(5年間等)が終了した場合、協定の対象となる区域等を明示する都市再生整備計画がその後も必要となるため、次期計画の策定や計画期間の延伸が必要となる</u> 他の整備事業が完了した後も、区域内で歩行者経路協定を締結した場合は整備計画を延伸する必要がある。</p>

②「2. 制度に対するご意見、ご要望」

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

No.	記載内容
1	制度に関する説明会や勉強会等が必要・制度に関するパンフレットや web サイト等による情報発信が必要。

③「3. 都市再生(整備)歩行者経路協定の事例(検討中含む)」

■設問

貴団体管内における取組事例などについて、検討中のものを含め、ご存知の範囲で以下の回答欄にご記入願います。

■回答

都道府県名	市区町村名	問 3-1 協定の締結に関する発意者			問 3-2 協定の締結又は検討の背景			問 3-3 協定の締結内容					協定の有効期間	協定に違反した場合の措置	その他			
		1	2	3	面的なまちづくり(歩行者ネットワークの形成等)の取組概要、開発事業等の経緯・予定等	検討のきっかけ、端緒	協定により解決しようとする課題	締結者			対象施設					経路の整備又は管理に関する事項		
		土地所有者	借地権者	その他				土地所有者	借地権者	その他	歩行者の移動上の利便性・安全性の向上のための経路	その他				①経路の幅員、路面構造に関する基準	②経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーター、ベンチ、植栽、広告物など)の整備・管理に関する事項	③その他経路の整備又は管理に関する事項
東京都	港区	○			浜松町駅から開発地(竹芝地区)に接続するデッキ(都市施設)を開発事業者が整備。	当該デッキを将来にわたって、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上を担保するため。	適切な維持管理など	港区(区道)、東京都(都道)、東京都島嶼町村一部事務組合、株式会社アルペログランデ			歩行者デッキ及び建築物内の歩行者通路		・幅員は基本 6m (箇所によって異なる) ・滑りにくい構造とするとともに、歩行上及び避難上支障となるものを設けないこと	財産区分に従い、各々が管理する。(EV、エスカレーター)		有効期間の期限は定めず、対象施設が存続するまでの期間としている。	違反者に対し、相当の猶予期間を付して、是正するために必要な措置をとるべきことを文書で請求する。違反者は請求があった場合には、これに従わなければならない。	
長野県	中野市			○ 市	検討中	新たな制度ができたため、その制度の利活用について、検討を開始したところです。	中心市街地の活性化(人流の確保など)	検討中	検討中	検討中	歩行者専用通路		都市計画道路(中町線)、3.5m(歩道)、敷石	ベンチ、植栽、街路灯など				
滋賀県	長浜市		○		えきまち長浜(株)		長浜駅前広場を横断し、又は、その周囲を環状に通る歩廊について、歩行者の移動上の利便性及び安全性を向上させるための経路を将来にわたって確保し、適正に管理する。	(株)平和堂 ほか 16 人			えきまち長浜(株)	長浜駅自由通路、階段、エスカレーター、ペDESTリアンデッキ等		幅員:1~3m以上 構造:滑りにくい	日常管理は、財産区分に応じ、えきまち長浜(株)、(株)平和堂が実施		歩行者経路が供用される期間	違反者に、違反行為の是正措置を文書で請求
大阪府	枚方市					枚方市駅周辺地域において、再整備事業を行っており、エリアの回遊性向上を目指している。今後、枚方市駅南側で面整備を予定しており検討を進めている。	枚方市駅周辺地域において、周辺建物の更新、市庁舎の建て替え、交通課題の解決、賑わいの創出等を目指すため。											
兵庫県	神戸市	○			神戸市、山陽電気鉄道株、山陽タクシー株	開発(図書館整備)にあわせて、駅までの歩行者動線の整備を行う。令和6~7年度整備予定	山陽電鉄所有地に歩行者動線を確保するためのスキームを検討する中で、他都市の事例を参考にした	駅前における歩行者の移動上の利便性や安全性(対象の開発が行われる周辺は歩道未整備部分であるため)	山陽電鉄			歩行者専用通路		歩道幅員2m	経路協定の内容については現在協議中	経路協定の内容については現在協議中	歩行者経路が供用される期間	是正措置の文書請求
福岡県	福岡市	○			福岡市・JR九州・民間ビル2社	規制緩和による民間建築物の更新を促し、多くの人を訪れる九州の陸の玄関口である博多駅の活力と賑わいを周辺につなげていくプロジェクト「博多コネクティッド」を実施中	従来から歩行者と自動車の輻輳により地上交通の渋滞が深刻化していたところ、平成23年3月の九州新幹線全線開業に向け、さらに歩行者増加が見込まれることから、駅前広場の再整備と合わせて地下通路の整備を検討することとなった。	地上交通の渋滞緩和を図るとともに、地下街・地下鉄・ビル地下階等の各施設が有機的に連携した地下歩行者ネットワークの形成を図る。	福岡市・JR九州・西日本シティ銀行・株TAKプロパティ			階段、エレベーター、エスカレーター	延長:約60m 有効幅員:6m以上路面は滑りにくい構造とする	日常管理及び保守工事等の内容や費用負担については、別途維持管理協定を締結する	日常管理及び保守工事等の内容や費用負担については、別途維持管理協定を締結する	協定区域内の経路が供用される期間	違反者に対し、相当の猶予期間を付して、是正措置を文書で請求	

都道府県名	市区町村名	問3-4 協定が属する区域							
		(特定)都市再生緊急整備地域	指定年月		都市再生整備計画区域	計画期間			
		地域名	年	月	区域名	自	至	年	月
					年	月	年	月	
東京都	港区	東京都心・臨海地域	2012	7					
長野県	中野市								
滋賀県	長浜市				長浜中心市街地地区	2015	4	2020	3
大阪府	枚方市								
兵庫県	神戸市				神戸垂水地区	2021	4	2025	3
福岡県	福岡市	福岡都心地域	2012	1	福岡都心部地区(第5期)	2023	4	2028	3

(4) 調査4: 普通財産の活用に関する制度に関する調査

調査4は、「市区町村まちづくり担当課」と「都市再生推進法人」を対象として、普通財産の活用に関する制度(法第46条第14項第4号、法第62条の13)のあり方等を検討することを目的に、地方公共団体における当該制度に関する認知状況や、普通財産をまちづくり会社等^{*}に安価に貸し付け、まちづくりへの活用を図るための地方公共団体における工夫や課題認識等を把握するために実施した。

※まちづくり会社等

エリアマネジメントや地域の活性化等に取り組む法人、まちづくり会社、NPO等

1) 回答状況

調査4: 普通財産の活用に関する制度の活用に関する調査を行った結果、全国の地方公共団体では全体の80.8%、都市再生推進法人では全体の75.6%の回答があった。

表 2.1-10 調査4: 普通財産の活用に関する制度の活用に関する調査回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
市区町村まちづくり担当課	1,741	1,406	80.8%
都市再生推進法人	111	84	75.6%

2) 調査項目 [市区町村まちづくり担当課向、都市再生推進法人向]

調査4の調査項目については、次項以降に、「市区町村まちづくり担当課」「都市再生推進法人」の順に、アンケート調査の調査票を示した。

資料 2-5: 調査4[市区町村まちづくり担当課向] 調査票

【調査4 普通財産を活用したまちづくりのあり方に関する調査】

【調査の目的】
 普通財産の活用に関する制度（法第46条第14項第4号、法第62条の13）のあり方等を検討することを目的に、地方公共団体における当該制度に関する認知状況や、普通財産をまちづくり会社等（※）に貸付し、まちづくりへの活用を図るための地方公共団体における工夫や課題認識等を把握するものです。

【本アンケートにおける用語の定義】
 ここで用いる各用語については、以下の各内容を示すものです。
 ■（※）まちづくり会社等
 エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO等
 ■ 普通財産
 普通財産とは、地方自治法第238条における公有財産のうち行政財産以外の公有財産をいう。行政財産と異なり特定の行政目的に直ちに用いられるものでなく、地方公共団体が一般私人と同等の立場で所有するもので、普通財産は、これを貸し付たり、売り払ったり、私権を設定したりすることができる。

ご回答の際には、以下のリンクに掲示している制度概要をご確認ください。

普通財産の活用制度の概要：https://www.mile.co.jp/yoshi/pdf/saigo/s_futsu.pdf

1. 普通財産の活用に関する制度（法第46条第14項第4号法第62条の3）に関するお考え

図1-1 認知状況等

普通財産の活用に関する制度の貴団体における認知状況等について、該当するものを(一)に「○」印を選択（フリガラ形式）してください。

「1-c 3-c その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。また、「4-a 独自制度を持っている」又は「4-b 他の制度を活用している」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。

1 制度を理解し、活用を検討中	回答欄
1-a 普通財産活用の内容や活用主体等との調整・検討を行っている	T09～Bに2×2で回答してください
1-b 活用内容は未検討だが、都市再生整備計画には位置付けた	
地区名 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
1-c その他	
2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	T09～Bに2×2で回答してください
2-a 課題があり検討が進んでいない	
2-b 具体的な案件がない	
3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	T09～Cに2×2で回答してください
3-a 制度に関する説明会や勉強会等が必要	
3-b 制度に関するパンフレットやウェブサイト等による情報発信が必要	
3-c その他	
(その他記入欄)	

4 活用可能性がない	7/6～8/27まで 回答してください
4-a 独自制度を持っている（又は制度化せず独自の取組を実施） <small>（制度又は取組等の概要を記入欄）</small>	
4-b 他の制度を活用している	
4-c 制度活用が必要となるケースがない <small>（制度等の概要を記入欄）</small>	
4-d 普通財産の活用等を検討していない	

問1-2 普通財産の活用に関する制度に対する評価

以下の問題は、「問1-1 認知症対策」の問題において、「1 制度を理解し、活用を検討中」「2 制度を理解しているが、課題があり検討が進んでいない」「3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度活用を想定し課題を運みたい」を選択した場合のみ、回答してください。

問1-2-1 メリットと考える事例

<p>普通財産の活用に関する制度に関し、貴団体がメリットとお考えになる事例について、該当するものすべて（複数回答）に「○」印を選択し（ワルダラク式）、その理由を記入欄にご記入願います。</p> <p>「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。</p>	回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
<p>民間による提案が可能である</p> <p>民間事業者等（一休型事業実施主体等（都市再生推進法人または一休型オーナーカブル事業の実施主体））が、都市再生整備計画に普通財産の活用について記載することを提案できる</p>		
<p>貸し付け整備となる者との事前調整ができる</p> <p>都市再生整備計画に普通財産の活用に関する事項を記載する過程で、まちづくりの課題や地域ニーズに応じた活用計画等を検討することができ、民間事業者等の貸し付け候補となる者との調整を十分に図ることができる</p>		
<p>資料の周知にかかる議会の議決や序内説明等の根拠となる</p> <p>都市再生特別措置法において「普通財産を時価よりも低い対価で貸し付ける」ことが位置付けられているため、地方公共団体内での合意形成や議会説明の根拠とすることができる</p>		
4 その他		

問1-2-2 課題と考える事項

<p>普通財産の活用に関する制度に関し、貴団体が課題とお考えになる事例について、該当する五のオまで（複数回答）に「○」印を選択し（プルダウン式）、その理由を記入欄にご記入願います。</p> <p>「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。</p>	<p>回答欄</p> <p>記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください</p>
<p>都市再生整備計画への位置付けに加え、条例会議の議決が必要</p> <p>普通財産の活用について記載した都市再生整備計画の公表に加え、貸し付けする者の選定方法や当該事業内容の条件等について、条例または議会の議決（地方自治法第237条第2項）による必要がある</p>	
<p>制度活用の対象区域が限られている</p> <p>制度活用の要件が、滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカーエリア）に限られる</p>	
<p>制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている</p> <p>都市再生整備計画の計画期間（5年時等）が終了した場合、次期計画の策定や計画期間の延伸がなされるかが不明確なため、事業内容や投資規模が限定されることがある</p>	
<p>国の支援策が措置されていない</p> <p>制度活用により受けることができる国の支援策が措置されていない</p>	
<p>手続きが煩雑</p> <p>都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じられる</p>	
<p>安価な貸付の基準等がわかりづらい</p> <p>安価の程度をどう判断するかの方や基準がわかりづらい</p>	
<p>7 その他</p>	

2. 制度に対するご意見、ご要望

普通財産の活用に関する制度について、課題や改善点などご意見があれば記載ください（自由記述）

資料 2-6: 調査4[都市再生推進法人向] 調査票

【調査 4 普通財産を活用したまちづくりのあり方に関する調査】

【調査の目的】

普通財産の活用に関する制度（法第46条第14項第4号、法第62条の13）のあり方を検討することを目的に、都市再生推進法人における当該制度に関する認知状況や、普通財産をまちづくり会社等（※）に仮借し付け、まちづくりへの活用を図るための都市再生推進法人における工夫や課題認識等を把握するものです。

【アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、以下の各内訳を示すものです。

■（※）まちづくり会社等

エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO等

■ 普通財産

普通財産とは、地方自治法第238条における公有財産のうち行政財産以外の公有財産をいう。行政財産と異なり特定の行政目的に用いられるものでなく、地方公共団体が一般私人と同等の立場で所有するもので、普通財産は、これを貸し付けたり、売り払ったり、私権を設定したりすることができる。

ご回答の際には、以下のリンクに掲載している制度概要をご確認ください。

普通財産の活用制度の概要：https://www.mlit.go.jp/fushiv/af/suido/s_futsu.pdf

1. 普通財産の活用に関する制度（法第46条第14項第4号法第62条の3）に関するお考え

問1-1 認知状況等

普通財産の活用に関する制度の専任者における認知状況等について、該当するものを（→）に「○」印を選択（プルダウン式）してください。
 「1-c 3-c その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。また、「4-a 他の制度を活用している」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。

1 制度を理解し、活用を検討中	Form-123にて回答してください
1-a 普通財産活用の内容や活用主体等との調整、検討を行っている	
1-b 活用内容は未検討だが、都市再生整備計画には位置付けた	
<（認知に関する質問）の記入欄> 計画期間 西暦 年 月 年 月	
1-c その他	
<（その他記入欄）>	
2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	Form-123にて回答してください
2-a 課題があり検討が進んでいない	
2-b 具体的な条件がない	
3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	Form-123にて回答してください
3-a 制度に関する説明会や勉強会等が必要	
3-b 制度に関するパンフレットやウェブサイト等による情報発信が必要	
3-c その他	
<（その他記入欄）>	
4 活用可能性がない	Form-123にて回答してください
4-a 他の制度を活用している	
<（制度間の調整の記入欄）>	
4-b 制度活用が必要となるケースがない	
4-c 普通財産の活用等を検討していない	

問1-2 普通財産の活用に関する制度に対する評価

以下の設問は、「問1-1 認知状況等①の設問において、「1 制度を理解し、活用を検討中」「2 制度を理解しているが、課題があり検討が進んでいない」「3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度活用を検討し課題を解決したい」を選択した場合のみ、回答してください。

問1-2-1 ネットと考える事柄

<p>普通財産の活用に関する制度に関し、貴法人がネットとお考えになる事柄について、該当するものすべて（複数回答）に「○」印を選択し（プルダウン式）、その理由を記入欄にご記入願います。</p> <p>「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。</p>	<p>回答欄</p>	<p>記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください</p>
<p>民間による提案が可能である</p> <p>民間事業者等（一休型事業実施主体等（都市再生推進法人または一休型ワーカーカウル事業の実施主体））が、都市再生整備計画に普通財産の活用について記載することを提案できる</p>		
<p>普通財産の貸し付け料の減免を提案できる</p> <p>都市再生特別措置法において「普通財産を時価よりも低い対価で貸し付ける」ことが規定付けられているため、民間事業者側から貸付料の減免を含め協議・提案ができる</p>		
<p>3 その他</p>		

問1-2-2 課題と考える事柄

<p>普通財産の活用に関する制度に関し、貴法人が課題とお考えになる事柄について、該当するものすべて（複数回答）に「○」印を選択し（プルダウン式）、その理由を記入欄にご記入願います。</p> <p>「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。</p>	<p>回答欄</p>	<p>記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください</p>
<p>制度活用の対象区域が限られている</p> <p>制度活用の要件が、滞在共通性等向上区域（まちなかワーカーカウル区域）に限られる</p>		
<p>制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている</p> <p>都市再生整備計画の計画期間（5年間等）が終了した場合、次期計画の策定や計画期間の延伸がなされるかが不明確なため、事業内容や投資規模が限定されることがある</p>		
<p>国の支援策が措置されていない</p> <p>制度活用により受け取ることができる国の支援策が措置されていない</p>		
<p>手続きが煩雑</p> <p>都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じられる</p>		
<p>安価な貸付の基準等がわかりづらい</p> <p>安価の程度をどう判断するかの方や基準がわかりづらい</p>		
<p>6 その他</p>		

2. 制度に対するご意見、ご要望

普通財産の活用に関する制度について、課題や改善点などご意見があれば記載ください（自由記述）

3) 調査結果 [市区町村まちづくり担当課向、都市再生推進法人向]

①「1. 普通財産の活用に関する制度(法第46条第14項第4号法第62条の3)に関するお考え」

問 1-1 認知状況等

■設問

普通財産の活用に関する制度の貴団体における認知状況等について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択してください。

■回答

本設問は、市区町村まちづくり担当課と都市再生推進法人が回答する調査設計である。

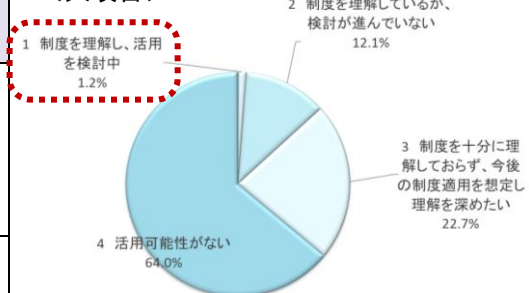
普通財産の活用に関する制度の認知状況等は、市区町村まちづくり担当課、都市再生推進法人ともに、「1 制度を理解し、活用を検討中」が最も少ない。「1-a 普通財産活用の内容や活用主体等との調整・検討を行っている」は、市区町村まちづくり担当課の10件、都市再生推進法人の7件の回答がみられる。「2 制度を理解しているが、検討が進んでいない」は、市区町村まちづくり担当課、都市再生推進法人ともに、「2-b 具体的な案件がない」の割合が高い。「4 活用可能性がない」は、市区町村まちづくり担当課、都市再生推進法人ともに、「制度活用が必要となるケースがない」の割合が高い。

都市規模別に見ると、「10万人未満」は、他の都市規模と比較して、市区町村まちづくり担当課の「4 制度活用が必要となるケースがない」が67.8%で著しく高い。一方、都市再生推進法人の「10万人未満」の「4」は33.3%であり、市区町村まちづくり担当課と比較すると低い割合である。

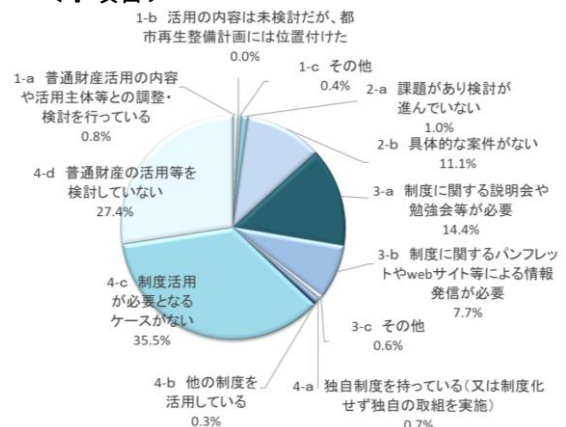
・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,280(単回答))

項目		項目	割合	割合
大項目	大項目			
1 制度を理解し、活用を検討中	1-a 普通財産活用の内容や活用主体等との調整・検討を行っている	10	0.8%	12.1%
	1-b 活用の内容は未検討だが、都市再生整備計画には位置付けた	0	0.0%	
	1-c その他	5	0.4%	
2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	2-a 課題があり検討が進んでいない	13	1.0%	22.7%
	2-b 具体的な案件がない	142	11.1%	
3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	3-a 制度に関する説明会や勉強会等が必要	184	14.4%	64.0%
	3-b 制度に関するパンフレットやwebサイト等による情報発信が必要	99	7.7%	
	3-c その他	8	0.6%	
4 活用可能性がない	4-a 独自制度を持っている(又は制度化せず独自の取組を実施)	9	0.7%	1.2%
	4-b 他の制度を活用している	4	0.3%	
	4-c 制度活用が必要となるケースがない	455	35.5%	
	4-d 普通財産の活用等を検討していない	351	27.4%	
合計		1,280	100%	

<大項目>

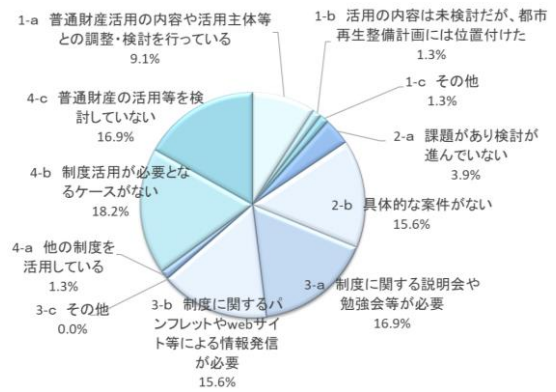
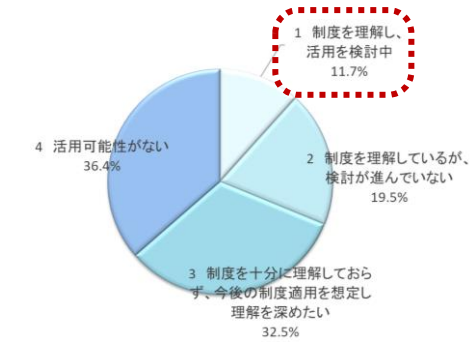


<小項目>



・都市再生推進法人の回答(N=77(単回答))

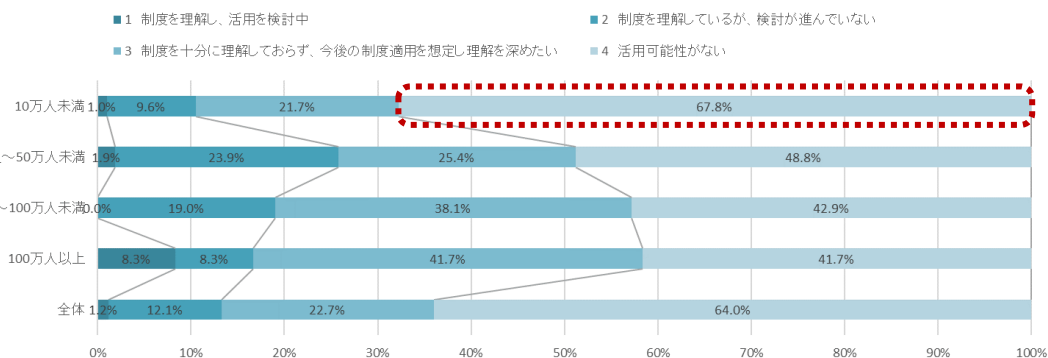
項目		回答数	割合		
大項目	小項目				
1 制度を理解し、活用を検討中	1-a 普通財産活用 の内容や活用主 体等との調整・検 討を行っている	7	9	9.1%	11.7%
	1-b 活用の内容 は未検討だが、都 市再生整備計画に は位置付けた	1		1.3%	
	1-c その他	1		1.3%	
2 制度を理解し ているが、検討 が進んでいない	2-a 課題があり検 討が進んでいない	3	15	3.9%	19.5%
	2-b 具体的な案 件がない	12		15.6%	
3 制度を十分 に理解しておら ず、今後の制度 適用を想定し理 解を深めたい	3-a 制度に関する 説明会や勉強会等 が必要	13	25	16.9%	32.5%
	3-b 制度に関する パンフレットやweb サイト等による情報 発信が必要	12		15.6%	
	3-c その他	0		0.0%	
4 活用可能 性がない	4-a 他の制度を活 用している	1		1.3%	36.4%
	4-b 制度活用が 必要となるケース がない	14		18.2%	
	4-c 普通財産の 活用等を検討して いない	13		16.9%	
合計		77		100.0%	



■都市規模によるクロス集計

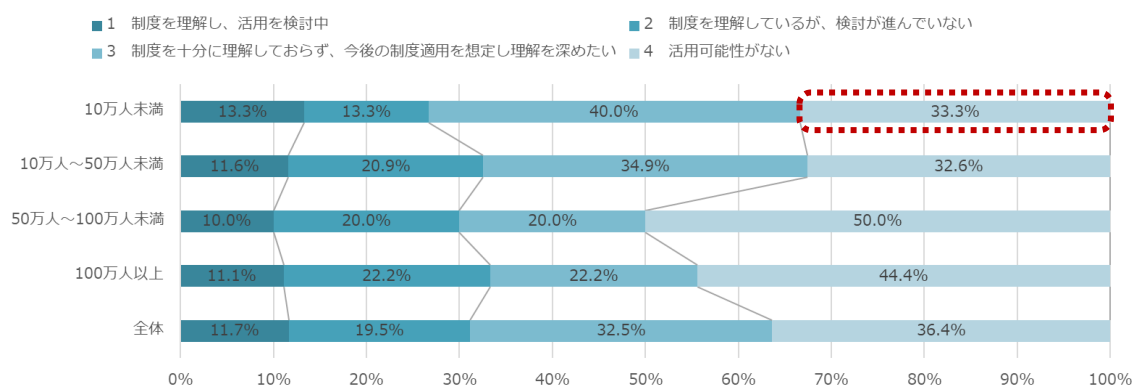
・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,280(単回答))

	1 制度を理解し、活用を検討中	2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	4 活用可能性がない	合計
10万人未満	10	99	224	701	1034
10万人～50万人未満	4	51	54	104	213
50万人～100万人未満	0	4	8	9	21
100万人以上	1	1	5	5	12
全体	15	155	291	819	1280



・都市再生推進法人の回答(N=77(単回答))

	1 制度を理解し、活用を検討中	2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	4 活用可能性がない	合計
10万人未満	2	2	6	5	15
10万人～50万人未満	5	9	15	14	43
50万人～100万人未満	1	2	2	5	10
100万人以上	1	2	2	4	9
全体	9	15	25	28	77



■自由記述

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

選択肢「1-c」「3-c」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

1-c その他

No.	記載内容
1	まちづくりの手段の一つとして検討事項に加えているが、具体的な内容・活用主体の検討には至っていない。
2	まちなかウォークアブル制度の利用を検討しており、活用可能性があるが内容については未検討。
3	都市再生整備計画を策定する際には、活用を検討したい。

3-c その他

No.	記載内容
1	自主勉強で理解を深めたい。
2	制度の理解とともに制度活用に向けた具体の検討が必要。

・都市再生推進法人の自由記述

選択肢「4-a」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

4-a 他の制度を活用している

No.	記載内容
1	当市では、普通財産(駐車場)を都市再生推進法人に無償で貸し付けており、同社が得た駐車場収入を駅周辺のエリアマネジメントに活用いただくこととしている。

問 1-2 普通財産の活用に関する制度に対する評価

問 1-2-1 メリットと考える事柄

■設問

普通財産の活用に関する制度に関し、貴団体がメリットとお考えになる事柄について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択し、その概要を記入欄にご記入願います。

■回答

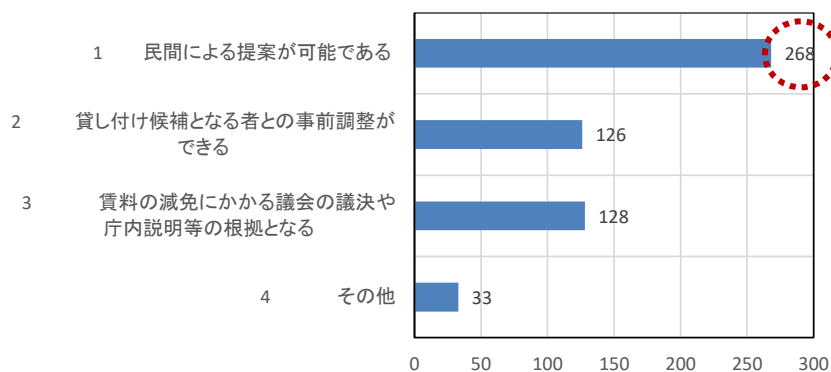
本設問は、市区町村まちづくり担当課と都市再生推進法人が回答する調査設計である。

普通財産の活用に関する制度のメリットについては、市区町村まちづくり担当課の回答は、「1 民間による提案が可能である」が 268 件で最も多く、「2 貸し付け候補となる者との事前調整ができる」が 126 件、「3 賃料の減免にかかる議会の議決や庁内説明等の根拠となる」が 128 件となっている。都市再生推進法人の回答は、「1」と「2 普通財産の貸し付け料の減免を提案できる」の回答がほぼ同数となっている。

都市規模別に見ると、市区町村まちづくり担当課の回答は、「10 万人未満」「10 万人～50 万人未満」「50 万人～100 万人未満」の各都市規模において、「1」の回答割合がそれ以外の選択肢の回答割合より高い。都市再生推進法人の回答は、すべての都市規模において、「3」の回答がほとんどない。

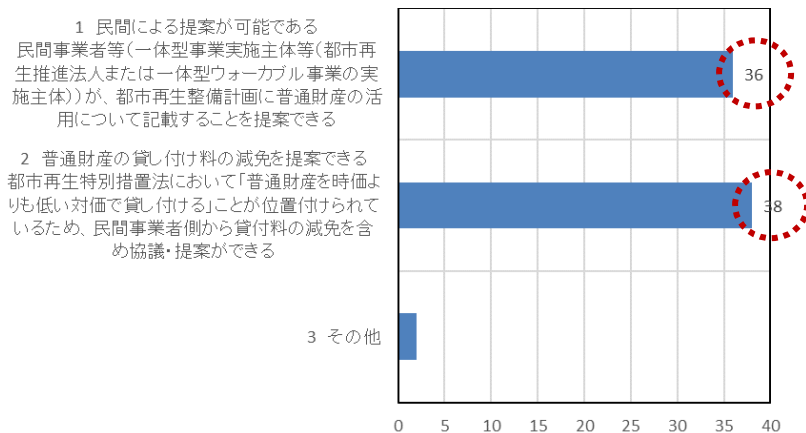
・市区町村まちづくり担当課の回答(N=390(複数回答))

項目	回答数	割合
1 民間による提案が可能である 民間事業者等（一体型事業実施主体等（都市再生推進法人または一体型ウォークアブル事業の実施主体））が、都市再生整備計画に普通財産の活用について記載することを提案でき	268	68.7%
2 貸し付け候補となる者との事前調整ができる 都市再生整備計画に普通財産の活用に関する事項を記載する過程で、まちづくりの課題や地域ニーズに応じた活用計画等を検討することができ、民間事業者等の貸し付け候補となる者との調整を十分に図ることができる	126	32.3%
3 賃料の減免にかかる議会の議決や庁内説明等の根拠となる 都市再生特別措置法において「普通財産を時価よりも低い対価で貸し付ける」ことが位置付けられているため、地方公共団体内での合意形成や議会説明の根拠とすることができる	128	32.8%
4 その他	33	8.5%



・都市再生推進法人の回答(N=48 (複数回答))

項目	回答数	割合
1 民間による提案が可能である 民間事業者等（一体型事業実施主体等（都市再生推進法人または一体型ウォークアブル事業の実施主体））が、都市再生整備計画に普通財産の活用について記載することを提案できる	36	75.0%
2 貸し付け候補となる者との事前調整ができる 都市再生整備計画に普通財産の活用に関する事項を記載する過程で、まちづくりの課題や地域ニーズに応じた活用計画等を検討することができ、民間事業者等の貸し付け候補となる者との調整を十分に図ることができる	38	79.2%
3 その他	2	4.2%



■都市規模によるクロス集計

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=390(複数回答))

	1 民間による提案が可能である 民間事業者等（一体型事業実施主体等（都市再生推進法人または一体型ウオーカブル事業の実施主体）が、都市再生整備計画に普通財産の活用について記載することを提案できる	2 貸し付け候補となる者との事前調整ができる 都市再生整備計画に普通財産の活用に関する事項を記載する過程で、まちづくりの課題や地域ニーズに応じた活用計画等を検討することができ、民間事業者等の貸し付け候補となる者との調整を十分に図ることができる	3 賃料の減免にかかる議会の議決や庁内説明等の根拠となる 都市再生特別措置法において「普通財産を時価よりも低い対価で貸し付ける」ことが位置付けられているため、地方公共団体内での合意形成や議会説明の根拠とすることができる	4 その他	回答団体数
10万人未満	195 69.4%	86 30.6%	93 33.1%	22 7.8%	281
10万人～50万人未満	65 67.7%	35 36.5%	26 27.1%	10 10.4%	96
50万人～100万人未満	5 71.4%	2 28.6%	3 42.9%	1 14.3%	7
100万人以上	3 50.0%	3 50.0%	6 100.0%	0 0.0%	6

・都市再生推進法人の回答(N=48(複数回答))

	1 民間による提案が可能である 民間事業者等（一体型事業実施主体等（都市再生推進法人または一体型ウオーカブル事業の実施主体）が、都市再生整備計画に普通財産の活用について記載することを提案できる	2 貸し付け候補となる者との事前調整ができる 都市再生整備計画に普通財産の活用に関する事項を記載する過程で、まちづくりの課題や地域ニーズに応じた活用計画等を検討することができ、民間事業者等の貸し付け候補となる者との調整を十分に図ることができる	3 賃料の減免にかかる議会の議決や庁内説明等の根拠となる 都市再生特別措置法において「普通財産を時価よりも低い対価で貸し付ける」ことが位置付けられているため、地方公共団体内での合意形成や議会説明の根拠とすることができる	回答法人数
10万人未満	9 75.0%	12 100.0%	0 0.0%	12
10万人～50万人未満	19 70.4%	18 66.7%	2 7.4%	27
50万人～100万人未満	4 80.0%	4 80.0%	0 0.0%	5
100万人以上	4 100.0%	4 100.0%	0 0.0%	4

■自由記述

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

選択肢「2」「4」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

2 貸し付け候補となる者との事前調整ができる

No.	記載内容
1	まちづくりの活性化につながればよい。
2	周辺の状況や関連事業との検討が想定されるため、事前調整は必要。

4 その他

No.	記載内容
1	民間事業者等に当該市有地の維持管理を行わせることができる。

・都市再生推進法人の自由記述

選択肢「1」「2」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

1 民間による提案が可能である

No.	記載内容
1	イベントやマルシェの実施の際のイス・テーブル・パラソルを格納できる倉庫として駅前の市の駐輪施設を活用についてお願いしている。
2	駅前東口広場を活用したイベントや実証実験。
3	駅前の空間を交通、人流の観点から駐車場事業を提案したい。
4	実施主体から提案できた方が、スピード感や実効性を担保できると考える。

2 普通財産の貸し付け料の減免を提案できる

No.	記載内容
1	市と JR が共有している駅前東口広場の賃借料減免措置を取ることができれば、イベント、実証実験等の可能性が広がる。
2	実施主体が都市再生推進法人の場合、資金力に課題があることが多いと想定され、貸付料の減免規定があることは制度活用を促進するものとする。

問 1-2-2 課題と考える事柄

■設問

普通財産の活用に関する制度に関し、貴団体が課題とお考えになる事柄について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択し、その概要を記入欄にご記入願います。

■回答

本設問は、市区町村まちづくり担当課と都市再生推進法人が回答する調査設計である。

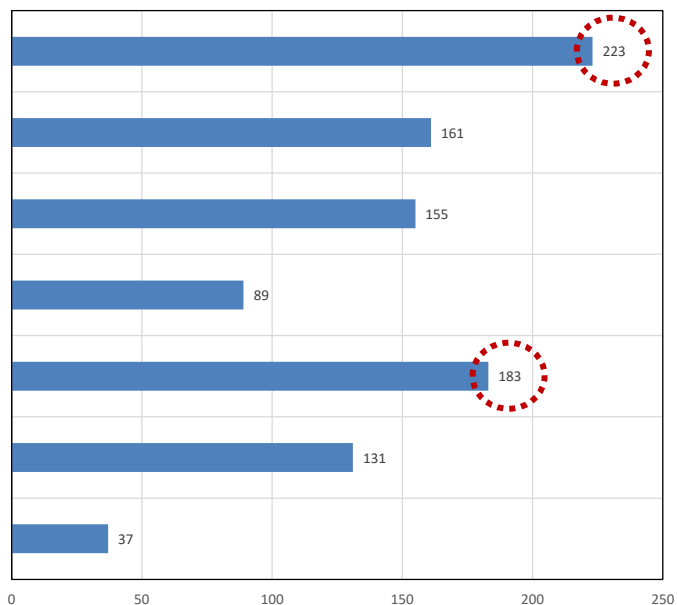
課題と考える事柄は、市区町村まちづくり担当課の回答は、「1 都市再生整備計画への位置付けに加え、条例か議会の議決が必要」が 223 件で最も多い。都市再生推進法人の回答は、「1 制度活用の対象区域が限られている」「2 制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている」「3 国の支援策が措置されていない」「4 手続きが煩雑」「5 安価な貸付の基準等がわかりづらい」が概ね同数である。

都市規模別に見ると、市区町村まちづくり担当課の回答は、「制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている」については、「10 万人未満」「10 万人～50 万人未満」「50 万人～100 万人未満」の順に回答の割合が高くなる傾向であるが、都市再生推進法人の回答は、「制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている」については、「50 万人～100 万人未満」「10 万人～50 万人未満」「10 万人未満」の順に回答の割合が高くなる傾向である。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=416 (複数回答))

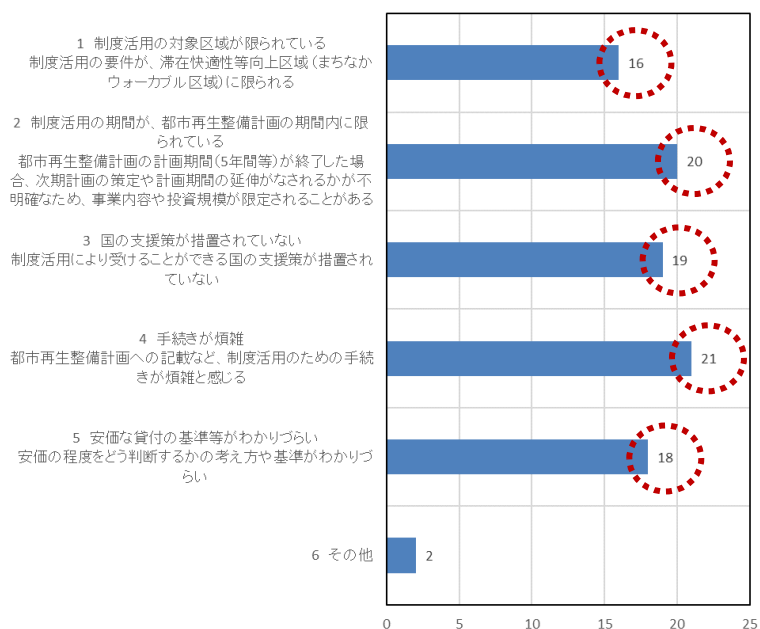
項目	回答数	割合
1 都市再生整備計画への位置付けに加え、条例が議会の議決が必要 普通財産の活用について記載した都市再生整備計画の公表に加え、貸し付けする者の選定方法や当該事業内容の条件等について、条例または議会の議決(地方自治法第237条第2項)による必要があることとなる	223	53.6%
2 制度活用の対象区域が限られている 制度活用の要件が、滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)に限られる	161	38.7%
3 制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている 都市再生整備計画の計画期間(5年間等)が終了した場合、次期計画の策定や計画期間の延伸がなされるかが不明確なため、事業内容や投資規模が限定されることがある	155	37.3%
4 国の支援策が措置されていない 制度活用により受け取ることができる国の支援策が措置されていない	89	21.4%
5 手続きが煩雑 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる	183	44.0%
6 安価な貸付の基準等がわかりづらい 安価の程度をどう判断するかを考え方や基準がわかりづらい	131	31.5%
7 その他	37	8.9%

- 1 都市再生整備計画への位置付けに加え、条例が議会の議決が必要
普通財産の活用について記載した都市再生整備計画の公表に加え、貸し付けする者の選定方法や当該事業内容の条件等について、条例または議会の議決(地方自治法第237条第2項)による必要があることとなる
- 2 制度活用の対象区域が限られている
制度活用の要件が、滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)に限られる
- 3 制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている
都市再生整備計画の計画期間(5年間等)が終了した場合、次期計画の策定や計画期間の延伸がなされるかが不明確なため、事業内容や投資規模が限定されることがある
- 4 国の支援策が措置されていない
制度活用により受け取ることができる国の支援策が措置されていない
- 5 手続きが煩雑
都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる
- 6 安価な貸付の基準等がわかりづらい
安価の程度をどう判断するかを考え方や基準がわかりづらい
- 7 その他



・都市再生推進法人の回答(N=42 (複数回答))

項目	回答数	割合
1 制度活用の対象区域が限られている 制度活用の要件が、滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）に限られる	16	38.1%
2 制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている 都市再生整備計画の計画期間(5年間等)が終了した場合、次期計画の策定や計画期間の延伸がなされるかが不明確なため、事業内容や投資規模が限定されることがある	20	47.6%
3 国の支援策が措置されていない 制度活用により受けることができる国の支援策が措置されていない	19	45.2%
4 手続きが煩雑 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる	21	50.0%
5 安価な貸付の基準等がわかりづらい 安価の程度をどう判断するかを考え方や基準がわかりづらい	18	42.9%
6 その他	2	4.8%



■都市規模によるクロス集計

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=416(複数回答))

	1 都市再生整備計画への位置付けに加え、条例が議会の議決が必須 普通財産の活用について記載した都市再生整備計画の公表に加え、貸し付けする者の選定方法や当該事業内容の条件等について、条例または議会の議決(地方自治法第237条第2項)による必要があることとなる	2 制度活用の対象区域に限られている 制度活用の要件が、滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)に限られる	3 制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている 都市再生整備計画の計画期間(5年間等)が終了した場合、次期計画の策定や計画期間の延伸がなされるかが不明確なため、事業内容や投資規模が限定されることがある	4 国の支援策が措置されていない 制度活用により受けることができる国の支援策が措置されていない	5 手続きが煩雑 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる	6 安価な貸付の基準等がわかりづらい 安価の程度をどう判断するかを考え方や基準がわかりづらい	7 その他	回答団体数
10万人未満	156 51.0%	119 38.9%	99 32.4%	63 20.6%	139 45.4%	86 28.1%	25 8.2%	306
10万人～50万人未満	60 62.5%	37 38.5%	46 47.9%	20 20.8%	38 39.6%	38 39.6%	11 11.5%	96
50万人～100万人未満	4 50.0%	4 50.0%	6 75.0%	1 12.5%	3 37.5%	3 37.5%	1 12.5%	8
100万人以上	3 50.0%	1 16.7%	4 66.7%	5 83.3%	3 50.0%	4 66.7%	0 0.0%	6

・都市再生推進法人の回答(N=84(複数回答))

	1 制度活用の対象区域に限られている 制度活用の要件が、滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)に限られる	2 制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている 都市再生整備計画の計画期間(5年間等)が終了した場合、次期計画の策定や計画期間の延伸がなされるかが不明確なため、事業内容や投資規模が限定されることがある	3 国の支援策が措置されていない 制度活用により受けることができる国の支援策が措置されていない	4 手続きが煩雑 都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる	5 安価な貸付の基準等がわかりづらい 安価の程度をどう判断するかを考え方や基準がわかりづらい	6 その他	回答法人数
10万人未満	6 66.7%	6 66.7%	6 66.7%	3 33.3%	4 44.4%	2 22.2%	9
10万人～50万人未満	6 25.0%	9 37.5%	8 33.3%	13 54.2%	10 41.7%	0 0.0%	24
50万人～100万人未満	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	5
100万人以上	2 50.0%	4 100.0%	4 100.0%	3 75.0%	3 75.0%	0 0.0%	4

■自由記述

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

選択肢「2～5」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

2 制度活用の対象区域が限られている

No.	記載内容
1	広い区域要件にすれば制度の活用につながる。

3 制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている

No.	記載内容
1	良い案件は延長を容易にできる仕組みがあるとよい。

4 国の支援策が措置されていない

No.	記載内容
1	支援策があると制度活用のハードルが下がる。

5 手続きが煩雑

No.	記載内容
1	民間事業者はスピード感を求めている場合が多いため、活用のための手続きが煩雑であることはデメリットである。

・都市再生推進法人の自由記述

選択肢「1～4」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

1 制度活用の対象区域が限られている

No.	記載内容
1	制度活用したい普通財産(市有地)は、主要駅からやや離れた位置にあり、滞在快適性等向上区域と指定することが適当ではない。同区域に指定できないエリアに位置する普通財産こそ収益性を確保しにくいいため、制度活用が必要ではないか。

2 制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている

No.	記載内容
1	DX モビリティ等の実証実験を行う場合、自立した経営計画を立てる際、長期スパンでの利用計画、採算計画が立てにくい。
2	次期計画の有無によらず、当初計画期間終了後も当該制度を活用した取組を実施可能な運用にした方が取組の継続性を担保できると考える。

3 国の支援策が措置されていない

No.	記載内容
1	基礎自治体への説明などが必要。現場で制度理解がされていない。

4 手続きが煩雑

No.	記載内容
1	手続きの間も人件費等はかかるので、そうしたコストをどこが出すのかも課題。 限りなく公的な事案に対して民間が動くので、都市再生推進法人の認可を受けた団体の申請処理に関してはもう少し手続きの簡略化等できるような優遇措置があっても良いのではないか。

②「2. 制度に対するご意見、ご要望」

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

No.	記載内容
1	制度に関する説明会や勉強会等が必要・制度に関するパンフレットや web サイト等による情報発信が必要
2	条例か議会の議決が必要なので、制度活用期間が都市再生整備計画の期間内にかぎられていること。
3	対象区域がまちなかウォークアブル区域に限定されている、すなわち前提条件として都市再生整備計画の策定が必須であることから、当該計画を策定していない状況では制度を活用するためのハードルが高い。
4	普通財産が、想定されるウォークアブル区域外に複数あるため、制度を活用しにくい。

・都市再生推進法人の自由記述

記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

No.	記載内容
1	都市再生推進法人の指定を受ける団体の前提的な素養として、地元地権者との調整、低未利用土地等の空間整備・事業計画の検討など、一程度の地元調整、コンサルティング能力は備わっているものとする。 その中で、制度活用を担保とした、資金調達に関する支援制度(特に、上記の検討を進める上での団体職員の人件費の確保策)が無いことが特に課題と考える。

4) ヒアリング調査

資料 2-7:ヒアリング依頼に関する事務連絡

<p style="text-align: right;">事務連絡 令和6年1月26日</p> <p>愛知県 名古屋市長 住宅都市局長 まちづくり企画課長 殿</p> <p style="text-align: center;">国土交通省都市局まちづくり推進課 官民連携推進室 企画専門官 乃口 智栄</p> <p>普通財産を活用したまちづくりのあり方に関する調査について（お問い合わせ）</p> <p>日頃から、都市行政の推進にご理解・ご協力をいただき御礼申し上げます。 さて、国土交通省都市局では、まちなか再生に向けた官民連携によるエリアマネジメント及びリノベーション施策の展開等に向け、普通財産の活用に関する制度（都市再生特別措置法第46条第14項第4号、第62条の13）のあり方等の検討、整理を行っているところであります。 つきましては、当該制度の活用をご検討されている地区の地方公共団体及び都市再生推進法人に対し、課題認識等を把握するためのヒアリングをお願いできればと考えております。ご多用のところ大変恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いたします。 なお、今回のヒアリングでお聞きした内容をもとに、制度活用に関する取組事例の整理・とりまとめを行い、都市局の各種施策等の検討資料等として活用するほか、とりまとめた報告書については、国土交通省ホームページにおいて公表させていただきます予定ですので、あらかじめご了承くださいたく存じます。 ご多用中恐れ入りますが、ご対応いただきますよう、よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 調査対象地区 ・ 金山駅周辺地区</p> <p>2. お問い合わせ事項 今回のヒアリングでは大きく、以下を中心にお話を伺いたいと考えております。 ・ 社会のニーズに対応した普通財産活用のあり方 ・ 普通財産の活用に関する制度の検討、調整、実施内容 ・ 今後、制度活用を促進するにあたって想定される課題 等</p> <p>具体的には、以下のヒアリング項目について可能な範囲での情報提供をお願いするものです。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p><ヒアリング項目> (1) 制度活用の検討、協議調整の内容（又は、法的手続き等） (2) その他（事業推進上の課題や調整が特に難航した事項、ご意見、ご要望（あれば）等）</p> <p>※ 別紙ヒアリングシートにご記入後、事前にご送付ください（回答方法がわからない場合、連絡先までお問い合わせいたします）。</p> <p>3. 実施日時 令和6年2月初旬～下旬にて調整（概ね1時間を想定）</p> <p>4. 調査機関 一般財団法人都市みらい推進機構、昭和株式会社</p> <p>5. ヒアリングの方法 ・ 原則としてオンラインによる実施を想定しております。 ・ ヒアリングには、貴課ご担当者等のほか、<u>事業をご担当される都市再生推進法人のご参加をお願いしたく考えております。</u> ・ 調査機関の担当者3～4名が、貴団体ご指定の時間に、別紙の内容についてお話を伺います。国土交通省担当者も同席する予定です。</p> <p>【連絡先】 一般財団法人都市みらい推進機構 開発調査部 秋田 寛吾 電話：03-5261-5625、メール：aki@toshinrai.jp 昭和株式会社 企画部 営業開発室 堀江 佑典 電話：03-3590-2532、メール：yusuke_horie@sho-ya.co.jp</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <p style="text-align: center;">2</p>
--	--

ヒアリングシート

(地区名称 : 金山駅周辺地区)

(1) 制度活用の検討、協議調整の内容（又は、法的手続き等）について

- 1) 制度活用の理由（目的、期待する効果、解決しようとした課題 等）
- 2) 制度活用に関する法令、行政手続き 等
- 3) 検討内容
 - ・ きっかけ・端緒（発意者）
 - ・ 検討・協議等の相手や関係者（例. 施設管理者（通路、広場 等）、庁内関係課（資産管理部局）、議会、周辺権利者 等）
 - ・ 当該検討・協議の具体的な内容、概ねの期間、その際のハードルと対処策、工夫
 - ・ 制度のメリット・デメリット（まちづくりの観点、施行者の観点、権利者等の観点等）

<お願い>

下記について可能な範囲でご提供ください。

- ・ 普通財産（敷地、建物、施設 等）の活用に関する計画等
- ・ 都市利便増進協定（写）
- ・ 貸付、事業者選定等に関する資料
- ・ 賃貸借契約等の写し
- ・ その他（規約、協定 等）

(2) その他

- ・ 事業推進上の課題や調整が特に難航した事項
- ・ ご意見、ご要望（あれば） 等

以 上

「普通財産の活用に関する制度」の活用にかかるヒアリング 記録簿

■実施日等

- ・日時：令和6年2月21日（水） 13：00～14：00
- ・場所：Webによる実施

■ヒアリング対象

- ・名古屋市住宅都市局まちづくり企画課
- ・公益財団法人名古屋まちづくり公社

1 ヒアリング目的

- ・まちなか再生に向けた官民連携によるエリアマネジメント及びウォークアブル施策の展開等に向け、「普通財産の活用に関する制度（都市再生特別措置法第46条第14項第4号、法第62条の13）」の活用を検討している名古屋市、公益財団法人名古屋まちづくり公社に検討内容や課題など具体的かつ率直な意見交換を実施した。

2 ヒアリング内容

【金山総合駅周辺のまちづくりについて】

金山総合駅は、1日あたり48万人が利用する（コロナ禍以前）交通拠点であり、今後、金山総合駅周辺で2つの再整備を予定している。1つ目は、金山総合駅の北側に位置している商業施設「アスナル金山」である。「アスナル金山」は、市有地の上に事業用定期借地権で（公財）名古屋まちづくり公社が建てた商業施設であり、借地期間終了後に再整備を予定している。2つ目は、老朽化が進んでいる「Niterra 日本特殊陶業市民会館」の建て替えである。この2つの再整備を核としながら、金山総合駅周辺のまちづくりを、地区のコンセプトである「人・文化・芸術とともに育つまち」を元に進めていきたい。（名古屋市）

【「普通財産の活用に関する制度」活用のきっかけ】

- ・名古屋市財産条例第15条に、「公共的団体」に無償使用又は減額使用させることが可能（公益事業のみ）という規定があるが、法人税法上の収益事業に該当する事業を含んでいる場合は、無償又は減額の貸し付けができない。金山総合駅連絡橋では、（公財）名古屋まちづくり公社が直営している情報板（デジタルサイネージ広告の事業）があり、これが法人税法上の収益事業に該当してしまう。その中で、どのように減額するかを考え、「普通財産の活用に関する制度」を活用しようとなった。（名古屋市）
- ・安価な貸し付けを行う際の貸付料をどのように定めるかについて非常に悩ましく、検討に時間がかかった。金山総合駅連絡橋はもともと道路に準じる施設として扱っており、道路占用料を準用しているため、「普通財産の活用に関する制度」の適用にあたっては、道路占用特例の減額基準（1/10）を準用した。国から「安価な貸付料」の考え方の例示

などの情報提供があると大変参考になる。(名古屋市)

【質疑応答】

- ・「普通財産の活用に関する制度」を活用しようとしたきっかけは、名古屋市と(公財)名古屋まちづくり公社のどちらからか。(国土交通省)
⇒名古屋市から(公財)名古屋まちづくり公社に話をした。(公財)名古屋まちづくり公社にエリアマネジメントを進めていただくためには、やはり原資が必要ではないかと考え、以前から貸していた金山総合駅連絡橋の貸付料に目を付けた。(名古屋市)
- ・都市再生特別措置法に規定される「普通財産の活用に関する制度」を使うにあたって、資産管理部局からの意見や協議をしていく上で課題となったことはあるか。(国土交通省)
⇒検討関係者に資産管理部局は入っているが、「普通財産の活用に関する制度」を適用した前例や基準がなかったので、資産管理部局が判断するに及ばなかった。結局事業部門で判断して進めた。検討の経緯としては、最初から都市再生特別措置法に規定される「普通財産の活用に関する制度」を使うことを考えたのではなく、もともとある財産条例をベースとして、財産条例の考え方の中に都市再生特別措置法の考え方を取り入れて検討した。都市再生特別措置法の考え方を取り入れる際には、資産管理部局はそれを判断するに足る必要な基準や実例が見出せなかった。(名古屋市)
- ・関係者の中に周辺地権者が入っているが、鉄道事業者もしくは周辺ビルの事業者に、「普通財産の活用に関する制度」の活用をする上で意見を伺ったのか。(国土交通省)
⇒将来的にいろいろな民間企業と連携していきたいと考えているので、周辺地権者と記載した。また、金山総合駅連絡橋については、もともと都市利便増進協定を、(公財)名古屋まちづくり公社、東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、名古屋市中で締結し、管理・整備を実施しているが、今回の「普通財産の活用に関する制度」の減額については、東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社の意見は得ていない。(名古屋市)
- ・道路占用特例の減額基準を準用しているが、公物管理法以外の他の減額基準の準用について検討したか。(国土交通省)
⇒金山総合駅連絡橋は、道路認定をしていない工作物であるが、従来より道路に準じる施設として扱っていたため、道路占用料の減額基準を準用した。他の減額方法は検討しなかった。(名古屋市)
- ・広場条例等の活用は検討したか。(都市みらい推進機構)
⇒検討していない。名古屋市には広場条例がないため、もし実施するのであれば、条例から作る必要がありハードルが高かった。(名古屋市)
- ・9割減免されたことで活動の幅が広がったか。(昭和株式会社)
⇒(公財)名古屋まちづくり公社は、名古屋市から受託を受けて金山総合駅連絡橋の管理をしている。受託費と運営の中での収益を管理費用に充てているため、「普通財産の活用に関する制度」を活用して、減額していただけると、管理費用に充てる財源を

- 確保することができる。（（公財）名古屋まちづくり公社）
- ・対象としている施設の面積と減額の金額規模はどれくらいか。（昭和株式会社）
⇒金山総合駅連絡橋の面積は約1,900㎡である。おおよそ年間500万円減額されている。
なお、占用料は約2,600円/㎡・年である。（名古屋市）
 - ・どのような考えで都市再生整備計画の期間（15年間）を設定したのか。（都市みらい推進機構）
⇒「アスナル金山」と「日本特殊陶業市民会館」の再整備や、その周辺のエリアマネジメントの実施を考えて、長めに期間を設けている。（名古屋市）
 - ・他の地区で「普通財産の活用に関する制度」の活用を検討しているか。（国土交通省）
⇒検討していない。（名古屋市）
 - ・どのように制度の情報収集をしているか。（昭和株式会社）
⇒官民連携まちづくりの進め方（都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き）を参考にしている。しかし、普通財産活用にかかる掲載事例は、スキームや進め方がよく分からないため、もう少し具体的な内容を知りたい。（名古屋市）

以上

金山駅北地区の整備の考え方

まちづくりのコンセプト

人・文化・芸術とともに育つまち
～にぎわいと感性あふれる交流創造の場づくり～



アスナル金山エリア

交通結節点としてのポテンシャルを活用して商業やオフィス等の都市機能を集積させつつ、オープンスペースの配置により駅とまちをつなぐ空間を形成します

古沢公園・市民会館エリア

まちに開かれた新たな劇場を中心に、劇場と公園・広場をリニューアルし、文化的な魅力あふれる空間を形成します

ウォーカブル空間の形成

シンボル軸をはじめとする道路やオープンスペースなどの都市基盤をウォーカブルな形態へ再編し、居心地の良い歩行者空間を目指します

エリアマネジメントの展開

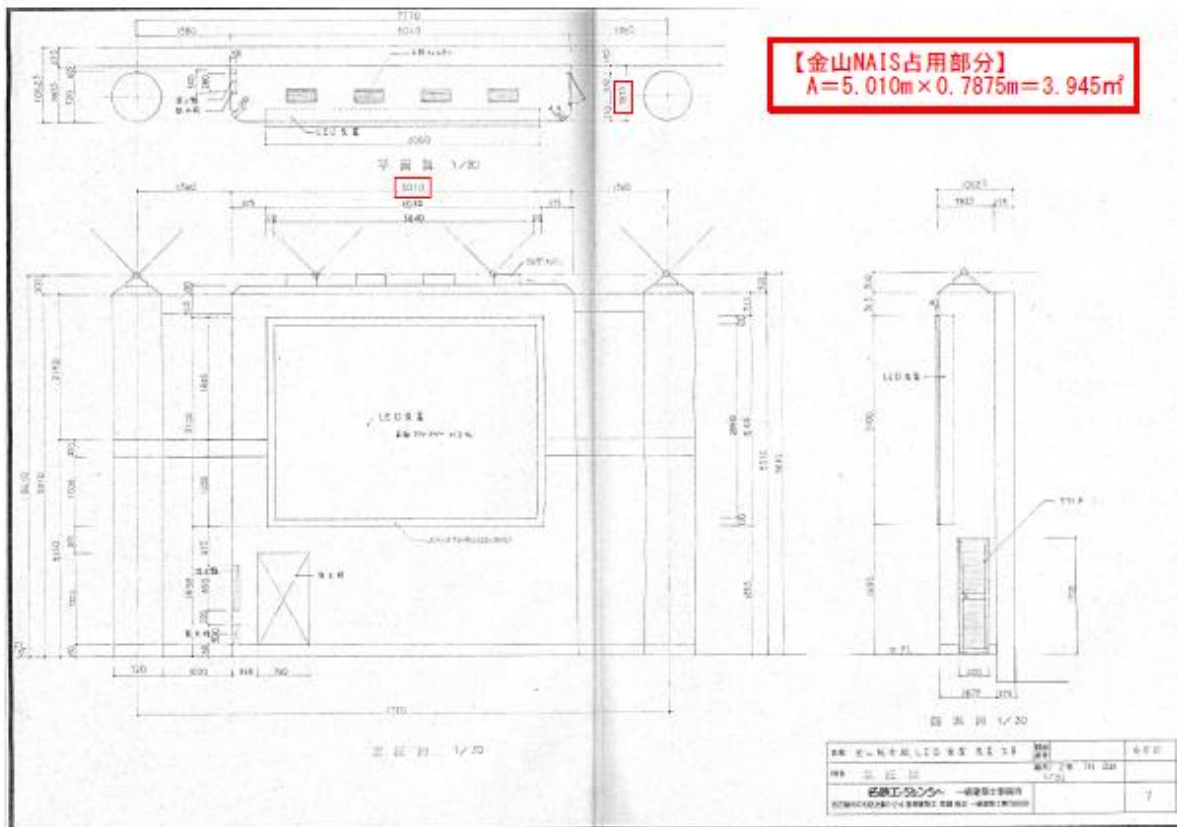
地域団体や都市再生推進法人等による公共空間の適切な維持管理と利活用により、金山らしい特色あるまちの運営を図ります



担 当：住宅都市局 都市整備部 まちづくり企画課

市Webサイト：<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-7-6-1-0-0-0-0-0-0.html>





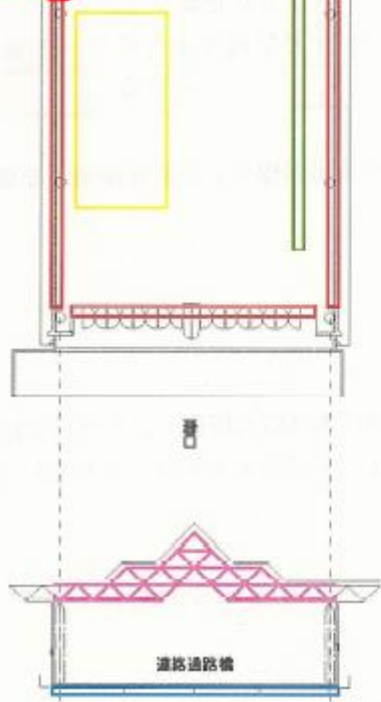
金山総合駅連絡通路橋貸付範囲図



(平面図)



(断面図)



凡例	名称	備考
黄色	床面	イベント広場 (15m×7m)
緑色	床面	バスターポート等
赤色	壁面	カラーエポキシ ペイント 金山NAIS
青色	天井トラス	室内部分に限る
藍色	床版下配管スペース	仮設事業時に必要な構造で、 事前に確保された範囲に限り

(5) 調査5:まちなか公共空間等活用支援事業に関する調査

調査5は、「都市再生推進法人」を対象として、まちなか公共空間等活用支援事業[※]のあり方等を整理することを目的に、都市再生推進法人における当該制度に関する認知状況、評価等を把握するために実施した。

※ まちなか公共空間等活用支援事業

都市再生整備計画に定められたまちなかウォークアブル区域(滞在快適性等向上区域)において、カフェ等の整備と併せて広場へのベンチ設置や植栽等を行うなど、快適に交流・滞在できる空間の創出に役立つ都市開発事業を行う都市再生推進法人に、(一財)民間都市開発推進機構が長期にわたる低利貸付を行うことにより事業の円滑化を図る事業

1) 回答状況

調査5:まちなか公共空間等活用支援事業に関する調査を行った結果、都市再生推進法人の75.6%の回答があった。

表 2.1-11 調査5:まちなか公共空間等活用支援事業に関する調査回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
都市再生推進法人	111	84	75.6%

2) 調査項目 [都市再生推進法人向]

調査5の調査項目については、次項以降に、「都市再生推進法人」のアンケート調査の調査票を示した。

資料 2-8: 調査5[都市再生推進法人向] 調査票

【調査の目的】

【調査5 まちなか公共空間等活用支援事業に関する調査】

まちなか公共空間等活用支援事業（※）のあり方を整理することを目的に、都市再生推進法人における当該制度に関する認知状況、評価等を把握するものです。

【本アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、以下の各内容を示すものです。

■（※） まちなか公共空間等活用支援事業

都市再生整備計画に定められたまちなかコアエリア区域（滞在快適性等向上区域）において、コアエリア等の整備と併せて広場へのベンチ設置や植栽等を行うなど、快適に交流・滞在できる空間の創出に役立つ都市開発事業を行う都市再生推進法人に、（一財）民間都市開発推進機構（<https://www.mindo.or.jp/index.html>）が長期にわたる低利貸付を行うことにより事業の円滑化を図る事業

ご回答の際は、以下のリンクに掲載している制度概要をご確認ください。

まちなか公共空間等活用支援事業制度の概要：https://www.mlnf.or.jp/toshi/pdf/seido/s_machinakak.pdf

1. まちなか公共空間等活用支援事業に関するお考え

問1-1 認知状況等

まちなか公共空間等活用支援事業の貴法人における認知状況等について、**該当する** **印の（○）**に「○」印を選択（リダワン式）してください。
 「1-c 3-c その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。また、「4-a 他の制度を活用している」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。

1 制度を理解し、活用を検討中	回答欄
1-a 民部健康との調整や事業内容等の検討を行っている	Topへ戻す 印刷してください
1-b 具体的な調整は今後行う予定だが、都市再生整備計画にまちなかコアエリア区域は位置付けた	
地区名	
〒	
市町村	
西暦	年 月 日
1-c その他	
(その記入欄)	
2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	Topへ戻す 印刷してください
2-a 課題があり検討が進んでいない	
2-b 具体的な条件がない	
3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	Topへ戻す 印刷してください
3-a 制度に関する説明会や勉強会等が必要	
3-b 制度に関するウェブサイトやWebサイト等による情報発信が必要	
3-c その他	
(その記入欄)	
4 活用可能性がない	Topへ戻す 印刷してください
4-a 他の制度を活用している	
(制度等の名称の記入欄)	
4-b 制度活用が必要となるケースがない	

問1-2 まちなか公共空間等活用支援事業に対する評価

以下の設問は、「問1-1 認知・認知」の設問において、「1 制度を理解し、活用を検討中」「2 制度を理解しているが、課題があり検討が進んでいない」「3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい」を選択した場合にのみ、回答してください。

問1-2-1 ネットと考える事項

<p>まちなか公共空間等活用支援事業に関し、貴法人がネットとお考えになる事例について、該当するものをすべて（複数回答）に「○」印を選択し（マルクワツ式）、その要を記入欄にご記入願います。</p> <p>「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。</p>		回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
1	公共施設整備だけでなく、収益部分も貸し付け対象となる		
2	低金利による貸付を受けることができる		
3	固定金利のちと、長期の貸付（最長20年）を受けることができる		
4	貸付対象となる事業は都市再生整備計画に記載されている必要はない		
5	その他		

問1-2-2 課題と考える事項

まちなか公共空間等活用支援事業に関し、貴法人が課題とお考えになる事例について、該当するものをすべて（複数回答）に「○」印を選択し（マルクワツ式）、その要を記入欄にご記入願います。

「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。

<p>まちなか公共空間等活用支援事業に関し、貴法人が課題とお考えになる事例について、該当するものをすべて（複数回答）に「○」印を選択し（マルクワツ式）、その要を記入欄にご記入願います。</p> <p>「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。</p>		回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
1	貸付対象となる事業が、滞在快適性等向上区域（まちなかコアエリア区域）で実施する事業に限られている		
2	制度の利用にあたっては、建築物の整備を行う必要がある（テナントや座台などの取扱は対象にならない）		
3	公共施設の整備を伴わなければならない		
4	その他		

2. 制度に対するご意見、ご要望

まちなか公共空間等活用支援事業について、課題や改善点などご意見があれば記載ください
(自由記述)

3) 調査結果 [都市再生推進法人向]

①「1. まちなか公共空間等活用支援事業に関するお考え」

問 1-1 認知状況等

■設問

まちなか公共空間等活用支援事業の貴法人における認知状況等について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択してください。

■回答

本設問は、都市再生推進法人が回答する調査設計である。

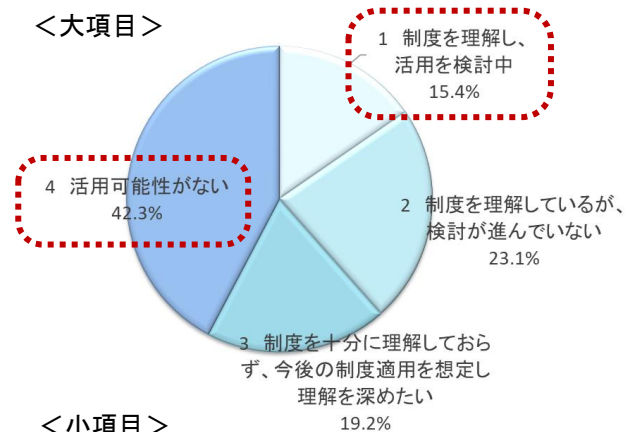
まちなか公共空間等活用支援事業の認知状況等は、「4 活用可能性がない」が最も多く、全体の42.3%を占める。「1 制度を理解し、活用を検討中」は最も少なく15.4%である。

都市規模別に見ると、「100万人以上」の「4」の割合が66.7%であり、他の都市規模と比較して大きい傾向がある。

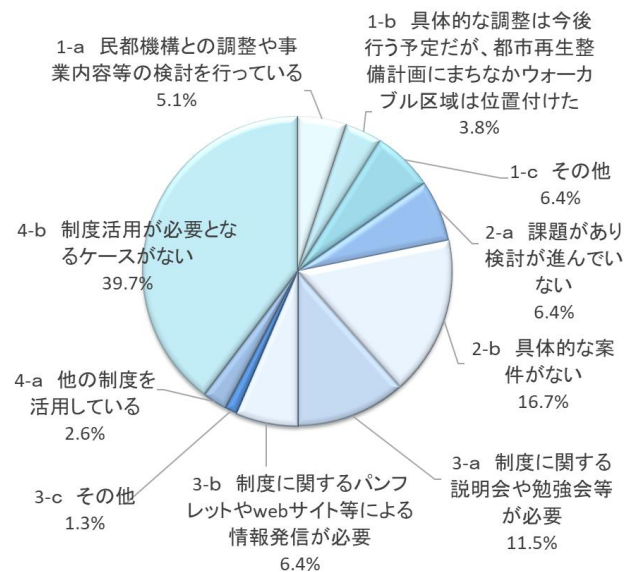
・都市再生推進法人の回答(N=78(単回答))

項目		回答数	割合	
大項目	小項目			
1 制度を理解し、活用を検討中	1-a 民都機構との調整や事業内容等の検討を行っている	4	5.1%	15.4%
	1-b 具体的な調整は今後行う予定だが、都市再生整備計画にまちなかウォークアブル区域は位置付けた	3	3.8%	
	1-c その他	5	6.4%	
2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	2-a 課題があり検討が進んでいない	5	6.4%	23.1%
	2-b 具体的な案件がない	13	16.7%	
3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	3-a 制度に関する説明会や勉強会等が必要	9	11.5%	19.2%
	3-b 制度に関するパンフレットやwebサイト等による情報発信が必要	5	6.4%	
	3-c その他	1	1.3%	
4 活用可能性がない	4-a 他の制度を活用している	2	2.6%	42.3%
	4-b 制度活用が必要となるケースがない	31	39.7%	
合計		78	100.0%	

<大項目>



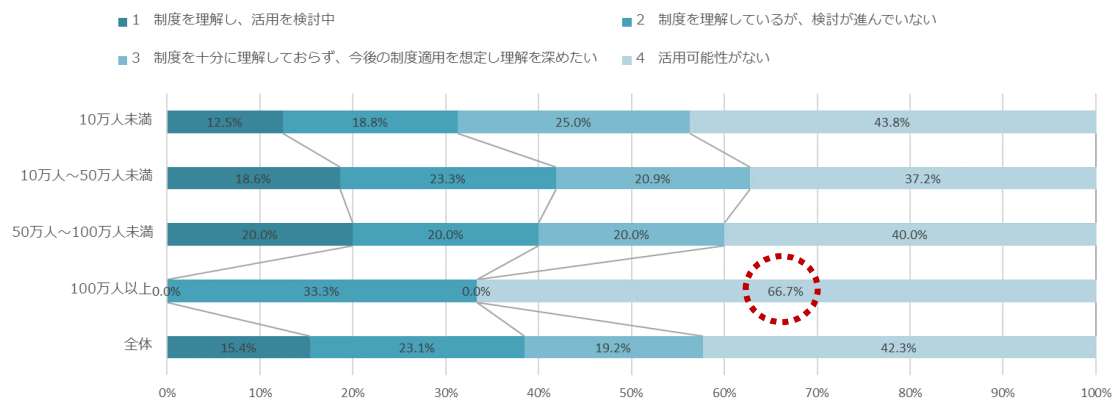
<小項目>



■都市規模によるクロス集計

・都市再生推進法人の回答(N=78(単回答))

	1 制度を理解し、活用を検討中	2 制度を理解しているが、検討が進んでいない	3 制度を十分に理解しておらず、今後の制度適用を想定し理解を深めたい	4 活用可能性がない	合計
10万人未満	2	3	4	7	16
10万人～50万人未満	8	10	9	16	43
50万人～100万人未満	2	2	2	4	10
100万人以上	0	3	0	6	9
全体	12	18	15	33	78



■自由記述

選択肢「1-b」「1-c」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

・都市再生推進法人の自由記述

1-b 具体的な調整は今後行う予定だが、都市再生整備計画にまちなかウォークアブル区域は位置付けた

No.	記載内容
1	環状第二号線周辺地区
2	那加地区(検討中)

1-c その他

No.	記載内容
1	今後、事業内容の検討を開始予定
2	今後の活動における活用に向けて検討中 (※区主体で、都市再生整備計画(計画期間:R5 年度～R7 年度)におけるウォークアブル区域は位置付けがされている。)
3	民都とは、協議をしたいが、エリアプラットフォーム内での検討には、まだ未着手である。
4	令和4年度制度を活用した

問 1-2 まちなか公共空間等活用支援事業に対する評価

問 1-2-1 メリットと考える事柄

■設問

まちなか公共空間等活用支援事業に関し、貴法人がメリットとお考えになる事柄について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択し、その概要を記入欄にご記入願います。

■回答

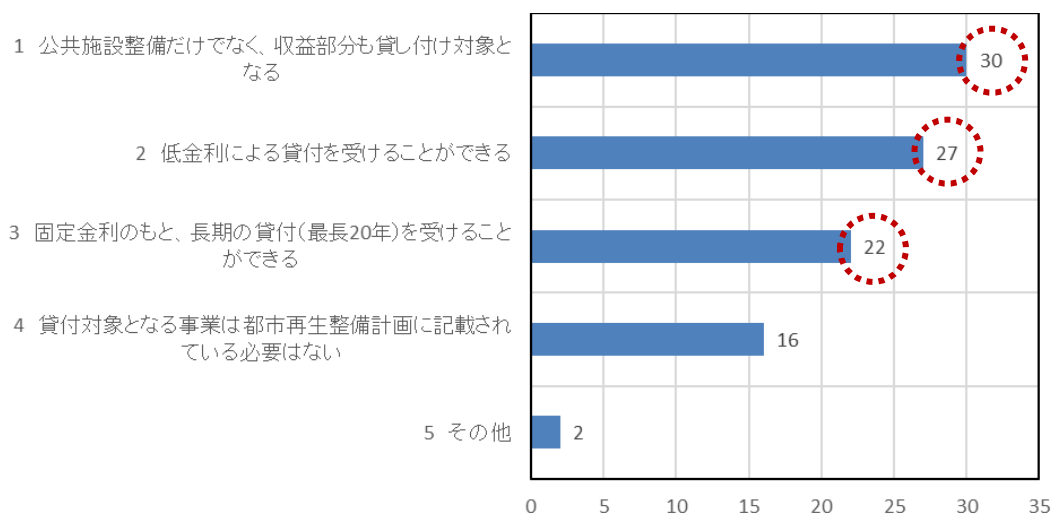
本設問は、都市再生推進法人が回答する調査設計である。

まちなか公共空間等活用支援事業のメリットは、「1 公共施設整備だけでなく、収益部分も貸し付け対象となる」が 30 件で最も多い。次いで、「2 低金利による貸付を受けることができる」の 27 件、「3 固定金利のもと、長期の貸付(最長 20 年)を受けることができる」の 22 件が多い。

都市規模別に見ると、「10 万人未満」の「1」「2」「3」「4」「5」の回答割合が、他の都市規模より大きい傾向がある。

・都市再生推進法人の回答(N=43 (複数回答))

項目	回答数	割合
1 公共施設整備だけでなく、収益部分も貸し付け対象となる	30	30.9%
2 低金利による貸付を受けることができる	27	27.8%
3 固定金利のもと、長期の貸付(最長 20 年)を受けることができる	22	22.7%
4 貸付対象となる事業は都市再生整備計画に記載されている必要はない	16	16.5%
5 その他	2	2.1%
合計	97	100.0%



■都市規模によるクロス集計

・都市再生推進法人の回答(N=43(複数回答))

	1 公共施設整備だけでなく、収益部分も貸し付け対象となる	2 低金利による貸付を受けることができる	3 固定金利のもと、長期の貸付(最長20年)を受けることができる	4 貸付対象となる事業は都市再生整備計画に記載されている必要はない	5 その他	回答法人数
10万人未満	9 90.0%	6 60.0%	6 60.0%	4 40.0%	1 10.0%	10
10万人～50万人未満	14 58.3%	14 58.3%	11 45.8%	9 37.5%	1 4.2%	24
50万人～100万人未満	3 60.0%	3 60.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%	5
100万人以上	4 100.0%	4 100.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	4

■自由記述

・都市再生推進法人の自由記述

選択肢「1」「4」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

1 公共施設整備だけでなく、収益部分も貸し付け対象となる

No.	記載内容
1	公共施設整備のみ実施する事業者は少ないはずで、収益部分も対象であれば制度活用の幅が広がると考える。
2	植栽・ベンチだけだと維持管理の費用が掛かるので捻出する努力をしている。

4 貸付対象となる事業は都市再生整備計画に記載されている必要はない

No.	記載内容
1	手間を省けるため、制度活用が促進されると考える。

問 1-2-2 課題と考える事柄

■設問

まちなか公共空間等活用支援事業に関し、貴法人が課題とお考えになる事柄について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択し、その概要を記入欄にご記入願います。

■回答

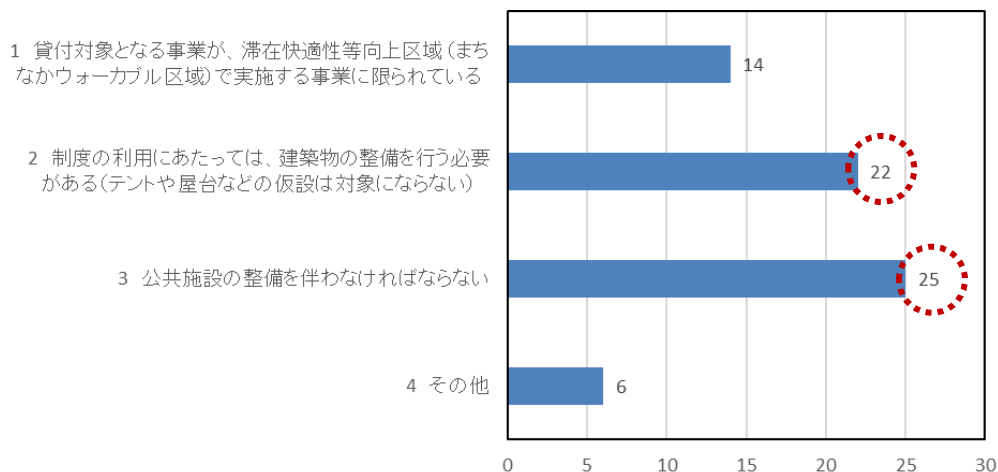
本設問は、都市再生推進法人が回答する調査設計である。

課題と考える事柄は、「3 公共施設の整備を伴わなければならない」が 25 件で最も多い。次いで、「2 制度の利用にあたっては、建築物の整備を行う必要がある(テントや屋台などの仮設は対象にならない)」の 22 件が多い。

都市規模別に見ると、「10 万人未満」の回答が、他の都市規模と比較して、「1」「2」の割合が大きい。

・都市再生推進法人の回答(N=41(複数回答))

項目	回答数	割合
1 貸付対象となる事業が、滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)で実施する事業に限られている	14	34.1%
2 制度の利用にあたっては、建築物の整備を行う必要がある(テントや屋台などの仮設は対象にならない)	22	53.7%
3 公共施設の整備を伴わなければならない	25	61.0%
4 その他	6	14.6%



■都市規模によるクロス集計

・都市再生推進法人の回答(N=41(複数回答))

	1 貸付対象となる事業 が、滞在快適性等向上区 域（まちなかウオーカブ ル区域）で実施する事業 に限られている	2 制度の利用にあたって は、建築物の整備を行う 必要がある（テントや屋 台などの仮設は対象にな らない）	3 公共施設の整備を伴わ なければならない	4 その他	回答法人数
10万人未満	6 66.7%	6 66.7%	5 55.6%	0 0.0%	9
10万人～50万人未満	5 21.7%	10 43.5%	13 56.5%	4 17.4%	23
50万人～100万人未満	1 20.0%	2 40.0%	3 60.0%	2 40.0%	5
100万人以上	2 50.0%	4 100.0%	4 100.0%	0 0.0%	4

■自由記述

・都市再生推進法人の自由記述

選択肢「1～4」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

1 貸付対象となる事業が、滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）で実施する事業に限られている

No.	記載内容
1	ウォークアブル区域外であれば活用したい案件がある(中心市街活性化計画エリア)。
2	河川敷の活用推進に向けた取り組みを進めており、河川区域などかわまちづくり計画とウォークアブル区域が連動しやすいような枠組みがあると良い。

2 制度の利用にあたっては、建築物の整備を行う必要がある(テントや屋台などの仮設は対象にならない)

No.	記載内容
1	建築物の整備と認められるのはどういう内容か、条件が良くわからない。

3 公共施設の整備を伴わなければならない

No.	記載内容
1	公共施設が一定程度整備されていて(復興事業等)、その利用をさらに活発化させるために民間施設を整備しようとする場合には、公共施設整備は不要になる。
2	公共施設の整備は、計画段階から実施段階まで様々な協議が必要となるため、その手間が制度活用のメリットを上回るケースも少なくない。
3	公共空間で民間が大きな収益を上げるのは、特に地方都市では容易ではなく、一定の公共施設の整備は行政が担う等、適切な役割分担を前提にした取り組みが必要。

4 その他

No.	記載内容
1	審査に時間がかかる。
2	民都機構の支援制度であり、貸付審査が煩雑かつ難易度が高いイメージがある。
3	市の理解と協力が必要。

②「2. 制度に対するご意見、ご要望」

・都市再生推進法人の自由記述

記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

No.	記載内容
1	ベンチの設置はしたいが、カフェ等収益施設の整備ができる場所がなく、事業として成り立つスキームにできない。
2	街中の空間をウォークアブルにし、移動を楽しむことは大賛成であるが、費用の関係で企業が行う場合は支出に対して税金面の優遇等を支援してほしい
3	公共施設の定義や解釈が行政とまちづくり会社側とで少し認識の違いがありそう。
4	行政との調整が必要なケースもあり、事業速度に影響が出る。
5	税制特例につき、所有者以外の事業者が施した設備・償却資産に対する固定資産税にも適用してもらいたい。
6	貸付でなく補助メニューであれば活用したい。
7	低金利による貸し付けは大変有難いが、補助金・交付金的な支援も検討いただきたい。

(6) 調査6:道路の利活用の課題把握のための調査

調査6は、「都道府県の道路管理者」「市区町村まちづくり担当課」「市区町村の道路管理者」「都市再生推進法人」を対象として、まちづくり団体*が行うエリアマネジメント活動等(以下、「エリアマネジメント活動等」という。)を促進するための道路占用制度のあり方について整理することを目的に、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン(令和4年4月「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた関係省庁支援チーム)(以下「ガイドライン」という。)の公表以降の運用状況等を把握するために実施した。

※ まちづくり団体

- ・ エリアマネジメントや地域の活性化等に取り組む法人、まちづくり会社、NPO 等
- ・ まちづくり活動を行う任意の団体、協議会、実行委員会等

1) 回答状況

調査6:道路の利活用の課題把握のための調査を行った結果、都道府県の道路管理者の 74.5%、市区町村まちづくり担当課の 80.8%、市区町村の道路管理者の 70.6%、都市再生推進法人の 75.6% の回答があった。

表 2.1-12 調査6:道路の利活用の課題把握のための調査

対象団体	団体数	回答数	回答率
都道府県の道路管理者	47	35	74.5%
		(回答のあった都道府県本庁の管理部署の数)	
		78	-
		(出先事務所から回答があったものを含む) ^注	
市区町村まちづくり担当課	1,741	1,406	80.8%
市区町村の道路管理者	1,741	1,231	70.6%
都市再生推進法人	111	84	75.6%

注) 都道府県の道路管理者向けのアンケートの回答には、一つの都道府県内の、複数の出先事務所(道路管理者)から回答されたものが含まれていたため、それらの回答を合わせた延べ回答数は「78」となる。

次頁以降の個別の設問の回答率は、出先事務所を含む道路管理者の回答数に対する傾向をみることを重視する観点から、原則、分母を、出先事務所の数も含めた回答数「78」として回答率を計算した。その際、参考として、出先事務所からの回答を個別にカウントした総数でなく、都道府県本庁の管理部署による回答数「35」を分母とした回答率も示した。

一方、上記に関わらず、単回答の設問における回答率については、当該回答総数を分母として回答率を計算した。

2) 調査項目 [都道府県の道路管理者向、市区町村まちづくり担当課向、市区町村の道路管理者向、都市再生推進法人向]

調査6の調査項目については、次頁以降に、「都道府県の道路管理者・市区町村の道路管理者」「市区町村まちづくり担当課」「都市再生推進法人」の順に、アンケート調査の調査票を示した。

資料 2-9: 調査6[都道府県の道路管理者向・市区町村の道路管理者] 調査票

【調査6 道路の活用への課題把握のための調査】

【調査の目的】

まちづくり団体（※）が行うエリアマネジメント活動等（以下、「エリアマネジメント活動等」という。）を促進するための道路占有制度のあり方について整理することを目的に、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するアンケート（令和4年4月「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた関係者支援チーム）（以下「アンケート」という。）の公表以降の運用状況等を把握するものです。

【本アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、以下の各内容を示すものです。

- **エリアマネジメント活動**
地域の社会課題の解決やエリアの価値向上を目的として、地域が主体となって行う取組み（例：公共空間を活用したサービス等の提供やにぎわいの創出、居心地の良い空間創出を目的とした地域の美化・清掃など）
- **（※）まちづくり団体**
・ エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO等
・ まちづくり活動を行う任意の団体、協議会、実行委員会等

ご回答の際は、以下のリンクに掲載しているアンケートをご確認ください。

「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するアンケート（令和4年4月）：
<https://www.mlit.go.jp/foish/content/001479468.pdf>

1. 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するアンケート」の活用状況

問1-1. アンケートの認知状況等

アンケートの貴団体における認知状況等について、該当するものを（一ツ）に「○」印を選択（ワルダラク式）してください。
「4 その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。

回答欄
1 認知しており、アンケートを活用している
2 認知しているが、アンケートに即した制度の活用機会がない
2-a まちづくり団体がない
2-b い
2-b 道路の利活用が必要となるエリアマネジメント活動等のケースがない
3 認知していない（知らなかった）
4 その他
(そのほか記入欄)

図1-2 エリアマネジメント活動等に係る道路の利活用における「カイトラインの活用」による申請手続等に関する簡素化・強化の状況

図1-2-1 道路占用許可の申請手続の簡素化・強化の状況

<p>エリアマネジメント活動等に係る道路占用許可の申請手続において、<u>カイトライン09~10に記載される方式「1」～「5」</u>に關し、右の回答欄の3つの選択肢（「a.カイトラインの発出前より実施」「b.カイトライン発出後、実施している」「c.特設対応は行っていない」）のうち該当するものを（一つ）を選択してください（プルダウン式）。</p>	<p>回答欄</p> <p>※プルダウンには、3つの選択肢（「a.カイトライン発出前より実施済」「b.カイトライン発出後、実施している」「c.特設対応は行っていない」）があります。</p>
<p>事前相談における助言</p> <p>1 道路管理者が、路上イベント等の設置しようとする物件の概要、安全確保などについて、積極的に事前相談を受け、適切に助言を実施</p>	
<p>道路占用許可申請書の一括化</p> <p>2 複数の露店、テーブル及び椅子などの物件が同一の主体の管理及び責任の下で設置される場合に、それらの物件をまとめて1枚の申請書に記載させて一括申請させることにより、図面等作成の労力を省力化</p>	
<p>更新手続書類の簡素化</p> <p>3 占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き同一の物件の占有を希望する場合に、前回申請時の図面を活用するなどにより、更新手続時に求める書類を簡素化</p>	
<p>道路使用許可との一括受付制度</p> <p>4 オープンカフェの出店など、道路占用許可と道路使用許可の両方が必要となる場合に、実施主体・警察と一堂に会する場を設けて事前相談を受けたり、道路管理者又は警察署長のいずれかが申請を一括して受け付けたりすることにより、申請者の負担を軽減</p>	
<p>占用の期間の柔軟な取扱い</p> <p>5 継続的・反復的に路上イベントが開催される場合に、開催のたびに申請書の提出を求めるのではなく、例えば一定期間内の土曜日及び日曜日の特例の時間を許可期間とする占有許可を行うなどにより、申請者の負担を軽減</p>	

図1-3 カイトラインの効果

<p>エリアマネジメント活動等に係る道路の利活用における「カイトラインの活用」の効果について、<u>該当する右のすべて（複数回答）</u>に「○」印を選択（プルダウン式）してください。</p> <p>「5 その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。</p>	<p>回答欄</p>
<p>1 道路占用許可・道路使用許可の申請件数が増えた</p>	
<p>2 道路占用・道路使用によるエリアマネジメント活動等の回数が増えた</p>	
<p>3 申請手続等が円滑になった、合理化された</p>	
<p>4 まだ効果が得られない、感じられない</p>	
<p>5 その他</p>	
<p>（その他記入欄）</p>	

3. エリアマネジメント活動等に関する道路占用料の減免の状況

問3-1 実施状況

エリアマネジメント活動等に関する道路占用料の減免について、 該当するもの(□) に「○」印を選択（プルダウン式）してください。		回答欄
1	エリアマネジメント活動等に係る道路占用料の減免を実施している	
2	エリアマネジメント活動等に係る道路占用料の減免を実施していない	

問3-2 道路占用料の減免の概要を明示する規程等

エリアマネジメント活動等に係る道路占用料の減免の概要を明示する規程等について、 該当するもの(□) に「○」印を選択（プルダウン式）してください。 「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。	回答欄	記入欄： 規程名称等をご記入ください
1 期]に道路占用料の減免に関する基準を示し、減免を実施している		
2 道路占用料徴収条例・同施行規則とは別に「道路占用料の減免に関する基準を示す規程」を定め、当該規定に基づき減免を実施している		
3 国や都道府県等が示す基準等（※）を適用し（準用し）、減免を実施している ※ 例えば、歩行者利便増進道路における利便増進路運区域の指定等について（令和2年11月25日付け国道路第24号国道路第79号）、東京都道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準等		
4 その他		

当該規程等における減免対象の認定の考え方に 関して、 該当するもの(□) に「○」印を選択（プルダウン式）、 その他要 を記入欄にご記入願います。 「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。	回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
1 減免対象となる「公益目的のエリアマネジメント活動等に係る占有物件」を定めている		
2 地域減免対象となる「まちづくり団体が行う道路占用の目的の公益性」を定めている		
3 減免対象となる「まちづくり団体の属性」を定めている		
4 減免対象となる「まちづくりや都市計画等に関するエリア等」を定めている		
5 その他		

当該措置等における減免対象等に関する規定 の適用について、該当する五のすゝまで（複数回 答）に「○」印を選択し（プルダウン式）、そ の概要を記入欄にご記入願います。 「その他」を回答する場合、「○」印をご選 択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。		
	回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記 入ください
対象とする 物件		
1 広告塔、看板、標識、旗ざ お、贈及びブーチ等		
2 食事施設、購買施設等		
3 自転車駐車器具等		
4 ベンチその他これらに類する 工作物等		
5 街灯その他これらに類する工 作物等		
6 商店、商品置場その他これら に類する施設等		
7 太陽光発電設備、風力発電設 備等		
8 デジタルセット（防犯カメ ラ等）		
9 デジタルセット（wifi設備 等）		
10 デジタルセット（人流セン サー等）		
11 その他		

景観の形成又は風致の維持に 寄与する等		
対象とする 道路占有 の公益性		
1 景観の形成又は風致の維持に 寄与する等		
2 道路の通行者又は利用者の利 便の増進に寄与する等		
3 「ゾーンカナル空間等」の形 成、歩行者の回遊性等に寄 与する等		
4 商業活性化、賑わいづくり等 に寄与する等		
5 その他		
対象とする 団体の 属性		
1 公的制度等に基づき、市区町 村等から指定や認定を受けた 団体、組織、協議会等		
2 公的制度等の指定や認定のな い団体、組織、協議会、実行 委員会等		
3 その他		
対象とする エリア		
1 都市再生整備計画等の区域		
2 特定都市再生緊急整備地域、 特定都市再生緊急整備地域		
3 国家戦略特別区域		
4 中心市街地活性化基本計画の 区域		
5 利便増進誘導区域（歩行者利 便増進道路）		
6 その他		

4. エリアマネジメント活動等に関する道路占用協議に関する課題

<p>エリアマネジメント活動等に係る道路占用協議に関し、道路管理者として課題とお考えになる事例について、<u>該当する五のすべて（複数回答）</u>に「○」印を選択（ワルダラック式）してください。</p> <p>【5 その他】を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。</p>	<p>回答欄</p>	<p>記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください</p>
<p>エリアマネジメント活動等に係る道路占用許可にあたり、参考となる許可事例がない</p> <p>許可の対象とする物件に該当するか判断が難しい</p> <p>許可の対象とする団体に該当するか判断が難しい</p> <p>まちづくり団体のノウハウ不足等により申請内容等が妥当でない</p> <p>その他</p>		
<p>(その他の記入欄)</p>		

5. 制度に対するご意見、ご要望

エリアマネジメント活動等による道路空間の利活用にあたって、現行制度（※）の課題や改善点などご意見があれば記載ください（自由記述）

※「歩行者利便増進道路」（通称：ほこみち）制度や都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例など

資料 2-10: 調査6[市区町村まちづくり担当課向] 調査票

【調査6 道路の利活用の課題把握のための調査】

【調査の目的】

まちづくり団体（※）が行うエリアマネジメント活動等（以下、「エリアマネジメント活動等」という。）を促進するための道路占有制度のあり方について整理することを目的に、「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり創出に向けた道路空間利活用に関するカイトサイン（令和4年4月「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり創出に向けた関係省庁支援チーム）以下「カイトサイン」という。）の公表以降の運用状況等を把握するものです。

【本アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、以下の各内容を示すものです。

- **エリアマネジメント活動**
地域の社会課題の解決やエリアの価値向上を目的として、地域が主体となって行う取組み（例：公共空間を活用したサービス提供やにぎわいの創出、居心地の良い空間創出を目的とした地域の美化・清掃 など）
- **（※）まちづくり団体**
・ エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO等
・ まちづくり活動を行う任意の団体、協議会、実行委員会等

ご回答の際には、以下のリンクに掲載しているカイトサインをご確認ください。

「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり創出に向けた道路空間利活用に関するカイトサイン（令和4年4月）：
<https://www.mlr.go.jp/yoehi/content/001479408.pdf>

1. 「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり創出に向けた道路空間利活用に関するカイトサイン」の活用状況

問1-1 カイトサインの認知状況等

カイトサインの貴団体における認知状況等について、該当するものを（一）に「○」印を選択（ジラケラ式）してください。
「4 その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。

回答欄	
1 認知しており、カイトサインを活用している	
2 認知しているが、カイトサインに加盟した制度の活用機会がない	フォームBで詳しくご記入ください
2-a まちづくり団体がない	
2-b い 道路の利活用が必要となるエリアマネジメント活動等のケースがない	
3 認知していない（知らなかった）	
4 その他	
（その他の記入欄）	

問1-2 エリアマネジメント活動等に係る道路の利活用における「カイトラインの活用による申請手続等に関する簡素化・弾力化」の状況

問1-2-1 道路占用許可の申請手続の簡素化・弾力化の状況

<p>エリアマネジメント活動等に係る道路占用許可の申請手続きについて、カイトラインR9～R10に記載される下記「J1～J5」に關し、右の回答欄の3つの選択肢（「a.カイトライン」発出前より変更し「b.カイトライン」発出後、実施している」「c.特段対応は行っていない」）のうち該当するものを（一つ）を選択してください（フリガウンス式）。</p>	<p>回答欄</p> <p>※ フリガウンスには、3つの選択肢（「a.カイトライン」発出前より実施済」「b.カイトライン」発出後、実施している」「c.特段対応は行っていない」）が あります。</p>
<p>事前相談における助言 道路管理者が、路上イベント等の設置しようとする物件の概要、安全確保策などについて、積極的に事前相談を受け、適切に助言を実施</p>	
<p>道路占用許可申請書の一括化 複数の商店、テーブル及び椅子などの物件が同一の主体の管理及び責任の下で設置される場合に、それらの物件をまとめて1枚の申請書に記載させて一括申請させることにより、図面等作成の労力を省力化</p>	
<p>更新手続書類の簡素化 占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き同一の物件の占用を希望する場合に、前回申請時の図面を活用するなどにより、更新手続時に求める書類を簡素化</p>	
<p>道路使用許可との一括受付制度 オーソナークアの出店など、道路占用許可と道路使用許可の両方が必要となる場合に、実施主体・警察と一堂に会する場を設けて事前相談を受けたり、道路管理者又は警察署長のいずれかが申請を一括して受け付けたりすることにより、申請者の負担を軽減</p>	
<p>占用の期間の柔軟な取扱い 継続的・反復的に路上イベントが開催される場合に、開催のために申請書の提出を求めるのではなく、例えば一定期間内の土曜日及び日曜日の特例の時間を許可期間とする占用許可を行うなどにより、申請者の負担を軽減</p>	

問1-2-2 道路使用許可の申請手続の簡素化・弾力化の状況

<p>エリアマネジメント活動等に係る道路使用許可の申請手続きについて、カイトラインR13に記載される下記「J1～J4」に關し、右の回答欄の3つの選択肢（「a.カイトライン」発出前より実施済」「b.カイトライン」発出後、実施している」「c.特段対応は行っていない」）のうち該当するものを（一つ）を選択してください（フリガウンス式）。</p>	<p>回答欄</p> <p>※ フリガウンスには、3つの選択肢（「a.カイトライン」発出前より実施済」「b.カイトライン」発出後、実施している」「c.特段対応は行っていない」）が あります。</p>
<p>事前相談への対応 警察が、事前相談が行われるよう周知するとともに、イベント等の実施主体に対し、交通への影響を少なくするための実施方法について、助言・情報提供等を実施</p>	
<p>合意形成の円滑化への協力 警察が、道路使用についての地域住民、道路利用者等の合意形成が円滑になされるよう必要な助言・情報提供等を行うとともに、地方公共団体と連携</p>	
<p>許可の一括化 占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き同一の物件の占用を希望する場合に、前回申請時の図面を活用するなどにより、更新手続時に求める書類を簡素化</p>	
<p>道路占用許可との一括受付 道路使用許可と道路占用許可の両方が必要である場合に、実施主体・道路管理者と一堂に会する場を設けて事前相談を受けたり、両許可に係る申請を一括して受け付け</p>	

問1-3 カイトラインの効果

エリアマネジメント活動等に係る道路の利用における「カイトラインの活用」の効果について、 <u>該当するものをすべて（複数回答）</u> に「○」印を選択（プルダウン式）してください。 「5 その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。		回答欄
1	道路占用許可・道路使用許可の申請件数が増えた	
2	道路占用・道路使用によるエリアマネジメント活動等の回数が増えた	
3	申請手続等が円滑になった、合理化された	
4	まだ効果が得られない、感じられない	
5	その他	
（その欄記入欄）		

2. 道路占用許可の特別道路の事例（検討中含む）

ここでは、豊田管内の「道路占用許可の特別道路の事例」について、代表的なもの一つを挙げ、検討中のものを含め、ご存知の範囲で以下の回答欄にご記入願います。

道路空間利活用に関する事例の概要について、その内容を記入欄にご記入願います。

住所												
道路名称												
活動の概要												
事業期間	① 西暦	年	月	～	年	月	② 西暦	年	月	～	年	月
道路占用期間	① 西暦	年	月	～	年	月	② 西暦	年	月	～	年	月
特別制度												
道路使用期間	① 西暦	年	月	～	年	月	② 西暦	年	月	～	年	月
「参考」 第3節P11 【参考】 道路使用許可が必須となる行為の分類の主な分類の主な例」を参照	1	道路交通法第7条第1項第1号に規定されている行為										
	2	道路交通法第7条第1項第2号に規定されている行為										
	3	道路交通法第7条第1項第3号に規定されている行為										
	4	道路交通法第7条第1項第4号に規定されている行為										
上記の行為の代表例												
地区名												
計画期間	西暦	年	月	～	年	月						
都市再生整備計画の区画調整等	都市再生整備計画における記載内容											
備考												

道路占用許可の特例の適用の発着者について、**該当するもの（一ツ）**に「○」印を選択（マルボタン式）してください。
 「5 その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容を記入願います。

1 道路占用の主体	回答欄
2 沿道の地権者等（開発事業者等含む）	
3 市区町村等	
4 道路管理者	
5 その他	
（その場記入欄）	

社会実験等の実施があった場合は、記入欄にご記入願います。

社会実験等の実施主体	
実施内容・時期（期間）	
活動規模・回数等	

5. 制度に対するご意見、ご要望

エリアマネジメント活動等による道路空間の利活用にあたって、現行制度（※）の課題や改善点などご意見があれば記載ください（自由記述）

※「歩行者利便増進道路」（通称：ほごみち）制度や都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例など

資料 2-11: 調査6[都市再生推進法人向] 調査票

【調査の目的】
調査6 道路の利活用の課題把握のための調査

まちづくり団体（※）が行うエリアマネジメント活動等（以下、「エリアマネジメント活動等」という。）を促進するための道路占用制度のあり方について整理することを目的に、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン（令和4年4月「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた関係省庁支援チーム）（以下「ガイドライン」という。）の公表以降の運用状況等を把握するものです。

【本アンケートにおける用語の定義】

- ここで用いる各用語については、以下の各内容を示すものです。
- **エリアマネジメント活動**
地域の社会課題の解決やエリアの価値向上を目的として、地域が主体となって行う取組み（例：公共空間を活用したサービスの提供やにぎわいの創出、居心地の良い空間創出を目的とした地域の美化・清掃 など）
 - **（※）まちづくり団体**
・ エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO等
・ まちづくり活動を行う任意の団体、協議会、実行委員会等

ご回答の際には、以下のリンクに掲載しているガイドラインをご確認ください。

「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン（令和4年4月）：
<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001479468.pdf>

1. 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン」の活用状況

図1-1. ガイドラインの認知状況等

ガイドラインの賛同体における認知状況等について、 <u>該当するもの（一つ）</u> に「○」印を選択（マルゲタ方式）してください。 「4 その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。		回答欄
1	認知しており、ガイドラインを活用している	
2	認知しているが、ガイドラインに即した制度の活用機会がない	
3	認知していない（知らなかった）	
4	その他	
	（その欄記入欄）	

4. エリアマネジメント活動等に関する道路占用区域に関する課題

<p>エリアマネジメント活動等に関する道路占用区域に関し、貴法人として課題とお考えになる事項について、<u>該当する右のすべて（複数回答）</u>に「○」印を選択（ワル括弧方式）してください。</p> <p>⑤ その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。</p>	回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
1 協議に時間がかかる、回数が多い		
2 占用料が高い		
3 道路管理者からの情報提供が少ない		
4 占用許可（又は使用許可）が下りなかったことがある		
5 その他		
(その他記入欄)		

5. 制度に対するご意見、ご要望

エリアマネジメント活動等による道路空間の利活用にあたって、現行制度（※）の課題や改善点などご意見があれば記載ください（自由記述）

※「歩行者利便型進道路」（通称：ほこみち）制度や都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例など

3) 調査結果 [都道府県の道路管理者向、市区町村まちづくり担当課向、市区町村の道路管理者向、都市再生推進法人向]

① 「1. 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン」の活用状況」

問 1-1 ガイドラインの認知状況等

■設問

ガイドラインの貴団体における認知状況等について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択してください。

■回答

本設問は、都道府県の道路管理者、市区町村まちづくり担当課、市区町村の道路管理者、都市再生推進法人が回答する調査設計である。

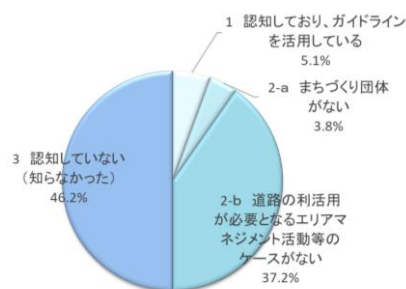
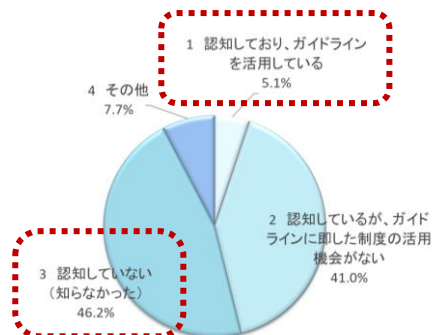
ガイドラインの認知状況等は、都道府県の道路管理者、市区町村まちづくり担当課、市区町村の道路管理者、都市再生推進法人の4者において、「1 認知しており、ガイドラインを活用している」が最も少ない。

4者の回答の傾向を比較すると、「1」の回答割合は、都市再生推進法人は23.2%であるが、他の3者は5%前後の割合に留まっている。都道府県の道路管理者の回答は、「1」が最も少なく「3 認知していない(知らなかった)」が最も多いが、市区町村まちづくり担当課、市区町村の道路管理者、都市再生推進法人の3者の回答は、「1」が最も少なく、「2 認知しているが、ガイドラインに即した制度の活用機会がない」が最も多い。また、「2」の回答について、都道府県の道路管理者の「2-a」の回答割合は、市区町村まちづくり担当課、市区町村の道路管理者の回答と比較して小さい。

都市規模別に見ると、「10万人未満」は、他の都市規模と比較して、市区町村まちづくり担当課、市区町村の道路管理者、都市再生推進法人の3者において、「1」の割合が最も小さい。「1」の回答について、市区町村まちづくり担当課と市区町村の道路管理者の2者は「100万人以上」の割合が最も高いが、都市再生推進法人は「50万人～100万人未満」の割合が最も高い。また、市区町村まちづくり担当課の「100万人以上」は、「1」の回答が62.5%であり、他の都市規模と比較して、「1」の割合が著しく高い。

・都道府県の道路管理者の回答(N=78(単回答))

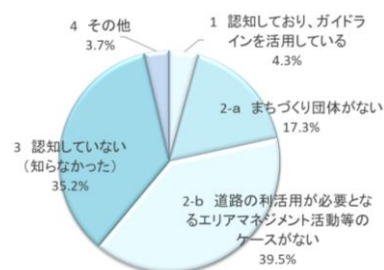
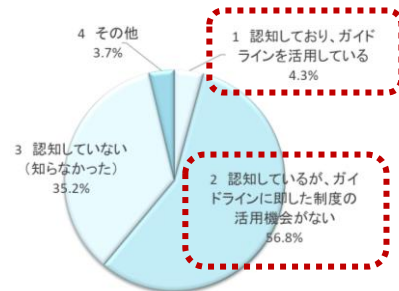
項目	回答数	割合	
1 認知しており、ガイドラインを活用している	4 (2)	5.1% (5.7%)	
2 認知しているが、ガイドラインに即した制度の活用機会がない	2-a まちづくり団体がない	3 (2)	3.8% (5.7%)
	2-b 道路の利活用が必要となるエリアマネジメント活動等のケースがない	29 (14)	37.2% (40.0%)
3 認知していない(知らなかった)	36 (12)	46.2% (34.3%)	
4 その他	6 (5)	7.7% (14.3%)	
合計	78 (35)	100.0% (100.0%)	



※ () 内の回答数は「都道府県本庁の管理局による回答数」である。

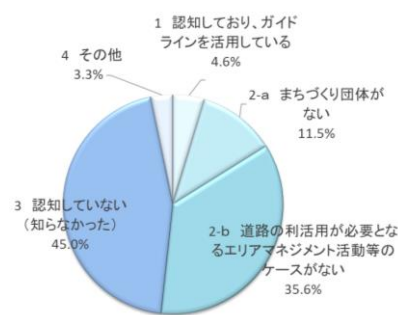
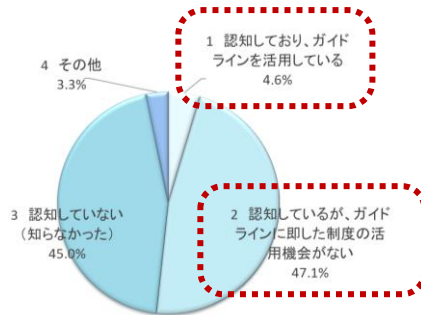
・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,293(単回答))

項目	回答数	割合	
1 認知しており、ガイドラインを活用している	55	4.3%	
2 認知しているが、ガイドラインに即した制度の活用機会がない	2-a まちづくり団体がない	224	17.3%
	2-b 道路の利活用が必要となるエリアマネジメント活動等のケースがない	511	39.5%
3 認知していない(知らなかった)	455	35.2%	
4 その他	48	3.7%	
合計	1,293	100.0%	



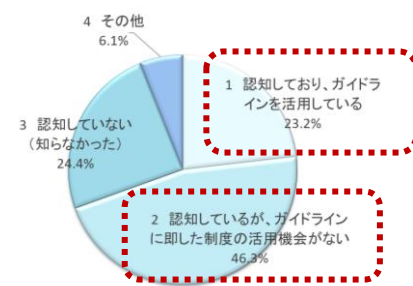
・市区町村の道路管理者の回答(N=1,230(単回答))

項目	回答数	割合
1 認知しており、ガイドラインを活用している	57	4.6%
2 認知しているが、ガイドラインに即した制度の活用機会がない	2-a まちづくり団体が ない	141 11.5%
	2-b 道路の利活用 が必要となるエリア マネジメント活動等 のケースがない	438 35.6%
3 認知していない(知らなかった)	554	45.0%
4 その他	40	3.3%
合計	1,230	100.0%



・都市再生推進法人の回答(N=82(単回答))

項目	回答数	割合
1 認知しており、ガイドラインを活用している	19	23.2%
2 認知しているが、ガイドラインに即した制度の活用機会がない	38	46.3%
3 認知していない(知らなかった)	20	24.4%
4 その他	5	6.1%
合計	82	100.0%

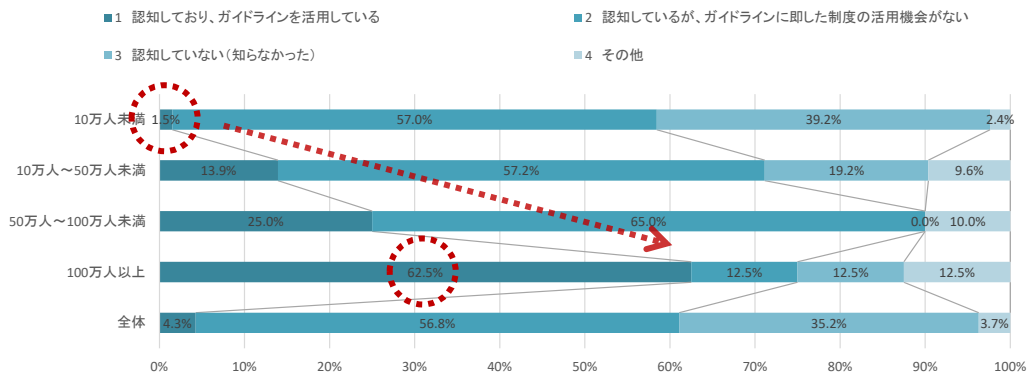


※都道府県の道路管理者の回答については、人口による有為の比較が難しいと考えられるため、都市規模によるクロス集計は行わないものとした。

■都市規模によるクロス集計

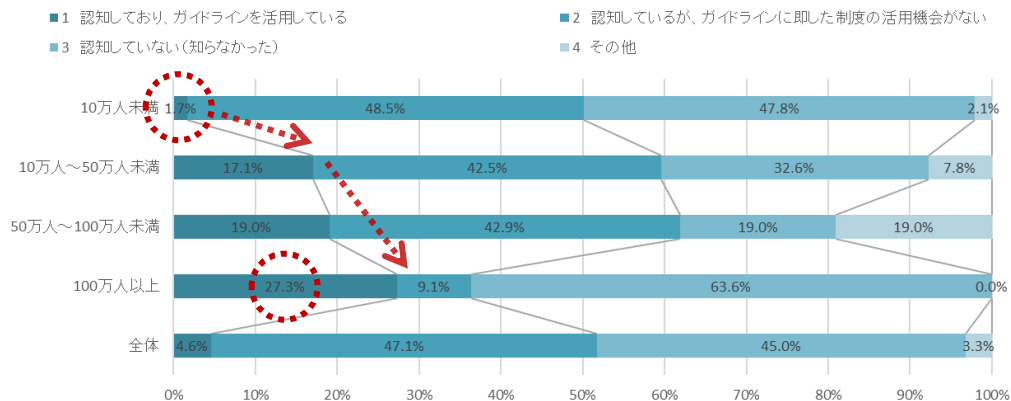
・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,293(単回答))

	1 認知しており、ガイドラインを活用している	2 認知しているが、ガイドラインに即した制度の活用機会がない	3 認知していない(知らなかった)	4 その他	合計
10万人未満	16	602	414	25	1,057
10万人～50万人未満	29	119	40	20	208
50万人～100万人未満	5	13	0	2	20
100万人以上	5	1	1	1	8
全体	55	735	455	48	1,293



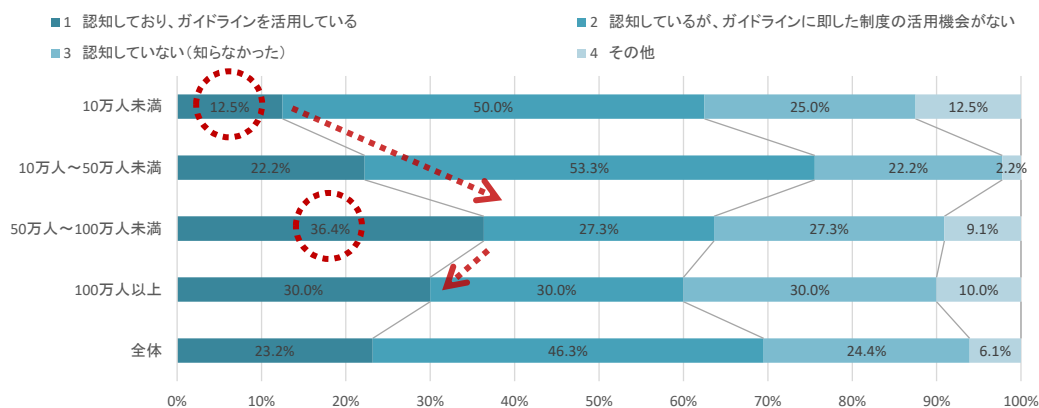
・市区町村の道路管理者の回答(N=1,230(単回答))

	1 認知しており、ガイドラインを活用している	2 認知しているが、ガイドラインに即した制度の活用機会がない	3 認知していない(知らなかった)	4 その他	合計
10万人未満	17	487	480	21	1,005
10万人～50万人未満	33	82	63	15	193
50万人～100万人未満	4	9	4	4	21
100万人以上	3	1	7	0	11
全体	57	579	554	40	1,230



・都市再生推進法人の回答(N=82(単回答))

	1 認知しており、ガイドラインを活用している	2 認知しているが、ガイドラインに即した制度の活用機会がない	3 認知していない(知らなかった)	4 その他	合計
10万人未満	2	8	4	2	16
10万人～50万人未満	10	24	10	1	45
50万人～100万人未満	4	3	3	1	11
100万人以上	3	3	3	1	10
全体	19	38	20	5	82



■自由記述

選択肢「4」の記載欄に記入があった主な内容は、以下の通りである。

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

4 その他

No.	記載内容
1	知っているが、地域の実情により参考になるとは限らない。 多く自治体では、大都市の事例は参考にならないので、ガイドラインにもローカルな取り組みを記載すべき。
2	認知しているが、ガイドライン発出以前からエリアマネジメント活動が行われており、すでに申請の簡素化・弾力化を行っているため、積極的な活用は行っていない。
3	ガイドラインは認知しているが、従前よりにぎわい創出を目的とした活動に対し、道路占用を許可している。
4	認知している。今後活用を検討している。
5	認知しているが、国家戦略特区法における占用特例を活用しており、ガイドラインに即した制度の活用は現時点で行われていない。 なお、特例措置の全国展開を踏まえて、道路の利活用を継続するため、ガイドライン等を参考としながら、新たな制度の適用を検討している。

No.	記載内容
6	ガイドラインが策定される前から、駅前広場条例策定し指定管理者に管理を委ねており、当該エリアを利活用しているため担当課としてガイドラインに即した制度の活用機会がない
7	エリアマネジメントの一環として利活用を検討できる道路はあるが、当該ガイドラインとして対応するほどの状況にない。
8	ガイドラインによらず、国の通知等により実施

・都市再生推進法人の自由記述

4 その他

No.	記載内容
1	ガイドラインの存在は知っていたが、内容の解釈、活用の場面、警察協議等が難しく、新しいことはほとんどできない。
2	国家戦略特区道路占用事業の制度を活用。
3	制度を活用して、道路占用を行い、ウォークアブルな空間創出を検討していく。
4	認知しており参考にしているが、具体的な活用はしていない。

問 1-2 エリアマネジメント活動等に係る道路の利活用における「ガイドラインの活用による申請手続等に関する簡素化・弾力化」の状況

問 1-2-1 道路占用許可の申請手続の簡素化・弾力化の状況

■設問

エリアマネジメント活動等に係る道路占用許可の申請手続きについて、ガイドラインp9～10 に記載される下記「1」～「5」に関し、回答欄の3つの選択肢（「a. ガイドライン発出前より実施済」「b. ガイドライン発出後、実施している」「c. 特段対応は行っていない」）のうち該当するもの（一つ）を選択してください。

■回答

本設問は、都道府県の道路管理者、市区町村まちづくり担当課、市区町村の道路管理者が回答する調査設計である。

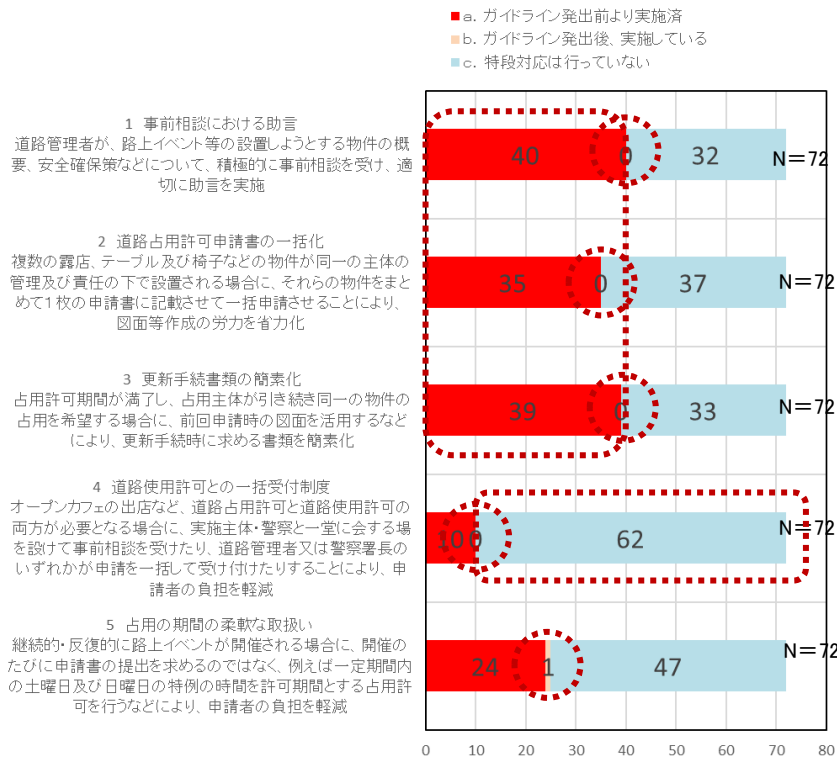
道路占用許可の申請手続の簡素化・弾力化の状況は、都道府県の道路管理者、市区町村まちづくり担当課、市区町村の道路管理者の3者に共通するものとして、「a. ガイドライン発出前より実施済」と回答した項目は、「1 事前相談における助言」「2 道路占用許可申請書の一括化」「3 更新手続書類の簡素化」が多く、この3つに次いで「5 占用の期間の柔軟な取扱い」が多く、「4 道路使用許可との一括受付制度」が最も少ない傾向がある。

また、「b. ガイドライン発出後、実施している」の回答は、「a. ガイドライン発出前より実施済」と「c. 特段対応は行っていない」の回答と比較して、回答数が著しく少なく、「c. 特段対応は行っていない」については、「4」の回答が多い傾向も3者の回答に共通している。

・都道府県の道路管理者の回答

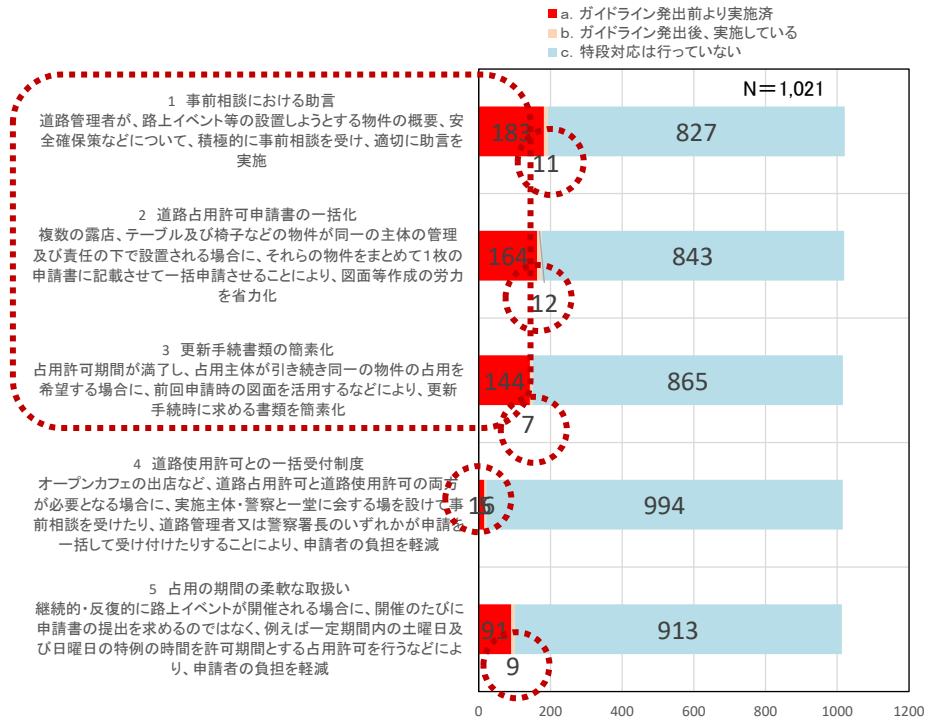
項目	a. ガイドライン発出前より実施済		b. ガイドライン発出後、実施している		c. 特段対応は行っていない		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 事前相談における助言 道路管理者が、路上イベント等の設置しようとする物件の概要、安全確保策などについて、積極的に事前相談を受け、適切に助言を実施	40 (10)	55.6% (43.4%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	32 (13)	44.4% (56.5%)	72 (23)	100.0% (100.0%)
2 道路占用許可申請書の一括化 複数の露店、テーブル及び椅子などの物件が同一の主体の管理及び責任の下で設置される場合に、それらの物件をまとめて1枚の申請書に記載させて一括申請させることにより、図面等作成の労力を省力化	35 (12)	48.6% (37.5%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	37 (20)	51.4% (62.5%)	72 (32)	100.0% (100.0%)
3 更新手続書類の簡素化 占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き同一の物件の占用を希望する場合に、前回申請時の図面を活用するなどにより、更新手続時に求める書類を簡素化	39 (16)	54.2% (50.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	33 (16)	45.8% (50.0%)	72 (32)	100.0% (100.0%)
4 道路使用許可との一括受付制度 オープンカフェの出店など、道路占用許可と道路使用許可の両方が必要となる場合に、実施主体・警察と一堂に会する場を設けて事前相談を受けたり、道路管理者又は警察署長のいずれかが申請を一括して受け付けたりすることにより、申請者の負担を軽減	10 (6)	13.9% (18.2%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	62 (26)	86.1% (81.3%)	72 (32)	100.0% (100.0%)
5 占用の期間の柔軟な取扱い 継続的・反復的に路上イベントが開催される場合に、開催のたびに申請書の提出を求めるのではなく、例えば一定期間内の土曜日及び日曜日の特例の時間を許可期間とする占用許可を行うなどにより、申請者の負担を軽減	24 (8)	33.3% (25.0%)	1 (0)	1.4% (0.0%)	47 (24)	65.3% (75.0%)	72 (32)	100.0% (100.0%)
全体	148 (52)	41.1% (34.9%)	1 (0)	0.3% (0.0%)	211 (99)	58.6% (68.9%)	360 (151)	100.0% (100.0%)

※ () 内の回答数は「都道府県本庁の管理部局による回答数」である。



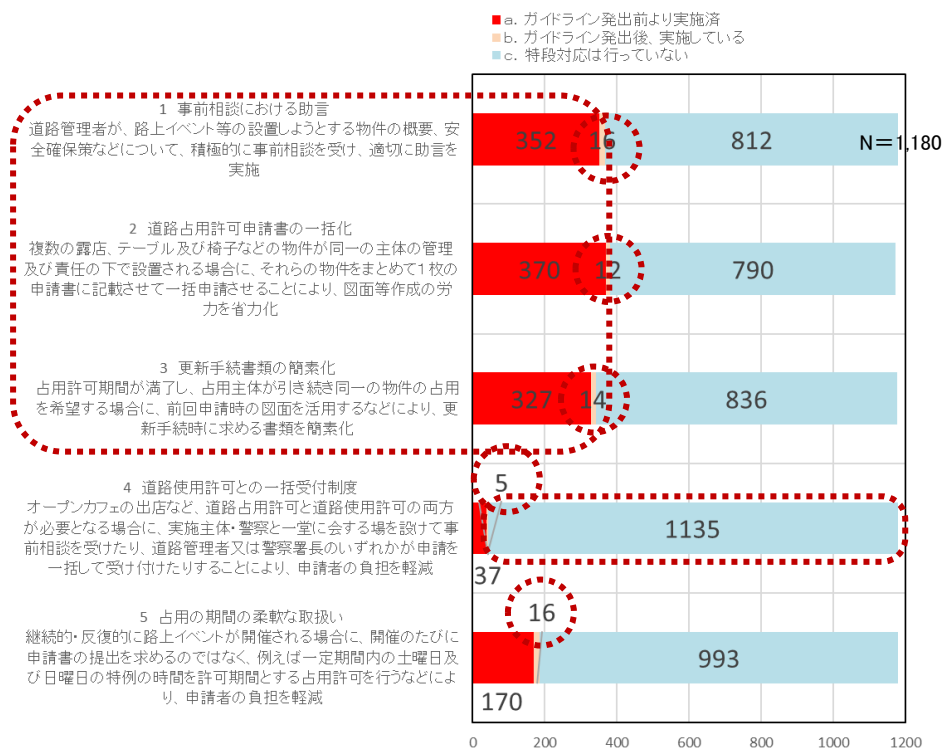
・市区町村まちづくり担当課の回答

項目	a. ガイドライン発出前より実施済		b. ガイドライン発出後、実施している		c. 特段対応は行っていない		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 事前相談における助言 道路管理者が、路上イベント等の設置しようとする物件の概要、安全確保策などについて、積極的に事前相談を受け、適切に助言を実施	183	17.9%	11	1.1%	827	81.0%	1,021	100.0%
2 道路占用許可申請書の一括化 複数の露店、テーブル及び椅子などの物件が同一の主体の管理及び責任の下で設置される場合に、それらの物件をまとめて1枚の申請書に記載させて一括申請させることにより、図面等作成の労力を省力化	164	16.1%	12	1.2%	843	82.7%	1,019	100.0%
3 更新手続書類の簡素化 占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き同一の物件の占用を希望する場合に、前回申請時の図面を活用するなどにより、更新手続時に求める書類を簡素化	144	14.2%	7	0.7%	865	85.1%	1,016	100.0%
4 道路使用許可との一括受付制度 オープンカフェの出店など、道路占用許可と道路使用許可の両方が必要となる場合に、実施主体・警察と一堂に会する場を設けて事前相談を受けたり、道路管理者又は警察署長のいずれかが申請を一括して受け付けたりすることにより、申請者の負担を軽減	16	1.6%	5	0.5%	994	97.9%	1,015	100.0%
5 占用の期間の柔軟な取扱い 継続的・反復的に路上イベントが開催される場合に、開催のために申請書の提出を求めるのではなく、例えば一定期間内の土曜日及び日曜日の特例の時間を許可期間とする占用許可を行うなどにより、申請者の負担を軽減	91	9.0%	9	0.9%	913	90.1%	1,013	100.0%
全体	598	11.8%	44	0.9%	4,442	87.4%	5,084	100.0%



・市区町村の道路管理者の回答

項目	a. ガイドライン発出前より実施済		b. ガイドライン発出後、実施している		c. 特段対応は行っていない		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 事前相談における助言 道路管理者が、路上イベント等の設置しようとする物件の概要、安全確保策などについて、積極的に事前相談を受け、適切に助言を実施	352	29.8%	16	1.4%	812	68.8%	1,180	100.0%
2 道路占用許可申請書の一括化 複数の露店、テーブル及び椅子などの物件が同一の主体の管理及び責任の下で設置される場合に、それらの物件をまとめて1枚の申請書に記載させて一括申請させることにより、図面等作成の労力を省力化	370	31.6%	12	1.0%	790	67.4%	1,172	100.0%
3 更新手続書類の簡素化 占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き同一の物件の占用を希望する場合に、前回申請時の図面を活用するなどにより、更新手続時に求める書類を簡素化	327	27.8%	14	1.2%	836	71.0%	1,177	100.0%
4 道路使用許可との一括受付制度 オープンカフェの出店など、道路占用許可と道路使用許可の両方が必要となる場合に、実施主体・警察と一堂に会する場を設けて事前相談を受けたり、道路管理者又は警察署長のいずれかが申請を一括して受け付けたりすることにより、申請者の負担を軽減	37	3.1%	5	0.4%	1,135	96.4%	1,177	100.0%
5 占用の期間の柔軟な取扱い 継続的・反復的に路上イベントが開催される場合に、開催のたびに申請書の提出を求めるのではなく、例えば一定期間内の土曜日及び日曜日の特例の時間を許可期間とする占用許可を行うなどにより、申請者の負担を軽減	170	14.4%	16	1.4%	993	84.2%	1,179	100.0%
全体	1,256	21.3%	63	1.1%	4,566	77.6%	5,885	100.0%



問 1-2-2 道路使用許可の申請手続の簡素化・弾力化の状況

■設問

エリアマネジメント活動等に係る道路使用許可の申請手続について、ガイドラインp13 に記載される下記「1」～「4」に関し、右の回答欄の 3 つの選択肢（「a. ガイドライン発出前より実施済」「b. ガイドライン発出後、実施している」「c. 特段対応は行っていない」）のうち該当するもの（一つ）を選択してください。

■回答

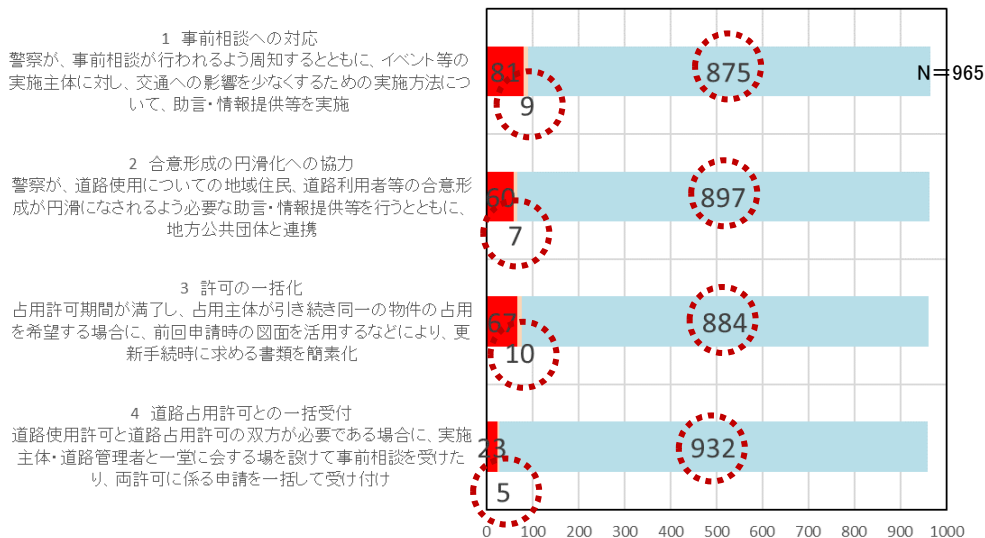
本設問は、市区町村まちづくり担当課のみが回答する調査設計である。

道路使用許可の申請手続の簡素化・弾力化の状況は、「1 事前相談への対応」「2 合意形成の円滑化への協力」「3 許可の一括化」「4 道路占用許可との一括受付」の全ての項目で、「c. 特段対応は行っていない」の回答数は、「a. ガイドライン発出前より実施済」と「b. ガイドライン発出後、実施している」の回答と比較して、著しく多くなっている。また、「b. ガイドライン発出後、実施している」の回答は、「a. ガイドライン発出前より実施済」の回答数の比較においても著しく少ない傾向がある。

・市区町村まちづくり担当課の回答

項目	a. ガイドライン発 出前より実施済		b. ガイドライン発 出後、実施してい る		c. 特段対応は 行っていない		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 事前相談への対応 警察が、事前相談が行われるよう周知するとともに、イベント等の実施主体に対し、交通への影響を少なくするための実施方法について、助言・情報提供等を実施	81	8.4%	9	0.9%	875	90.7%	965	100.0%
2 合意形成の円滑化への協力 警察が、道路使用についての地域住民、道路利用者等の合意形成が円滑になされるよう必要な助言・情報提供等を行うとともに、地方公共団体と連携	60	6.2%	7	0.7%	897	93.0%	964	100.0%
3 許可の一括化 占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き同一の物件の占用を希望する場合に、前回申請時の図面を活用するなどにより、更新手続きに求める書類を簡素化	67	7.0%	10	1.0%	884	92.0%	961	100.0%
4 道路占用許可との一括受付 道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合に、実施主体・道路管理者と一堂に会する場を設けて事前相談を受けたり、両許可に係る申請を一括して受け付け	23	2.4%	5	0.5%	932	97.1%	960	100.0%
全体	231	6.0%	31	0.8%	3,588	93.2%	3,850	100.0%

■ a. ガイドライン発
出前より実施済
■ b. ガイドライン発
出後、実施している
■ c. 特段対応は行っていない



問 1-3 ガイドラインの効果

■設問

エリアマネジメント活動等に係る道路の利活用における「ガイドラインの活用」の効果について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択してください。

■回答

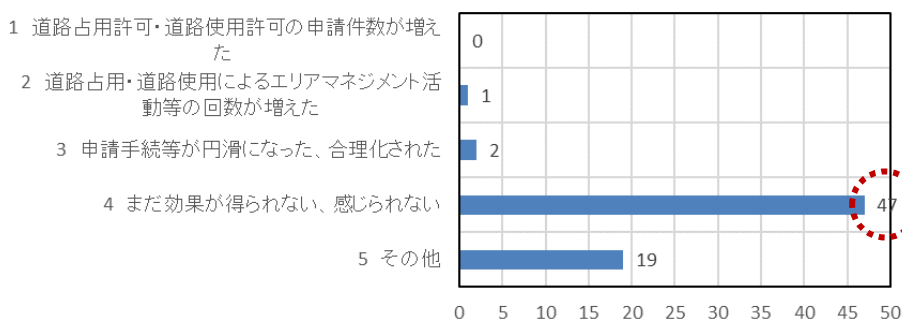
本設問は、都道府県の道路管理者、市区町村まちづくり担当課、市区町村の道路管理者が回答する調査設計である。

ガイドラインの効果については、都道府県の道路管理者、市区町村まちづくり担当課、市区町村の道路管理者の3者において、「4 まだ効果が得られない、感じられない」の回答が著しく多い。

都市規模別に見ると、市区町村まちづくり担当課の回答について、「100 万人以上」は、回答の母数は少ないが、「4」の回答割合が、他の都市規模と比較して、著しく高い傾向がある。また、市区町村の道路管理者の回答については、「1」と「2」の回答割合が、都市規模が大きくなるにつれて高くなる傾向がある。

・都道府県の道路管理者の回答(N=69(全体)、N' =31(カッコ内、本庁のみ))

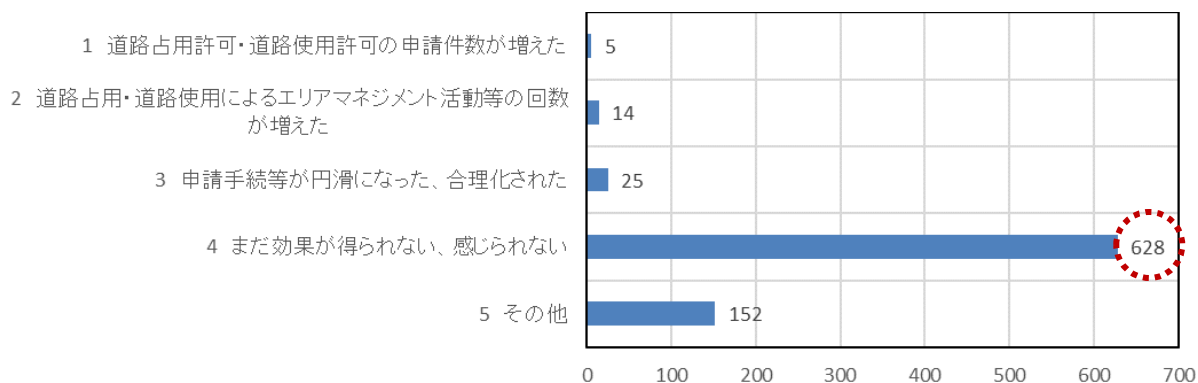
項目	回答数	割合
1 道路占用許可・道路使用許可の申請件数が増えた	0 (0)	0.0% (0.0%)
2 道路占用・道路使用によるエリアマネジメント活動等の回数が増えた	1 (1)	1.4% (3.2%)
3 申請手続等が円滑になった、合理化された	2 (0)	2.9% (0.0%)
4 まだ効果が得られない、感じられない	47 (22)	68.1% (71.0%)
5 その他	19 (8)	27.5% (25.8%)



※ () 内の回答数は「都道府県本庁の管理部局による回答数」である。

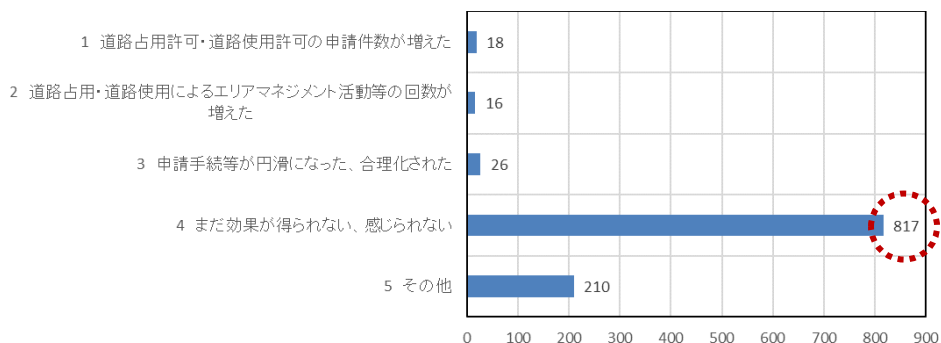
・市区町村まちづくり担当課の回答(N=811(複数回答))

項目	回答数	割合
1 道路占用許可・道路使用許可の申請件数が増えた	5	0.6%
2 道路占用・道路使用によるエリアマネジメント活動等の回数が増えた	14	1.7%
3 申請手続等が円滑になった、合理化された	25	3.1%
4 まだ効果が得られない、感じられない	628	77.4%
5 その他	152	18.7%



・市区町村の道路管理者の回答(N=1,064(複数回答))

項目	回答数	割合
1 道路占用許可・道路使用許可の申請件数が増えた	18	1.7%
2 道路占用・道路使用によるエリアマネジメント活動等の回数が増えた	16	1.5%
3 申請手続等が円滑になった、合理化された	26	2.4%
4 まだ効果が得られない、感じられない	817	76.8%
5 その他	210	19.7%



■都市規模によるクロス集計

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=811(複数回答))

	1 道路占用許可・道路使用許可の申請件数が増えた	2 道路占用・道路使用によるエリアマネジメント活動等の回数が増えた	3 申請手続等が円滑になった、合理化された	4 まだ効果が得られない、感じられない	5 その他	回答団体数
10万人未満	3 0.5%	7 1.1%	15 2.3%	508 78.2%	126 19.4%	650
10万人～50万人未満	1 0.7%	1 0.7%	10 7.1%	106 75.7%	21 15.0%	140
50万人～100万人未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 71.4%	4 28.6%	14
100万人以上	1 14.3%	2 28.6%	0 0.0%	4 57.1%	1 14.3%	7

・市区町村の道路管理者の回答(N=1,064(複数回答))

	1 道路占用許可・道路使用許可の申請件数が増えた	2 道路占用・道路使用によるエリアマネジメント活動等の回数が増えた	3 申請手続等が円滑になった、合理化された	4 まだ効果が得られない、感じられない	5 その他	対象団体数
10万人未満	12 1.4%	11 1.3%	23 2.7%	652 76.3%	171 20.0%	854
10万人～50万人未満	5 2.8%	4 2.2%	2 1.1%	143 79.4%	32 17.8%	180
50万人～100万人未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 78.9%	4 21.1%	19
100万人以上	1 9.1%	1 9.1%	1 9.1%	7 63.6%	3 27.3%	11

■自由記述

選択肢「5」の各記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

5 その他

No.	記載内容
1	ガイドラインができる前から取り組んでおり、エリマネ支援の効果として道路占用・使用許可申請が増え、道路占用・道路使用によるエリアマネジメント活動等の回数が増えた。
2	ガイドライン発出以前からエリアマネジメント活動が行われており、すでに申請の簡素化・弾力化を行っていたため、変わりなし。
3	ガイドライン発出前に、「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用して道路占用許可を行い、歩道の有効活用「まちカフェ」を継続実施していることから、ガイドラインの効果が分からない。

②「2. 道路占用許可の特例道路の事例(検討中含む)」 ※事業期間の開始年月が早い順に記載

ア) 都市再生特別措置法に基づく特例

No.	都道府県名	市区町村名	住所	道路名称	活動の概要	事業期間									道路占用期間									特例制度	道路使用期間																	
						①			②			③			①			②			③				①			②			③											
						自	至	年	自	至	年	自	至	年	自	至	年	自	至	年	自	至	年		自	至	年	自	至	年	自	至	年	自	至	年	自	至	年			
						年	月	年	年	月	年	年	月	年	年	月	年	年	月	年	年	月	年		年	月	年	年	月	年	年	月	年	年	月	年	年	月	年			
1	千葉県	柏市	柏市若柴	柏の葉キャンパス駅西口駅前線	・食事施設の設置・サイン、パナールの設置	2014	4	2019	3	2019	4	2024	3				2014	4	2019	3	2019	4	2024	3				道路占用許可の特例(都市再生整備計画)	2014	4	2019	3	2019	4	2024	3						
2	長野県	長野市	市道長野中央通り線 長野中3号線交差点から国道406号交差点までの東側歩道部	市道長野中央通り線	歩行者優先道路化事業により広くなった歩道空間を活用し、オープンカフェの設置など沿道の商業施設と一体となった魅力的な演出を行う。	2014	7	2021	3				2014	8	2021	3										都市再生特別措置法第46条第10項	2014	8	2021	3												
3	愛知県	東海市	東海市大田町地内	太田川駅東歩道、太田川駅西歩道、太田川駅前通線、太田川駅前4号線	都市再生特別措置法に基づく特例を活用し、オープンカフェ等により滞留空間を形成し、まちのにぎわいを創出する。	2015	4						2015	4												都市再生特別措置法に基づく特例	2015	4														
4	栃木県	宇都宮市	宇都宮市江野町、曲師町	市道3号線及び1136号線(オリオン通り)	オープンカフェ事業	2017	4																					都市再生特別措置法に基づく道路占用の許可基準の特例														
5	東京都	多摩市	多摩市落合1-45地先	市道5-31号歩線	オープンカフェ事業	2017	4	2022	3	2022	5	2025	3				2017	4	2022	3	2022	5	2025	3				道路占用許可基準の特例														
6	愛知県	岡崎市	岡崎市康生通東	康生通り	道路空間の利活用に関する社会実験、軒先活用	2018	11	2018	11	2019	10	2019	11	2020	11	2021	3	2018	11	2018	11	2019	10	2019	11	2020	11	2021	3	都市再生特別措置法に基づく道路占用特例	2018	11	2018	11	2019	10	2019	11	2020	11	2021	3
7	愛知県	名古屋市	名古屋市中区(栄ミナミ地区)	大津通 他	デジタルサイネージの広告設置 シェアサイクルポートの設置 等	2018	4	2021	3	2021	4	2024	3				2018	4	2021	3	2021	4	2024	3				都市再生特別措置法に規定する道路法の特例による道路占用														
8	群馬県	前橋市		主要地方道前橋停車場線西側歩道部分(前橋市道01-169号線交差点から01-176号線交差点までの間)	食事施設、購買施設その他類する施設(オープンカフェ等)	2019	4	2022	3	2023	4	2027	3				2019	4	2022	3	2023	4	2027	3				都市再生特別措置法46条10項による道路占用許可特例														
9	長野県	松本市	松本市深志1丁目	市道2014号線	コミュニティサイクル事業としてサイクルポート(自転車駐車器具)を設置	2019	3						2019	2	2024	3										都市再生特別措置法に基づく特例(法第46条10項)																
10	岡山県	岡山市	岡山県岡山市北区幸町ほか	ハレまち通り(旧県庁通り)	ハレまち通り(旧県庁通り)において、歩道の一部を活用しオープンカフェ等を実施	2021	4						2021	4												都市再生特別措置法に基づく特例	2021	4														

No.	都道府県名	市区町村名	住所	道路名称	活動の概要	事業期間												道路占用期間												特例制度	道路使用期間															
						①				②				③				①				②				③					①				②				③							
						自		至		自		至		自		至		自		至		自		至		自		至			自		至		自		至		自		至		自		至	
						年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月		年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
11	東京都	荒川区	西日暮里駅前	ルートにつぼり	道路を活用した飲食店のテラス営業	2021	11	2021	11					2021	11	2021	11					道路占用許可の特例																								
12	大阪府	守口市	守口市本町2丁目2番先～桜町7番先	市道守口135号線	社会実験	2022	10	2022	10					2022	10	2022	10						2022	10	2022	10																				
13	埼玉県	さいたま市	埼玉県さいたま市大宮区大門町2丁目119	さいたま市道3.3.75大宮中央通線	購買・飲食施設を設置し適切に運営・管理を行うことで、賑わいの創出を図る。	2023	10	2026	3					2023	10	2026	3					都市再生特別措置法に基づく特例	2023	10	2026	3																				
14	長野県	千曲市	長野県千曲市大字桜堂483-9	一般県道白石千曲線	飲食店等の仮設店舗の設置や生産者の直売所の設置	2023	4	2024	3					2023	4	2024	3					道路法に基づく特例	2023	4	2024	3																				
15	長崎県	佐世保市	佐世保市下京町1000-10	佐世保市道下京上京町1号線	ウォークブル推進事業に基づく社会実験	2023	11	2023	11														2023	11	2023	11																				
16	千葉県	千葉市	千葉市中央区弁天2丁目地先	市道弁天31号線		2023	3	2023	12					2023	3	2023	12																													
17	栃木県	小山市	栃木県小山市城山町3丁目	一般県道小山停車場線(栃木県道263号)	歩道上にオープンテラスを設置	2024	4	2029	3													都市再生特別措置法に基づく特例	2024	4	2029	3																				
18	愛知県	豊田市	愛知県豊田市喜多町	(都)豊田市停車場線	マーケットの開催等																	都市再生特別措置法に基づく特例																								
19	埼玉県	宮代町	中央1丁目～笠原1丁目、2丁目	町道第94号線(都市計画道路東武動物公園駅西口駅前通り線)	未定																	都市再生特別措置法に基づく特例																								
20	東京都	港区	東京都港区西新橋二丁目、西新橋三丁目付近	環状第二号線	道路内建築、道路内でのイベントなど																	都市再生特別措置法第46条第10項の規定に基づく特例道路占用																								

No.	行為の分類				左記の行為の代表的な内容	都市再生整備計画の位置づけ等				道路占用許可の特例の活用の発意者					その他記入欄	社会実験等の実施				
	道交法第77条第1項					地区名	計画期間				都市再生整備計画における記載内容	1 道路 占用 の 主 体	2 沿道の地 権者等 (開発事 業者等含 む)	3 市区町 村等		4 道路 管理 者	5 その他	社会実験 等の実施 主体	実施内容・時期(期間)	活動規模・回数 等
	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号			年	月	年	月										
1	○				有効幅員の確保	柏の葉キャンパス駅・ 柏たなか駅周辺地区	2019	4	2024	3	・食事施設の設置・サイン、 バナーの設置	○								
2			○		可動式ベンチの設置	善光寺表参道地区	2014	7	2021	3	市道長野中央通り線において、都市再生特別措置法施行令第16条第1項第2号に規定する食事施設等を新たに設ける。			○						
3			○		オープンカフェの設置・管理	文化交流地区	2022	4	2027	3	都市再生特別措置法第46条第10項による道路占用許可特例を記載			○						
4		○				オリオン通り(江野町・ 曲師町地区)	2023	3	2027	3	公共空間を活用したオープン カフェの実施による、商店 街利用者の利便性・快適性 の向上および中心市街地 の活性化			○			特定非営 利活動法 人 宇都宮 まちづくり 推進機構	オリオン通りアーケード内等に パラソル、テーブル、イスのセッ トを設置し、事業の安全性、有 効性等を検証(平成23年度11 月、平成28年度5月、10月)	3回実施	
5						多摩センター周辺地 区	2017	4			広域拠点、駅拠点にふさわ しい魅力とにぎわいあふれ る街づくりを目的とし、オー プンカフェ事業を実施			○			多摩市	滞在空間、滞留空間の創出、 検証(R6.3)	1回、1週間程度	
6		○	○		歩道空間における 沿道店舗による軒 先活用	乙川リバーフロント QURUWA 戦略地区 (第2期)	2021	4	2026	3	民間による公共空間利活用 (民間まちづくり活動促進・ 普及啓発事業)	○					株式会 社 まちづくり 岡崎	2018年11月12日～18日、 2019年10月8日～11月8日、 2020年11月28日～2021年3 月31日	3回	
7						栄・伏見・大須地区	2018	3	2025	3		○					栄ミナミエ リアマネジ メント社会 実験協議 会事務局	デジタルサイネージ広告 H28.4 ～H30.3	7箇所	
8			○			前橋市中心拠点地区	2023	4	2027	3	協定制度等の取り組みの 一つとして記載	○								
9						松本駅周辺地区					・自転車駐輪器具(サイクル ポート)の整備 公募ポロポータルによって 運営主体を決定し、コミュニ ティサイクル専用の自転車 駐輪器具を活用して事業の 管理・運営を図る。			○						
10			○		露店等(オープンカ フェ)の設置	魅力と賑わいのある 中心市街地の創出 (第Ⅱ期)	2022	4	2027	3	地区中央のハレまち通りで は、再整備により拡幅され た歩道空間を活用し、オー プンカフェの設置など沿道 の店舗と一体となった魅力 的な演出と有効活用を行 う。			○			岡山市	2019年度	沿道事業者と協力して、各 店舗前の歩道1メートルを 活用して実施	

No.	行為の分類				左記の行為の代表的な内容	都市再生整備計画の位置づけ等				道路占用許可の特例の活用の発意者					その他記入欄	社会実験等の実施			
	道交法第77条第1項					地区名	計画期間			都市再生整備計画における記載内容	1 道路 占用 の 主 体	2 沿道 の 地 権 者 等 (開 発 事 業 者 等 含 む)	3 市 区 町 村 等	4 道 路 管 理 者		5 其 他	社会 実 験 等 の 実 施 主 体	実 施 内 容 ・ 時 期 (期 間)	活 動 規 模 ・ 回 数 等
	第1号	第2号	第3号	第4号			年	月	年										
11	○				飲食店のテラス営業										西日暮里駅前イベント運営委員会	2021年11月27～28日	1回		
12			○		オープンカフェ	守口市駅北側エリア	2021	4					○		守口市本町2丁目2番先～桜町7番先	将来的な広場機能の導入の可能性や、歩行者優先の回遊空間づくりの検証のため	2回		
13			○		キッチンカー	大宮駅周辺地区(第2期)	2021	4	2026	3	大宮門前、さいたま市道3.3.75大宮中央通線大宮門前歩道部に、購買・飲食施設を設置し適切に運営・管理を行うことで、賑わいを創出する。	○							
14			○		飲食店等の仮設店舗の設置や生産者の直売所の設置								○						
15			○		道路上に露店等を出店	佐世保中央地区	2023	4	2028	3	滞在快適性等向上区域の指定及び社会実験の実施				○				
16			○		テーブル・イス、パラソルなどの設置	千葉都心地区	2020	4			オープンカフェ、マーケットなどの実施				○	千葉市	令和2年8月～令和4年8月	2年間	
17		○	○		テーブル、イス、ベンチ、パラソルの設置	小山市中心拠点地区	2018	4	2024	3	検討中のため計画への記載なし(※第二期計画への記載を検討中)				○	小山市	歩道上へのオープンテラスの設置・2019年3月～2023年10月	約800m区間で平均10店舗がオープンテラスを設置・11回(上記期間内)	
18			○		露店等の設置	豊田都心地区	2023	3	2028	3	○道路占用特例((都)豊田市停車場線)○都市利便増進協定の活用(飲食店の設置と広場管理、インフォメーション施設の運営・管理、広告看板の設置及びイベントの開催)	○							
19		○	○		ベンチの設置、露店の出店等						未定				○	町	回遊性に向けたイベントモビリティ(2日間)、スタンプラリー(2週間)、パークレット(約3ヶ月)		
20						環状第二号線周辺地域	2018	3	2023	3	下記の特例道路占用を位置づけ ・食事施設・購買施設等(テーブル、椅子等、店舗(建築物))の設置によるにぎわいの創出 ・地域のルールに則った広告塔・看板の設置	○							

No.	都道府 県名	市区町村 名	住所	道路名称	活動の概要	事業期間									道路占用期間									特例制度	道路使用期間												
						①			②			③			①			②			③				①			②			③						
						自	至		自	至		自	至		自	至		自	至		自	至			自	至		自	至		自	至		自	至		
						年	月	年	年	月	年	年	月	年	年	月	年	年	月	年	年	月	年		年	月	年	年	月	年	年	月	年	年	月	年	
8	東京都	調布市	東京都調布市小島町 2-59	市道南 14 号線	歩行者利便増進道路(ほこみち)の設定	2024	4								2024	4																					
9	福島県	福島市	福島市栄町	吾妻通り(市道栄町・上町線)	市有地(広場・道路)と民有地を活用した社会実験(飲食ゾーン、憩いゾーンの創出)の実施を検討中																																
10	山口県	宇部市	宇部市中央町一丁目	市道常盤通り宇部新川駅線	中心市街地の活性化																																
11	福島県	いわき市	いわき平字三町目 他	国道 399 号	中心市街地の賑わいづくり及びエリア価値向上に向けた取組み(検討中)																																
12	兵庫県	神戸市	神戸市中央区加納町4丁目2番地先、北長狭通1丁目1番地先	市道若菜神戸駅線(通称:サンキタ通り)	沿道店舗によるテラス営業や路上イベントなど、地域主体の道路の利活用を実施。	2021	4	2022	3	2022	4				2021	4	2022	3	2022	4	2023	3				2021	4	2022	3	2022	4	2023	3	2023	4	2024	3

No.	行為の分類				左記の行為の代表的な内容	都市再生整備計画の位置づけ等				道路占用許可の特例の活用の発意者					その他 記入欄	社会実験等の実施				
	道交法第77条 第1項					地区名	計画期間				都市再生整備計画における 記載内容	1 道路 占用 の 主 体	2 沿道の地 権者等 (開発事 業者等含 む)	3 市区町 村等		4 道路 管理 者	5 その他	社会実験 等の実施 主体	実施内容・時期(期間)	活動規模・回数 等
	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号			年	月	年	月										
1			○		道路上へのテー ブル、椅子設置					なし	○									
2		○			ベンチやテーブルの 恒常的な設置、シェ アサイクルポートの 設置	新潟都心地区	2023	4	2027	4			○				新潟市	ベンチやテーブルの設置、キ ッチンカーの出店など	2020年に3か月程度実施	
3					ベンチ、テーブルの 設置							○								
4		○			テーブルセット、ベン チの設置	仙台都心地区(宮城 県仙台市)	2021		2025		基幹事業 高質空間形成施 設(定禅寺通) 交付期間内事業期間 R5 ~R7 滞在環境整備(定禅寺通) 交付期間内事業期間 R3 ~R4 まちなかウォークブル区域 (滞在快適性等向上区域) 【定禅寺通エリア】			○			定禅寺通 活性化検 討会、仙台 市	車線を一部削減し、拡張した歩 行者空間を利活用するもの (令和元年10月及び令和3年 8月~9月)	令和元年10月は青葉区立 町(定禅寺通南側沿道)及 び国分町三丁目(定禅寺 通北側沿道)、令和3年8 月~9月は、定禅寺通(東 二番丁~西公園通)等	
5			○		キッチンカー															
6			○		オープンカフェの設 置						○									
7			○		キッチンカーの設置 など	狛江駅周辺地区	2023	3	2027	3	道路や公共空間を活用した 滞在性の向上や人々の交 流を促進するため、ストリー トファーニチャーなど憩いの 場やイベント等で利用でき る環境を整え、魅力ある都 市空間の創出する。 鉄道事業者や地元事業者 と官民連携により道路空間 を活用したオープンテラス 等を設置する箇所の環境の 整備を行い、狛江駅周辺の 滞在性の向上と賑わいを創 出する。						市	令和4年10月22日~20日(9 日間)	1回	

No.	行為の分類				左記の行為の代表的な内容	都市再生整備計画の位置づけ等				道路占用許可の特例の活用の発意者					その他 記入欄	社会実験等の実施				
	道交法第77条 第1項					地区名	計画期間				都市再生整備計画における 記載内容	1 道路 占用 の 主 体	2 沿道の地 権者等 (開発事 業者等含 む)	3 市区町 村等		4 道路 管理 者	5 その 他	社会実験 等の実施 主体	実施内容・時期(期間)	活動規模・回数 等
	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号			年	月	年	月										
8		○	○	○	オープンカフェ							○								
9		○	○	○	露店・キッチンカー 出店、カフェテー ブル・イス設置、ベン チや芝の設置								○							
10			○		屋台等の飲食施設 (テーブル、イス)								○							
11		○	○		未定							○								

ウ) 国家戦略特別区域法における道路占用特例

No.	都道府県名	市区町村名	住所	道路名称	活動の概要	事業期間						道路占用期間						特例制度	道路使用期間																										
						①		②		③		①		②		③			①		②		③																						
						自	至	自	至	自	至	自	至	自	至	自	至		自	至	自	至	自	至	自	至																			
年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月																								
1	東京都	豊島区	南池袋 2 丁目 27,28,29,30 番、東池袋 1 丁目 12,24,25 番	グリーン大通り	エリアの価値向上を目的に、グリーン大通りや南池袋公園等の公共空間を活用し、マーケットを実施している。	2023	5	2023	5	2023	9	2023	9	2023	11	2023	11	2023	5	2023	5	2023	9	2023	9	2023	11	2023	11	国家戦略道路占用事業(歩行者利便増進道路への移行を検討中)	2023	5	2023	5	2023	9	2023	9	2023	11	2023	11			
2	東京都	品川区	品川区大崎二丁目 10 番先～大崎一丁目 11 番先	特別区道Ⅱ-113号、特別区道幹線1級3号、特別区道Ⅱ-24-③号、区有通路Ⅱ-8号	道路活用賑わい創出事業(イベント等実施)																									国家戦略特別区域法における道路占用特例															

No.	行為の分類				左記の行為の代表的な内容	都市再生整備計画の位置づけ等				道路占用許可の特例の活用の発意者					その他 記入欄	社会実験等の実施				
	道交法第77条第1項					地区名	計画期間				都市再生整備計画における記載内容	1 道路 占用 の 主 体	2 沿道の 地権者 等 (開発 事業者 等含 む)	3 市区町 村等		4 道路 管理 者	5 その他	社会実験 等の実施 主体	実施内容・時期(期間)	活動規模・回数 等
	第1号	第2号	第3号	第4号			年	月	年	月										
1			○		露店、屋台店、商品の陳列	池袋地区(第2期)	2023	4	2025	3	【基幹事業】滞在環境整備事(ウォークアブル推進事業) 【事業内容】グリーン大通りマルシェ/賑わい創出プロジェクト(社会実験)	○					グリーン大通りエリアマネジメント協議会	マルシェの実施、テナントに立ち寄りお客様の行動調査 2023年は、5月、7月、9月に各月1日開催(7月は雨天中止)。11月に連続3日間開催予定。	グリーン大通り歩道部分にて実施 5月、7月、9月は南側歩道部分、11月は南側・北側歩道部分	
2			○	○	マルシェ等定期的な物販、大規模イベント(しながわ夢さん橋等)の開催															

No.	行為の分類				左記の行為の代表的な内容	都市再生整備計画の位置づけ等				道路占用許可の特例の活用の発意者					その他 記入欄	社会実験等の実施				
	道交法第77条 第1項					地区名	計画期間				都市再生整備計画における 記載内容	1 道路 占用 の 主体	2 沿道の地 権者等 (開発事 業者等含 む)	3 市区町 村等		4 道路 管理 者	5 その他	社会実験 等の実施 主体	実施内容・時期(期間)	活動規模・回数 等
	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号			年	月	年	月										
1		○	○	○	沿道店舗によるテラス営業や看板設置による広告、路上イベントの実施等							○								
2			○		露店						○					自治会と事業者と市で構成する協議会	自治会と事業者と市が連携し、地域の賑わい創出に資するイベントとして秋祭りを実施。その中で実証実験として歩道に販売ブースなどを設けて道路空間の利活用を行っている。	1回(今年度も実施予定)		
3		○			イス・テーブルの設置							○								
4			○	○								○								
5																鳥取市都市整備部 まちなか未来創造課	令和5年9月3日から令和5年11月30日	鳥取駅北口ケヤキ広場の一部を活用		
6																江戸川台 イーストリートプロジェクト運営協議会	令和4年5月、11月、令和5年5月	約200mを歩行者専用道路化、3回		

③「3. エリアマネジメント活動等に関する道路占用料の減免の状況」

問 3-1 実施状況

■設問

エリアマネジメント活動等に関する道路占用料の減免について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択してください。

■回答

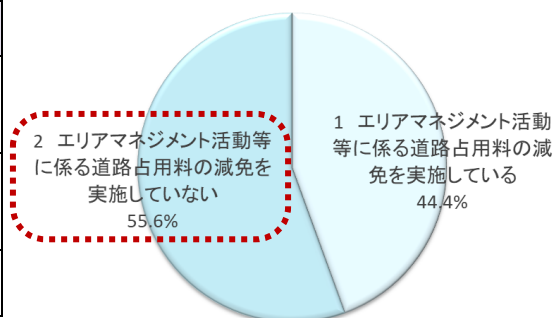
本設問は、都道府県の道路管理者、市区町村の道路管理者が回答する調査設計である。

エリアマネジメント活動等に関する道路占用料の減免は、都道府県の道路管理者、市区町村の道路管理者ともに、「2 エリアマネジメント活動等に係る道路占用料の減免を実施していない」が多く、「1 エリアマネジメント活動等に係る道路占用料の減免を実施している」が少ない傾向がある。また、これらの 2 者の回答の傾向を比較すると、「2」の回答は、市区町村の道路管理者の回答割合は 81.4%で、都道府県の道路管理者の 55.6%より割合が高くなっている。

都市規模別に見ると、市区町村の道路管理者の「1」の回答割合は、「10 万人未満」では 12.5%であるが、都市規模が大きくなるにつれて高くなる傾向があり、「100 万人以上」では 81.8%となる。

・都道府県の道路管理者の回答(N=72(単回答))

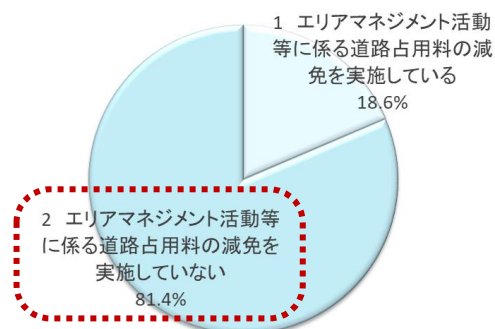
項目	回答数	割合
1 エリアマネジメント活動等に係る道路占用料の減免を実施している	32 (14)	44.4% (42.4%)
2 エリアマネジメント活動等に係る道路占用料の減免を実施していない	40 (19)	55.6% (57.6%)
合計	72 (33)	100.0% (100.0%)



※ () 内の回答数は「都道府県本庁の管理部局による回答数」である。

・市区町村の道路管理者の回答(N=1,153(単回答))

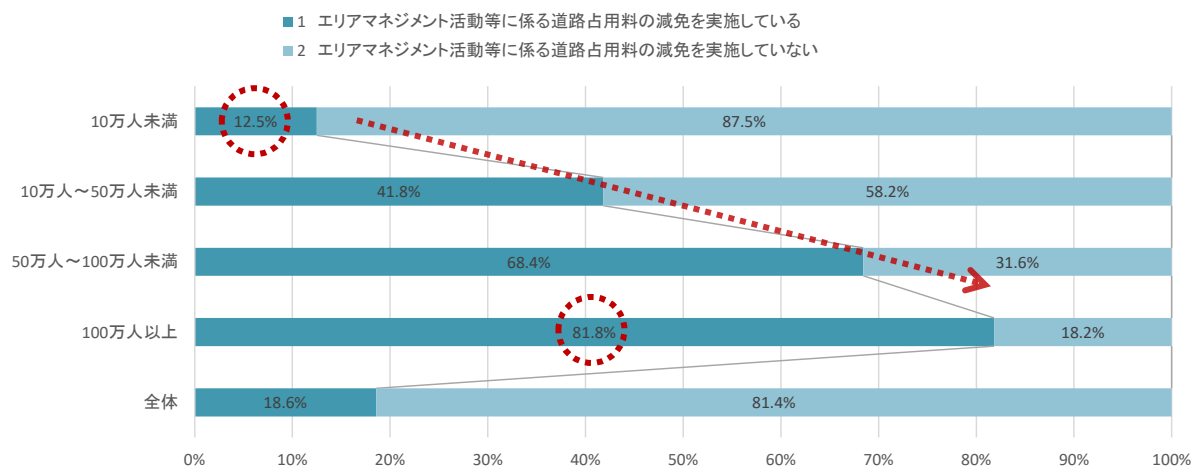
項目	回答数	割合
1 エリアマネジメント活動等に係る道路占用料の減免を実施している	214	18.6%
2 エリアマネジメント活動等に係る道路占用料の減免を実施していない	938	81.4%
合計	1152	100.0%



■都市規模によるクロス集計

・市区町村の道路管理者の回答(N=1,153(単回答))

	1 エリアマネジメント活動等に係る道路 占用料の減免を実施している	2 エリアマネジメント活動等に係る道路 占用料の減免を実施していない	合計
10万人未満	118	827	945
10万人～50万人未満	74	103	177
50万人～100万人未満	13	6	19
100万人以上	9	2	11
全体	214	938	1152



※都道府県の道路管理者の回答については、人口による有為の比較が難しいと考えられるため、都市規模によるクロス集計は行わないものとした。

問 3-2 道路占用料の減免の基準を明示する規程等

■設問

エリアマネジメント活動等に係る道路占用料の減免の基準を明示する規程等について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択してください。

■回答

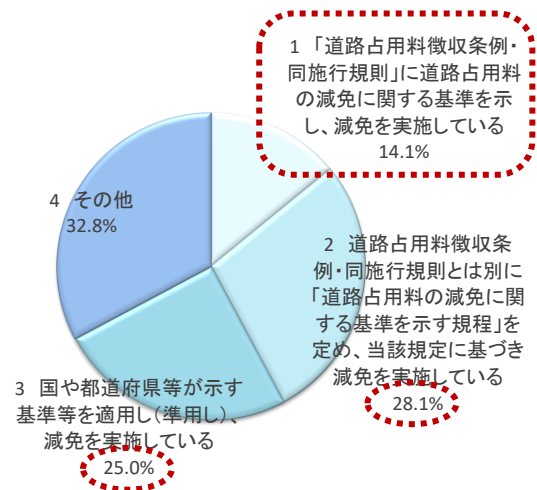
本設問は、都道府県の道路管理者、市区町村の道路管理者が回答する調査設計である。

エリアマネジメント活動等に係る道路占用料の減免の基準を明示する規程等は、「1 「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の減免に関する基準を示し、減免を実施している」の回答割合は、都道府県の道路管理者 14.1%であるのに対し、市区町村の道路管理者は 31.4%である。一方、「2 道路占用料徴収条例・同施行規則とは別に「道路占用料の減免に関する基準を示す規程」を定め、当該規定に基づき減免を実施している」及び「3 国や都道府県等が示す基準等を適用し(準用し)、減免を実施している」については、都道府県の道路管理者の回答は、市区町村の道路管理者の2倍以上の割合となっている。

都市規模別に見ると、市区町村の道路管理者の回答割合は、「50万人～100万人未満」は、他の都市規模と比較し、「1」が小さく「2」大きい傾向がある。

・都道府県の道路管理者の回答(N=64(単回答))

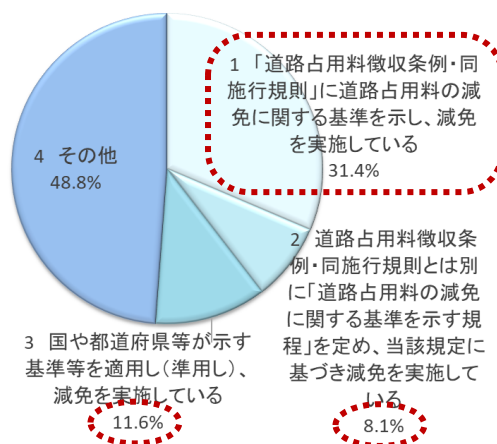
項目	回答数	割合
1 「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の減免に関する基準を示し、減免を実施している	9 (6)	14.1% (22.2%)
2 道路占用料徴収条例・同施行規則とは別に「道路占用料の減免に関する基準を示す規程」を定め、当該規定に基づき減免を実施している	18 (6)	28.1% (22.2%)
3 国や都道府県等が示す基準等を適用し(準用し)、減免を実施している	16 (5)	25.0% (18.5%)
4 その他	21 (10)	32.8% (37.0%)
合計	64 (27)	100.0% (100.0%)



※ () 内の回答数は「都道府県本庁の管理部局による回答数」である。

・市区町村の道路管理者の回答(N=799(単回答))

項目	回答数	割合
1 「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の減免に関する基準を示し、減免を実施している	251	31.4%
2 道路占用料徴収条例・同施行規則とは別に「道路占用料の減免に関する基準を示す規程」を定め、当該規定に基づき減免を実施している	65	8.1%
3 国や都道府県等が示す基準等を適用し(準用し)、減免を実施している	93	11.6%
4 その他	390	48.8%
合計	799	100.0%

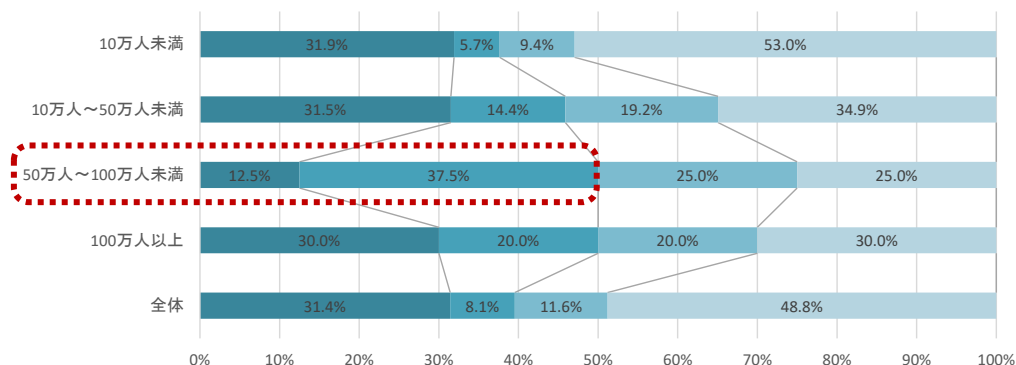


■都市規模によるクロス集計

・市区町村の道路管理者の回答(N=799(単回答))

	1 「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の減免に関する基準を示し、減免を実施している	2 道路占用料徴収条例・同施行規則とは別に「道路占用料の減免に関する基準を示す規程」を定め、当該規定に基づき減免を実施している	3 国や都道府県等が示す基準等を適用し(準用し)、減免を実施している	4 その他	合計
10万人未満	200	36	59	332	627
10万人～50万人未満	46	21	28	51	146
50万人～100万人未満	2	6	4	4	16
100万人以上	3	2	2	3	10
全体	251	65	93	390	799

- 1 「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の減免に関する基準を示し、減免を実施している
- 2 道路占用料徴収条例・同施行規則とは別に「道路占用料の減免に関する基準を示す規程」を定め、当該規定に基づき減免を実施している
- 3 国や都道府県等が示す基準等を適用し(準用し)、減免を実施している
- 4 その他



※都道府県の道路管理者の回答については、人口による有為の比較が難しいと考えられるため、都市規模によるクロス集計は行わないものとした。

■設問

当該規程等における減免対象の設定の考え方等について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択し、その概要を記入欄にご記入願います。

■回答

本設問は、都道府県の道路管理者、市区町村の道路管理者が回答する調査設計である。

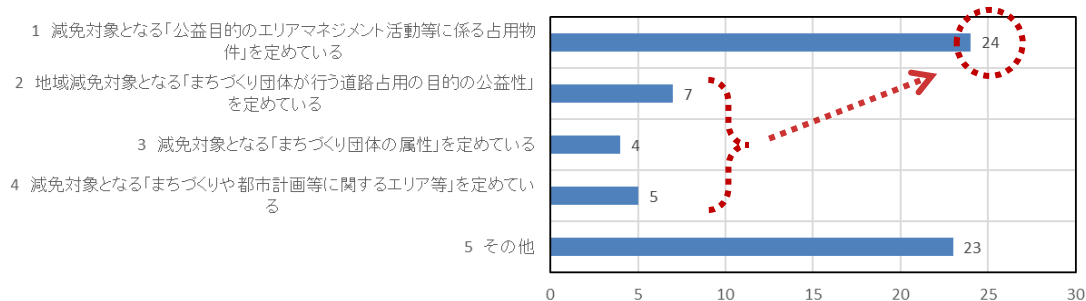
規程等における減免対象の設定の考え方等は、都道府県の道路管理者は、「1「公益目的のエリアマネジメント活動等に係る占用物件」を定めている」の回答数が 24 件で最も多く、「2「まちづくり団体が行う道路占用の目的の公益性」を定めている」「3「まちづくり団体の属性」を定めている」「4「まちづくりや都市計画等に関するエリア等」を定めている」の回答数と比べ 3 倍以上の回答数である。一方、市区町村の道路管理者は、「1」の回答数が 79 件で最も多いのは都道府県道路管理者と同じだが、「2」の 57、「3」の 35、「4」の 19 件と順に少ないの回答数となっている。

「1」の回答割合は、都道府県の道路管理者 38.1%であるのに対し、市区町村の道路管理者は 14.1%である。

都市規模別に見ると、「1」「2」「3」「4」の各回答は、「10 万人～50 万人未満」の回答割合より、「10 万人未満」の回答割合が高くなる傾向がある。

・都道府県の道路管理者の回答(N=78(複数回答))

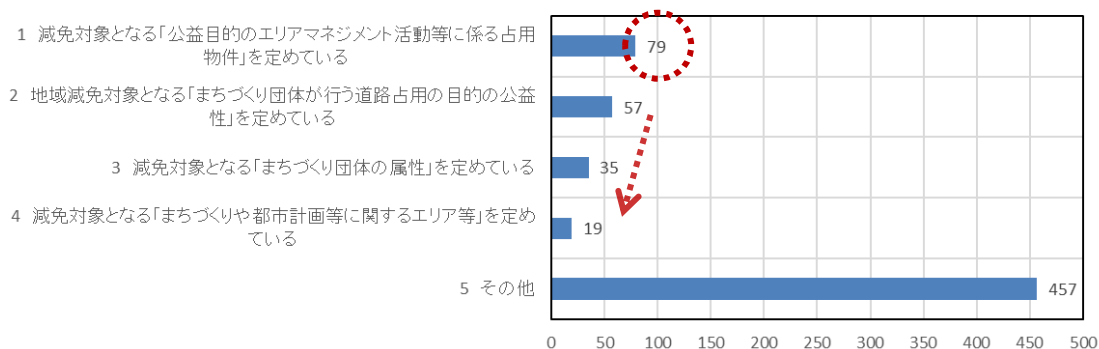
項目	回答数	割合
1 減免対象となる「公益目的のエリアマネジメント活動等に係る占用物件」を定めている	24 (12)	38.1% (40.0%)
2 減免対象となる「まちづくり団体が行う道路占用の目的の公益性」を定めている	7 (2)	11.1% (6.7%)
3 減免対象となる「まちづくり団体の属性」を定めている	4 (1)	6.3% (3.3%)
4 減免対象となる「まちづくりや都市計画等に関するエリア等」を定めている	5 (4)	7.9% (13.3%)
5 その他	23 (11)	36.5% (36.7%)
合計	63 (30)	100.0% (100.0%)



※ () 内の回答数は「都道府県本庁の管理局による回答数」である。

・市区町村の道路管理者の回答(N=603(複数回答))

項目	回答数	割合
1 減免対象となる「公益目的のエリアマネジメント活動等に係る占用物件」を定めている	79	13.1%
2 減免対象となる「まちづくり団体が行う道路占用の目的の公益性」を定めている	57	9.5%
3 減免対象となる「まちづくり団体の属性」を定めている	35	5.8%
4 減免対象となる「まちづくりや都市計画等に関するエリア等」を定めている	19	3.2%
5 その他	457	75.8%
合計	63	100.0%



■都市規模によるクロス集計

・市区町村の道路管理者の回答(N=603)

	1 減免対象となる「公益目的のエリアマネジメント活動等に係る占用物件」を定めている	2 地域減免対象となる「まちづくり団体が行う道路占用の目的の公益性」を定めている	3 減免対象となる「まちづくり団体の属性」を定めている	4 減免対象となる「まちづくりや都市計画等に関するエリア等」を定めている	5 その他	対象団体数
10万人未満	74 15.4%	49 10.2%	31 6.5%	16 3.3%	343 71.5%	480
10万人～50万人未満	5 4.7%	8 7.5%	4 3.8%	3 2.8%	97 91.5%	106
50万人～100万人未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 100.0%	12
100万人以上	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%	5

※都道府県の道路管理者の回答については、人口による有為の比較が難しいと考えられるため、都市規模によるクロス集計は行わないものとした。

■設問

当該規程等における減免対象等に関する規定の内容について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択し、その概要を記入欄にご記入願います。

■回答

本設問は、都道府県の道路管理者、市区町村の道路管理者が回答する調査設計である。

規程等における減免対象等に関する規定の内容について、「対象とする占用物件」は、都道府県の道路管理者の回答数は、「1 広告塔、看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ 等」「2 食事施設、購買施設 等」「3 自転車駐車器具 等」「4 ベンチその他これらに類する工作物 等」「5 街灯その他これらに類する工作物 等」「6 露店、商品置場その他これらに類する施設 等」が多い傾向があり、市区町村の道路管理者の回答数は、「1」「4」「5」「6」が多い傾向がある。

「対象とする道路占用の公益性」は、都道府県の道路管理者の回答数は、「1 景観の形成又は風致の維持に寄与する 等」「2 道路の通行者又は利用者の利便の増進に寄与する 等」が多いが、市区町村の道路管理者の回答数は、「2」「4 商業活性化、賑わいづくり等に資する 等」が多い。

「対象とする団体の属性」は、都道府県の道路管理者、市区町村の道路管理者ともに、「1 公的制度等に基づき、市区町村等から指定や認定を受けた団体、組織、協議会 等」の回答数が多い。

「対象とするエリア等」は、都道府県の道路管理者、市区町村の道路管理者ともに、「1 都市再生整備計画等の区域」と「5 利便増進誘導区域(歩行者利便増進道路)」の回答数が多く、都道府県の道路管理者の「5」の回答割合は、市区町村の道路管理者と比較して大きい。

都市規模別の「対象とする占用物件」は、「1」の回答が、「50万人～100万人未満」「10万人～50万人未満」「10万人未満」の順に回答の割合が高くなる傾向である。

都市規模別の「対象とする道路占用の公益性」は、「2」「3」「4」の回答が、「50万人～100万人未満」「10万人～50万人未満」「10万人未満」の順に回答の割合が高くなる傾向である。

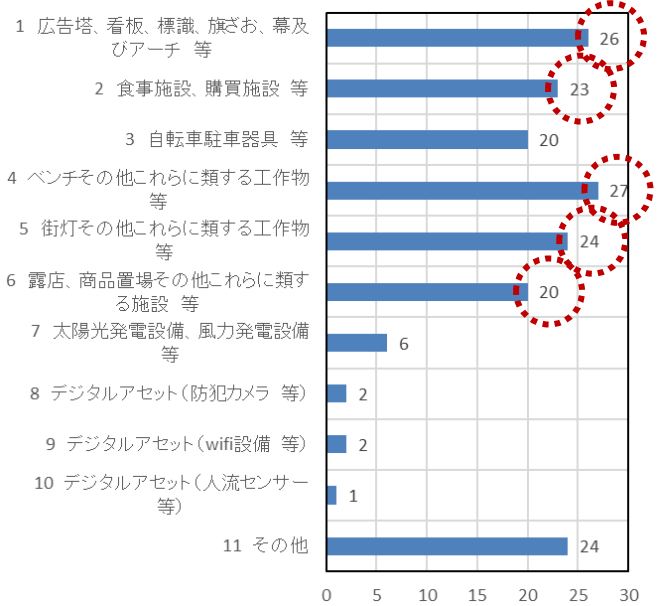
都市規模別の「対象とする団体の属性」は、都市規模ごとに際立った傾向の違いはみられない。

都市規模別の「対象とするエリア等」は、「1」「5」の回答が、「50万人～100万人未満」「10万人～50万人未満」「10万人未満」の順に回答の割合が高くなる傾向である。

対象とする占用物件

・都道府県の道路管理者回答（N=51（全体）、N' =23（カッコ内、本庁のみ）（複数回答））

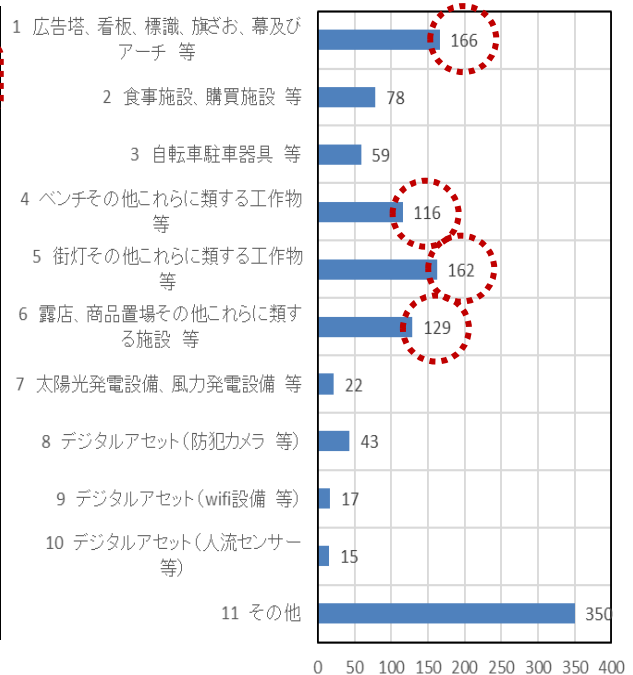
項目	回答数	割合
1 広告塔、看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ等	26	51.0%
2 食事施設、購買施設等	23	45.1%
3 自転車駐車器具等	20	39.2%
4 ベンチその他これらに類する工作物等	27	52.9%
5 街灯その他これらに類する工作物等	24	47.1%
6 露店、商品置場その他これらに類する施設等	20	39.2%
7 太陽光発電設備、風力発電設備等	6	11.8%
8 デジタルアセット(防犯カメラ等)	2	3.9%
9 デジタルアセット(wifi設備等)	2	3.9%
10 デジタルアセット(人流センサー等)	1	2.0%
11 その他	24	47.1%



※（ ）内の回答数は「都道府県本庁の管理部門による回答数」である。

・市区町村道路管理者の回答（N=582（複数回答））

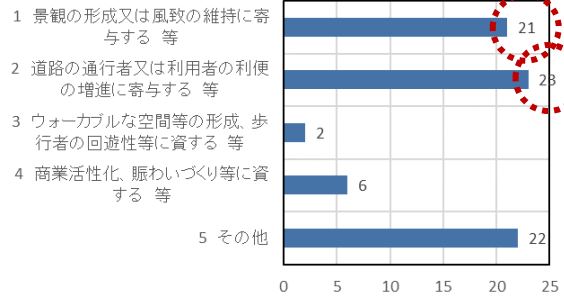
項目	回答数	割合
1 広告塔、看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ等	166	28.5%
2 食事施設、購買施設等	78	13.4%
3 自転車駐車器具等	59	10.1%
4 ベンチその他これらに類する工作物等	116	19.9%
5 街灯その他これらに類する工作物等	162	27.8%
6 露店、商品置場その他これらに類する施設等	129	22.2%
7 太陽光発電設備、風力発電設備等	22	3.8%
8 デジタルアセット(防犯カメラ等)	43	7.4%
9 デジタルアセット(wifi設備等)	17	2.9%
10 デジタルアセット(人流センサー等)	15	2.6%
11 その他	350	60.1%



対象とする道路占用の公益性

・都道府県の道路管理者回答 (N=48(全体)、N' =21(カッコ内、本庁のみ) (複数回答))

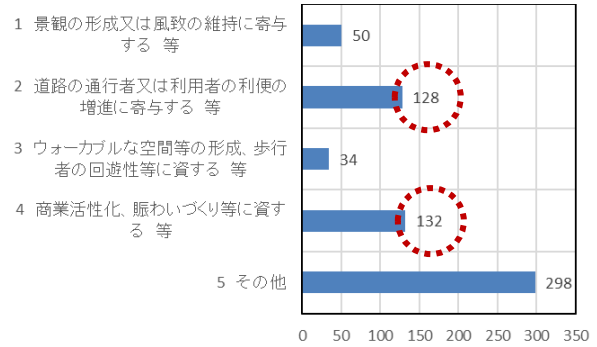
項目	回答数	割合
1 景観の形成又は風致の維持に寄与する等	21	43.8%
2 道路の通行者又は利用者の利便の増進に寄与する等	7	(33.3%)
3 ウォーカブルな空間等の形成、歩行者の回遊性等に資する等	2	4.2%
4 商業活性化、賑わいづくり等に資する等	6	12.5%
5 その他	22	45.8%



※ () 内の回答数は「都道府県本庁の管理部局による回答数」である。

・市区町村道路管理者の回答 (N=482 (複数回答))

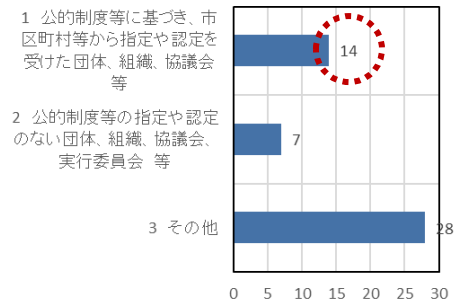
項目	回答数	割合
1 景観の形成又は風致の維持に寄与する等	50	10.4%
2 道路の通行者又は利用者の利便の増進に寄与する等	128	26.6%
3 ウォーカブルな空間等の形成、歩行者の回遊性等に資する等	34	7.1%
4 商業活性化、賑わいづくり等に資する等	132	27.4%
5 その他	298	61.8%



対象とする団体の属性

・都道府県の道路管理者回答 (N=44(全体)、N' =17(カッコ内、本庁のみ) (複数回答))

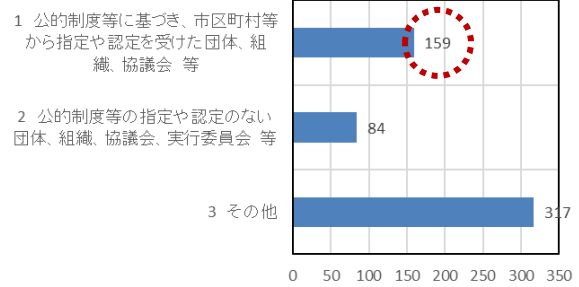
項目	回答数	割合
1 公的制度等に基づき、市区町村等から指定や認定を受けた団体、組織、協議会等	14	31.8%
	6	(35.3%)
2 公的制度等の指定や認定のない団体、組織、協議会、実行委員会等	7	15.9%
	3	(17.6%)
3 その他	28	63.6%
	10	(58.8%)



※ () 内の回答数は「都道府県本庁の管理部局による回答数」である。

・市区町村道路管理者の回答 (N=737 (複数回答))

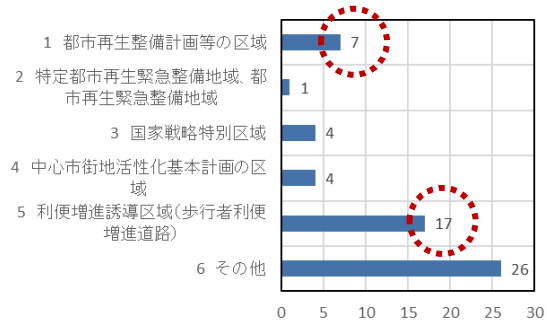
項目	回答数	割合
1 公的制度等に基づき、市区町村等から指定や認定	159	21.6%
		(35.3%)
2 公的制度等の指定や認定のない団体、組織、協議会、実行委員会等	84	11.4%
3 その他	317	43.0%
		(58.8%)



対象とするエリア等

・ 都道府県の道路管理者回答 (N=46(全体)、N' =21(カッコ内、本庁のみ) (複数回答))

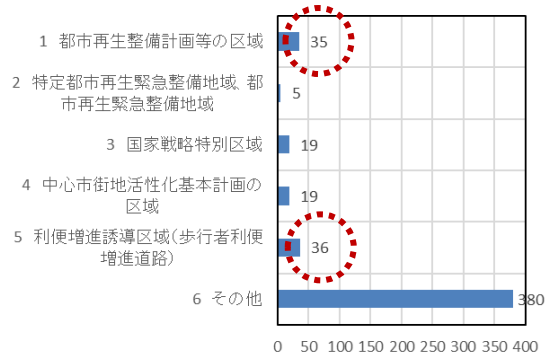
項目	回答数	割合
1 都市再生整備計画等の区域	7	15.2%
2 特定都市再生緊急整備地域、都市再生緊急整備地域	5	(23.8%)
3 国家戦略特別区域	4	8.7%
4 中心市街地活性化基本計画の区域	4	(19.0%)
5 利便増進誘導区域(歩行者利便増進道路)	17	37.0%
6 その他	26	56.5%
	11	(52.4%)



※ () 内の回答数は「都道府県本庁の管理部門による回答数」である。

・ 市区町村道路管理者の回答 (N=758 (複数回答))

項目	回答数	割合
1 都市再生整備計画等の区域	35	5.0%
2 特定都市再生緊急整備地域、都市再生緊急整備地域	5	0.7%
3 国家戦略特別区域	19	2.7%
4 中心市街地活性化基本計画の区域	19	2.7%
5 利便増進誘導区域(歩行者利便増進道路)	36	5.1%
6 その他	380	53.7%



■都市規模によるクロス集計

※都道府県の道路管理者の回答については、人口による有為の比較が難しいと考えられるため、都市規模によるクロス集計は行わないものとした。

対象とする占用物件

・市区町村道路管理者の回答 (N=582 (複数回答))

	1 広告塔、看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ等	2 食事施設、購買施設等	3 自転車駐車器具等	4 ベンチその他これらに類する工作物等	5 街灯その他これらに類する工作物等	6 露店、商品置場その他これらに類する施設等	7 太陽光発電設備、風力発電設備等	8 デジタルアセット(防犯カメラ等)	9 デジタルアセット(wifi設備等)	10 デジタルアセット(人流センサー等)	11 その他	対象団体数
10万人未満	122 27.2%	57 12.7%	44 9.8%	84 18.7%	133 29.6%	91 20.3%	133 29.6%	29 6.5%	11 2.4%	11 2.4%	259 57.7%	449
10万人～50万人未満	38 33.6%	18 15.9%	13 11.5%	29 25.7%	25 22.1%	35 29.2%	25 22.1%	13 11.5%	5 4.4%	4 3.5%	77 68.1%	113
50万人～100万人未満	5 41.7%	2 16.7%	1 8.3%	2 16.7%	3 25.0%	4 33.3%	3 25.0%	1 8.3%	1 8.3%	0 0.0%	7 58.3%	12
100万人以上	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 87.5%	8

対象とする道路占用の公益性

・市区町村道路管理者の回答 (N=482 (複数回答))

	1 景観の形成又は風致の維持に寄与する等	2 道路の通行者又は利用者の利便の増進に寄与する等	3 ウォークアブルな空間等の形成、歩行者の回遊性等に資する等	4 商業活性化、賑わいづくり等に資する等	5 その他	対象団体数
10万人未満	41 10.4%	100 25.4%	24 6.1%	101 25.7%	254 64.6%	393
10万人～50万人未満	8 10.4%	24 31.2%	8 10.4%	27 35.1%	37 48.1%	77
50万人～100万人未満	1 12.5%	3 37.5%	2 25.0%	4 50.0%	4 50.0%	8
100万人以上	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	4

対象とする団体の属性

・市区町村道路管理者の回答 (N=737 (複数回答))

	1 公的制度等に基づき、市区町村等から指定や認定を受けた団体、組織、協議会	2 公的制度等の指定や認定のない団体、組織、協議会、実行委員会等	3 その他	対象団体数
10万人未満	122 21.2%	66 11.5%	239 41.5%	576
10万人～50万人未満	34 24.6%	16 11.6%	66 47.8%	138
50万人～100万人未満	3 23.1%	1 7.7%	6 46.2%	13
100万人以上	0 0.0%	1 10.0%	6 60.0%	10

対象とするエリア等

・市区町村道路管理者の回答（N=737（複数回答））

	1 公的制度等に基づき、市区町村等から指定や認定を受けた団体、組織、協議会	2 公的制度等の指定や認定のない団体、組織、協議会、実行委員会等	3 その他	対象団体数
10万人未満	122 21.2%	66 11.5%	239 41.5%	576
10万人～50万人未満	34 24.6%	16 11.6%	66 47.8%	138
50万人～100万人未満	3 23.1%	1 7.7%	6 46.2%	13
100万人以上	0 0.0%	1 10.0%	6 60.0%	10

■自由記述

規程等における減免対象等に関する規定について、「対象とする占用物件」「対象とする道路占用の公益性」「対象とする団体の属性」「対象とするエリア等」の記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

・都道府県の道路管理者の自由記述

対象とする占用物件

1 広告塔、看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ 等

No.	記載内容
1	広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
2	露店に付随する看板、旗竿、仮設の客席(椅子等)
3	利便増進誘導区域内において、占用主体により提案される道路維持管理への協力が行われる場合

2 食事施設、購買施設 等

No.	記載内容
1	食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの
2	キッチンカー等
3	商品置場、靴みがき、売店など
4	テーブル、椅子、パラソル、ランプなどと一体のものとして占用可
5	利便増進誘導区域内において、占用主体により提案される道路維持管理への協力が行われる場合

3 自転車駐車器具 等

No.	記載内容
1	利便増進誘導区域内において、占用主体により提案される道路維持管理への協力が行われる場合
2	自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
3	自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具

4 ベンチその他これらに類する工作物 等

No.	記載内容
1	ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの
2	露店、キッチンカーの客席
3	標識又はベンチ、街灯その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
4	利便増進誘導区域内においては、占用主体により提案される道路維持管理への協力が行われる場合に、減免対象とする。
5	公共の用に供する歩廊施設、ベンチ及び上屋

5 街灯その他これらに類する工作物 等

No.	記載内容
1	ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの
2	元々免除対象であること
3	利便増進誘導区域内においは、占用主体により提案される道路維持管理への協力が行われる場合

6 露店、商品置場その他これらに類する施設 等

No.	記載内容
1	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの
2	食事を提供する露店等
3	利便増進誘導区域内において、占用主体により提案される道路維持管理への協力が行われる場合

7 太陽光発電設備、風力発電設備 等

No.	記載内容
1	防災拠点駐車場内以外においては、占用主体により提案される道路維持管理への協力が行われる場合
2	太陽光発電設備

8 デジタルアセット（防犯カメラ 等）

No.	記載内容
1	臨時にもうける軽易な物件
2	商店組合その他これらに準ずる団体が設置する防犯カメラ

9 デジタルアセット（wifi 設備 等）

No.	記載内容
1	臨時にもうける軽易な物件に限る

10 デジタルアセット（人流センサー 等）

No.	記載内容
1	臨時にもうける軽易な物件に限る

11 その他

No.	記載内容
1	歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について(令和2年11月25日付国通達)による
2	国通知を準用している
3	令和4年3月11日付け国道利第36号道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについてに準ずる。

対象とする道路占用の公益性

1 景観の形成又は風致の維持に寄与する 等

No.	記載内容
1	道路の美化

2 道路の通行者又は利用者の利便の増進に寄与する 等

No.	記載内容
1	交通安全

4 商業活性化、賑わいづくり等に資する 等

No.	記載内容
1	賑わい創出の観点
2	祝日、休日、縁日、市等が対象

5 その他

No.	記載内容
1	歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について(令和2年11月25日付国通達)による
2	国通知を準用している
3	交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与
4	公衆の利便

対象とする団体の属性

1 公的制度等に基づき、市区町村等から指定や認定を受けた団体、組織、協議会 等

No.	記載内容
1	まちづくり公社
2	商店街その他これらに類する地域団体

2 公的制度等の指定や認定のない団体、組織、協議会、実行委員会 等

No.	記載内容
1	商店街その他これらに類する地域団体

3 その他

No.	記載内容
1	歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について(令和2年11月25日付国通達による)
2	国通知を準用している

対象とするエリア等

5 その他

No.	記載内容
1	歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について(令和2年11月25日付国通達による)
2	国通知を準用している
3	各団体の活動エリア
4	通過交通等に影響の少ない区間(実例では伝統的にそのような区間で実施)
5	申請に基づき都度判断している。
6	法で定める区域による指定はない

・市区町村の道路管理者の自由記述

対象とする占用物件

1 広告塔、看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ 等

No.	記載内容
1	「国家戦略特区区域法施行令」第5条に掲げる占用物件
2	歩行者利便増進施設
3	広告塔・看板は、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの 標識・旗ざお・幕・アーチは、歩行者の利便の増進に資するもの

2 食事施設、購買施設 等

No.	記載内容
1	「国家戦略特区区域法施行令」第5条に掲げる占用物件
2	中心市街地活性化基本計画に基づく道路空間活用事業

3 自転車駐車器具 等

No.	記載内容
1	「国家戦略特区区域法施行令」第5条に掲げる占用物件

4 ベンチその他これらに類する工作物 等

No.	記載内容
1	「国家戦略特区区域法施行令」第5条に掲げる占用物件
2	中心市街地活性化基本計画に基づく道路空間活用事業

5 街灯その他これらに類する工作物 等

No.	記載内容
1	「国家戦略特区区域法施行令」第 5 条に掲げる占用物件

11 その他

No.	記載内容
1	電気使用の為の架空線(中心市街地活性化基本計画に基づく道路空間活用事業)

対象とする道路占用の公益性

1 景観の形成又は風致の維持に寄与する 等

No.	記載内容
1	歩行者利便増進道路制度の趣旨に基づくもの 都市再生特別措置法第 46 条の事業の趣旨に基づくもの
2	歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる清掃

2 道路の通行者又は利用者の利便の増進に寄与する 等

No.	記載内容
1	歩行者利便増進道路制度の趣旨に基づくもの 都市再生特別措置法第 46 条の事業の趣旨に基づくもの
2	交流の利便に寄与する掲示板その他の物件
3	賑わいのある道路空間の構築を目的として、歩いて楽しめる道路

3 ウォーカブルな空間等の形成、歩行者の回遊性等に資する 等

No.	記載内容
1	歩行者利便増進道路制度の趣旨に基づくもの 都市再生特別措置法第 46 条の事業の趣旨に基づくもの
2	まちなかウォーカブル推進事業の一環における社会実験
3	中心市街地活性化基本計画に基づく道路空間活用事業

4 商業活性化、賑わいづくり等に資する 等

No.	記載内容
1	歩行者利便増進道路制度の趣旨に基づくもの 都市再生特別措置法第 46 条の事業の趣旨に基づくもの
2	まちなかウォーカブル推進事業の一環における社会実験
3	中心市街地活性化基本計画に基づく道路空間活用事業
4	コロナ占用特例の申請

対象とする団体の属性

1 公的制度等に基づき、市区町村等から指定や認定を受けた団体、組織、協議会 等

No.	記載内容
1	都市再生整備計画事業で指定した団体
2	エリアマネジメント組織(都市再生推進法人)
3	エリアマネジメントに類する活動を行うセンター地区連絡協議会(定期的にイベントを実施)。
4	まちづくり会社
5	まちづくり協議会等
6	まちづくり推進機構
7	協定を締結した地元商店街組合
8	タウンマネージメントの主体(商店街振興組合)

2 公的制度等の指定や認定のない団体、組織、協議会、実行委員会 等

No.	記載内容
1	ほこみち制度に基づく団体(占有者)
2	祭り、イベント等の実行委員会等
3	これまでに地域と一体となって賑わいづくりに寄与した実績があり、これを市が認める場合
4	街づくり協議会、地域の祭り等の実行委員会等
5	都市再生推進法人

3 その他

No.	記載内容
1	まちなかウォークアブル推進事業の一環における社会実験
2	「市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、占有料を免除することができる」との規定により、個別案件に応じて対応
3	「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占有の取扱いについて(平成 17 年3月 17 日国道利第 28 号)」を準用

対象とするエリア等

5 その他

No.	記載内容
1	「市長が特に必要があると認めるもの」として個別案件により対応 ※ 2 件

④「4. エリアマネジメント活動等に関する道路占用協議に関する課題」

■設問

エリアマネジメント活動等に関する道路占用協議に関し、課題とお考えになる事柄について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択してください。

■回答

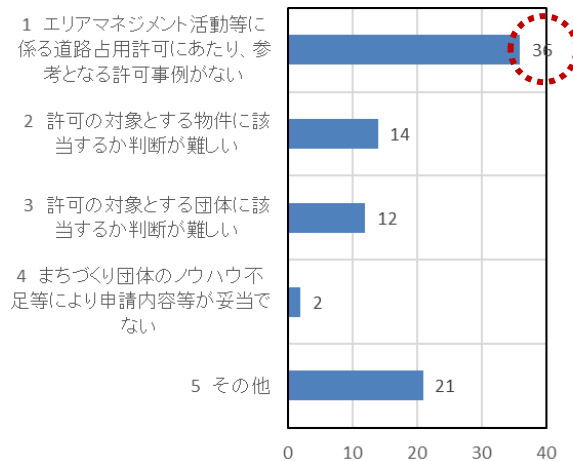
本設問は、都道府県の道路管理者、市区町村の道路管理者、都市再生推進法人が回答する調査設計である。

エリアマネジメント活動等に関する道路占用協議に関する課題について、都道府県の道路管理者と市区町村の道路管理者の回答数は、ともに、「1 エリアマネジメント活動等に係る道路占用許可にあたり、参考となる許可事例がない」が最も多く、続いて「2 許可の対象とする物件に該当するか判断が難しい」「3 許可の対象とする団体に該当するか判断が難しい」の順に多くなっており、同様の傾向がある。都市再生推進法人の回答は、「1 協議に時間がかかる、回数が多い」が42件で最も多く、「2 占用料が高い」の17件、「3 道路管理者からの情報提供が少ない」の16件の2倍以上の回答数がある。

都市規模別に見ると、市区町村の道路管理者は、すべての都市規模において、「1」の回答割合が他の選択肢の回答割合より高い。都市再生推進法人の回答はすべての都市規模において、「1」の回答割合が他の選択肢の回答割合より高い。

・都道府県道路管理者の回答(N=57(全体)、N'=28(カッコ内、本庁のみ))

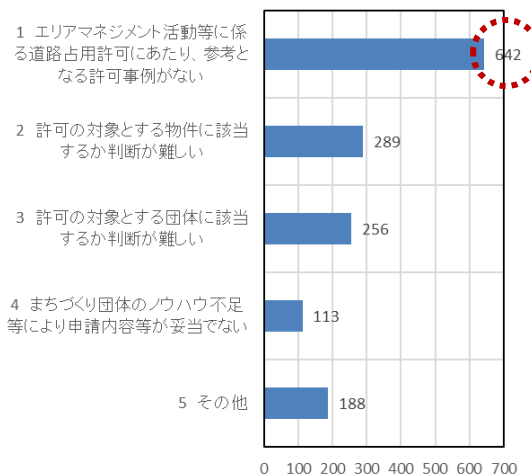
項目	回答数	割合
1 エリアマネジメント活動等に 係る道路占用許可にあたり、参考 となる許可事例がない	36 (18)	63.2% (64.3%)
2 許可の対象とする物件に 該当するか判断が難しい	14 (7)	24.6% (25.0%)
3 許可の対象とする団体に 該当するか判断が難しい	12 (5)	21.1% (17.9%)
4 まちづくり団体のノウハウ 不足等により申請内容等が 妥当でない	2 (1)	3.5% (3.6%)
5 その他	21 (8)	36.8% (28.6%)



※ () 内の回答数は「都道府県本庁の管理部局による回答数」である。

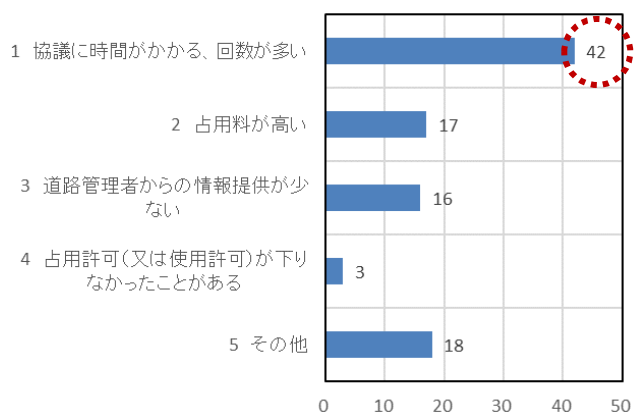
・市区町村道路管理者の回答(N=980(複数回答))

項目	回答数	割合
1 エリアマネジメント活動等に 係る道路占用許可にあたり、参考 となる許可事例がない	642	65.5%
2 許可の対象とする物件に 該当するか判断が難しい	289	29.5%
3 許可の対象とする団体に 該当するか判断が難しい	256	26.1%
4 まちづくり団体のノウハウ 不足等により申請内容等が 妥当でない	113	11.5%
5 その他	188	19.2%



・都市再生推進法人の回答(N=69(複数回答))

項目	回答数	割合
1 協議に時間がかかる、 回数が多い	42	60.9%
2 占用料が高い	17	24.6%
3 道路管理者からの情報 提供が少ない	16	23.2%
4 占用許可(又は使用許 可)が下りなかったことが ある	3	4.3%
5 その他	18	26.1%



※都道府県の道路管理者の回答については、人口による有為の比較が難しいと考えられるため、都市規模によるクロス集計は行わないものとした。

■都市規模クロス

・市区町村の道路管理者の回答(N=980(複数回答))

	1 エリアマネジメント活動等に係る道路占用許可に	2 許可の対象とする物件に該当するか判断が難しい	3 許可の対象とする団体に該当するか判断が難しい	4 まちづくり団体のノウハウ不足等により申請内容等	5 その他	対象団体数
10万人未満	529 67.0%	233 29.5%	206 26.1%	92 11.7%	149 18.9%	789
10万人～50万人未満	97 59.5%	48 29.4%	46 28.2%	21 12.9%	31 19.0%	163
50万人～100万人未満	10 55.6%	6 33.3%	3 16.7%	0 0.0%	6 33.3%	18
100万人以上	6 60.0%	2 20.0%	1 10.0%	0 0.0%	2 20.0%	10

・都市再生推進法人の回答(N=69(複数回答))

	1 協議に時間がかかる、回数が多い	2 占用料が高い	3 道路管理者からの情報提供が少ない	4 占用許可(又は使用許可)が下りなかったことがある	5 その他	回答法人数
10万人未満	9 60.0%	8 53.3%	4 26.7%	1 6.7%	3 20.0%	15
10万人～50万人未満	24 64.9%	6 16.2%	6 16.2%	1 2.7%	10 27.0%	37
50万人～100万人未満	5 71.4%	1 14.3%	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	7
100万人以上	4 40.0%	2 20.0%	3 30.0%	1 10.0%	5 50.0%	10

■自由記述

選択肢「1～5」の記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

・市区町村の道路管理者の自由記述

1 エリアマネジメント活動等に係る道路占用許可にあたり、参考となる許可事例がない

No.	記載内容
1	国などの参考資料の事例が先進的かつ規模が大きいため、判断基準として難しい。
2	当市で定める減免要綱上の「地方公共団体」が「まちづくり団体」と全く同じであると前提した場合、エリアマネジメント活動に限らず団体が行う事業を減免の対象とする規定はすでに定めている。 ただし、エリアマネジメント活動を定める基準はなく、当市の減免要綱上の対象と当該活動が全くのイコールであるとし難しい点を考慮すると、許可事例があるとは言えない。 この活動と当市の減免対象にあたる活動の整合性及び、新たに減免対象として挙げる必要があるかについて検討する必要がある。
3	従来の許可基準に当てはめた時に許可できないケースが多い。 エリアマネジメント活動用の許可基準を作るか検討している。

2 許可の対象とする物件に該当するか判断が難しい

No.	記載内容
1	詳細の規定・内容は「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」等の通達を適用しているが、イベント等に伴うその他のものについて判断に苦慮している。
2	国などの参考資料の事例が先進的かつ規模が大きいため、判断基準として難しい。
3	エリアマネジメント活動(地域活性化)に該当するか判断が難しいケースがある。
4	路上イベントに係る案件にて、占用物件の許可基準をどこまで緩和してよいか。(H17.3.17 通知「地域の活性化等に資する～」)
5	原則、車両・歩行者等を優先させ安全を図る必要があるため、安全性の確保ができるか判断に苦慮する。
6	従来の許可基準に当てはめた時に許可できないケースが多いため判断が難しい。

3 許可の対象とする団体に該当するか判断が難しい

No.	記載内容
1	詳細の規定・内容は「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」等の通達を適用しているが、上記に記載の占用主体に当てはまるものかの判断に苦慮している。
2	許可対象とする団体を認定する法的制度がなく、慣例で出している部分が多い。
3	公共的団体以外の判断が難しい。
4	許可の対象の団体が公益性のある団体かの判断が難しい。
5	地元に係る団体であるか、ただの企業体であるか名称等では判断できない。
6	エリアマネジメント活動等の占用事例が少なく、判断に苦慮している。

4 まちづくり団体のノウハウ不足等により申請内容等が妥当でない

No.	記載内容
1	申請書類に不備があることが多い。
2	市の関係部署が手助けしていることがほとんどである。やりたい気持ちが先行し、占用のことを理解してもらえてないと感じる。
3	最低限必要な書類の不足や、占用開始日の間に申請される案件が多い。
4	エリアマネジメント活動をしていない。

5 その他

No.	記載内容
1	利益主体のイベント実施等の事前相談は数件あるが、公共性・公益性を確保できる申し出がない。また、中心市街地については歩道幅員も狭く、最小歩道幅員を確保すると、イベントスペースは確保できないため、慣例で実施している祭のみ通行規制をかけて実施している現状。
2	道路法や都市再生特別措置法の特例に基づく区域の指定などについては、その必要性の整理や他機関協議などを考慮すると実施にはハードルが高いと感じる。
3	活用事例が数件しかなく、今後他の団体に許可を出す案件が発生した際の基準となるサンプル数に乏しい。
4	都市再生推進法人がオープンカフェ事業として各店舗からの食事・購買施設の占用を取りまとめているが、各店舗が用意した物件を使っているため、統一性がなく、各店舗の一部のようになっており、休憩施設として誰もが利用するという点からすると利用しづらくなっている。また、オープンカフェ事業に属していない(占有許可を受けていない)店舗が食事・購買施設を出してしまっているケースがあり、不法占有物件の撤去に係る指導を度々行っている。
5	占有者が許可物件以外のものを設置すること。
6	占有許可申請者には、一律同じように許可の取り計らいを行うよう心掛けている。
7	団体に属さない近隣の商業施設には占有を許可できないことがあり、指導が難しい。
8	市が関与していない活動の場合に公益性の判断が難しい。
9	管理(清掃等)を行うことでエリア全てを独占できると勘違いしている。
10	歩行者利便増進道路指定の前提となる道路、交通安全施設整備が困難。
11	団体の規模定義存続性など該当可否が難しい。
12	道路管理者がイベント開催側のノウハウが少ないことから申請者の主張を理解できないことがある。
13	短期間で終了する縁日露店については、占有許可を要しないこととしており、現在まで、これに該当するケースしか無く、本市の許可に係るノウハウが不足している。
14	明確な基準がないため、系統的に対処できない(その都度、課内で協議)
15	警察等の関係機関との調整。
16	案件ごとの判断を行っているため、時間を要する。
17	道路使用許可の基準・判断等についても緩和措置の検討が必要。
18	イベント等で道路の一時使用にあたるのか、占有に当たるのか判断が難しいケースがあり、担当者が変わった後でも一貫した見解で事務が遂行できているか不安である。
19	道路占有許可申請に不慣れな方からの申請が多く、実施日直前に相談・提出されるほか、添付書類の不備等が多いことから、ガイドラインの作成を進めている。
20	判断基準が曖昧である。

No.	記載内容
21	地域住民の理解・協力。

・都市再生推進法人の自由記述

選択肢「1～5」の記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

1 協議に時間がかかる、回数が多い

No.	記載内容
1	イベントごとに行政内部、各部門へ段階的な説明が必要。
2	沿道地権者等の協力取りまとめに多大な労力と時間を要する。
3	協議に時間がかかるため、その前の事業企画の時間が十分にとることができない
4	占用基準が厳しいため、個別協議を要する事案が多い印象を持っている。
5	道路空間活用の事例が多く、多くの案件がある中、占用許可を出す部署以外の了解も必要で、行政の担当部署とのアポ調整が大変である。
6	道路占用許可の特例制度の中に「広告塔」という表記があるが、デジタルサイネージという言葉が無いため担当者の理解を得ることに時間がかかっている。
7	道路占用協議には、実際上は、道路管理者に加え、所轄警察協議を伴う場合が多く、協議手続きの簡略化には限界がある。
8	利用ニーズのある道路は地域住民の日常生活にかかせない道路で、迂回路の確保が困難で、多数の住民との交渉など道路占有使用の協議が進んでいない。
9	道路占用と道路使用の許可申請を一括でできることを知らなかった。

2 占用料が高い

No.	記載内容
1	アーケード(商店街所有)内の左右合わせて16本の柱を広告物を掲示する面として利用しようとする と広告紙面の大きさの道路占有料金がかかる。 コロナ禍でキッチンカー特例を活用していたが、現在は社会実験として特例で運営中。
2	コロナ特例期間が終了し、占用料が高くなった。
3	減免を頂いているものの、年間を通して占用許可を得ているため、高額となる。
4	路線価が基準となるため、高容積率の民地の基準を道路の占用料に適用するのは、おかしいと考える。

3 道路管理者からの情報提供が少ない

No.	記載内容
1	行政の中で道路管理の所管課の理解・認識が低い。

4 占用許可(又は使用許可)が下りなかったことがある

No.	記載内容
1	路上イベントは警察の理解が得るのが難しい。

5 その他

No.	記載内容
1	商店街を歩行者天国にしたイベントを年に数回実施しているが、「昔ながらの方法」で進めることが暗黙の了解として商店街の中にあり、外部の人たちにも使ってもらうためのルールを作りにくい状況にある。
2	シェアサイクルなど自転車駐車器具の設置基準(固定方法や柵設置、P マーク設置など)が民地に比べ非常に厳しい点がハードルとなっている。
3	許可は下りても制限がかかったことがある。 企業色を出さないよう注意されるが、企業色が出ないと活用しにくい。
4	市との利便増進協定に基づく、道路占用許可の特例制度を活用し毎月歩道空間を活用してマーケットを開催しているが、毎月道路管理者に対する申請書を作成・届け出及び使用料が必要であるが、警察は今年度から免除(提出不要)になっている。
5	事実上、道路占用許可と道路使用許可の一括申請が運用されていない。
6	住民合意に手間がかかる。
7	所轄警察署の理解がすすまず、従来のマルシェによる道路占用許可の範疇を超えておらず、この制度を活用した道路の利活用にはなっていない。
8	過去に道路占用の許可が下りたとしても、次年度になると景観や企業色が出ることで制限がかかることがある。
9	警察との協議に当たって、ステークホルダーの意向が十分に反映できず、計画の見直しを迫られるような事態が想定される。

⑤「3. 制度に対するご意見、ご要望」

記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

・市区町村の道路管理者の自由記述

No.	記載内容
1	「国家戦略道路占用事業」から「歩行者利便増進道路制度」への移行について、【立体道路】の取扱いも明記してほしい。 ほこみち制度においてはグランドレベルの構造を基本としており、立体道路の取扱いが無いため、現在「国家戦略道路占用事業」で占用許可を得てイベント等を実施している立体道路に対して、令和9年3月31日以降継続できないと思うが、見解をご教授いただきたい。
2	ほこみち指定を行うにあたり、公安委員会への95条協議、所管警察署への33条協議が必要となるが、それぞれの担当部署でほこみち制度の理解度や協力意識にバラつきがあり、調整に時間を要している。 占用料の費用は、ほこみち指定により1/10に減額されるものの、昨今の物価高騰等により路線価が上昇しており、1/10であっても占用料が高額と感じ、道路空間の利活用に尻込みしてしまう団体もある。
3	都市再生特別措置法の特例を活用している場合に、ほこみちへ移行することのメリットや機能比較などを知りたい。
4	複数の占用制度が存在することによる説明の難しさを感じる。 ほこみち制度は個別申請が可能であり、運用面の難しさがある。
5	エリアマネジメント活動や社会実験時に交通管理者の理解(道路使用許可)を得やすいようにしてほしい。
6	エリアマネジメント団体ではなく、市が県道で行う社会実験にあたり、通常の道路占用基準内での実施となり、当ガイドラインについては活用が出来なかった。 警察との協議の中での県にならう通常の基準での判断となり、県内でも対応が各所で異なるため、ガイドラインに沿った活用が増えるように国からよりいっそう働きかけてほしい。 また、働きかけの加えて、国による人的・金銭的なサポートを得て、関係機関との協議を円滑にし、実例を増やす取り組みがあるとよいのではと感じる。
7	現行制度の運用が一律ではなく道路管理者に委ねられているため、一部の自治体では制度が機能していないと思われる。 本市は県道でオープンテラスの取り組みを実施しているため、市から県(道路管理者)に占用申請を行っているが、使用許可は別途交通管理者へ提出する必要があるが、ガイドライン4④の一括受付ができずに負担となっている。
8	都道府県警ごとに緩和の基準が異なっていること。
9	道路使用許可における警察協議が大きな負担となるケースが多く見受けられる。
10	自転車歩行者専用道へのほこみち制度適用の事例はあるか(ニュータウン建設等により整備されている自歩専について)。

・都市再生推進法人の自由記述

No.	記載内容
1	「ほこみち」制度など地方行政側の理解に疑問がある。
2	道路使用・道路占用に係る手続きに時間を要する。 道路内の常設的な滞留施設(椅子・ベンチ)の設置、道路占用の内容に制限がある
3	<p>道路占用による日常的かつ短時間の飲食施設(キッチンカー)の設置を実施しているが、占用料が高く車両形状を投影した小さな区画を限って占用することとなった。</p> <p>運用にあたって、付随するテーブル・ベンチなどはキッチンカーでテイクアウトしたものを飲食するためであれば食事施設として占用料が必要となるとの判断から、別途実施している滞在空間(ベンチ等)の設置はキッチンカーの占用位置から離して設置せざるを得なかった。</p> <p>占用料の高さが原因で利用性を高めるレイアウトが難しくなっているため、食事施設の利用者以外も一般に利用できる滞在空間はテイクアウトを飲食する可能性があっても、柔軟な判断をできるようさ れたい。</p> <p>歩行者利便増進道路の制度活用を検討し協議を進めたが、「歩行者利便増進道路制度は、既存の道路空間では活用できない」「新設道路であっても道路延長が短い場合は活用できない」などの自治体判断で制度活用に至っていない。制度上は上記のような条件設定は無いとの認識であるが、運用条件の周知・認知を高められたい。</p>

(7) 調査7:都市公園の利活用の課題把握のための調査

調査7は、「市区町村公園管理者」を対象として、まちづくり団体*が行うエリアマネジメント活動等(以下、「エリアマネジメント活動等」という。)を促進するための都市公園の利活用のあり方を検討することを目的として、都市公園の占用許可、公園内行為許可等に関する実態を把握するために実施した。

※ まちづくり団体

- ・ エリアマネジメントや地域の活性化等に取り組む法人、まちづくり会社、NPO 等
- ・ まちづくり活動を行う任意の団体、協議会、実行委員会等

1) 回答状況

調査7:都市公園の利活用の課題把握のための調査を行った結果、市区町村公園管理者の72.7%の回答があった。当該回答数の1,265には、管内に都市公園を有しない団体も含まれていたため、都市公園が無いことが確認できた71団体の回答を除いた1,194を有効回答とし、有効回答率は68.6%とした。

表 2.1-13 調査7:都市公園の利活用の課題把握のための調査回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
		有効回答数	有効回答率
市区町村公園管理者	1,741	1,265	72.7%
		1,194	68.6%

2) 調査項目 [市区町村公園管理者向]

調査7の調査項目については、次項以降に、「市区町村公園管理者」のアンケート調査の調査票を示した。

資料 2-12:調査 7[市区町村公園管理者向] 調査票

【調査7 都市公園の利活用の課題把握のための調査】

【調査の目的】

まちづくり団体（※）が行うエリアマネジメント活動等（以下、「エリアマネジメント活動等」という。）を促進するための都市公園の利活用のあり方を検討することを目的として、都市公園の占用許可、公園内行為許可等に関する実態を把握するものです。

【アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、以下の各内容を示すものです。

■ エリアマネジメント活動

地域の社会課題の解決やエリアの価値向上を目的として、地域が主体となって行う取組み（例：公共空間を活用したサービスの提供やにぎわいの創出、居心地の良い空間創出を目的とした地域の美化・清掃 など）

■（※） まちづくり団体

- ・ エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO等
- ・ まちづくり活動を行う任意の団体、協議会、実行委員会等

1. エリアマネジメント活動等に関する都市公園の占用料、使用料の減免の状況

題1-1 都市公園の占用料、使用料の減免の状況

エリアマネジメント活動等に関する都市公園の占用料、使用料の減免の状況について、**該当するもの（一つ）**に「○」印を選択（マルボタン式）してください。
 「5 その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容を記入願います。

	回答欄
1 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の占用料、使用料の減免を実施している	
2 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の占用料の減免を実施している	
3 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の使用料の減免を実施している	
4 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の占用料、使用料の減免を実施していない	
5 その他	
（その他記入欄）	

問1-2. 都市公園の占用料、使用料の減免の基準を明示する規程等

都市公園の占用料、使用料の減免の基準を明示する規程等について、 <u>該当するもの(一)</u> に「○」印を選択(プルダウン式)してください。 「その他」を回答する場合、「○」印を選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。	回答欄	記入欄： 規定名称等をご記入ください
1 「都市公園条例・同施行規則」にエリアシステム活動等に係る基準を示し、減免を実施している		
2 都市公園条例・同施行規則とは別に「エリアシステム活動等に係る基準を示す規程」を定め、当該規定に基づき減免を実施している		
その他 (「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる」というような規程により個別案件に応じて対応)		

当該規程等における減免対象の認定の考え方について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択し(プルダウン式)、 <u>その概要</u> を記入欄にご記入願います。 「その他」を回答する場合、「○」印を選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。	回答欄	記入欄： 具体的な内容があれば、概要をご記入ください
減免の対象となる「公益目的のエリアシステム活動等に係る占用物件」を定めている		
減免の対象となる「公益目的のエリアシステム活動等に係る公園内の行為」を定めている		
減免の対象となる「まちづくり団体が行う占用、公園内の行為の目的の公益性」を定めている		
減免の対象となる「まちづくり団体の属性」を定めている		
減免の対象となる「まちづくりや都市計画等に關するエリア等」を定めている		
6 その他		

2. 制度に対するご意見、ご要望

エリアマネジメント活動等による都市公園の利活用にあたって、現行制度（※）の課題や改善点などご意見があれば記載ください（自由記述）

※都市再生特別措置法に基づく都市公園占用許可の特例、公算設置管理制度（Park-PFI）等

3) 調査結果 [市区町村公園管理者向]

①「1. エリアマネジメント活動等に関する都市公園の占用料、使用料の減免の状況」

問 1-1 都市公園の占用料、使用料の減免の状況

■設問

エリアマネジメント活動等に関する都市公園の占用料、使用料の減免の状況について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択してください。

■回答

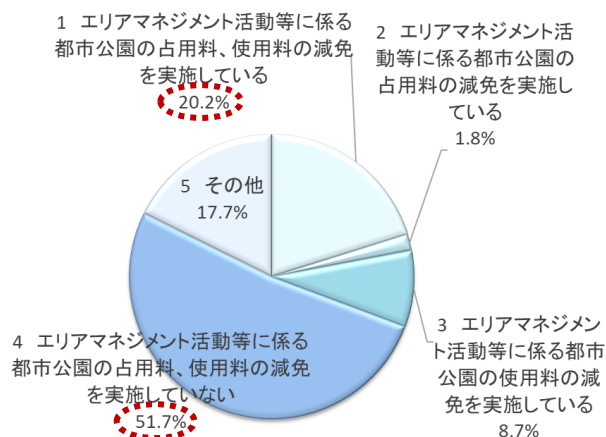
本設問は、市区町村公園管理者のみが回答する調査設計である。

エリアマネジメント活動等に関する都市公園の占用料、使用料の減免は、「4 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の占用料、使用料の減免を実施していない」が 591 件で最も多く、回答数の割合は 51.7%である。次いで、「1 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の占用料、使用料の減免を実施している」が 231 件で多く、回答数の割合は 20.2%である。

都市規模別に見ると、「10 万人未満」と「100 万人以上」は、他の都市規模と比較して、「3 使用料の減免を実施している」の回答割合が高い。また、「10 万人～50 万人未満」は、「1 占用料、使用料の減免を実施している」の回答割合が高い。

・市区町村公園管理者の回答(N=1,144(単回答))

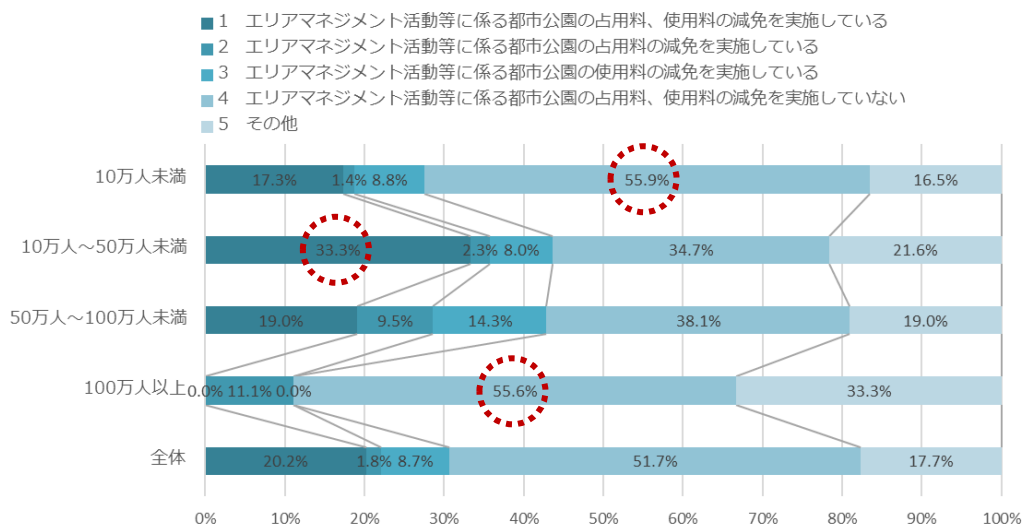
項目	回答数	割合
1 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の占用料、使用料の減免を実施している	231	20.2%
2 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の占用料の減免を実施している	21	1.8%
3 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の使用料の減免を実施している	99	8.7%
4 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の占用料、使用料の減免を実施していない	591	51.7%
5 その他	202	17.7%
合計	1,144	100.0%



■都市規模によるクロス集計

・市区町村公園管理者の回答(N=1,144(単回答))

	1 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の占用料、使用料の減免を実施している	2 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の占用料の減免を実施している	3 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の使用料の減免を実施している	4 エリアマネジメント活動等に係る都市公園の占用料、使用料の減免を実施していない	5 その他	合計
10万人未満	156	13	79	504	149	901
10万人～50万人未満	71	5	17	74	46	213
50万人～100万人未満	4	2	3	8	4	21
100万人以上	0	1	0	5	3	9
全体	231	21	99	591	202	1,144



■自由記述

選択肢「5」の記載欄に記入があった主な内容は、以下の通りである。

・市区町村公園管理者の自由記述

5 その他

No.	記載内容
1	行政とエリアマネジメント組織で設立した「官民連携プラットフォーム協議会」が主催するイベントについて減免
2	エリアマネジメント活動等を推進する所属課の依頼文がある場合
3	行政との共催、行政の後援がある場合、市の政策に沿った事業を展開する場合 等
4	都市再生推進法人の活動、NPO、JCなどが行う地域振興イベント 等
5	公共性が認められるもの、公共の用に供する場合、公益上特に必要があると認めるとき、公共的な団体が公益的な活動に供する場合 等
6	活動等の内容により個別に減免、イベントの内容や趣旨に応じて判断、案件・個別の判断により減免等
7	非営利の場合に限り減免、私的な利用のみ有料 等

問 1-2 都市公園の占用料、使用料の減免の基準を明示する規程等

■設問

都市公園の占用料、使用料の減免の基準を明示する規程等について、該当するもの(一つ)に「○」印を選択してください。

■回答

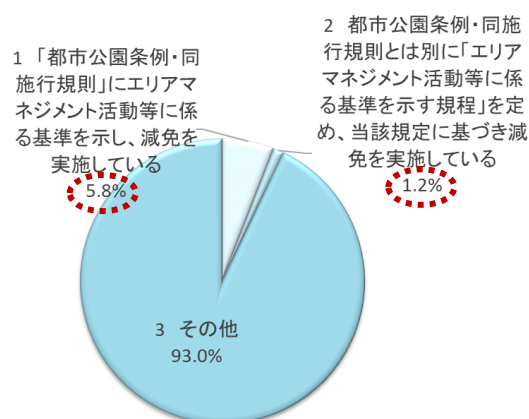
本設問は、市区町村公園管理者のみが回答する調査設計である。

エリアマネジメント活動等に関する都市公園の占用料、使用料の減免の基準を明示する規程等は、「1「都市公園条例・同施行規則」にエリアマネジメント活動等に係る基準を示し、減免を実施している」が 53 件で回答数の割合は 5.8%に留まり、「2 都市公園条例・同施行規則とは別に「エリアマネジメント活動等に係る基準を示す規程」を定め、当該規定に基づき減免を実施している」が 11 件で回答数の割合は 1.2%に留まる。

都市規模別に見ると、「10 万人未満」「10 万人～50 万人未満」「50 万人～100 万人未満」において、「1」の回答割合は概ね 5%前後であり、「100 万人以上」は 0%である。

・市区町村公園管理者の回答(N=910(単回答))

項目	回答数	割合
1 「都市公園条例・同施行規則」にエリアマネジメント活動等に係る基準を示し、減免を実施している	53	5.8%
2 都市公園条例・同施行規則とは別に「エリアマネジメント活動等に係る基準を示す規程」を定め、当該規定に基づき減免を実施している	11	1.2%
3 その他	846	93.0%
合計	910	100.0%

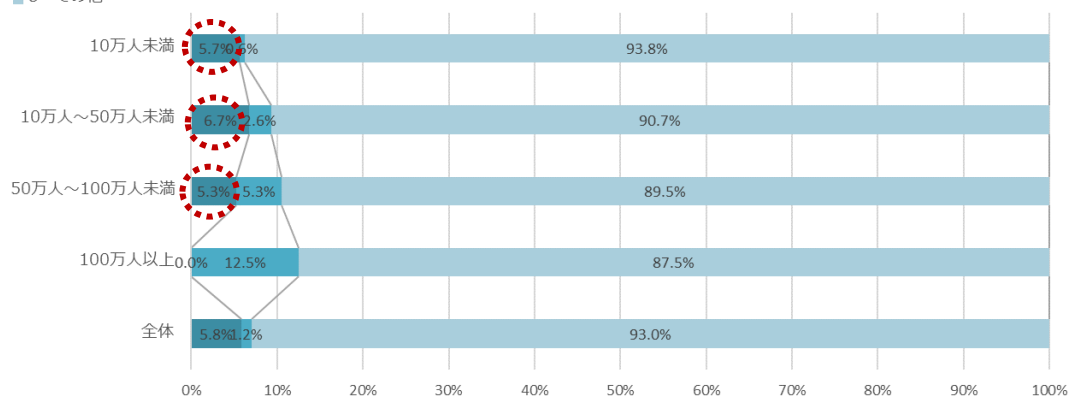


■ 都市規模によるクロス集計

・市区町村公園管理者の回答(N=910(単回答))

	1 「都市公園条例・同施行規則」にエリアマネジメント活動等に係る基準を示し、減免を実施している	2 都市公園条例・同施行規則とは別に「エリアマネジメント活動等に係る基準を示す規程」を定め、当該規定に基づき減免を実施している	3 その他	合計
10万人未満	39	4	647	690
10万人～50万人未満	13	5	175	193
50万人～100万人未満	1	1	17	19
100万人以上	0	1	7	8
全体	53	11	846	910

- 1 「都市公園条例・同施行規則」にエリアマネジメント活動等に係る基準を示し、減免を実施している
- 2 都市公園条例・同施行規則とは別に「エリアマネジメント活動等に係る基準を示す規程」を定め、当該規定に基づき減免を実施している
- 3 その他



問 1-2 当該規程等における減免対象の設定の考え方

■設問

当該規程等における減免対象の設定の考え方について、該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択し、その概要を記入欄にご記入願います。

■回答

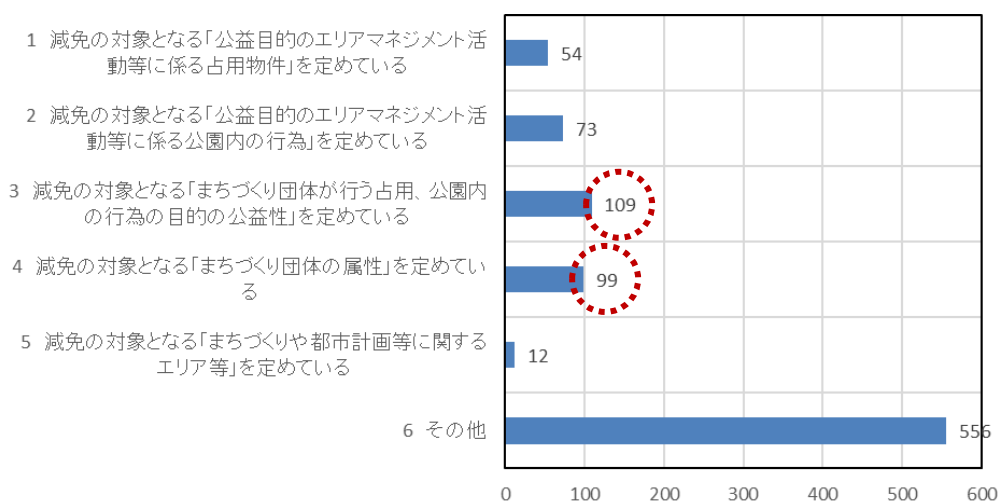
本設問は、市区町村公園管理者のみが回答する調査設計である。

規程等における減免対象の設定の考え方等は、「3 減免の対象となる「まちづくり団体が行う占有、公園内の行為の目的の公益性」を定めている」の回答数が 109 件で最も多く、次いで、「4 減免の対象となる「まちづくり団体の属性」を定めている」の回答数が 99 件で多くなっている。

都市規模別に見ると、「1」「2」「3」「4」「5」の各回答は、「10 万人～50 万人未満」の回答割合より、「10 万人未満」の回答割合が高くなる傾向がある。

・市区町村公園管理者の回答(N=767(複数回答))

項目	回答数	割合
1 減免の対象となる「公益目的のエリアマネジメント活動等に係る占有物件」を定めている	54	7.0%
2 減免の対象となる「公益目的のエリアマネジメント活動等に係る公園内の行為」を定めている	73	9.5%
3 減免の対象となる「まちづくり団体が行う占有、公園内の行為の目的の公益性」を定めている	109	14.2%
4 減免の対象となる「まちづくり団体の属性」を定めている	99	12.9%
5 減免の対象となる「まちづくりや都市計画等に関するエリア等」を定めている	12	1.6%
6 その他	556	72.5%



■都市規模によるクロス集計

・市区町村公園管理者の回答(N=1,194(複数回答))

	1 減免の対象となる「公益目的のエリアマネジメント活動等に係る占有物件」を定めている	2 減免の対象となる「公益目的のエリアマネジメント活動等に係る公園内の行為」を定めている	3 減免の対象となる「まちづくり団体が行う占有、公園内の行為の目的の公益性」を定めている	4 減免の対象となる「まちづくり団体の属性」を定めている	5 減免の対象となる「まちづくりや都市計画等に関するエリア等」を定めている	6 その他	対象団体数
10万人未満	47 8.3%	66 11.6%	98 17.3%	90 15.9%	11 1.9%	409 72.1%	567
10万人～50万人未満	6 4.3%	6 4.3%	10 7.2%	8 5.8%	0 0.0%	128 92.8%	138
50万人～100万人未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 100.0%	15
100万人以上	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	4 80.0%	5

②「2. 制度に対するご意見、ご要望」

■自由記述

記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

・市区町村公園管理者の自由記述

No.	記載内容
1	県や国のプラットフォームで実施するサウンディングの際に参加自治体が作成する資料(様式や記載要領など)を統一してほしい。
2	都市公園リノベーション協定制度を利用しようとする、前提として、公園が所在する地域が、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画において、滞在快適性向上区域に含まれている必要がある。 いわゆるウォークابلと連携して公園を活用していくという趣旨は分かるが、公園の地域性を考えた場合に滞在快適性向上区域にふさわしくない場合があったり、都市再生整備計画を新たに策定することに要する時間を考えると活動主体のスピード感に追いつかない場合もあるため、リノベーション協定制度の使い勝手が悪いように感じる。
3	公平な公園利用の観点から、指定管理者の事業による利用とエリアマネジメント活動等の公益的利用、地域住民・一般利用の適切な水準・期間、設定、利用料金減免等の取り扱いの基準が欲しい。
4	現行制度では、特定団体が公園内の一部を占有することや、用途に制限があり、エリアマネジメント活動の受け入れのハードルが高い。
5	条例上、占有料減免対象について明確な規定がないため、今後内規で定める予定。
6	都市再生推進法人の占有料、使用料の減免に対する詳細なルールが必要であると認識しているものの、現場運用の自治体には作り出すのが難しく感じている。自治体で取り組む際のガイドラインなどがあるとありがたい。
7	都市公園の維持管理やにぎわい創出に民間活力を導入したいが、都市部ではない本市の小規模な公園では参入事業者が見込めず、導入に至らない。
8	公園内で自動販売機の設置や物販等設置をしたい事業者の希望があり、設置管理許可をしていくにあたり、事業者選定方法をどのようにしていか検討している。
9	当市で取扱いの多いのが、自治会の清掃やお祭りなどでして、そういった活動もエリアマネジメント活動に該当すると捉える。
10	地域住民の行う公園愛護活動の支援や、公園内でのイベントに対する使用料の減免等を行っている。しかし、エリアマネジメントとして定義したうえで、活動の支援を行っていない。今後、エリアマネジメントを促進するのであれば、積極的な制度等の情報提供をお願いしたい。

No.	記載内容
11	公募設置管理制度の民間事業者によるカフェや売店の出店の収益化はまだまだ一部の大都市でしか難しい現状や、まちづくり団体は基本的に組織を立ち上げた人たちが新しい人々に入れ変わってしまうと機能しなくなる現状があるため、それよりも「まち」や「都市公園」の活性化のために誰でも気軽に行えるキッチンカー等(移動販売車)による臨時売店での飲食物販売の全国的な法整備が待たれる。
12	市町村によって都市再生推進法人に対する都市公園占用料または使用料の減免の解釈や運用が異なるため、都市再生特別措置法に基づく都市公園占用許可、使用許可の特例を作っていただきたい。
13	どのような活動をどのような規定で運用しているのか情報が欲しい。
14	もしエリアマネジメント活動等を目的とした団体を審査し、認定するシステムができれば、使用料の減免等の申請処理がスムーズになり、行政および団体にとってメリットとなる。
15	現行の内規上、エリアマネジメント団体単独の申請であると行為許可の申請者区分として行えないことが多くあり、相談をいただく場合がある。エリアマネジメント団体の取り扱いについては検討をしているところ。
16	まちづくり団体等がエリアマネジメント活動をしたと思う魅力的な公園にするという段階で、整備等コストがかかってしまうこと。
17	都市公園の管理部署が期待する都市公園の利活用とまちづくり団体が考える都市公園において実施するエリアマネジメント活動が合致しにくいことが課題と考える。
18	公募設置管理制度(Park-PFI)等の導入可能性調査を実施中だが、複数の省庁の許認可が必要なケースが予想されることから、国に窓口となる部署を設置していただきたい。
19	地方都市(人口規模 10 万人未満)の都市公園にとって、現行 Park-PFI 制度が扱いづらいと感じている。
20	埼玉県河川環境課と連携して、水辺 de ベンチャーチャレンジを実施しております。河川及びその周辺施設の都市公園を一体的に捉え、エリアマネジメント活動等についても検討しているところですが、補助金等の情報があれば積極的に共有をしていただきたい。
21	都市再生特別措置法に基づく特例占用について、対象者は一体型ウォークアブル事業の実施主体となっているが、その収益や用途について、都市公園内で指定管理者等の公園管理者が活用できるような仕組みがあれば良いと考える。
22	地方によっては、公園の管理と収益活動を同時に行える企業(体)が限られることがあり、エリアマネジメント活動を積極的に行う企業と公園管理者のマッチングの場があると良い。
23	各種制度の利用促進のため、チャート図やチェックリストなどの全自治体で共有できる基準があると良い。

(8) 調査8: エリアマネジメントの目的や成果に関する意識調査

調査8は、「市区町村まちづくり担当課」を対象として、まちづくり団体※が行うエリアマネジメント活動等(以下、「エリアマネジメント活動等」という。)の目的や成果について、国による情報発信や解説のあり方等を整理することを目的に、まちづくりの現場における実務担当者等の考え方や認識を把握するために実施した。

※ まちづくり団体

- ・ エリアマネジメントや地域の活性化等に取り組む法人、まちづくり会社、NPO 等
- ・ まちづくり活動を行う任意の団体、協議会、実行委員会等

1) 回答状況

調査8: エリアマネジメントの目的や成果に関する意識調査を行った結果、市区町村まちづくり担当課の 80.3%の回答があった。

表 2.1-14 調査8: エリアマネジメントの目的や成果に関する意識調査回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
市区町村まちづくり担当課	1,741	1,398	80.3%

2) 調査項目 [市区町村まちづくり担当課向]

調査8の調査項目については、次項以降に、「市区町村まちづくり担当課」のアンケート調査の調査票を示した。

資料 2-13: 調査 8[市区町村まちづくり担当課向] 調査票

【調査8 エリアマネジメントの目的や成果に関する意識調査】

【調査の目的】

まちづくり団体（※）が行うエリアマネジメント活動等（以下、「エリアマネジメント活動等」という。）の目的や成果について、国による情報発信や解読のあり方を整理することを目的に、まちづくりの現場における実務担当者等の考え方や認識を把握するものです。

【本アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、以下の各内容を示すものです。

■ エリアマネジメント活動

地域の社会課題の解決やエリアの価値向上を目的として、地域が主体となって行う取組み（例：公共空間を活用したサービスの提供やにぎわいの創出、居心地の良い空間創出を目的とした地域の美化・清掃 など）

■（※）まちづくり団体

- ・ エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO等
- ・ まちづくり活動を行う任意の団体、協議会、実行委員会等

1. 今後のエリアマネジメント活動等で重要と考えるテーマ

今後のエリアマネジメント活動等で重要と考えるテーマについて、最も重要な5の
 (1)から(5)までを選択（プルダウン式）してください。
 そのうえで、最も重要な5の以外で、重要と考えるテーマに該当する5のすべて
 (複数回答)に(6)から(12)までを選択（プルダウン式）してください。
 「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。

1	ウエルビーイングの実現を目指した地域・空間・まちづくり	
2	子育て・子ども環境の形成	
3	安全・安心、防災・減災（水害、地震 等）	
4	民間投資やビジネス機会の拡大、PPP/PFIの推進	
5	環境問題、環境価値を重視したストック活用・形成、グリーントランスフォーメーション（GX）	
6	バリアフリー社会の実現、ユニバーシティサイエンスのまちづくり	
7	空き家対策、所有者不明土地等対策	
8	景観の保全	
9	地方経済・雇用を支える観光や農林水産業等	
10	地方都市のイノベーション、大都市の国際競争力の強化、二拠点居住等住生活環境の充実	
11	コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、コンパクト・クラス	
12	その他	
その他の指定欄 _____		

2. エリアマネジメント活動等に対する期待

今後、貴団体管内で行われるエリアマネジメント活動等に対し、行政として期待する成果について、最も重要なもの（一つ）に「○」印を選択（ツルダラウンス式）してください。

そのうえで、最も重要なもの以外で、期待する成果に該当するものをすべて（複数回答）に「□」印を選択（ツルダラウンス式）してください。

「その他」を回答する場合、「○」印をご選択の後、記入欄に当該内容をご記入願います。

	回答欄
1 まちへの愛着（シビックプライド）の醸成	
2 地域の付加価値向上、ブランドの育成	
3 まちの安全・安心、環境、景観の向上	
4 消費活動や売上、雇用などの経済への効果	
5 来街者増、集客（買い物客、観光客等）の効果	
5 資産価値の維持・増大、空き家・空き店舗減	
6 イノベーションや新たな産業創出	
7 定住促進	
8 国際競争や地域間競争	
9 コンパクトシティの形成	
10 その他	
（その他記入欄）	

3) 調査結果 [市区町村まちづくり担当課向]

①「1. 今後のエリアマネジメント活動等で重要と考えるテーマ」

■設問

今後のエリアマネジメント活動等で重要と考えるテーマについて、最も重要なもの(一つ)に「◎」印を選択してください。そのうえで、最も重要なもの以外で、重要と考えるテーマに該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択してください。

■回答

本設問は、市区町村まちづくり担当課のみが回答する調査設計である。

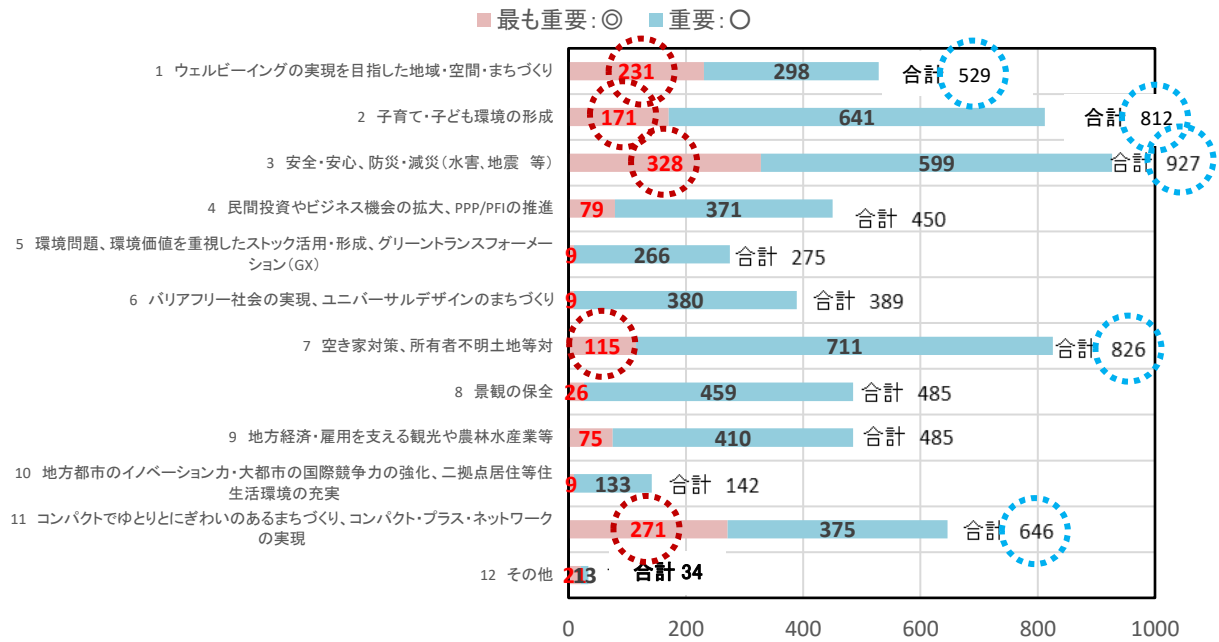
今後のエリアマネジメント活動等で重要と考えるテーマについて、「最も重要:◎」とする回答は、「3 安全・安心、防災・減災(水害、地震 等)」が最も多く、続いて、「11 コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、コンパクト・プラス・ネットワークの実現」「1 ウェルビーイングの実現を目指した地域・空間・まちづくり」「2 子育て・子ども環境の形成」「7 空き家対策、所有者不明土地等対」の順に回答数が多くなっている。一方、「最も重要:◎」に「重要:○」を加えた回答数の合計は、「3」が最も多いのは「最も重要:◎」のみの結果と同じだが、それに続く回答が、「2」「7」「11」「1」の順に多くなっている。

「最も重要:◎」を都市規模別に見ると、全ての都市規模において、「1」の各回答は、他の都市規模の回答割合より高い傾向がある。

「重要:○」を都市規模別に見ると、「3」「5」の各回答は、「10 万人未満」の回答割合が最も小さく、「100 万人以上」の回答割合が最も高い傾向がある。また、「10 万人未満」の「3」は、他の都市規模の回答数より著しく少なく、「10 万人～50 万人未満」の「11」と「100 万人以上」の「10 地方都市のイノベーション力・大都市の国際競争力の強化、二拠点居住等住生活環境の充実」は、他の都市規模の回答数より多い傾向がある。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,356(複数回答))

項目	最も重要:◎		重要:○	
	回答数	割合	回答数	割合
1 ウェルビーイングの実現を目指した地域・空間・まちづくり	231	17.0%	298	22.0%
2 子育て・子ども環境の形成	171	12.6%	641	47.3%
3 安全・安心、防災・減災(水害、地震 等)	328	24.2%	599	44.2%
4 民間投資やビジネス機会の拡大、PPP/PFI の推進	79	5.8%	371	27.4%
5 環境問題、環境価値を重視したストック活用・形成、グリーントランスフォーメーション(GX)	9	0.7%	266	19.6%
6 バリアフリー社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくり	9	0.7%	380	28.0%
7 空き家対策、所有者不明土地等対	115	8.5%	711	52.4%
8 景観の保全	26	1.9%	459	33.8%
9 地方経済・雇用を支える観光や農林水産業等	75	5.5%	410	30.2%
10 地方都市のイノベーション力・大都市の国際競争力の強化、二拠点居住等住生活環境の充実	9	0.7%	133	9.8%
11 コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、コンパクト・プラス・ネットワークの実現	271	20.0%	375	27.7%
12 その他	21	1.5%	13	1.0%
合計	1,344	100.0%	3,392	100.0%



■ 都市規模によるクロス集計

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,356(複数回答))

最も重要: ◎	1 ウェルビーイングの実現を目指した地域・空間・まちづくり	2 子育て・子ども環境の形成	3 安全・安心、防災・減災(水害、地震等)	4 民間投資やビジネス機会の拡大、PPP/PFIの推進	5 環境問題、環境価値を重視したストック活用・形成、グリーントランスフォーメーション(GX)	6 バリアフリー社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくり	7 空き家対策、所有者不明土地等対	8 景観の保全	9 地方経済・雇用を支える観光や農林水産業等	10 地方都市のイノベーションカ・大都市の国際競争力の強化、二拠点居住等住生活環境の充実	11 コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、コンパクト・プラス・ネットワークの実現	12 その他	回答団体数
10万人未満	152 13.8%	157 1.1%	296 2.0%	48 0.3%	8 0.1%	8 0.1%	108 0.7%	26 0.2%	73 0.5%	3 0.0%	196 1.3%	16 0.1%	1,101
10万人~50万人未満	65 29.3%	13 5.9%	30 13.5%	27 12.2%	1 0.5%	0 0.0%	7 3.2%	0 0.0%	2 0.9%	6 2.7%	67 30.2%	3 1.4%	222
50万人~100万人未満	11 50.0%	1 4.5%	2 9.1%	2 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 27.3%	0 0.0%	22
100万人以上	3 27.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	2 18.2%	11

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,356(複数回答))

重要: ○	1 ウェルビーイングの実現を目指した地域・空間・まちづくり	2 子育て・子ども環境の形成	3 安全・安心、防災・減災(水害、地震等)	4 民間投資やビジネス機会の拡大、PPP/PFIの推進	5 環境問題、環境価値を重視したストック活用・形成、グリーン・トランスフォーメーション(GX)	6 パリアフリー社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくり	7 空き家対策、所有者不明土地等対	8 景観の保全	9 地方経済・雇用を支える観光や農林水産業等	10 地方都市のインノベーション・大都市の国際競争力の強化、二拠点居住等住生活環境の充実	11 コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、コンパクト・プラス・ネットワークの実現	12 その他	回答団体数
10万人未満	203 18.4%	514 3.5%	474 3.2%	254 1.7%	192 1.3%	277 1.9%	591 4.0%	339 2.3%	334 2.3%	74 0.5%	274 1.8%	9 0.1%	1,101
10万人～50万人未満	80 36.0%	113 50.9%	102 45.9%	102 45.9%	60 27.0%	90 40.5%	111 50.0%	103 46.4%	66 29.7%	47 21.2%	89 40.1%	2 0.9%	222
50万人～100万人未満	10 45.5%	9 40.9%	15 68.2%	9 40.9%	8 36.4%	9 40.9%	4 18.2%	10 45.5%	5 22.7%	5 22.7%	7 31.8%	1 4.5%	22
100万人以上	5 45.5%	5 45.5%	8 72.7%	6 54.5%	6 54.5%	4 36.4%	5 45.5%	7 63.6%	5 45.5%	7 63.6%	5 45.5%	1 9.1%	11

■自由記述

記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

1. 今後のエリアマネジメント活動等で重要と考えるテーマ

No.	記載内容
1	エリマネ活動団体の自立・自走のための財源確保、行政による伴走支援
2	まちづくり団体の持続可能な収入源の確保
3	組織の持続性
4	活動の実施主体や利用主体の双方になる、人手の維持・確保
5	置き換えができる持続可能なまちづくり
6	官民協働による推進、官民の活力
7	継続したにぎわいのあるまちづくり
8	新たなコミュニティの形成
9	生産性や需要の観点からエリアマネジメント活動による効果は低いと感じる。
10	地域とをつなぐ公共交通等の移動手段の確保
11	地域の特色を活かしたまちづくり
12	地域の美化・清掃
13	地域既存団体の理解、地域住民等の意欲、継続性などにぎわいの形成、地域経済の活性化、教育の推進、文化創造、生涯学習の機会の提供
14	賑わいの創出、来街者の増加
15	移住定住の推進、関係人口の創出・拡大
16	復興に資する取り組み

②「2. エリアマネジメント活動等に対する期待」

■設問

今後、貴団体管内で行われるエリアマネジメント活動等に対し、行政として期待する成果について、最も重要なもの(一つ)に「◎」印を選択してください。そのうえで、最も重要なもの以外で、期待する成果に該当するものすべて(複数回答)に「○」印を選択してください。

■回答

本設問は、市区町村まちづくり担当課のみが回答する調査設計である。

今後、行政として期待する成果について、「最も重要:◎」とする回答は、「3 まちの安全・安心、環境、景観の向上」が最も多く、続いて、「1 まちへの愛着(シビックプライド)の醸成」「2 地域の付加価値向上、ブランドの育成」「8 定住促進」「10 コンパクトシティの形成」の順に回答数が多くなっている。一方、「最も重要:◎」に「重要:○」を加えた回答数の合計は、「3」が最も多く、続いて、「8」「2」「5 来街者増、集客(買い物客、観光客等)の効果」の順に回答数が多くなっている。

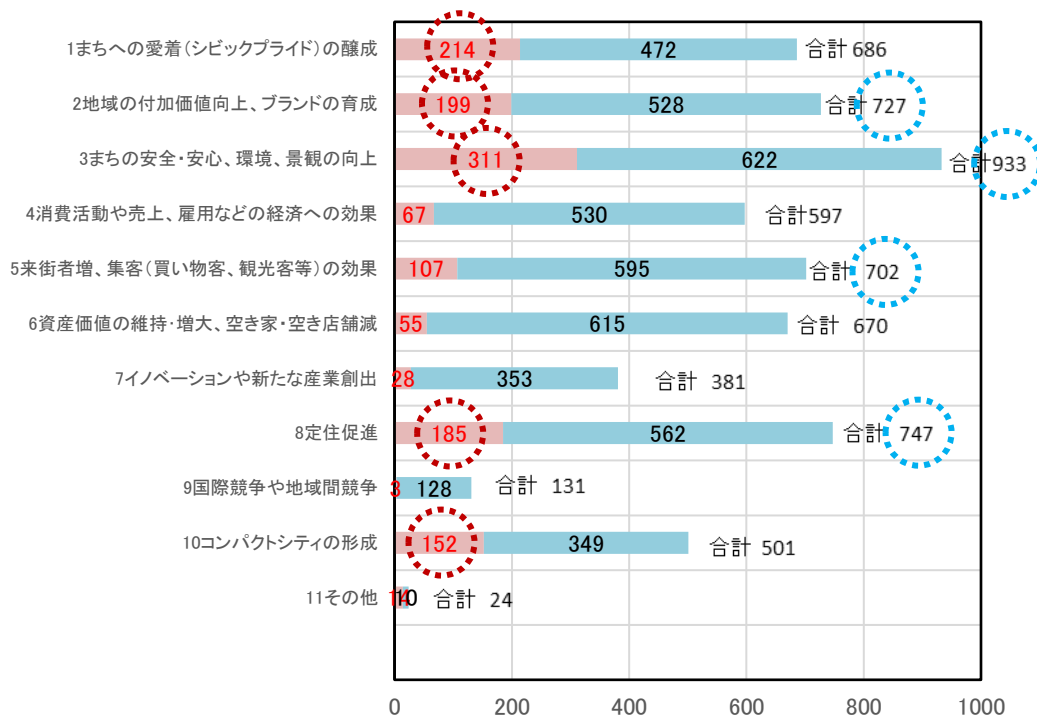
「最も重要:◎」を都市規模別に見ると、「2」の回答は、「10 万人未満」の回答割合が最も小さく、「100 万人以上」の回答割合が最も高い傾向がある。

「重要:○」を都市規模別に見ると、「1」「3」「4」「5」の各回答は、「10 万人未満」の回答割合が最も小さく、「100 万人以上」の回答割合が最も高い傾向がある。また、「10 万人未満」の「9 国際競争や地域間競争」は、他の都市規模の回答数より著しく少なく、「100 万人以上」の「6 資産価値の維持・増大、空き家・空き店舗減」は、他の都市規模の回答数より多い傾向がある。

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,356(複数回答))

項目	最も重要:◎		重要:○	
	回答数	割合	回答数	割合
1 まちへの愛着(シビックプライド)の醸成	214	15.8%	472	34.8%
2 地域の付加価値向上、ブランドの育成	199	14.7%	528	38.9%
3 まちの安全・安心、環境、景観の向上	311	22.9%	622	45.9%
4 消費活動や売上、雇用などの経済への効果	67	4.9%	530	39.1%
5 来街者増、集客(買い物客、観光客等)の効果	107	7.9%	595	43.9%
6 資産価値の維持・増大、空き家・空き店舗減	55	4.1%	615	45.4%
7 イノベーションや新たな産業創出	28	2.1%	353	26.0%
8 定住促進	185	13.6%	562	41.4%
9 国際競争や地域間競争	3	0.2%	128	9.4%
10 コンパクトシティの形成	152	11.2%	349	25.7%
11 その他	14	1.0%	10	0.7%
合計	1335		4,764	

■ 最も重要:◎ ■ 重要:○



■ 都市規模によるクロス集計

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,356(複数回答))

最も重要 ◎	1 まちへの愛着(シビックプライド)の醸成	2 地域の付加価値向上、ブランドの育成	3 まちの安全・安心、環境、景観の向上	4 消費活動や売上、雇用などの経済への効果	5 来街者増、集客(買い物客、観光客等)の効果	6 資産価値の維持・増大、空き家・空き店舗減	7 イノベーションや新たな産業創出	8 定住促進	9 国際競争や地域間競争	10 コンパクトシティの形成	11 その他	回答団体数
10 万人未満	170 15.6%	128 11.7%	280 25.6%	61 5.6%	71 6.5%	43 3.9%	21 1.9%	172 15.7%	3 0.3%	120 11.0%	11 1.0%	1,093
10 万人～50 万人未満	37 16.7%	55 24.8%	28 12.6%	5 2.3%	32 14.4%	12 5.4%	6 2.7%	13 5.9%	0 0.0%	31 14.0%	3 1.4%	222
50 万人～100 万人未満	6 27.3%	8 36.4%	3 13.6%	1 4.5%	3 13.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.5%	0 0.0%	22
100 万人以上	1 9.1%	8 72.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11

・市区町村まちづくり担当課の回答(N=1,356(複数回答))

重要 ◎	1 まちへの愛着(シビックプライド)の醸成	2 地域の付加価値向上、ブランドの育成	3 まちの安全・安心、環境、景観の向上	4 消費活動や売上、雇用などの経済への効果	5 来街者増、集客(買い物客、観光客等)の効果	6 資産価値の維持・増大、空き家・空き店舗減	7 イノベーションや新たな産業創出	8 定住促進	9 国際競争や地域間競争	10 コンパクトシティの形成	11 その他	回答団体数
10万人未満	340	405	468	389	447	469	263	461	72	250	5	1,093
	31.1%	37.1%	42.8%	35.6%	40.9%	42.9%	24.1%	42.2%	6.6%	22.9%	0.5%	
10万人～50万人未満	111	108	129	119	124	126		90	42	90	5	222
	50.0%	48.6%	58.1%	53.6%	55.9%	56.8%	35.1%	40.5%	18.9%	40.5%	2.3%	
50万人～100万人未満	13	12	16	13	15	11	7	5	6	4	0	22
	59.1%	54.5%	72.7%	59.1%	68.2%	50.0%	31.8%	22.7%	27.3%	18.2%	0.0%	
100万人以上	8	3	9	9	9	9	5	6	8	5	0	11
	72.7%	27.3%	81.8%	81.8%	81.8%	81.8%	45.5%	54.5%	72.7%	45.5%	0.0%	

■自由記述

・市区町村まちづくり担当課の自由記述

記載欄に記入があった内容は、以下の通りである。

2. エリアマネジメント活動等に対する期待

No.	記載内容
1	エリアマネジメント団体の自走化、ウォークアブル区域内の回遊性の向上
2	公民連携による公共空間の活用や空き家など低未利用のリノベーションによる活性化
3	公民連携まちづくりに向けた合意形成の推進
4	商業地が魅力的な観光地として、適正管理され、持続的に発展すること
5	取組みの規模、内容、場所、主体となる構成員によって、期待する成果も変わるべき。 また、8については、地域間競争という側面だけでなく、例えば他地域との役割分担や協力、相乗効果等も期待している。
6	新しいライフスタイルづくり
7	新たなコミュニティの形成
8	生産的な思考と、挑戦に対する失敗や、間違いが許容される地域社会への変化
9	地域課題の適切な把握及び課題解決に向けた事業提案 地域団体との連携強化
10	復興に資する取り組み
11	民間投資の活性化、低未利用地(駐車場など)の活用促進、街なか居住人口の増加
12	生産性や需要の観点からエリアマネジメント活動による期待は低い。

(9) 調査9:都市特性評価指標・ツールに関する調査

調査9は、「市区町村企画担当課」を対象として、全国の都市がそれぞれの個性あるまちづくりを進めるため、自治体や民間事業者が活用できるよう、分野や属性等に分けて都市の強みや弱みなどを相対的に評価・分析するための指標・ツールの活用状況を把握することを目的として実施した。

1) 回答状況

調査9:都市特性評価指標・ツールに関する調査を行った結果、市区町村企画担当課の80.8%の回答があった。

表 2.1-15 調査9:都市特性評価指標・ツールに関する調査回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
市区町村企画担当課	1,741	1,406	80.8%

2) 調査項目 [市区町村企画担当課向]

調査9の調査項目については、次項以降に、「市区町村企画担当課」のアンケート調査の調査票を示した。

資料 2-14. 調査 9[市区町村企画担当課向] 調査票

【調査 9 都市特性評価指標・ツールに関する調査】

【調査の目的】

本調査は全国の都市がそれぞれの個性あるまちづくりを進めるため、自治体や民間事業者が活用できるよう、分野や属性等に分けて都市の強みや弱みなどを相対的に評価・分析するための指標・ツールの活用状況を把握することを目的として実施するアンケート調査です。
 本調査にて得られた結果につきましては、国土交通省都市局の各種施策等の検討資料及び会議等の資料として活用させていただきますことを想定しております。
 お忙しいところ誠に恐れ入りますが、指標・ツールの活用したまちづくりの深化に向け、何卒、ご協力賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

【アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、以下の主体による指標・ツールに関するものです。

- 1 デジタル庁 : Liveable Well-Being City 指標
- 2 森記念財団 : 日本の都市特性評価
- 3 国土交通省 : 都市モニタリングシート (都市構造の評価に関するハンドブック)
- 4 東京大学生産技術研究所 : MY CITY FORECAST
- 5 内閣府・経済産業省 : RESAS (地域経済分析システム)
- 6 NRI : 成長可能性都市ランキング
- 7 環境省 : 地域経済循環分析
- 8 環境省 : REPOS (再生可能エネルギー情報提供システム)
- 9 一般社団法人日本サステナブル建築協会 : CASBEE-都市
- 10 内閣官房 : 地域評価指標
- 11 厚生労働省 : 地域包括ケア「見える化」システム
- 12 内閣府 : 経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース
- 13 フラント総合研究所 : 地域ブランド調査 (魅力度ランキング)

ご回答の際には、以下のリンクに標示している、上記「1」～「13」の各ツールの詳細を説明する参考資料を参照してください。

参考資料のリンク <https://www.koshinai.jp/mlt-kannin-machizukuri/file/file09.pdf>

1. 都市の強みや弱みなどを相対的に評価・分析するための指標・ツールの活用状況

問 1-1. 都市特性評価指標・ツールの活用状況

都市の強みや弱みなどを相対的に評価・分析するためのツールの活用状況について、右の回答欄の3つの選択肢（「○：活用している」「△：一部活用している（指標項目を参考にしている等）」、「×：活用していない）」のうち該当するものを（一ツ）を選択してください。（複数選択可）。	回答欄
カテゴリー	ツール
総合	
1 デジタル庁: Liveable Well-Being City 指標	
2 森記念財団: 日本の都市特性評価	
3 国土交通省: 都市モニタリングシート (都市構造の評価に関するハンドブック)	
4 東京大学生産技術研究所: MY CITY FORECAST	
5 内閣府・経済産業省: RESAS (地域経済分析システム)	
6 NRI: 成長可能性都市ランキング	
7 環境省: 地域経済循環分析	
8 環境省: REPOS (再生可能エネルギー情報提供システム)	
9 一般社団法人日本サステナブル建築協会: CASBEE-都市	
10 内閣官房: 地域評価指標	
11 厚生労働省: 地域包括ケア「見える化」システム	
12 内閣府: 経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース	
13 フラント総合研究所: 地域ブランド調査	

問1-2 具体的な活用方法・活用した結果（活用してよかった点）

以下の設問は、「問1-1 都市特性評価指標・ツールの活用状況」の設問において、「Q：活用している」又は「A：一部活用している（指標項目を参考にしている等）」とご回答されたツールのについて、具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）をお聞きするものです。
以下の3つの回答例（記入例）を参考に、当該内容を自由記述にてご記載ください。

■回答例（記入例） 1

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】
【総合】「森記念財団：日本の都市特性評価」の結果を用いて都市の特色を把握し、独自の観光施策立案につなげたことで観光客が増えた

■回答例（記入例） 2

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】
【産業・経営】「内閣府・経済産業省：RESAS」の結果を小規模事業者持続化補助金等の助成金事業の申請の際の申請項目にすることにより、客観的なデータをを用いた事業の比較が可能となった

■回答例（記入例） 3

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】
【まちづくり】「都市構造の評価に関するハンドブック」によるリーダーチャートを用いて、立地適正化計画の策定や都市機能誘導施設立地促進事業の検討の際に参考情報としている

【回答欄】

※ 以下には、「問1-1 都市特性評価指標・ツールの活用状況」の設問で「Q：活用している」又は「A：一部活用している（指標項目を参考にしている等）」とご回答されたツールに対応するそれぞれの回答欄へのご記入をお願いします。

1 ツリサル市：Liveable Well-Being City 指標

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

2 森記念財団：日本の都市特性評価

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

3 国土交通省：都市モビリティプラットフォーム（都市構造の評価に関するハンドブック）

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

4 東京大学生産技術研究所：MY CITY FORECAST

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

5 内閣府・経済産業省：RESAS（地域経済分析システム）

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

6 NRI：成長可能性都市ランキング

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

7 環境省：地域経済循環分析

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

8 環境省：REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

9 一般社団法人日本サステナブル建築協会：CASBEE-都市

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容】

10 内閣官房：地域評価指標

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容が】

11 厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システム

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容が】

12 内閣府：経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容が】

13 フラント総合研究所：地域ブランド調査

【具体的な活用方法や、活用した結果（活用してよかった点 等）の内容が】

2. その他のツールの活用状況

<p>前記指標の「1. 都市の強みや弱みなどを相対的に評価・分析するための指標・ツールの活用状況」に示した「11～13」のツール以外で、貴団体が、都市の強みや弱みなどを相対的に評価・分析するために活用しているツールの有無について、該当する五の（一）に「○」印を選択（マルクランプ式）してください。</p>	回答欄
1 「1」～「13」のツール以外で活用しているツールがある	
2 「1」～「13」のツール以外で活用しているツールはない	

上の説明で「1」「11」～「13」のツール以外で活用しているツールがある」を回答した場合、下の記入欄に当該ツールの名称を当該内容をご記入願います。また、「4-a 独自制度を持っている」又は「4-b 他の制度を活用している」を回答する場合、「○」印をご選択の後、下の記入欄に当該内容をご記入願います。

ツール名称	
ツールの運用等の主体	
ツールの活用方法	
活用した結果（活用してよかった点 等）	

3. 参考にしたい観点、アイデア等

ここでは、今後、自身の都市の特性を把握するにあたって、計画分析の参考にしたい観点・切り口やツールに関する具体的なアイデアがあれば教えてください（3つまで）。

■ 回答例（記入例）

【計画分析の参考にしたい観点・切り口やツールに関する具体的なアイデアの内容】

【観光】観光分野において地区の状況を分析し、どのような施策が適切か提案してくれるツール・マニュアルが欲しい

回答欄 1

【計画分析の参考にしたい観点・切り口やツールに関する具体的なアイデアの内容】

--

回答欄 2

【計画分析の参考にしたい観点・切り口やツールに関する具体的なアイデアの内容】

--

回答欄 3

【計画分析の参考にしたい観点・切り口やツールに関する具体的なアイデアの内容】

--

2.2 都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料に関する調査の実施

都市再生推進法人に対し、都市再生推進法人の活動実態を把握し、結果の分析・整理を行った。

2.2.1 調査方法

本調査は、都市再生推進法人の法人概要、活動情報、財務情報等について、都市再生推進法人に提出を依頼するものである。この調査の実施については、前節のアンケート調査の実施にあわせ、都市再生推進法人が存する地方公共団体のまちづくり担当課から、管内の都市再生推進法人にアンケート調査への回答とあわせて、都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料の作成（作成済みの場合は更新）と当該データの提出を依頼した。

2.2.2 調査内容

提出を依頼した資料は、「法人概要資料」と「活動実態資料」であり、それぞれ表 2.2-1 に示す調査内容となっている。調査対象は、全国の都市再生推進法人とした。

表 2.2-1 都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料に関する調査

調査項目		主な内容	対象 団体	団体 数	一覧掲 載箇所
法人概要資料		<ul style="list-style-type: none"> Basic information 法人の紹介 官民連携による事業推進体制 活動エリア Project Hot topic Tool(活用している各種まちづくり制度) 			
活動 実態 資料	法人の概要	<ul style="list-style-type: none"> 法人名、主たる事務所の所在地、代表者氏名、設立登記年月日、都市再生推進法人指定年月日 定款や組織規約等に記載された団体・法人の目的、活動の目標、団体・法人の主な活動内容及び主なサービスの対象者 活動エリアの主な用途地域(プルダウンで選択)活動エリアの概況(活動エリア面積と直近5か年の公示価格) 構成員等、年間予算、団体の性格 本件の担当者、ホームページ等 	都市再生推進法人	111	表 2.1-2
	活動情報 (事業分野、理由、工夫)	(1)主となる収入(収益の多い順に上位3つ。事業分野と収益を上げられている理由・そのための工夫) (2)主となる経費等(経費の多い順に上位3つ。どのようなことにお金がかかるか。またその理由。経費削減に向けた工夫)			
	市・民間事業者等からの支援と保有資産の状況	(1)市・民間事業者等からの支援の状況 (2)保有資産の状況			
	任意回答調査票 (財務情報)	(1)直近の事業年度(直近の決算) (2)(1)の事業年度の予算額 (3)貸借対照表			

資料 2-16: 都市再生推進法人の活動実態資料

都市再生推進法人の活動実態に関する調査※以下の黄色の部分に記載して下さい。

ふりがな			法人の形態 (法人区分)	株式会社						
法人名										
ふりがな										
主たる事務所の所在地										
代表者氏名										
設立登記年月日	平成	年	月	日	定款や組織規約等の有無					
都市再生推進法人指定年月日	平成	年	月	日	有 有・無を選択					
定款や組織規約等に記載された団体・法人の目的										
活動の目標	大津市中心市街地の活性化とまちづくりの推進にかかる事業を行う									
団体・法人の主な活動内容及び主なサービスの対象者(いずれか一つに○)	1. 活動内容	サービスの対象者	1. 居住者	2. 事業者	3. これら以外の来訪者					
	2. 活動内容	サービスの対象者	1. 居住者	2. 事業者	3. これら以外の来訪者					
	3. 活動内容	サービスの対象者	1. 居住者	2. 事業者	3. これら以外の来訪者					
	4. 活動内容	サービスの対象者	1. 居住者	2. 事業者	3. これら以外の来訪者					
	5. 活動内容	サービスの対象者	1. 居住者	2. 事業者	3. これら以外の来訪者					
	6. 活動内容	サービスの対象者	1. 居住者	2. 事業者	3. これら以外の来訪者					
活動エリアの主な用途地域(ブルダウんで選択)	2. 商業地域									
活動エリアの概況(活動エリア面積と直近5か年の公示価格)	面積	461	ha	公示価格	年度	円				
					年度	円				
					年度	円				
					年度	円				
					年度	円				
※活動エリア近傍の1箇所の公示価格を記載										
構成員等(可能な範囲で記入してください)	事務局の職員数		名	常勤職員		名	非常勤職員		名	
	会員数/社員数		名							
	主な構成員(本社の所在地が活動エリア外の場合、組織名の後ろに()書きで所在地住所を記載)(構成員が個人の場合所属する組織名)		1.							
			2.							
			3.							
			4.							
			5.							
	出資者数		名	自治体の出資割合	%	出資自治体	大津市			
	主な出資者		1.							
			2.							
3.										
4.										
5.										
年間予算	約 23,000 千円(直近の事業年度)									
団体の性格(近いものに○)	1. 公的機関の関与が強い団体(外郭団体)		2. 中小企業が主体の団体(4.を除く)		3. 大企業が主体の団体		4. 商店街・自治会等が		5. 小規模なまちづくり会社・NPO法人等	
	6. その他(シンクタンク・中間支援組織等)(具体的に)									
本件の担当者	氏名		問合せ電話番号			FAX番号		077-514-7690		
ホームページ等	URL			メールアドレス						

活動情報

(1)主となる収入(収益の多い順に上位3つ。事業分野と収益を上げられている理由・そのための工夫)

事業分野	テナントミックス事業
理由	
工夫	

事業分野	
理由	
工夫	

事業分野	
理由	
工夫	

(2)主となる経費等(経費の多い順に上位3つ。どのようなことにお金がかかりますか。またその理由。経費削減に向けた工夫)

事業分野	
理由	
工夫	

事業分野	
理由	
工夫	

事業分野	
理由	
工夫	

市・民間事業者等からの支援と保有資産の状況

(1)市・民間事業者等からの支援と保有資産の状況			市区町村			民間事業者等		
			人的	物的	金銭	人的	物的	金銭
職員数	常勤●名		×	-	○	×	-	×
	嘱託・臨時社員・パート・アルバイト等●名		-	-	×	-	-	×
主な事業	ソフト事業	●●事業	-	×	×	-	×	×
		▲▲事業	-	×	×	-	×	×
	ハード事業	○○事業	-	×	×	-	×	×
	非収益事業	◆◆イベント	-	×	×	-	×	×
	指定管理	□□(施設名)	-	×	×	-	-	-
(2)保有資産の状況								

市・民間事業者等からの支援と保有資産の状況

(1)市・民間事業者等からの支援の状況

- ・当該推進法人の職員数を「常勤」とそれ以外に分けて記載してください。
- ・「活動情報」(1)主となる収入に記載した当該推進法人の収益事業に対する市及び民間事業者等からの「人的」、「物的」、「金銭的」支援の有無について、「○」、「×」で記載してください。なお該当しない項目は「-」を記載してください。

また、指定管理や非収益事業を行っている場合も同様に記載してください。

(2)保有資産の状況

- ・当該推進法人の保有資産を記載してください。

(例) オープンカフェ、音響装置、事業用土地・建物、駐車場、物販施設の内装・設備、デジタルサイネージ、バナー広告

財務情報 ※任意回答の調査項目です。ご回答いただける場合は、以下ご記入願います。

(1) 直近の事業年度（直近の決算） 年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)

損益計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、事業活動収支計算書、活動計算書）

単位：千円

	【公益事業】 〇〇事業 <small>(または会計単位・部分)</small>	【収益事業】 〇〇事業 <small>(または会計単位・部分)</small>	【その他事業】 〇〇事業 <small>(または会計単位・部分)</small>	合計
経常収益計				
(a)及び(b)の占める割合	%	%	%	%
公的補助金(a)				
公的受託収益(b)				
〇〇収入				
〇〇収入				
〇〇収入				
経常費用計				
事業費合計				
管理費合計				
当期経常増減額				

※事業区分は、個別事業ごとの区分ではなく、「公益事業」「収益事業」「その他事業」等の区分とする。

補助金の内訳	事業名（国、県、市町村の区分）	金額

(2) (1)の事業年度の予算額

年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)

損益計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、事業活動収支計算書、活動計算書）

単位：千円

	【公益事業】 〇〇事業 <small>(または会計単位・部分)</small>	【収益事業】 〇〇事業 <small>(または会計単位・部分)</small>	【その他事業】 〇〇事業 <small>(または会計単位・部分)</small>	合計
経常収益計				
(a)及び(b)の占める割合	%	%	%	%
公的補助金(a)				
公的受託収益(b)				
〇〇収入				
〇〇収入				
〇〇収入				
経常費用計				
事業費合計				
管理費合計				
当期経常増減額				

※事業区分は、個別事業ごとの区分ではなく、「公益事業」「収益事業」「その他事業」等の区分とする。

補助金の内訳	事業名（国、県、市町村の区分）	金額

(3) 貸借対照表

令和 年 月 日 現在

単位：千円

I 資産の部	1. 流動資産	
	2. 固定資産	
資産合計		

単位：千円

II 負債の部	1. 流動負債	
	2. 固定負債	
負債合計		
III 正味財産の部	正味財産合計	
負債及び正味財産合計		

2.2.3 調査結果

(1) 法人概要資料

1) 回答状況

法人概要資料は 47.7%の回答があった。

表 2.2-2 法人概要資料の回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
都市再生推進法人	111	53	47.7%

(2) 活動実態資料

1) 回答状況

活動実態資料は 59.5%の回答があった。

表 2.2-3 活動実態資料の回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
都市再生推進法人	111	66	59.5%

2) 調査結果

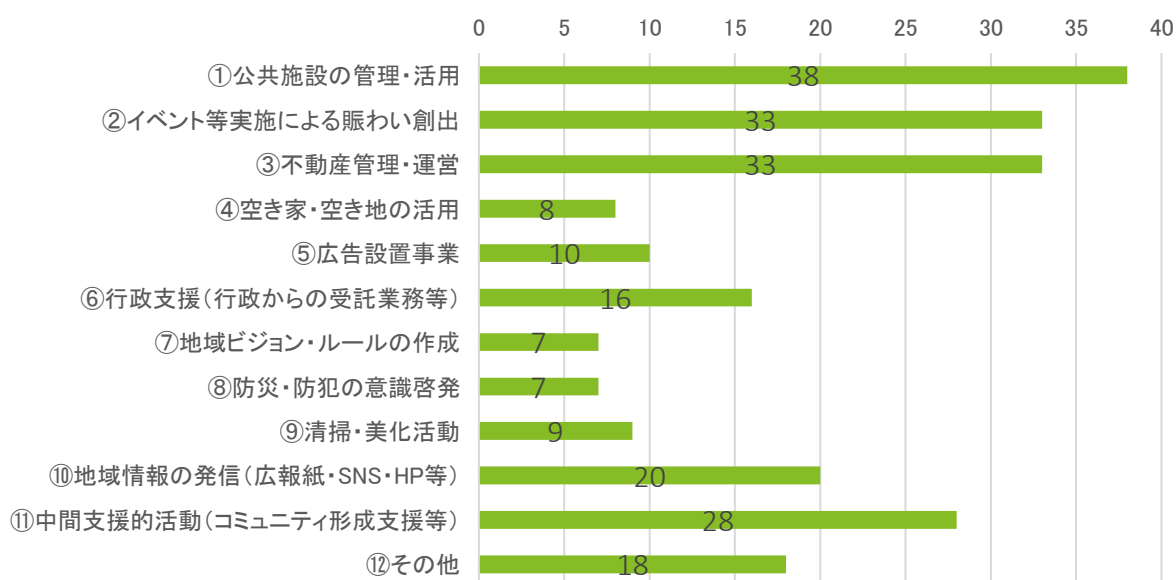
活動実態資料のうち、以下①～⑫の項目において、単純集計を行った結果を以下に示す。

① 団体・法人の主な活動内容

主な活動内容として「公共施設の管理・活用」(38 団体)が最も多く、次いで「イベント等実施による賑わい創出」(33 団体)「不動産管理・運営」(33 団体)「中間支援的活動(コミュニティ形成支援等)」(28 団体)という結果となった。

N=64(複数回答)

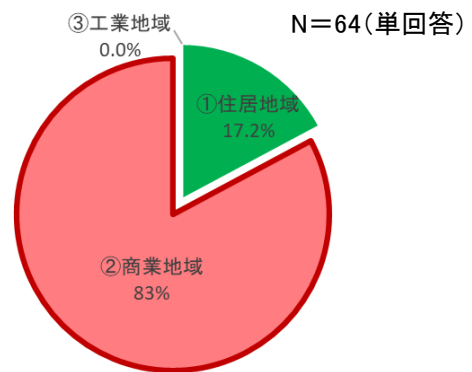
項目	回答数	割合
①公共施設の管理・活用	38	16.7%
②イベント等実施による賑わい創出	33	14.5%
③不動産管理・運営	33	14.5%
④空き家・空き地の活用	8	3.5%
⑤広告設置事業	10	4.4%
⑥行政支援(行政からの受託業務等)	16	7.0%
⑦地域ビジョン・ルールの作成	7	3.1%
⑧防災・防犯の意識啓発	7	3.1%
⑨清掃・美化活動	9	4.0%
⑩地域情報の発信(広報紙・SNS・HP等)	20	8.8%
⑪中間支援的活動(コミュニティ形成支援等)	28	12.3%
⑫その他	18	7.9%



② 活動エリアの主な用途地域

活動エリアの主な用途地域として「商業地域」(82.8%)が最も多いという結果となった。

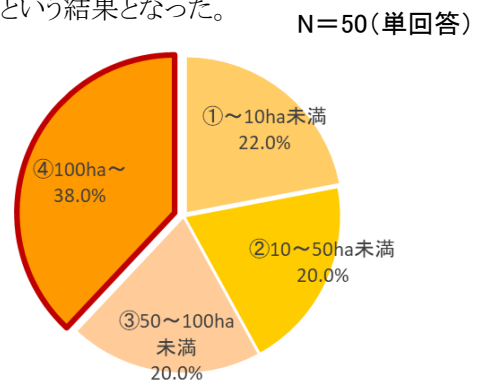
項目	回答数	割合
①住居地域	11	17.2%
②商業地域	53	82.8%
③工業地域	0	0.0%
合計	64	100.0%



③ 活動エリアの面積

活動エリアの面積としては「100ha超」(38.0%)が最も多いという結果となった。

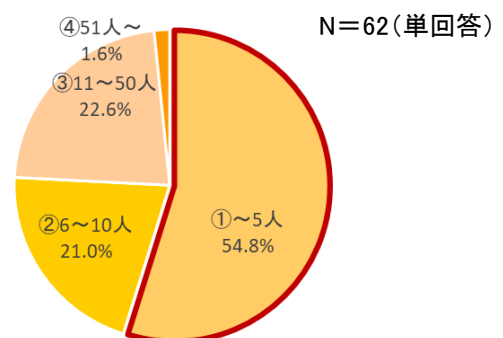
項目	回答数	割合
①～10ha 未満	11	22.0%
②10～50ha 未満	10	20.0%
③50～100ha 未満	10	20.0%
④100ha～	19	38.0%
合計	50	100.0%



④ 事務局の職員数

事務局の職員数として「～5人」(54.8%)が最も多いという結果となった。

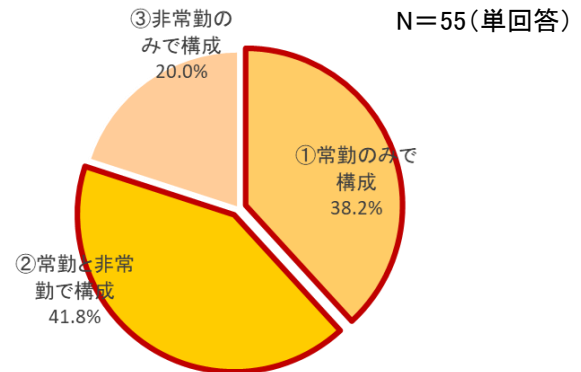
項目	回答数	割合
①～5人	34	54.8%
②6～10人	13	21.0%
③11～50人	14	22.6%
④51人～	1	1.6%
合計	62	100.0%



⑤ 事務局の常勤、非常勤

事務局の職員数として「常勤と非常勤」(41.8%)が最も多く、「常勤のみで構成」(30%)とあわせると7割を超える結果となった。

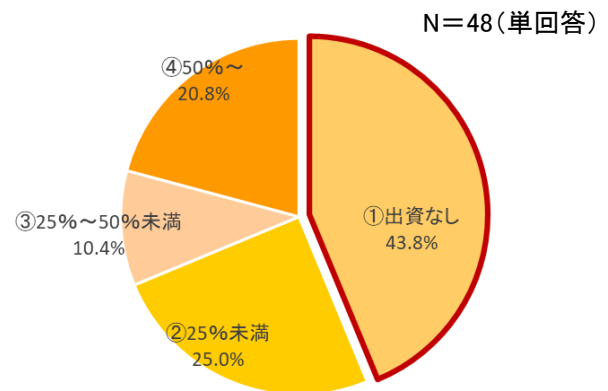
項目	回答数	割合
①常勤のみで構成	21	38.2%
②常勤と非常勤で構成	23	41.8%
③非常勤のみで構成	11	20.0%
合計	55	100.0%



⑥ 自治体の出資割合

自治体の出資割合として「出資なし」(43.8%)が最も多く、それに次いで「25%未満」(25%)という結果となった。

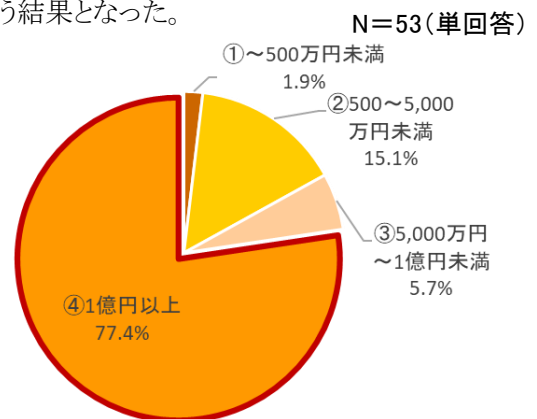
項目	回答数	割合
①出資なし	21	43.8%
②25%未満	12	25.0%
③25%～50%未満	5	10.4%
④50%～	10	20.8%
合計	48	100.0%



⑦ 年間予算額

年間予算額として「1億円以上」(77.4%)が最も多いという結果となった。

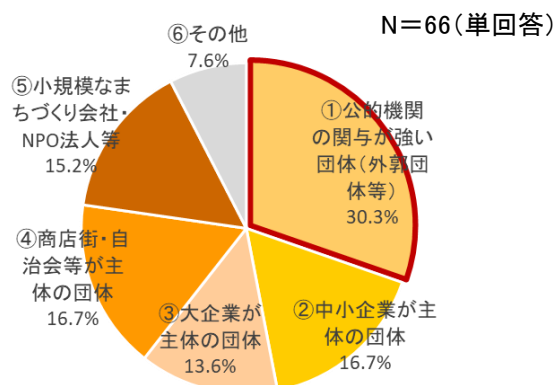
項目	回答数	割合
①～500万円未満	1	1.9%
②500～5,000万円未満	8	15.1%
③5,000万円～1億円未満	3	5.7%
④1億円以上	41	77.4%
合計	53	100.0%



⑧ 団体の性格

団体の性格として「公的機関の関与の強い団体(外郭団体等)」(30.3%)が最も多く、次いで「中小企業が主体の団体」「商店街・自治会等が主体の団体」(16.7%)という結果となった。

項目	回答数	割合
①公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	20	30.3%
②中小企業が主体の団体	11	16.7%
③大企業が主体の団体	9	13.6%
④商店街・自治会等が主体の団体	11	16.7%
⑤小規模なまちづくり会社・NPO法人等	10	15.2%
⑥その他	5	7.6%
合計	66	100.0%

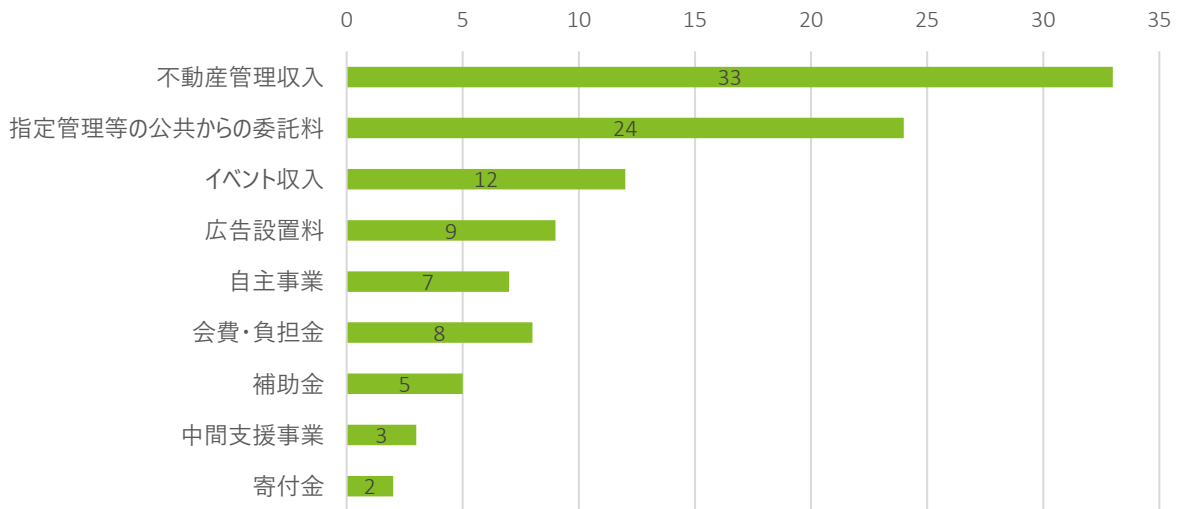


⑨ 団体・法人の主な収益源

主な収入源として「不動産管理収入」(33 団体)が最も多く、次いで「指定管理等の公共からの委託料」(24 団体)という結果となった。

N=57(複数回答)

項目	回答数	割合
①不動産管理収入	33	32.0%
②指定管理等の公共からの委託料	24	23.3%
③イベント収入	12	11.7%
④広告設置料	9	8.7%
⑤自主事業	7	6.8%
⑥会費・負担金	8	7.8%
⑦補助金	5	4.9%
⑧中間支援事業	3	2.9%
⑨寄付金	2	1.9%

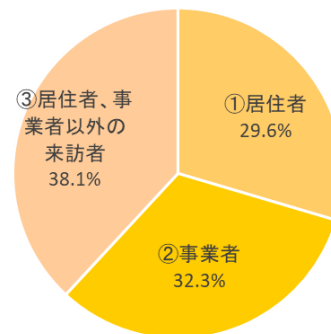


⑩ 主なサービスの対象者

主なサービスの対象者は「居住者、事業者以外の来訪者」(38.1%)、「事業者」(32.3%)、「居住者」(29.6%)となり概ね同じ割合という結果となった。

N=399(複数回答)

項目	回答数	割合
①居住者	118	29.6%
②事業者	129	32.3%
③居住者、事業者以外の来訪者	152	38.1%

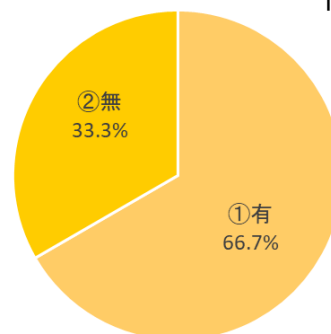


⑪ 保有資産の状況

保有資産の状況は「有」(66.7%)が多いという結果となった。

N=45(単回答)

項目	回答数	割合
①有	30	66.7%
②無	15	33.3%



2.3 普及啓発方策の検討

本業務において、普及啓発方策として、国土交通省ホームページの情報更新等を行ったのは、以下の項目である。

表 2.3-1 更新可能資料一覧

出典	内容	図番号
アンケート調査	都市再生推進法人一覧(追加・更新)	図 2.3-1～8
	都市再生推進法人の取組概要資料(新指定法人を含む)	図 2.3-9
	都市再生特別措置法に基づく協定締結等の一覧(追加)	図 2.3-10
「官民連携まちづくり フォーラム‘23」なら びに「都市再生推進 法人等会議‘23」	官民連携まちづくりフォーラム‘23 案内チラシ	図 2.3-11
	官民連携まちづくりフォーラム‘23「YouTube 動画」の表示画面	図 2.3-12
	都市再生推進法人等会議‘23 案内チラシ	図 2.3-13



官民連携
まちづくり

官民連携まちづくり
ポータルサイト


官民連携
まちづくり
とは


制度の
紹介


手引き・通
知・パンフ
レット


国のイベン
ト情報


地域の事例
を調べる


地域のイベ
ント情報


都市再生推
進法人の紹
介

国土交通省都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室

都市再生推進法人の紹介

◀ サイトマップ



都市再生推進法人とは

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものです。市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担う団体を指定できます。

詳細はこちら

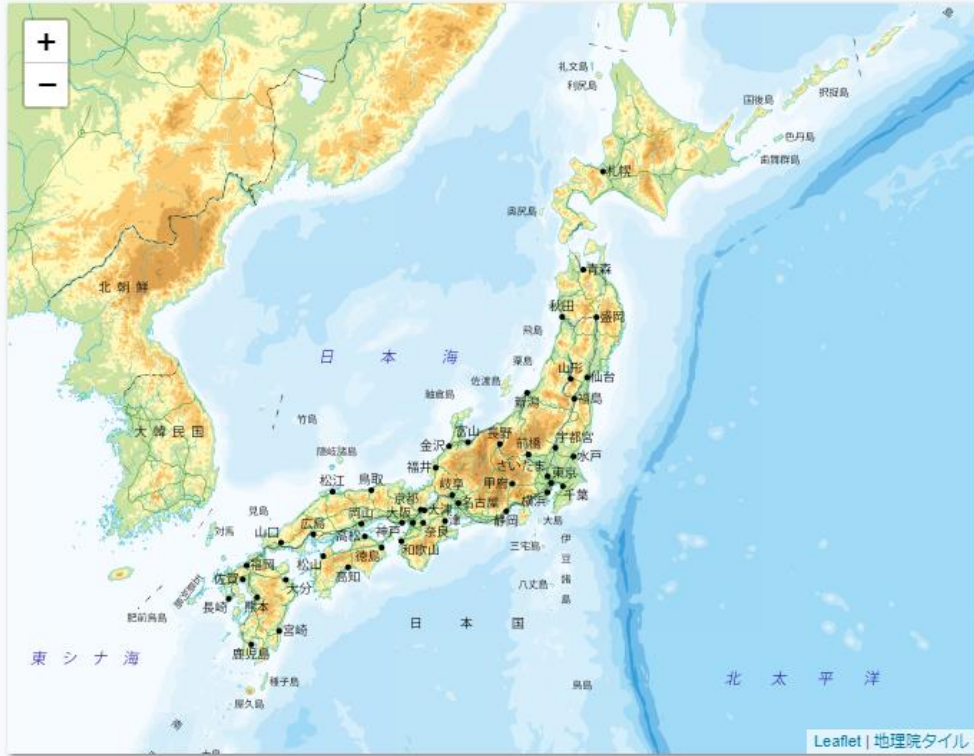
- [都市再生推進法人が活用できる制度](#)
- [都市再生推進法人一覧（令和5年10月現在）](#)
- [都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱（例）](#)

↑

図 2.3-1 ウェブサイト更新箇所

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/toshisaisei/>)

都市再生推進法人情報



※各事例の位置情報は、活動団体の事務所（非公開の場合は活動場所を含む行政の庁舎）です。

地域で絞り込む

- 北海道 東北 関東・信越 中部 北陸 近畿 中国 四国 九州
 沖縄



図 2.3-2 ウェブサイト更新箇所

都市再生推進法人一覧（117法人・令和5年11月現在）

※指定の連絡があった法人のみ記載

都道府県	所在地	法人名	概要 PPT	HP
北海道	札幌市	札幌大通まちづくり株式会社		●
北海道	富良野市	ふらのまちづくり株式会社	●	●
北海道	函館市	株式会社 はこだて西部まちづく Re-Design		●
青森県	八戸市	株式会社 まちづくり八戸		●
青森県	むつ市	むつまちづくり株式会社	●	●
岩手県	大船渡市	株式会社 キャッセン大船渡	●	●
宮城県	仙台市	一般社団法人 荒井タウンマネジメント	●	●
宮城県	石巻市	株式会社 街づくりまんばん	●	●
山形県	上山市	特定非営利活動法人 かみのやまランドバンク	●	●
福島県	須賀川市	株式会社 テダソチマ	●	●
福島県	郡山市	一般社団法人 ブルーバード		
茨城県	牛久市	牛久都市開発株式会社		●
茨城県	水戸市	株式会社 まちみとラボ	●	●
茨城県	つくば市	つくばまちなかデザイン株式会社		●
栃木県	宇都宮市	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構	●	●
栃木県	宇都宮市	一般社団法人 釜川から育む会	●	
群馬県	前橋市	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	●	●
群馬県	前橋市	一般社団法人 前橋デザインコミッション	●	●
埼玉県	川越市	株式会社 まちづくり川越	●	●

図 2.3-3 ウェブサイト更新箇所

埼玉県	川口市	川口市開発株式会社	●	●
埼玉県	寄居町	株式会社 まちづくり寄居	●	●
埼玉県	草加市	アコス株式会社	●	●
埼玉県	さいたま市	一般社団法人 美園タウンマネジメント	●	●
埼玉県	さいたま市	一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮	●	●
埼玉県	草加市	特定非営利活動法人 今様草加宿	●	●
千葉県	柏市	一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター	●	●
千葉県	柏市	一般財団法人 柏市まちづくり公社	●	●
千葉県	柏市	一般財団法人 柏市みどりの基金	●	●
千葉県	柏市	一般社団法人 UDCKタウンマネジメント	●	●
東京都	千代田区	秋葉原タウンマネジメント株式会社	●	●
東京都	千代田区	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくり協議会	●	●
東京都	千代田区	一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会	●	●
東京都	千代田区	一般社団法人 日比谷エリアマネジメント		●
東京都	千代田区	特定非営利活動法人 大丸有エリアマネジメント協会	●	●
東京都	目黒区	株式会社 ジェイ・スピリット	●	●
東京都	町田市	株式会社 町田まちづくり公社		●
東京都	新宿区	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会	●	●
東京都	港区	一般社団法人 新虎通りエリアマネジメント	●	●
東京都	港区	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント	●	●
東京都	港区	一般社団法人 高輪ゲートウェイエリアマネジメント	●	●
東京都	渋谷区	一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント	●	●
東京都	武蔵野市	一般財団法人 武蔵野市開発公社	●	●

図 2.3-4 ウェブサイト更新箇所

東京都	府中市	一般社団法人 まちづくり府中	●	●
東京都	世田谷区	一般社団法人 二子玉川エリアマネジメント	●	●
東京都	中央区	一般社団法人 日本橋室町エリアマネジメント	●	●
東京都	中央区	一般社団法人 日本橋浜町エリアマネジメント	●	●
東京都	江戸川区	一般社団法人 小岩駅周辺地区エリアマネジメント	●	●
新潟県	新潟市	新潟古町まちづくり 株式会社	●	●
富山県	富山市	株式会社 富山市民プラザ	●	●
石川県	小松市	株式会社 こまつ賑わいセンター	●	●
福井県	福井市	まちづくり福井 株式会社	●	●
福井県	越前市	まちづくり武生 株式会社	●	●
長野県	飯田市	株式会社 飯田まちづくりカンパニー	●	●
長野県	飯田市	特定非営利活動法人 南信州おひさま進歩		
長野県	飯田市	特定非営利活動法人 いいだ応援ネットイデア		
長野県	佐久市	株式会社 まちづくり佐久		●
岐阜県	岐阜市	柳ヶ瀬を楽しいまちにする 株式会社		●
岐阜県	多治見市	多治見まちづくり 株式会社	●	●
岐阜県	各務原市	株式会社 OUR FAVORITE CAPITAL	●	●
岐阜県	大垣市	一般社団法人 大垣タウンマネジメント		●
静岡県	静岡市	御伝蔵まちづくり 株式会社	●	●
静岡県	静岡市	一般社団法人 草薙カルテッド	●	●
静岡県	伊豆の国市	一般社団法人 伊豆長岡温泉エリアマネジメント	●	●
愛知県	東海市	株式会社 まちづくり東海	●	●
愛知県	名古屋市	栄ミナミまちづくり 株式会社	●	●

図 2.3-5 ウェブサイト更新箇所

愛知県	名古屋市	鶴二丁目エリアマネジメント株式会社	●	●
愛知県	名古屋市	一般社団法人名古屋まちづくり公社		●
愛知県	春日井市	高蔵寺まちづくり株式会社	●	●
愛知県	岡崎市	株式会社 まちづくり岡崎		●
愛知県	岡崎市	株式会社 三河家守舎		
愛知県	岡崎市	特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・リタ	●	●
愛知県	豊田市	一般社団法人 TCCM	●	●
愛知県	一宮市	特定非営利活動法人 志民連いちのみや		●
愛知県	西尾市	非営利活動法人 やらまいか人まちサポート		
愛知県	西尾市	株式会社 城下町PRIDE		●
滋賀県	草津市	草津まちづくり株式会社	●	●
滋賀県	長浜市	えきまち長浜株式会社	●	●
滋賀県	大津市	株式会社 まちづくり大津	●	●
滋賀県	守山市	株式会社 みらいもりやま21		●
大阪府	大阪市	一般社団法人 梅田1丁目エリアマネジメント	●	
大阪府	大阪市	一般社団法人 グランフロント大阪TMO	●	●
大阪府	寝屋川市	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	●	●
兵庫県	福崎町	株式会社 PAGE	●	●
兵庫県	神戸市	神戸ハーバーランド株式会社	●	●
兵庫県	神戸市	特定非営利活動法人 わくわく西灘		●
兵庫県	神戸市	一般社団法人 リバブルシティイニシアティブ	●	●
兵庫県	神戸市	株式会社 神戸ウォーターフロント開発機構	●	●
兵庫県	三田市	三田地域振興株式会社	●	●
奈良県	桜井市	桜井まちづくり株式会社	●	●

図 2.3-6 ウェブサイト更新箇所

和歌山県	和歌山市	株式会社 紀州まちづくり舎		●
和歌山県	和歌山市	株式会社 sasquatch (サスカッチ)		●
和歌山県	和歌山市	株式会社 真田塚家守舎		
和歌山県	和歌山市	株式会社 ワカヤマヤモリ舎		
和歌山県	和歌山市	株式会社 宿坊クリエイティブ	●	●
和歌山県	和歌山市	ユタカ交通 株式会社		●
和歌山県	和歌山市	一般社団法人 みんどしよ	●	●
和歌山県	和歌山市	一般社団法人 市駅グリーングリーンプロジェクト	●	●
和歌山県	和歌山市	特定非営利活動法人 砂山パンマツリ	●	●
和歌山県	和歌山市	特定非営利活動法人 愛福会		
和歌山県	和歌山市	一般社団法人 ミチル空間プロジェクト		●
和歌山県	和歌山市	一般社団法人 和歌山まちづくり財団		●
和歌山県	和歌山市	ビーフレンズ 株式会社	●	
島根県	松江市	株式会社 まつくる	●	●
岡山県	岡山市	おかやま未来まちづくり 株式会社	●	●
岡山県	倉敷市	倉敷まちづくり 株式会社	●	●
岡山県	岡山市	一般社団法人 ぶらっと西川	●	●
広島県	福山市	株式会社 築切家守舎		
広島県	福山市	福Lab 株式会社		
広島県	呉市	一般社団法人 KURE-PERS	●	
広島県	呉市	特定非営利活動法人 SYL		
山口県	宇部市	株式会社 にぎわい宇部	●	●
香川県	丸亀市	株式会社 HYAKUSHO	●	●
福岡県	北九州市	一般社団法人 八幡東田エリアマネジメント		

図 2.3-7 ウェブサイト更新箇所

熊本県	合志市	株式会社 こうし未来研究所		●
大分県	大分市	株式会社 大分まちなか倶楽部		●
鹿児島県	鹿児島市	一般社団法人 天文館みらいマネジメント	●	

図 2.3-8 ウェブサイト更新箇所

一般社団法人日本橋浜町エリアマネジメント (東京都中央区)

"Keep Rowing Hamacho" 古きも新しきも未来へ続くまちを目指して

2023年9月現在

Basic information

法人設立年月日	2020年4月1日
指定年月日	2021年1月17日
構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ■正会員(社員): 6社 →安田不動産㈱、good mornings㈱、カゴメ㈱、機建設技術研究所、機明治産、TOKYO MIDORI LABO. ■一般会員: 9社、個人7名 ■特別会員: 5団体(地元自治組織等)

法人の紹介

2017年に任意まちづくり組織「浜町を盛り上げる会」を発足。より積極的に活動を展開していくため、2020年に法人化。地元町会・商店会・企業・住民の皆さんと連携しながら、以下3つを軸にまちの価値向上・活気あふれる地域活動を推進及び支援することを目的として活動しています。

1. まちの交流促進
2. まちのプロモーション
3. まちの環境整備

官民連携による事業推進体制

・会員は各々でプロジェクトを立ち上げることができる
・各プロジェクトで活動人員・活動資金を調達し、プロジェクトを運営する※会費は組織PRや運営費用として支出し、会費は原則各プロジェクトには充当しない

Project

1 まちの交流促進

(収益事業・非収益事業 / 公有地・民有地)

- **きれいPJ**
・2か月毎に地域住民、就業者と共に清掃活動を実施
- **浜町マルシェ**
・地元商店街と連携し、再開発広場内で年4回開催。
- **浜町AutumnSession**
・当法人の拠点施設とその前面道路空間を活用した地域秋祭り。
- **浜町DogFest**
・区立公園を活用した地域交流SDGsイベント。

2 まちのプロモーション

(収益事業・非収益事業 / 公有地・民有地)

- HAMACHO.JP(地域情報発信WEBサイト)
- BRIDGE(地域情報誌)
- 浜町まっぷ (まちあるきMAP)
- サービスバス
- 地域歴史勉強会

・まちの魅力や地域情報、組織活動内容をWEBや紙面で定期的に情報発信中。

3 まちの環境整備

(収益事業・非収益事業 / 公有地・民有地)

- **浜町みどりPJ**

・「みどり」をキーワードに、未来の浜町の公有地活用に向けたプロジェクト。心地よい緑道空間の実現に向けての社会実験実施やまちなかへのプランターの設置等を実施。

活動エリア (約43ha)

日本橋五の部連合町会区域を中心とした日本橋浜町界隈の約43haを主な活動エリアとしています。

Hot topic

- LINEを活用してまちの様々な情報を発信しています!

浜町界隈のイベント情報や防災情報に加え、行政(久松警察署、日本橋税務署等)と連携した情報も提供しています。2021年より地域店舗からのサービスを受けられる「サービスバス」もLINEから利用可能です。

<http://areamanagement.hamacho.jp/>

図 2.3-9 都市再生推進法人の取組概要資料(例)

都市再生特別措置法に基づく協定締結等の一覧 ① (R5.10月末時点)  国土交通省

道路占用許可の特例の活用実績 (65件) 1/3

占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
新宿駅前商店街振興組合	H24	新宿区	常設オープンカフェ（食事施設）、地域ルールに則った広告の設置
札幌大通まちづくり株式会社	H25	北海道開発局	すわろうテラス、オープンカフェ（食事施設）の設置、広告板の設置
高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	H25	群馬県・高崎市	オープンカフェ（カフェならびに食事施設）の設置 オープンカフェを設置して適切に維持管理することにより、まちのにぎわいを創出する。
高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	H25	群馬県・高崎市	自転車駐輪器具（サイクルポート）の整備 民間が中心となった協議会を組織し、コミュニティサイクル専用の自転車駐輪器具を活用して事業の管理・運営を図る。
一般社団法人グランフロント大阪TMO	H25	大阪市	広告板・パナール広告の設置・管理、オープンカフェ・売店等（食事施設・購買施設）設置・管理
岡山市	H25	中国地方整備局	コミュニティサイクルステーションの設置
新居取駅前地区商店街振興組合	H25	鳥取市	休憩施設の設置
一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	H26	東京都	食事施設・オープンカフェ（食事施設）・購買施設等の設置によるにぎわいの創出
サイカパーキング株式会社	H26	神戸市	コミュニティサイクルステーションの設置
(一社) 柏の葉アーバンデザインセンター	H26	柏市	休憩施設の設置、パナール広告の設置
まちづくり福井(株)	H26	福井市	オープンカフェ（食事施設）の設置
高岡市、(公社) 高岡市観光協会	H26	高岡市	観光案内所の設置
(株) まちづくり長野	H26	長野市	オープンカフェ（食事施設）の設置
富士見商店街協同組合	H26	千葉市	オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置、マーケット、路上パフォーマンスの実施、ストリートフェスの実施 パナール広告の設置
NPO法人タウンモビルネットワーク北九州	H26	北九州市	コミュニティサイクルステーションの設置
協同組合 総曲輪通り商盛会	H26	富山市	休憩施設の設置、パナールフラッグの設置
株式会社まちづくり東海	H27	東海市	オープンカフェ等店舗設置・運営、場所貸出し
神戸市	H27	神戸市	購買施設、食事施設、広告の設置（地下街「デュオこうべの手」）、オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置
千葉銀座商店街振興組合	H27	千葉市	フリーマーケットの実施
千葉市中心市街地まちづくり協議会	H27	千葉市	地元特産物等販売、オープンカフェの実施
ウエストリオテナント会	H27	千葉市	マルシェの実施
パソルギヤラリー実行委員会	H27	千葉市	工房、オープンカフェの実施
栄町通り商店街振興組合	H27	千葉市	フリーマーケット、音楽ライブの実施

都市再生特別措置法に基づく協定締結等の一覧 ④ (R5.10月末時点)  国土交通省

都市公園占用許可の特例の活用実績 (18件)

占用主体	開始年度	公園管理者	実施事業
(株) トコモ・バイクシェア	H28	横浜市	横浜都心部コミュニティサイクル事業
姫路市	H29	姫路市	姫路公園におけるサイクルステーション（自転車駐輪器具）の整備
栄ミナミまちづくり(株)	H30	名古屋市長	白川公園、裏門前公園にてシェアサイクルポートを設置
(株) まちづくり大津	H30	大津市長	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
ユタカ交通(株)	H30	和歌山市長	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
江東区、民間事業者	H30	江東区	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
雲仙市	H30	雲仙市長	園児の野外遊び場としての利用
(一社) 竹芝エリアマネジメント	R1	東京都	ライトアップイベント
国立研究開発法人産業技術総合研究所	R1	三重県	金坂公園内の温泉井戸内に観測装置を設置して空観測を行い、南海トラフ地震発生予測に関する研究を行う。
(一財) 柏市みどりの基金	R1	柏市長	北柏周辺地区都市再生整備計画事業（利便増進施設設置事業）
(株) Open Street	R2	千葉市長	シェアサイクル事業
荒川区	R2	荒川市長	シェアサイクル事業（運営主体は民間事業者）
豊中市	R2	豊中市長	シェアサイクル事業
トコノなるWEマーケット	R2	豊能町	マルシェ（手作り品販売、リサイクル品販売、各店舗紹介、コミュニケーションの場として利用）
福岡市、neuet(株)	R2	福岡市長	サイクルポートの設置
交通事業者等	R2	宮崎市長	サイクルポート設置
八王子市	R3	八王子市長	シェアサイクル事業の実施運営
大田区	R5	大田区	コミュニティサイクル事業の実施運営

図 2.3-10 都市再生特別措置法に基づく協定締結等の一覧 (抜粋)

国土交通省 x 京大

2023年度 官民連携 まちづくりDAYS

官民連携まちづくりフォーラム'23

『Well-being』の視点から エリアマネジメントを考えよう

2023.11.6(MON) 14:30 - 17:30

事前申込制 ハイブリッド開催 参加無料

開催方法 現地参加とオンライン参加のハイブリッド開催
※現地参加は先着250名

会場 サンシャインシティ コンференスルーム (room6~room9)
(東京都豊島区東池袋3-1 サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階)

プログラム

13:00 ●ポスター展示・プロモーション
フォーラム会場の場内で『Well-being』に関する取組についてのポスター展示を実施いたします！

14:30 ●フォーラム開会
▶基調講演
前野隆司 氏
慶応義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授
三輪律江 氏
横浜国立大学大学院都市社会文化研究科教授
▶インプットトーク
内川聖紀 氏
札幌駅前通まちづくり(株)取締役総務マネージャー
石原達也 氏
一般社団法人北長野エリアマネジメント代表

16:10 ●パネルディスカッション
テーマ：エリアマネジメントにおける『幸福度 (Well-being)』
モデレーター：小泉秀樹 氏
東京大学都市工学科教授
パネリスト：前野隆司氏、三輪律江氏、内川聖紀氏、石原達也氏

17:30 ●フォーラム閉会

フォーラム会場



●池袋駅(35番出口)から徒歩8分
●東池袋駅(6・7番出口)から徒歩3分

会場室までのアクセス詳細についてはこちらから

18:30 ●懇親会 (会費制、先着120名)
参加費：5,000円(税込) ※事前申込制
会場：EAT GOOD PLACE
(東京都豊島区東池袋4-42イケ・サンパーク内)

20:00 ●

2023年度 官民連携 まちづくりDAYS

官民連携まちづくりフォーラム'23

地域課題解決や暮らしに資したエリアマネジメント活動をさらに推進・展開していくためには、『幸福度 (Well-being)』といった新たな社会志向を取り入れることが重要だと考えられます。そこで、本年度の「2023年度 官民連携まちづくりDAYS 官民連携まちづくりフォーラム'23」では、『健康』や『子育て環境』も含めた『都市の幸福度 (Well-being)』に着目し、これからのエリアマネジメントの在り方について考えます。一緒にWell-beingなまちづくりを、考えましょう！

基調講演

前野隆司氏(慶応義塾大学大学院教授)、三輪律江氏(横浜国立大学大学院教授)をお招きし、心理学や子どものための都市環境などの視点から、まちづくりに関する『Well-being』の重要性や、関連する研究・取り組みについてお話を聞きます。

TAKASHI MAENO 前野隆司 慶応義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授
1984年東京工業大学卒業、1986年同大学修士課程修了。キヤノン株式会社、カリフォルニア大学バークレー校訪問研究員、ハーバード大学訪問教授等をを経て現職。博士(工学)。専門は、システムデザイン・マネジメント学、幸福学、イノベーション教育など。著書に、『イノベーションの街・幸福街』(2022年)、『ウェルビーイング』(2022年)、『幸せのメカニズム 実践・幸福学入門』(2013年)他。

NOELI MIWA 三輪律江 横浜国立大学大学院都市社会文化研究科教授
(株)坂倉建築研究所、横浜大をを経て2011年より現職。博士(工学)。専門は建築・都市計画、空間型まちづくり、こどものための都市環境、環境心理学。内閣府学術会議連携委員、国土交通省の専門委員、独立自治体で建築委員会、地域まちづくり推進会議の委員の他、子育て支援やまちづくりNPOの理事等も務める。代表著に『まちづくりのススメ(尚文社)』、『子どもまちづくり監修(朝倉出版)』他。

インプットトーク

内川聖紀氏(札幌駅前通まちづくり株式会社)、石原達也氏(一般社団法人北長野エリアマネジメント)をお招きし、あらゆる立場の地域住民やワーカーが、生活しやすく、働きやすく感じるための取り組みについてお話を聞きます。

ARUICHIKAWA 内川聖紀 札幌駅前通まちづくり株式会社取締役総務マネージャー
札幌駅前通まちづくり株式会社設立時より勤務。チーフホ(札幌駅前通地下歩行空間)やアザラジ(札幌市北5条広場)などの公共空間の活用・運営などの、札幌駅前地区のエリアマネジメントに携わる。

TATSUYA IIBARA 石原達也 一般社団法人北長野エリアマネジメント代表
2001年学生によるNPO法人設立に参画。2003年鳥取県社会福祉協議会に入社を経て、NPO法人山山NPOセンターに転属。以降、NPO法人みなみの協賛研究所や(一社)北長野エリアマネジメント等を設立。社会の「仕組屋」として、まちづくりの仕組みづくり、多様な組織の連携プロジェクトのファシリテートに取り組み。

パネルディスカッション

小泉秀樹氏(東京大学都市工学科教授)をモデレーター、基調講演・インプットトークでご登壇いただいた4名をパネリストとし、エリアマネジメントにおける『幸福度 (Well-being)』をテーマに、パネルディスカッションを行います。

HIROKAZU KOSUGA 小泉秀樹 東京大学都市工学科教授
東京大学まちづくり研究室教授。東大まちづくり大学院コース長、日本都市計画学会専務理事。専門は、都市計画、まちづくり、研究実践をふまえた多岐の各地で都市計画、まちづくりを策定。グッドデザイン賞など受賞多数。著書に『コミュニティデザイン』(2016)、『都市地域の持続可能性アセスメント』(2015)他。近年は、渋谷未来デザイン代表理事、アーバンストリート長として共創まちづくりを推進。

お問合せ先
2023年度 官民連携まちづくりDAYS
主催：国土交通省、全国エリアマネジメントネットワーク
事務局：一般財団法人都市みらい推進機構、昭和株式会社
担当：堀江純典・山田静奈(昭和株式会社 企画課 営業開発室)
メール：kamanachi2023@sho-wa.co.jp

お申込先
QRコード、もしくは下記URLよりお申し込みください。
<https://forms.office.com/r/MaYUcle7sW>
締切日：2023年10月25日(水)17:00まで

図 2.3-11 官民連携まちづくりフォーラム'23 案内チラシ

※開催告知の詳細については、3.2.1 イベントの企画・運営を参照



図 2.3-12 官民連携まちづくりフォーラム'23「YouTube 動画」の表示画面(抜粋)

※YouTube 動画の詳細については、3.2.3 イベント後のとりまとめ・発信を参照

国土交通省

2023年度 官民連携 まちづくりDAYS

都市再生推進法人等会議'23

2007年の都市再生特別措置法の一部改正により創設された「都市再生推進法人」は2022年12月時点で107団体にまで増え、都市再生推進法人の活動を後押しする制度が、社会情勢に応じて拡充されています。コロナ以降、都市課題はさらに複雑化しつつも、新しい技術や考え方が広がるなど、エリアマネジメントを取り巻く環境はこれまで以上に大きな変化期にあると考えます。
そこで、本年度の「2023年度 官民連携まちづくりDAYS 都市再生推進法人等会議'23」では、各都市再生推進法人が持つ知見や課題等を共有し、法人の課題解決に向けて議論するとともに、都市再生推進法人間での交流の機会といたします。

2023.11.7(TUE)
9:30 - 12:00

事前申込制
先着100名
1団体2名まで

参加無料

会場：サンシャインシティ『共創空間』
(東京都東區東池袋3-1 サンシャインシティ
ワールドインポートマートビル5階(株)サンシャインシティ 事務所内)
会場協力：株式会社サンシャインシティ

対象：都市再生推進法人、都市再生推進法人指定を目指すまちづくり団体
開催方法：現地参加のみ

タイムプログラム

09:00～ ● 会場受付開始

09:30～ ● 都市再生推進法人等会議開会
▶ 国土交通省からの情報提供
① 都市再生推進法人の現状について ② 国の政策・制度について

10:00～ ● テーマ別分科会（3つの分科会に分かれて、それぞれのテーマについて議論します。）

	分科会A	分科会B	分科会C
① プロローグ	エリアマネジメント創成・人材の在り方について	エリアマネジメント活動の収益性・資金調達について	エリアマネジメント活動の評価・効果について
② ディスカッション	組織体制や人材の流動性・可変性等についてディスカッション	資金調達方法や収益を得るエリアマネジメント活動の可能性などについてディスカッション	エリアマネジメント活動の調査・評価結果の活用方法や課題などについてディスカッション

※申込フォームにて、希望する分科会をお選びしています。人数に限りがある場合、希望者が著しく少数の場合は、分科会の編成を変更させて頂く場合があります。
※プログラムの内容は現在調整中であり、変更の可能性がございます。

11:30～ ● 全体総括

12:00 ● 都市再生推進法人等会議閉会

13:30-15:00 (予定) 池袋視察会開催！(事前予約制、先着20名)

イケ・サンパークや南池袋公園などをご案内する視察会を開催いたします。
途中、グリーン大通りや南池袋公園周辺のプロセスデザインに従事している飯石 藍氏（株式会社nest 取締役）に、池袋のまちづくりのポイントを解説頂きます。是非ご参加下さい！
※昼食の準備はございませんので、都市再生推進法人等会議終了後、各自昼食を取っていただきます。

お問合せ先

2023年度 官民連携まちづくりDAYS
主催：国土交通省
事務局：一般財団法人都市みらい推進機構、昭和株式会社
担当：堀江 宏典・山田 勝彦(昭和株式会社 企画部 営業開発室)
メール：kamachi2023@sho-wa.co.jp

お申込先

QRコード、もしくは下記URLよりお申し込みください。
<https://forms.office.com/r/D7mfmbNubm>
締切日：2023年10月25日(水)17:00まで

図 2.3-13 都市再生推進法人等会議'23 案内チラシ

※開催告知の詳細については、3.3.1 イベントの企画・運営を参照

第3章 官民連携まちづくり関係者の交流・促進イベントの企画・運営

3.1 イベントの実施

エリアマネジメント団体や都市再生推進法人などの民間まちづくり団体が、魅力的な都市空間を形成するエリアマネジメントの知見を深め、先進的な取組について全国規模での効果的な普及啓発をする場として、イベントを企画し、運営などを行った。

3.2 2023 年度 官民連携まちづくり DAYS 官民連携まちづくりフォーラム '23

3.2.1 イベントの企画・運営

(1) イベント実施概要

国土交通省と全国エリアマネジメントネットワークの共催によるイベント「2023 年度 官民連携まちづくり DAYS 官民連携まちづくりフォーラム '23」を、リアルとオンライン配信 (Zoom) のハイブリッドで開催した。登壇者の講演とパネルディスカッションにより、参加者がまちづくりに関する知見や最新の取組に関する情報を収集し、ともに議論できる場として、下記のとおり実施した。

表 3.2-1 イベント概要

開催日時	令和 5 年 11 月 6 日 (月) 14:30～17:30
会場	サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階コンファレンスルーム Room6～Room 9
開催方式	リアルとオンライン配信 (Zoom) のハイブリッド開催 ※登壇者は会場に参集
次第	1. 開会挨拶 2. 基調講演 3. インプットトーク 4. 休憩 5. 情報提供 6. パネルディスカッション 7. 閉会挨拶

(2) イベントの実施目的

主催者である国土交通省 都市局、全国エリアマネジメントネットワーク、及び受託者により協議を行い、近年話題となっている新たな社会志向 “幸福度 (Well-being)” をテーマとして設定した。

地域課題解決や暮らしに即した魅力増進を図るエリアマネジメント活動をさらに推進・展開していくには、幸福度 (Well-being) といった新たな社会志向は、エリアマネジメントが目指す持続可能な地域形成を図る上で大きな関心事であると考えられる。

そこで、「2023 年度 官民連携まちづくり DAYS 官民連携まちづくりフォーラム '23」では、社会的要求が高まっている「健康」や「子育て環境」といった「都市の幸福度を形成する要素」に着目し、多様性と包摂性を促進するエリアマネジメントの在り方を考えることを目的とした。

(3) 登壇者

イベントのテーマ、実施目的を踏まえ、幸福度(Well-being)に精通した方、関連する実務経験が豊富な方を登壇者に選定した。

基調講演の登壇者は、「幸福学(Well-being)」の観点からまちづくりの提言を行っておられる前野隆司氏、地域全体で子どもを育てる「まち保育」の研究や活動を行っておられる三輪律江氏とした。

インプットトークの登壇者は、札幌駅前通地区のビジネスパーソンを対象としたエリアヘルスマネジメントなどを実践されている内川亜紀氏、北長瀬地区の住民を対象としたまちの賑わいづくりや人を繋げる様々な取組を実施されている石原達也氏とした。

パネルディスカッションの登壇者は、基調講演の前野隆司氏、三輪律江氏、インプットトークの内川亜紀氏、石原達也氏とし、モデレーターには、コミュニティデザインや協働のまちづくりなど多岐にわたるまちづくりの研究・活動を行っておられる小泉秀樹氏に依頼した。

各登壇者の情報は以下のとおりである。

表 3.2-2 登壇者一覧

#	写真	所属・役職・氏名・	プロフィール
1		慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント 研究科 教授 前野 隆司 氏	1984年東京工業大学卒業、1986年同大学修士課程修了。キヤノン株式会社、カリフォルニア大学バークレー校訪問研究員、ハーバード大学訪問教授等を経て現職。博士(工学)。専門は、システムデザイン・マネジメント学、幸福学、イノベーション教育など。著書に、『ディストピア禍の新・幸福論』(2022年)、『ウェルビーイング』(2022年)、『幸せのメカニズム 実践・幸福学入門』(2013年)他。
2		横浜国立大学大学院 都市社会文化研究科 教授 三輪 律江 氏	(株)坂倉建築研究所、横浜国大を経て2011年より現職。博士(工学)。専門は建築・都市計画、参画型まちづくり、こどものための都市環境、環境心理学。内閣府学術会議連携委員、国交省や厚生省の専門委員、複数自治体で建築審査会、地域まちづくり審議会等の委員の他、子育て支援やまちづくりNPOの理事等も務める。代表編著に『まち保育のススメ(萌文社)』『子どもまちづくり型録(鹿島出版)』他。
3		札幌駅前通まちづくり 株式会社 取締役統括マネージャー 内川 亜紀 氏	石塚計画デザイン事務所を経て、「札幌駅前通まちづくり株式会社」設立時より勤務。チ・カ・ホ(札幌駅前通地下歩行空間)やアカプラ(札幌市北3条広場)などの公共空間の活用・運営など、札幌駅前通地区のエリアマネジメントに携わる。
4		一般社団法人 北長瀬エリアマネジメント 代表 石原 達也 氏	2001年学生によるNPO法人設立に参画。2003年鳥取市社会福祉協議会に入職を経て、NPO法人岡山NPOセンターに転職。以降、NPO法人みんなの集落研究所や(一社)北長瀬エリアマネジメント等を設立。社会の「仕組み屋」として、まちづくりの仕組みづくり、多様な組織の連携プロジェクトのファシリテーターに取り組む。
5		東京大学 都市工学科 教授 小泉 秀樹 氏	東京大学まちづくり研究室教授、東大まちづくり大学院コース長、日本都市計画学会専務理事。専門は、都市計画、まちづくり。研究成果をふまえて多くの各地で都市計画、まちづくりを実践。グッドデザイン賞など受賞多数。編著に『コミュニティデザイン学』(2016)、『都市地域の持続可能性アセスメント』(2015)他。近年は、渋谷未来デザイン代表理事、アーバニスト理事長として共創まちづくりを推進。

(4) 開催告知方法

開催にあたり、国土交通省による記者発表、案内チラシなどの作成により、周知・参加者の募集を行った。

1) ティザーチラシの作成

ティザーチラシを作成し、国土交通省都市局のメーリングリストで発信して周知を行った。完成したチラシは次のとおりである。

2023年度 官民連携 **事前告知**
まちづくりDAYS
NOV 6 - 7 IKEBUKURO SUNSHINECITY

DAY 1 11月 **6** 日 (月) 14:30 ~ 17:15 (予定)
官民連携まちづくりフォーラム '23

DAY 2 11月 **7** 日 (火) 10:00 ~ 14:30 (予定)
都市再生推進法人等会議 '23

主催 国土交通省、全国エリアマネジメントネットワーク
対象 民間まちづくり団体、地方自治体 等
会場 サブシャインシティ コンファレンスルーム (当日、オンライン配信も予定しています)

主催 国土交通省
対象 都市再生推進法人、エリアプラットフォーム
※官民連携まちづくり再生推進事業に採択された団体
会場協力 株式会社サブシャインシティ「共創空間」

プログラムの詳細は... **coming soon** 官民連携ポータルサイト

ゲストスピーカー等の詳細のプログラムについては、決定次第（概ね 9 月頃）国土交通省ホームページ（官民連携ポータルサイトなど）等で告知いたします。

お問合せ先 事務局：一般財団法人都市みらい推進機構、昭和株式会社
担当者：昭和株式会社 営業開発室 堀江・山田 Xメール：kanmachi2023@sho-wa.co.jp

図 3.2-1 ティザーチラシ

2) 案内チラシの作成

案内チラシを作成し、国土交通省ホームページや官民連携まちづくりポータルサイトに掲載、国土交通省都市局のメーリングリストで発信するなどして周知を行った。完成したチラシは次のとおりである。

2023年度 官民連携 まちづくりDAYS
官民連携まちづくりフォーラム'23

『Well-being』の視点から
 エリアマネジメントを考えよう

2023.11.6(MON) 14:30 – 17:30

事前申込制 ハイブリッド開催 参加無料

開催方法 現地参加とオンライン参加のハイブリッド開催
 ※現地参加は先着250名

会場 サンシャインシティ コンファレンスルーム (room6~room9)
 (東京都豊島区東池袋3-1 サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階)

プログラム

- 13:00 ●ポスター展示・プロモーション
フォーラム会場の東面で『Well-being』に関する取組についてのポスター展示を実施いたします！
- 14:30 ●フォーラム開会
▶基調講演
前野隆司 慶応義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授
三輪律江 横浜国立大学都市社会文化研究科教授
▶インプットーク
内川亜紀 札幌駅前まちづくり(株)取締役経営マネージャー
石原達也 一般社団法人北長野エリアマネジメント代表
- 16:10 ●パネルディスカッション
テーマ：エリアマネジメントにおける『幸福度 (Well-being)』
モデレーター：小泉秀樹 東京大学都市工学科教授
パネリスト：前野隆司氏、三輪律江氏、内川亜紀氏、石原達也氏
- 17:30 ●フォーラム閉会

●池袋駅(35番出口)から徒歩8分
 ●東池袋駅(6・7番出口)から徒歩3分

会場までのアクセス詳細についてはこちらから

18:30 ●懇親会(会費制、先着120名)
 懇親会費：5,000円(税込) ※事前申込制
 会場：EAT GOOD PLACE (東京都豊島区東池袋4-42 イーケー・サンパーク)

2023年度 官民連携 まちづくりDAYS
官民連携まちづくりフォーラム'23

地域課題解決や暮らしに即したエリアマネジメント活動をさらに推進・展開していくためには、『幸福度 (Well-being)』といった新たな社会志向を取り入れることが重要だと考えられます。そこで、本年度の「2023年度 官民連携まちづくりDAYS 官民連携まちづくりフォーラム'23」では、『健康』や『子育て環境』も含めた『都市の幸福度 (Well-being)』に着目し、これからのエリアマネジメントの在り方について考えます。一緒にWell-beingまちづくりを、考えましょう！

基調講演

前野隆司氏(慶応義塾大学大学院教授)、三輪律江氏(横浜国立大学大学院教授)をお招きし、心理学や子どものための都市環境などの視点から、まちづくりにおける『Well-being』の重要性や、関連する研究・取組についてお話を聞きます。

TAKASHI MAENO 前野隆司 慶応義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授
 1984年東京工業大学卒業、1986年同大学修士課程修了。キヤノン株式会社、カリフォルニア大学バークレー校訪問研究員、ハーバード大学訪問教授等を歴任。博士(工学)。専門は、システムデザイン・マネジメント学、幸福学、イノベーション教育など。著書に、『子どもと子育ての幸福度』(2022年)、『ウェルビーイング』(2022年)、『幸せのメカニズム 実践・幸福学入門』(2013年刊)他。

NOBU NAWA 三輪律江 横浜国立大学大学院都市社会文化研究科教授
 (株)社会建築研究所、横浜国立を経て2011年より現職。博士(工学)。専門は建築・都市計画、参画まちづくり、こどものための都市環境、環境心理学。内閣府学術会議議員、国交省や国土交通省の専門委員、複数自治体で建築審査会、地域まちづくり審議会等の委員の他、子育て支援やまちづくりNPOの理事等も務める。代表著書に『まち住居のススメ』(博文社)、『子どもまちづくり監修』(鹿島出版)他。

インプットーク

内川亜紀氏(札幌駅前まちづくり株式会社)、石原達也氏(一般社団法人北長野エリアマネジメント)をお招きし、あらゆる立場の地域住民やワーカーが、生活しやすく、働きやすく感じるための取組についてお話を聞きます。

ARUCHIKAWA 内川亜紀 札幌駅前まちづくり株式会社取締役経営マネージャー
 石原計画デザイン事務所を経て、『札幌駅前まちづくり株式会社』設立時より勤務。チカ・ホ(札幌駅前地下歩行空間)やアプラ(札幌市北条広場)などの公共空間の活用・運営など、札幌駅前地区のエリアマネジメントに携わる。

TATSUYA SHIBUKAWA 石原達也 一般社団法人北長野エリアマネジメント代表
 2001年学生によるNPO法人設立に参画。2003年鳥取県社会福祉協議会に入会を経て、NPO法人岡山NPOセンターに転属。以降、NPO法人みんなのまちづくり研究所(一社)北長野エリアマネジメント等を設立。社会の「仕組み」として、まちづくりの仕組みづくり、多様な組織の連携プロジェクトのファシリテートに取り組む。

パネルディスカッション

小泉秀樹氏(東京大学都市工学科教授)をモデレーター、基調講演・インプットークでご登壇頂いた4名をパネリストとし、エリアマネジメントにおける『幸福度 (Well-being)』をテーマに、パネルディスカッションを行います。

HIROKI KOZUMI 小泉秀樹 東京大学都市工学科教授
 東京大学まちづくり研究室教授、東大まちづくり大学院コース長、日本都市計画学会常務理事。専門は、都市計画、まちづくり。研究成果をふまえて多くの各地で都市計画、まちづくりを実践。グッドデザイン賞など受賞多数。著書に『コミュニティデザイン』(2016)、『都市地域の持続可能なマネジメント』(2015) 他。近年は、筑谷未来デザイン代表理事、アーバン21理事として共働きまちづくりを推進。

お問合せ先
 2023年度 官民連携まちづくりDAYS
 主催：国土交通省、全国エリアマネジメントネットワーク
 事務局：一般財団法人都市まちづくり推進機構、札幌株式会社
 担当：堀江佑典・山田那奈(昭和株式会社企画部 営業開発室)
 メール：kanmachi2023@sho-wa.co.jp

お申込先
 QRコード、もしくは下記URLよりお申し込みください。
<https://forms.office.com/r/MaYVtZe7sW>
 締切日：2023年10月25日(水)17:00まで

図 3.2-2 案内チラシ

(5) 参加申込

イベントへの参加は事前申し込み制とし、オンライン入力フォームで実施した。申込募集期間・申込者・入力フォームなどの詳細は以下のとおりである。

表 3.2-3 申込募集期間

募集期間
令和5年9月29日(金)～令和5年10月25日(水)

表 3.2-4 申込者数

属性	人数
リアル会場	208名
オンライン(zoom方式)	371名
合計	*579名

※追加申込(申込募集期間以降)を含む

表 3.2-5 申込者の属性数

属性	人数
都市再生推進法人	56名
民間企業(都市再生推進法人・まちづくり団体を除く)	270名
まちづくり団体(都市再生推進法人を除く)	34名
学生・大学関係者等	15名
地方公共団体	192名
国土交通省(地方整備局を含む)	9名
他省庁	3名
合計	579名

官民連携まちづくりフォーラム'23

2023年度官民連携まちづくりDAYSで開催するシンポジウムの申込フォームです。

開催日時：2023年11月6日（月） 14:30～17:30（ポスターセッションは13時から、開場は14時から）
 申込締切：2023年10月25日（水） 17:00まで

主催：国土交通省・全国エリアマネジメントネットワーク
 事務局：都市みらい推進機構+昭和株式会社（担当/堀江・山田（昭和株式会社 営業開発室））

※1 1団体で複数名で参加を希望される場合は、参加者ごとに本フォームに記載ください。
 ※2 リアル会場のお申込み多数の場合は、会場の都合により、参加希望の多い団体さまから人数制限をさせていただきます。
 ※3 本申込に記載頂いた個人情報は、本フォーラムの目的以外には使用致しません。

* 必須

1. 参加希望者氏名 *

回答を入力してください

2. 参加希望者氏名（ふりがな） *

回答を入力してください

3. 所属（団体・組織名） ※法人格まで含む正式な記載をお願い致します *

回答を入力してください

4. 所属（団体・組織名）のふりがな ※法人格まで含む正式な記載をお願い致します *

回答を入力してください

4. 所属（団体・組織名）のふりがな ※法人格まで含む正式な記載をお願い致します *

回答を入力してください

5. 所属（属性） *

都市再生推進法人

民間等（都市再生推進法人を除く）

学生・大学関係者

地方公共団体

国土交通省（地方整備局を含む）

他省庁

その他

6. 所属（部署名）

回答を入力してください

7. 役職

回答を入力してください

8. メールアドレス ※半角英数で記載をお願い致します *

回答を入力してください

9. 電話番号 ※半角英数、ハイフン（-）無しでお願い致します（09012345678 など） *

回答を入力してください

9. 電話番号 ※半角英数、ハイフン（-）無しでお願い致します（09012345678 など） *

回答を入力してください

10. 参加方法の希望 *



リアル会場（東京都豊島区東池袋3-1 サンシャインシティワールドインポートビル5階 コンファレンスルーム（room6～9）
<https://sunshinecity.jp/facility/conference.html>

オンライン（zoom方式）

11. 懇親会への参加 *

※先着120名様までとさせていただきます。
 ※EAT GOOD PLACE（イグ・サンパーク内） <https://www.epietriz.com/restaurants/eat-good-place>
 ※懇親会費はおひとり5,000円（税込）となります。当日フォーラムの受付にてお支払い頂きます。

参加を希望する（領収書が必要）

参加を希望する（領収書は不要）

参加しない

12. フォーラム登壇者への質問

パネルディスカッションに際し質問などがありましたらお書きください。具体的な登壇者への質問の場合は、登壇者名もお書きください。

回答を入力してください

送信

図 3.2-3 参加申込フォームの項目と表示画面

(6) 申込フォームによる質問募集

各登壇者に質問したいことを申込フォームにて事前に募集した。

表 3.2-6 質問内容

分類	質問内容
まちづくり全般について	まちづくりで目指す姿はなにか。
	地域の課題解決には時間がかかるものである。特にSXビジネスなども今後加速される必要があるが、そこにかかるリードタイムの長さで民間企業の収益に繋がらず挫折することも多いと思う。そのあたり既存事業と新たなチャレンジ(まちづくり)についての要諦などを聞きたい。
	本市には商店街や店舗の連続性がなく、ウォークアブル推進事業を進めるにあたって個々の店舗のニーズが把握できず、賑わいをどう創出していくかで苦慮している。参考になる事例やアドバイスなどがあれば聞きたい。
	エリアマネジメント活動の評価方法(定量・定性)について聞きたい。
	地域課題の本質をどういったアプローチで見つけていけばよいか。ただ、「衰退している」→「経済活動の活性化」だけではご理解いただけない地域の方もいる可能性があるため。
	再開発事業の計画段階において、エリアマネジメントの観点から気を付けるべき点(地区施設や配置計画など)について聞きたい。
	Well-being は持続性が重要となると認識しているが、エリアマネジメントを持続可能な取組とするアプローチに必要なものについて聞きたい。
	地域ごとに関わる人々や課題は異なると思うが、統一的な指標で相対的に地域を測ることで、特徴を捉えたり、エリアマネジメントの取組を評価することは必要だと思うか。
	エリアマネジメントに必要なもの(抽象的なもの、具体的なもの)はなにか。また、それをどのようにして手に入れたのか。
	地元企業や団体、地元人財の探索、協業、協力要請の工夫について聞きたい。
	エリアマネジメントに適した規模(人口、広さなど)はどの程度と考えるか。
	エリアマネジメントを行う際にあると嬉しいまちのデータはあるか。
Well-being の実現について	Well-being の成功事例と成功までのプロセスや、Well-being を実現するための秘訣はなにか。
	まちの単位で『Well-being』を実現しようとする、多様な人を対象としなければならないが、その場合の課題、気を付けた方がよい点はこういったことがあるか。
	Well-being の視点からの緑化(特に建築物の緑化)に関する評価と、緑化の活かし方について聞きたい。
Well-being の評	「幸福度」について、どのような指標があるのか、地域特性とその

分類	質問内容
価値について	指標をどう捉えるのかなど「幸福度」の理解を深めたい。
	事業の評価指標としての「Well-being」をどのように定量化して算出するのか。
	エリアマネジメントの活動を評価する指標について聞きたい。特に今回のテーマである幸福度はどのような KPI が挙げられるか。
	幸福度をどのような指標で数値として第三者に説明ができるか。
	Well-being の指標は地域によって変わるか、また時代とともに変遷するか。
	Wellbeing を図る有効な手段や評価軸(判断指標)はなにか。
	エリアマネジメントの「Well-being」軸での評価指標としてはどのようなものが考えられるか。もしくは具体の実例を聞きたい。
	エリアマネジメントにおける Wellbeing の計測は、どのように行うことが望ましいのか。「あなたは幸せですか。」と対面や調査用紙を用いて尋ねられた際に、実際は不幸だと感じていても「不幸です」と答える方は少ないように思うため、何をもって Wellbeing が向上した(または下がった)と計測すればよいか。

(7) ポスター展示・プロモーションの告知・参加申込

実施にあたり、令和5年9月29日時点の都市再生推進法人へメールにて発信し、参加団体の募集を行った。

表 3.2-7 申込募集期間

募集期間
令和5年9月29日(金)～令和5年10月13日(金)

表 3.2-8 申込団体

#	名称	都道府県 市町村	都市再生推進法人 指定年月日
1	一般社団法人 釜川から育む会	栃木県 宇都宮市	令和5年7月26日
2	一般財団法人 柏市まちづくり公社	千葉県 柏市	平成26年2月14日
3	特定非営利活動法人 大丸有エアーマネジメント協会	東京都 千代田区	令和元年11月20日
	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町まちづくり協議会		平成25年9月3日
4	一般社団法人 高輪ゲートウェイエアーマネジメント	東京都 港区	令和5年6月9日
5	一般社団法人 小岩駅周辺地区エアーマネジメント	東京都 江戸川区	令和4年3月29日
6	一般財団法人 武蔵野市開発公社	東京都 武蔵野市	令和2年12月4日
7	一般社団法人 伊豆長岡温泉エアーマネジメント	静岡県 伊豆の国市	令和3年8月27日
8	高蔵寺まちづくり 株式会社	愛知県 春日井市	平成30年10月5日
9	株式会社 神戸ウォーターフロント開発機構	兵庫県 神戸市	令和3年8月2日

3.2.2 イベント当日の運営

(1) プログラムの概要

イベントプログラム・タイムテーブルは以下のとおりである。

表 3.2-9 タイムスケジュール

時間	内容	登壇者
13:00～18:00	ポスター展示・プロモーション	
13:30	開場 (Zoom 入室)	
14:30	(1) 開会	国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室企画専門官/ 乃口 智栄 氏
14:30～14:35	(2) 開会挨拶	国土交通省都市局 局長/ 天河 宏文 氏
14:35～14:55 (20分)	(3) 基調講演①	慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授/ 前野 隆司 氏
14:55～15:15 (20分)	(4) 基調講演②	横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授/ 三輪 律江 氏
15:15～15:30 (15分)	(5) インプットトーク①	札幌駅前通まちづくり株式会社 取締役統括マネージャー/ 内川 亜紀 氏
15:30～15:45 (15分)	(6) インプットトーク②	一般社団法人北長瀬エリアマネジメント 代表/ 石原 達也 氏
15:45～16:00 (15分)	休憩	
16:00～16:10 (10分)	(7) 情報提供	池袋エアプラットフォーム事務局/ 倉林 真弓 氏
16:10～17:25 (75分)	(8) パネルディスカッション	モデレーター: 東京大学都市工学科教授/ 小泉 秀樹 氏 〈登壇者〉 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授/ 前野 隆司 氏 横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授/ 三輪 律江 氏 札幌駅前通まちづくり株式会社 取締役統括マネージャー/ 内川 亜紀 氏 一般社団法人北長瀬エリアマネジメント 代表/ 石原 達也 氏
17:25～17:30 (5分)	(9) 閉会挨拶	全国エアマネジメントネットワーク副会長/ 金城 敦彦 氏
17:30	終了/アンケート	

(2) 参加者

事前申込数及び当日の参加者数は、以下のとおりである。

表 3.2-10 事前申込及び当日参加者数

項目	属性	人数
事前申込者	リアル会場	208名
	オンライン(zoom方式)	371名
	合計	※579名
当日参加者	リアル会場	166名
	オンライン(zoom方式)(アクセス数)	271名
	合計	437名

※追加申込(申込募集期間以降)を含む

表 3.2-11 事前申込及び当日参加者の属性数

項目	属性	人数
事前申込者	都市再生推進法人	56名
	民間企業(都市再生推進法人・まちづくり団体を除く)	270名
	まちづくり団体(都市再生推進法人を除く)	34名
	学生・大学関係者等	15名
	地方公共団体	192名
	国土交通省(地方整備局を含む)	9名
	他省庁	3名
	合計	579名
当日参加者	都市再生推進法人	48名
	民間企業(都市再生推進法人・まちづくり団体を除く)	247名
	まちづくり団体(都市再生推進法人を除く)	35名
	学生・大学関係者等	13名
	地方公共団体	183名
	国土交通省(地方整備局を含む)	9名
	他省庁	2名
	合計	※537名

※オンライン参加者については申込時点の情報

(3) イベント運営・配信方法

参加者はリアルとオンライン（Zoom）で参加した。登壇者及び運営者は会場（サンシャインシティ ワールドインポートマートビル）に参集して、イベントを実施した。

会場のレイアウト・設営状況の詳細は以下のとおりである。

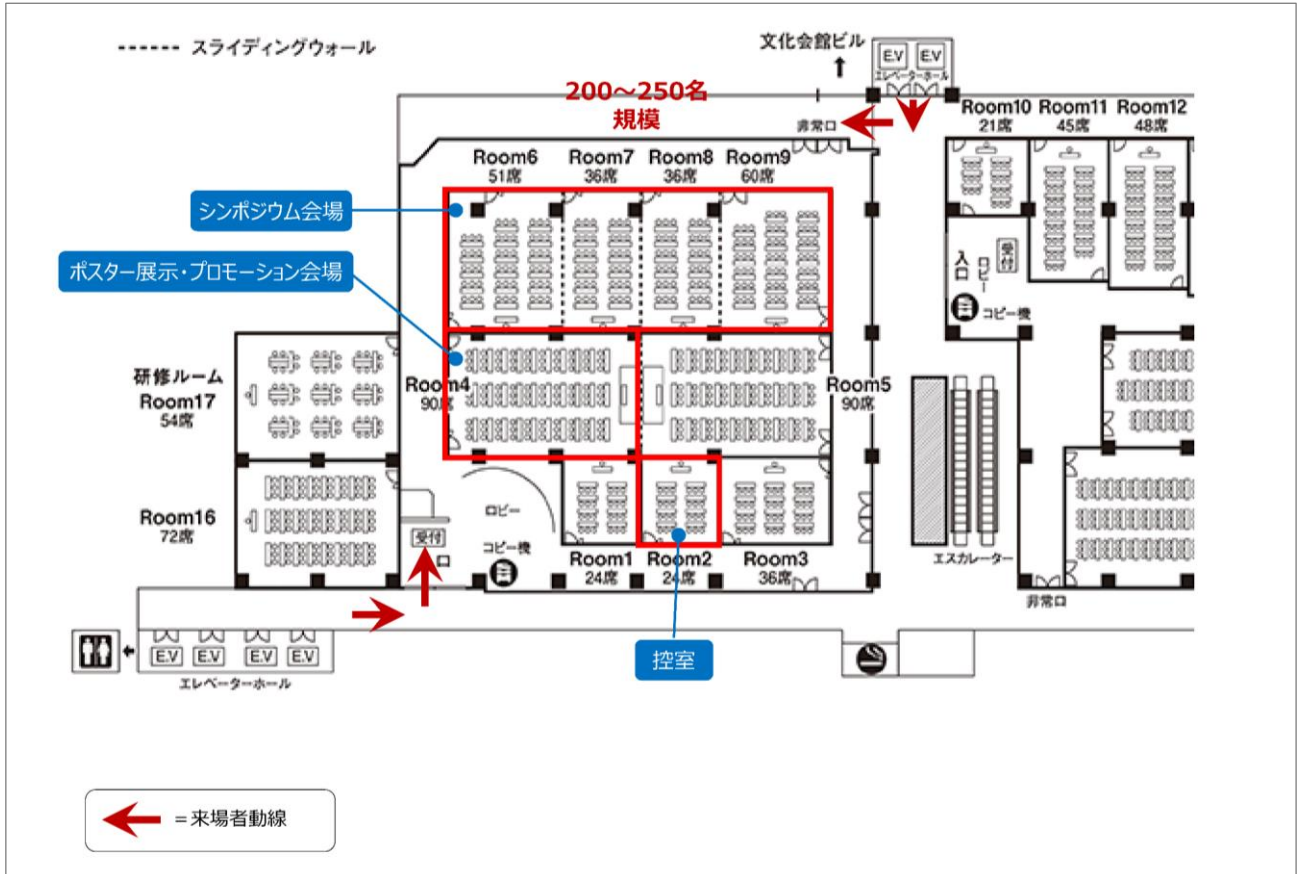


図 3.2-4 会場図

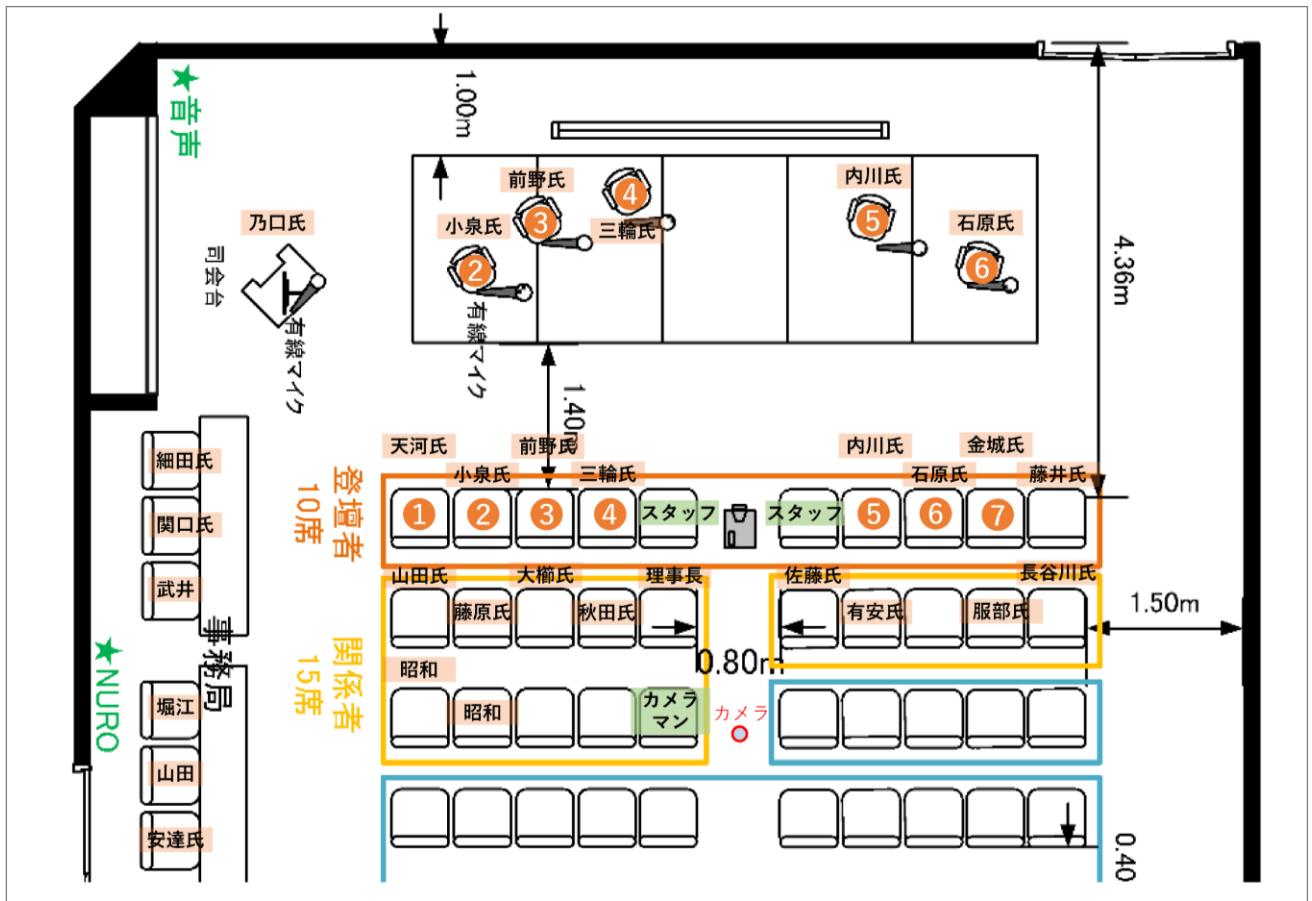


図 3.2-6 パネルディスカッション時の登壇者レイアウト

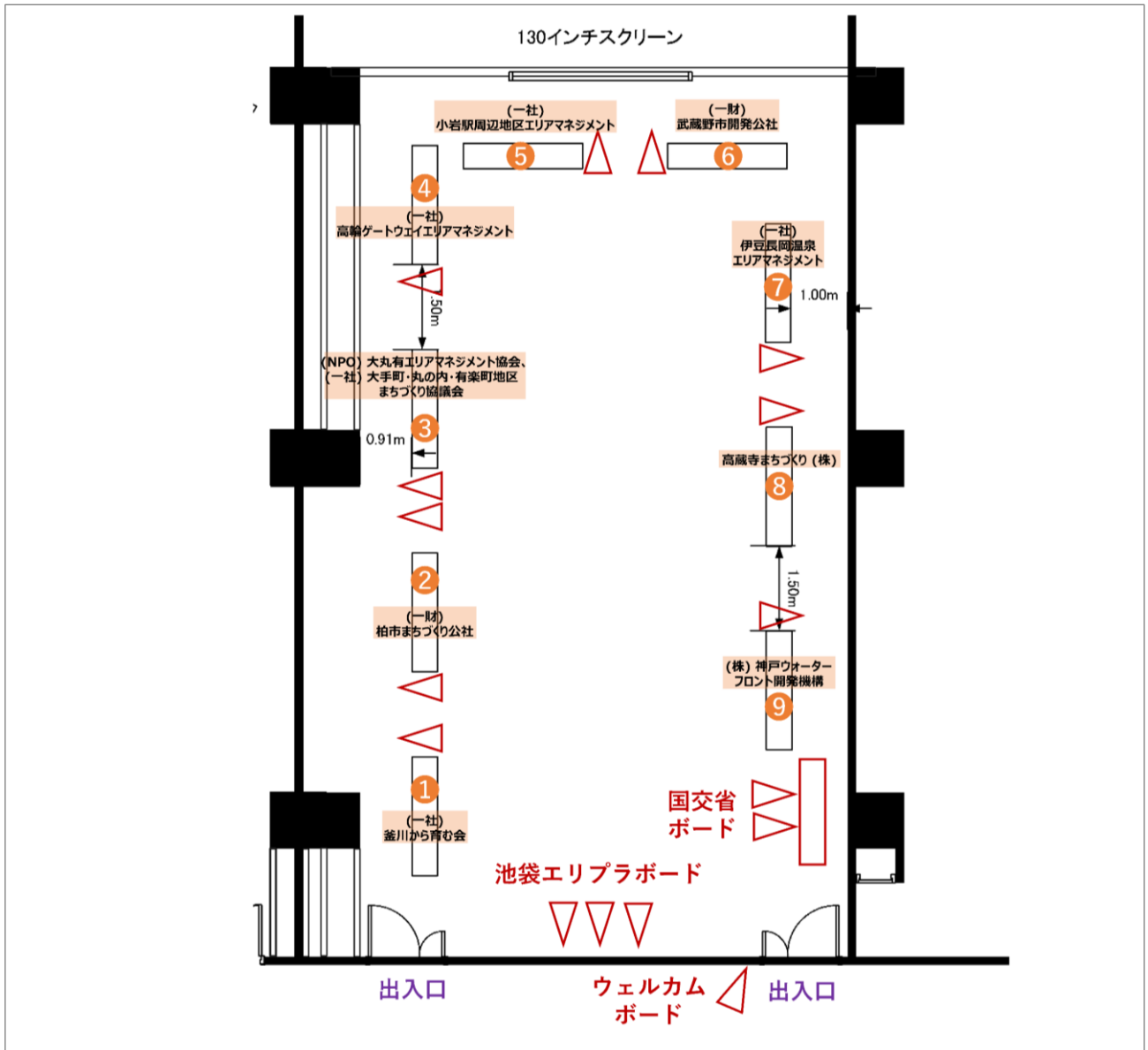


図 3.2-7 ポスター展示・プロモーション会場レイアウト



図 3.2-8 会場レイアウト、リハーサルの様子

(4) イベント配布資料

次第資料を参加者に事前にメールにて送付し、リアル参加者には受付時にも配布した。



【次第 (敬省略)

14:30 開会・開会挨拶

- ◆国土交通省 都市局長 天河 宏文 (あまかわ ひろふみ) 氏

14:35 基調講演

- ◆慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科教授 前野 隆司 (まえの たかし) 氏
- ◆横浜市立大学大学院 都市社会文化研究科教授 三輪 律江 (みわの りえ) 氏

15:15 インブットーク

- ◆札幌駅前通まちづくり株式会社 取締役統括マネージャー 内川 亜紀氏 (うちかわ あき) 氏
- ◆一般社団法人北長瀬エリアマネジメント 代表 石原 達也氏 (いしはら たつや) 氏

15:45 休憩

16:00 情報提供 (池袋エリアプラットフォームより)

16:10 パネルディスカッション

基調講演者、インブットーク登壇者と共に、『エリアマネジメントにおける「幸福度 (Well-being)」』について議論していきます。

〈モデレーター〉

- ◆東京大学 都市工学科教授 小泉 秀樹 (こいずみ ひでき) 氏

17:30 閉会・閉会挨拶

- ◆全国エリアマネジメントネットワーク副会長 金城 敦彦 (きんじょう あつひこ) 氏

【官民連携まちづくりフォーラム'23前後の予定

13:00~18:00 ポスター展示・プロモーション

18:30~20:00 懇親会 (事前申込み制)

登壇者紹介 (登壇順)

Takashi Maeno
前野 隆司 慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科教授

1984年東京工業大学卒業、1986年同大学修士課程修了。キヤノン株式会社、カリフォルニア大学バークレー校訪問研究員、ハーバード大学訪問教授等を経て現職。博士(工学)。専門は、システムデザイン・マネジメント学、幸福学、イノベーション教育など。著書に、『ディストピア禍の新・幸福論』(2022年)、『ウェルビーイング』(2022年)、『幸せのメカニズム 実践・幸福学入門』(2013年)他。

Norie Miwa
三輪 律江 横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授

(株)坂倉建築研究所、横浜国大を経て2011年より現職。博士(工学)。専門は建築・都市計画、参画型まちづくり、こどものための都市環境、環境心理学。内閣府学術会議連携委員、国土省や厚労省の専門委員、複数自治体で建築審査会、地域まちづくり審議会等の委員の他、子育て支援やまちづくりNPOの理事等も務める。代表編著に『まち保育のススム (朝文社)』『子どもまちづくり型録 (鹿島出版)』他。

Aki Uchikawa
内川 亜紀 札幌駅前通まちづくり株式会社 取締役統括マネージャー

石原計画デザイン事務所を経て、『札幌駅前通まちづくり株式会社』設立時より勤務。チ・カ・ホ (札幌駅前通地下歩行空間) やアカプラ (札幌市北3条広場) などの公共空間の活用・運営など、札幌駅前通地区のエリアマネジメントに携わる。

Tatsuya Ishihara
石原 達也 一般社団法人北長瀬エリアマネジメント代表

2001年学生によるNPO法人設立に参画。2003年鳥取市社会福祉協議会に入職を経て、NPO法人岡山NPOセンターに転職。以降、NPO法人みんなの集落研究所や(一社)北長瀬エリアマネジメント等を設立。社会の「仕組み屋」として、まちづくりの仕組みづくり、多様な組織の連携プロジェクトのファシリテートに取り組む。

Hideki Koizumi
小泉 秀樹 東京大学都市工学科教授

東京大学まちづくり研究室教授、東大まちづくり大学院コース長、日本都市計画学会専務理事。専門は、都市計画、まちづくり。研究成果をふまえて多くの各地で都市計画、まちづくりを実践。グッドデザイン賞など受賞多数。編著に『コミュニティデザイン学』(2016)、『都市地域の持続可能性アセスメント』(2015) 他。近年は、渋谷未来デザイン代表理事、アーバンスト理事長として共創まちづくりを推進。

登壇者への質問募集!

お申込み時に受け付けた質問の他に、登壇者の方へ質問がございましたら、スマートフォン等で右のQRコードを読み取り、専用フォームからご入力ください。本日のフォーラムのパネルディスカッション時に、登壇者の皆様にお答えいただきます。



【閉会后】参加者アンケート

この度は、「官民連携まちづくりフォーラム'23」にご参加いただき、誠にありがとうございました。今後の参考とするため、終了後アンケートへのご協力をお願いします。スマートフォン等で右のQRコードを読み取り、専用フォームからご回答ください。



図 3.2-9 次第資料

3-16

(5) 当日の会場の様子

当日の会場の様子は以下のとおりである。

	
<p>開会</p>	<p>基調講演①</p>
	
<p>基調講演②</p>	<p>インプットーク①</p>
	
<p>インプットーク②</p>	<p>情報提供</p>
	
<p>パネルディスカッション</p>	<p>閉会</p>

図 3.2-10 各プログラム進行中の様子

(7) 講演資料

各プログラムの発表資料は以下のとおりである。

1) 基調講演①(前野 隆司氏)

ウェルビーイングとまちづくり

慶應義塾大学 前野隆司



前野 隆司 TAKASHI MAENO

人間の身体と心

ロボットの身体と心

イノベーション教育システム論

幸福学・共創学

社会システムデザイン

機械工学 設計工学



(広義の健康) Well-being 良好な状態


(狭義の健康) 健康

幸せ

福祉

happiness

感情としての幸せ



政府

ウェルビーイングがデジタル田園都市国家構想の指標に!

Sustainability

Well-being

Innovation

Super City Smart City

MeS

スマートシティ

デジタル・インフラ

APIゲートウェイ

政府ID

共通ID


共通機能

Gov.クラウド/NW

国土空間データ(3D含む)

データ連携基盤(公共サービスメタデータ)

通信インフラ(5G,等)



幸福度とパフォーマンスの関係

創造性 生産性


幸福度の高い社員の創造性は3倍、生産性は31%、売上は37%高い [Lyubomirsky, King, Diener]

欠勤率 離職率

幸福度の高い社員は欠勤率が41%低く [George, 1989]、離職率が59%低く [Donovan, 2000]、業務上の事故が70%少ない [ギャラップ]

ハーバードビジネスレビュー2012年5月号「幸福の戦略」p62-63

© Takashi Maeno




「幸福学(well-being study)」の基礎

- 「地位財」型の幸せ＝長続きしない!
 - 地位財＝他人と比べられる財
 - 金、モノ、社会的地位 ...金銭欲、物欲、名誉欲の充足
- 「非地位財」型の幸せ＝長続きする!
 - 安全など、環境に基づくもの ...社会的に良好な状態
 - 健康など、身体に基づくもの ...身体的に良好な状態
 - 心的要因(幸せの4つの因子) ...精神的に良好な状態

- 自己実現と成長(やってみよう因子)、強み、主体性
- つながりと感謝(ありがとう因子)、利他、多様性
- 前向きと楽観(なんとかなる因子)、チャレンジ精神
- 独立と自分らしさ(ありのままに因子)、自分軸

© Takashi Maeno



Smart City Easthine Japan

Liveable Well-Being City 指標®

ご紹介と活用について

LWC指標®活用ガイドブック

Well-Beingアンケートダッシュボード(全額調査)

Well-Beingアンケートダッシュボード(個別調査)



Well-being指標とは

現在準備中のWell-Being指標について

Liveable Well-Being City 指標の体系図

Well-being

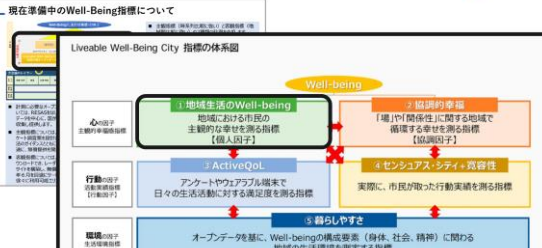
1 地域生活のWell-being

2 個人の幸福

3 ACWAQOL

4 センシブシティ・寛容性

5 暮らしやすさ

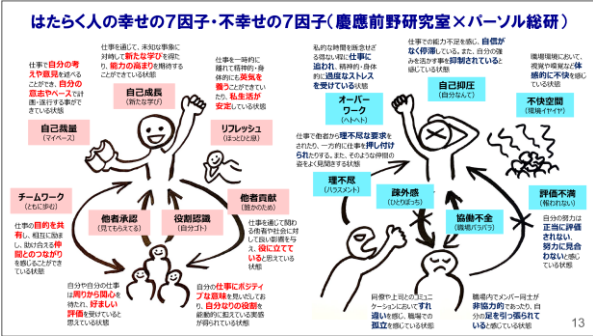
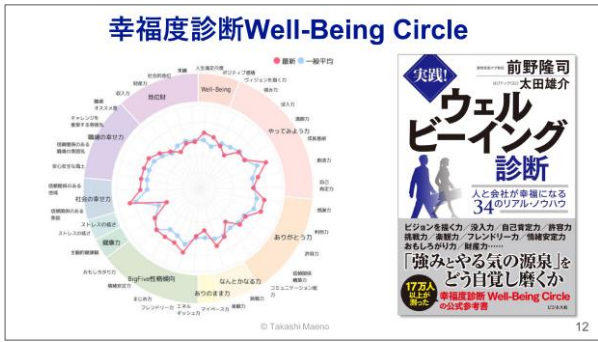
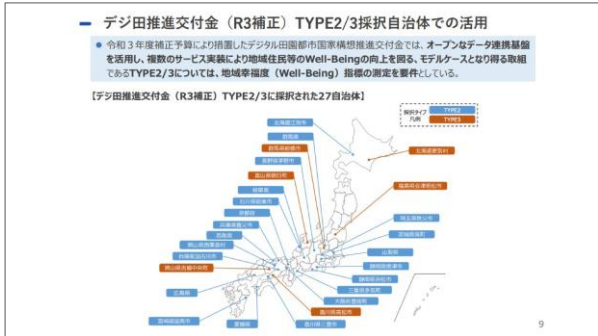


地域生活のWell-being指標

健康長寿推進委員会と三菱地所の協力を得、スマートシティ/スマートユースの協力ののもと、慶応義塾大学前野研が研究開発中

Q.以下の各項目はあなた自身にどの程度当てはまりますか?
 0: 全く当てはまらず
 1: あまり当てはまらず
 2: どちらとも言いえない
 3: ある程度当てはまる
 4: 非常に当てはまる

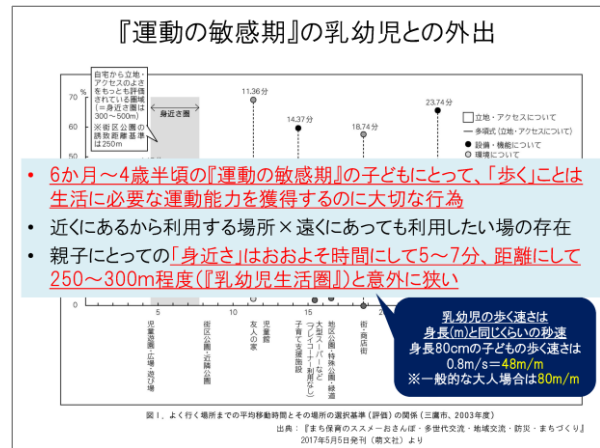
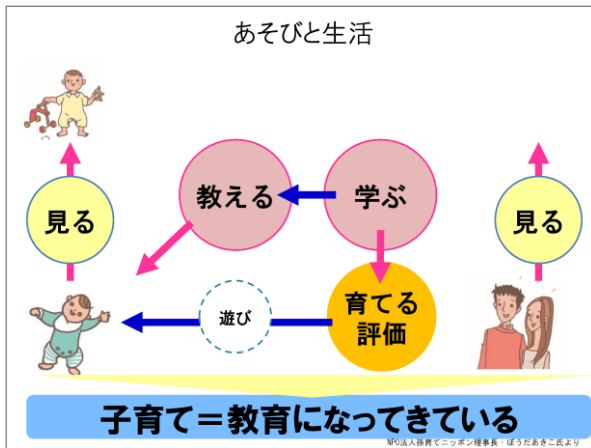
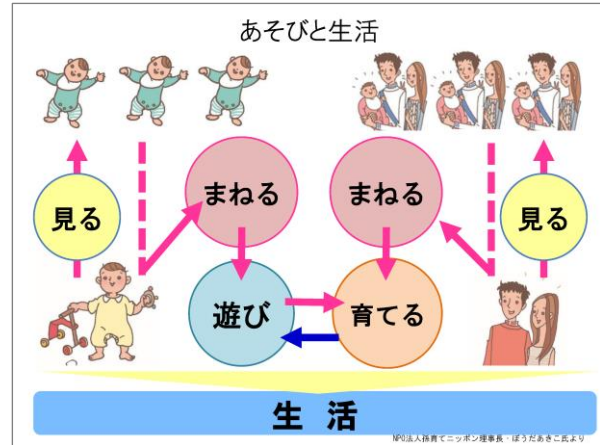
項目No.	項目名称	説明
F1	ダイナミズムと誇り	属している地域は、文化・芸術・活動が盛んで誇りに思っている地域では、誇りに思ったり活動が盛んである属している地域は、誇りに思ったり活動が盛んである属している地域は、誇りに思ったり活動が盛んである
F2	生活の利便性	属している地域は、生活利便性が非常に高い地域である属している地域は、生活利便性が非常に高い地域である属している地域は、生活利便性が非常に高い地域である
F3	生活ルールの秩序	属している地域は、生活ルールが守られている地域である属している地域は、生活ルールが守られている地域である属している地域は、生活ルールが守られている地域である
F4	自然の体感	属している地域は、自然の体感が非常に高い地域である属している地域は、自然の体感が非常に高い地域である属している地域は、自然の体感が非常に高い地域である
F5	居住空間の快適さ	属している地域は、居住空間が非常に快適である属している地域は、居住空間が非常に快適である属している地域は、居住空間が非常に快適である
F6	つながりと感謝	属している地域は、人と人とのつながりが非常に強い地域である属している地域は、人と人とのつながりが非常に強い地域である属している地域は、人と人とのつながりが非常に強い地域である
F7	健康状態	属している地域は、健康状態が非常に良い地域である属している地域は、健康状態が非常に良い地域である属している地域は、健康状態が非常に良い地域である
F8	過干渉と不寛容(のなさ)	属している地域は、過干渉や不寛容が少ない地域である属している地域は、過干渉や不寛容が少ない地域である属している地域は、過干渉や不寛容が少ない地域である
F9	地域との相性	属している地域は、自分自身と非常に相性が良い地域である属している地域は、自分自身と非常に相性が良い地域である属している地域は、自分自身と非常に相性が良い地域である
F10	地域行政への信頼	属している地域は、地域行政に対する信頼が非常に高い地域である属している地域は、地域行政に対する信頼が非常に高い地域である属している地域は、地域行政に対する信頼が非常に高い地域である



現代の子育ち環境の変化の理解

子どもの育ち、親の育ちには
“群れ”と“まね”が欠かせない

子どもってまちのどこで育つ？
出会う？遊ぶ？



- 6か月～4歳半頃の『運動の敏感期』の子どもの外出は、歩くことを移動手段として考えず、「歩くために歩く」の実践期と捉える
- 出産直後はどんな人でも行動圏が狭まり、行く場所も画一的になる
- 近くの同じ公園や商業施設のみに行っている人ほど近所づきあいが薄くなる傾向
- 自分が居住している地域を知らない・知れないこと(例:里帰り出産)はその地域での子育てに不安を感じやすい
- 遊び場の多い小学校区に住む母親ほど産後うつになりにくい
- 合計特殊出生率とまちの自然や緑、身近の集いや地域交流の場には相関関係がある?!
- 周辺に知り合いや多様な居場所を持っている人ほど定住志向がある
- ソーシャルサポート決定打は「情緒的サポート」!
- 地域に子どもを預けられる人がいることは、子育てで不安を抑え、メンタルヘルスを良好にする可能性も
- 保護者も不安な小1の壁、小4の壁:放課後の子ども達をどう考える?!
- 多様な遊び・多様な遊び場所を持っている子どもほど幸福感が高い。

- ◎子どもと親の育ちに「群れ」と「まね」は欠かせない。その状況をどう「まち」に創り出すのか。
- ◎子どもの育ち、保護者自身の安心醸成にとって大事な「まち」との関わりをどの段階で理解するか。理解してもらうか。どう伝えるか
- ◎乳幼児生活圏(300m生活圏)という身近な地域コミュニティの中で集いや出会い(「群れる」)の環境をどうつくるか
- ◎場所だけあってもダメ。その場所につなげる包括的な仕組みと総合的なマネジメント体制も必要。
- ◎なにより、他人の子どもの存在、そして子どもの主体性を意識する大人をどう増やすか。

『まち保育』

子どもの育ちに“まち”を開き 子どもとともに“まち”が育つ…

子どもと保護者の育ちを血縁関係だけでなく地域社会で共有するため多様な主体を巻き込みながら地域資源を活用したまちとの関り方を促す手法論

15

「まち保育」

「まち保育」は、子どもたちの生活をより豊かにするものです。それは、保育施設・教育施設の園外活動だけを指すものではありません。

まちにあるさまざまな資源を保育に活用し、まちでの出会いをどんどんつないで関係を広げていくこと、そして、子どもを囲い込み、場や機会を開き、身近な地域社会と一緒に、まちで子どもが育っていく土壌づくりをすることを私たちは「まち保育」と呼んでいます。

子育て支援の場においても、家庭生活においても、また地域の活動においても、「子どもがまちで育つ」視点を大切にしたいと考えています。

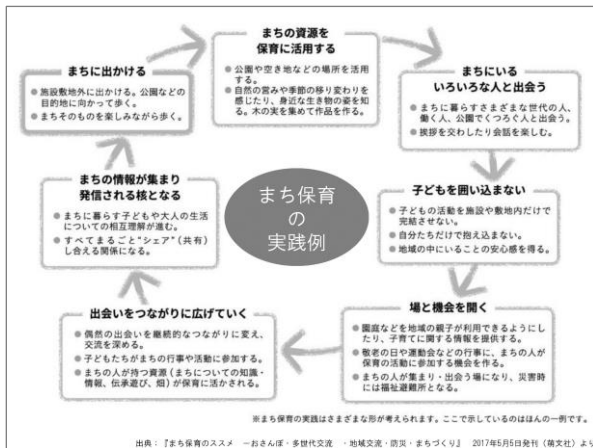
「保育」

乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように「養護」するとともに、その心身を健全に発達するように「教育」すること

4つのステージ

- Stage 1: まちで育てる (地域のモノ・ヒトの活用)
- Stage 2: まちで育つ (まちのモノ・ヒト・コトと子どもが育つ)
- Stage 3: まちで育てる (住民の「まちの子ども」への関心を喚起)
- Stage 4: まちで育つ (共に育つ)

出典: 『まち保育のススメ-おさんぽ-多世代交流-地域交流-防災-まちづくり』
2017年5月5日発行(朝文社)より



- ### まち保育の4つのステージと多様な主体性の育み
- “まち保育”の実践からみえたコミュニティデザイン、参加のデザイン要素
- (1) まちで育てる**
 - ① 保育施設がまちをフル活用する必然性の理解
 - ② まちとの仲介ツールとして「日常のお散歩活動」へ注目
 - 子ども達自らが自分たちのまちを評価する「参加」の仕組みとしても機能
 - (2) まちで育つ**
 - ① 同じまち(範囲)を違った視点でなんども歩くことの意義
 - お散歩ワークショップを軸に地域の「組織」と「活動」が繋がる
 - ② 媒体を通じた活動の見える化
 - (3) まちが育てる**
 - ① 関わった人たちにお願いする一受け入れることで増えていくコミュニティファン
 - ② まちに暮らすたくさんの人と顔見知りになっていく現場の安心感
 - ③ 保育施設が「住民」として地域に受け入れられ連携する体制へ
 - (4) まちが育つ**
 - ① まちなかでの双方向の関係をより培う
 - 楽しませてくれているまちへの感謝、感謝されて気づく自分のまちへの働きかけ
 - ② 継続することで子どもと関わりない人々に「子ども」の価値に気づく人が増える
 - 「どこかの子」でなく「わがまちの子」という発言→「明瞭な」当事者性への育み
 - ③ 地域まちづくりに子どもの視点を組み込むことで子どもも大人も変化する

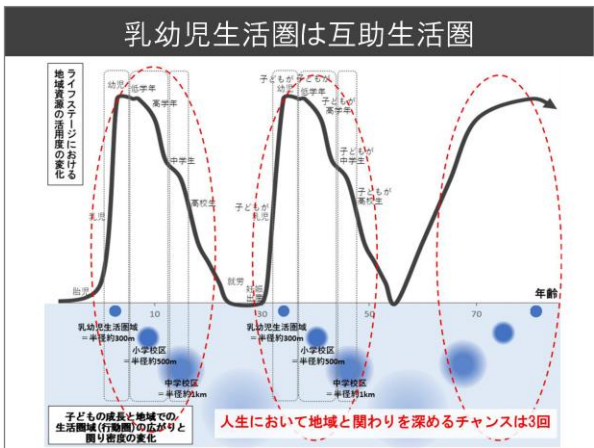
いつも伝えていること **まち保育の4つのステージが実現されるためのまちのマネジメントの観点**

セミパブリックを豊かに開く視点一点から線、線から面へ

- ◆ まち保育のきっかけをつくる「点」のつくり込みの工夫：
 - 空き空間を活用する
 - “すき間”と“境界”のデザインの工夫
 - 居住者ニーズと地域をつなぐ設えと参加のデザイン
 - 弱い専門性の“人”の集積と弱い専門性の“場”の創出
 - 非公開緑地(企業緑地)の活用への着目
- ◆ まち保育が参み出す点を「線」で結び繋げる仕掛け：
 - まち保育には欠かせない“道”という空間を改めて見直す
 - まち保育に欠かせない地域資源の存在を軸に“あえて”立地
- ◆ まち保育を「面」に広げて行く戦略：
 - “まち”がマネジメントも込みで戦略的に施設を誘致する
 - 計画住宅地の生活圏にまち保育マインドの“タネ”を

子育て施設をまちづくりの担い手とするための仕組みづくりへ

- ◆ 子育て施設などの地域貢献的側面を「見える化」し評価する
- ◆ 地域と施設をつなぐ仲介役(コーディネーター)の専門性・職能



子どもまちづくり型録

001 子ども街歩き	042 子どもの居場所	083 子どもの居場所	124 子どもの居場所
002 子ども街歩き(2)	043 子ども街歩き	084 子ども街歩き	125 子ども街歩き
003 子ども街歩き(3)	044 子ども街歩き	085 子ども街歩き	126 子ども街歩き
004 子ども街歩き(4)	045 子ども街歩き	086 子ども街歩き	127 子ども街歩き
005 子ども街歩き(5)	046 子ども街歩き	087 子ども街歩き	128 子ども街歩き
006 子ども街歩き(6)	047 子ども街歩き	088 子ども街歩き	129 子ども街歩き
007 子ども街歩き(7)	048 子ども街歩き	089 子ども街歩き	130 子ども街歩き
008 子ども街歩き(8)	049 子ども街歩き	090 子ども街歩き	131 子ども街歩き
009 子ども街歩き(9)	050 子ども街歩き	091 子ども街歩き	132 子ども街歩き
010 子ども街歩き(10)	051 子ども街歩き	092 子ども街歩き	133 子ども街歩き
011 子ども街歩き(11)	052 子ども街歩き	093 子ども街歩き	134 子ども街歩き
012 子ども街歩き(12)	053 子ども街歩き	094 子ども街歩き	135 子ども街歩き
013 子ども街歩き(13)	054 子ども街歩き	095 子ども街歩き	136 子ども街歩き
014 子ども街歩き(14)	055 子ども街歩き	096 子ども街歩き	137 子ども街歩き
015 子ども街歩き(15)	056 子ども街歩き	097 子ども街歩き	138 子ども街歩き
016 子ども街歩き(16)	057 子ども街歩き	098 子ども街歩き	139 子ども街歩き
017 子ども街歩き(17)	058 子ども街歩き	099 子ども街歩き	140 子ども街歩き
018 子ども街歩き(18)	059 子ども街歩き	100 子ども街歩き	141 子ども街歩き
019 子ども街歩き(19)	060 子ども街歩き	101 子ども街歩き	142 子ども街歩き
020 子ども街歩き(20)	061 子ども街歩き	102 子ども街歩き	143 子ども街歩き
021 子ども街歩き(21)	062 子ども街歩き	103 子ども街歩き	144 子ども街歩き
022 子ども街歩き(22)	063 子ども街歩き	104 子ども街歩き	145 子ども街歩き
023 子ども街歩き(23)	064 子ども街歩き	105 子ども街歩き	146 子ども街歩き
024 子ども街歩き(24)	065 子ども街歩き	106 子ども街歩き	147 子ども街歩き
025 子ども街歩き(25)	066 子ども街歩き	107 子ども街歩き	148 子ども街歩き
026 子ども街歩き(26)	067 子ども街歩き	108 子ども街歩き	149 子ども街歩き
027 子ども街歩き(27)	068 子ども街歩き	109 子ども街歩き	150 子ども街歩き
028 子ども街歩き(28)	069 子ども街歩き	110 子ども街歩き	151 子ども街歩き
029 子ども街歩き(29)	070 子ども街歩き	111 子ども街歩き	152 子ども街歩き
030 子ども街歩き(30)	071 子ども街歩き	112 子ども街歩き	153 子ども街歩き
031 子ども街歩き(31)	072 子ども街歩き	113 子ども街歩き	154 子ども街歩き
032 子ども街歩き(32)	073 子ども街歩き	114 子ども街歩き	155 子ども街歩き
033 子ども街歩き(33)	074 子ども街歩き	115 子ども街歩き	156 子ども街歩き
034 子ども街歩き(34)	075 子ども街歩き	116 子ども街歩き	157 子ども街歩き
035 子ども街歩き(35)	076 子ども街歩き	117 子ども街歩き	158 子ども街歩き
036 子ども街歩き(36)	077 子ども街歩き	118 子ども街歩き	159 子ども街歩き
037 子ども街歩き(37)	078 子ども街歩き	119 子ども街歩き	160 子ども街歩き
038 子ども街歩き(38)	079 子ども街歩き	120 子ども街歩き	161 子ども街歩き
039 子ども街歩き(39)	080 子ども街歩き	121 子ども街歩き	162 子ども街歩き
040 子ども街歩き(40)	081 子ども街歩き	122 子ども街歩き	163 子ども街歩き
041 子ども街歩き(41)	082 子ども街歩き	123 子ども街歩き	164 子ども街歩き
042 子ども街歩き(42)	083 子ども街歩き	124 子ども街歩き	165 子ども街歩き
043 子ども街歩き(43)	084 子ども街歩き	125 子ども街歩き	166 子ども街歩き
044 子ども街歩き(44)	085 子ども街歩き	126 子ども街歩き	167 子ども街歩き
045 子ども街歩き(45)	086 子ども街歩き	127 子ども街歩き	168 子ども街歩き
046 子ども街歩き(46)	087 子ども街歩き	128 子ども街歩き	169 子ども街歩き
047 子ども街歩き(47)	088 子ども街歩き	129 子ども街歩き	170 子ども街歩き
048 子ども街歩き(48)	089 子ども街歩き	130 子ども街歩き	171 子ども街歩き
049 子ども街歩き(49)	090 子ども街歩き	131 子ども街歩き	172 子ども街歩き
050 子ども街歩き(50)	091 子ども街歩き	132 子ども街歩き	173 子ども街歩き
051 子ども街歩き(51)	092 子ども街歩き	133 子ども街歩き	174 子ども街歩き
052 子ども街歩き(52)	093 子ども街歩き	134 子ども街歩き	175 子ども街歩き
053 子ども街歩き(53)	094 子ども街歩き	135 子ども街歩き	176 子ども街歩き
054 子ども街歩き(54)	095 子ども街歩き	136 子ども街歩き	177 子ども街歩き
055 子ども街歩き(55)	096 子ども街歩き	137 子ども街歩き	178 子ども街歩き
056 子ども街歩き(56)	097 子ども街歩き	138 子ども街歩き	179 子ども街歩き
057 子ども街歩き(57)	098 子ども街歩き	139 子ども街歩き	180 子ども街歩き
058 子ども街歩き(58)	099 子ども街歩き	140 子ども街歩き	181 子ども街歩き
059 子ども街歩き(59)	100 子ども街歩き	141 子ども街歩き	182 子ども街歩き
060 子ども街歩き(60)	101 子ども街歩き	142 子ども街歩き	183 子ども街歩き
061 子ども街歩き(61)	102 子ども街歩き	143 子ども街歩き	184 子ども街歩き
062 子ども街歩き(62)	103 子ども街歩き	144 子ども街歩き	185 子ども街歩き
063 子ども街歩き(63)	104 子ども街歩き	145 子ども街歩き	186 子ども街歩き
064 子ども街歩き(64)	105 子ども街歩き	146 子ども街歩き	187 子ども街歩き
065 子ども街歩き(65)	106 子ども街歩き	147 子ども街歩き	188 子ども街歩き
066 子ども街歩き(66)	107 子ども街歩き	148 子ども街歩き	189 子ども街歩き
067 子ども街歩き(67)	108 子ども街歩き	149 子ども街歩き	190 子ども街歩き
068 子ども街歩き(68)	109 子ども街歩き	150 子ども街歩き	191 子ども街歩き
069 子ども街歩き(69)	110 子ども街歩き	151 子ども街歩き	192 子ども街歩き
070 子ども街歩き(70)	111 子ども街歩き	152 子ども街歩き	193 子ども街歩き
071 子ども街歩き(71)	112 子ども街歩き	153 子ども街歩き	194 子ども街歩き
072 子ども街歩き(72)	113 子ども街歩き	154 子ども街歩き	195 子ども街歩き
073 子ども街歩き(73)	114 子ども街歩き	155 子ども街歩き	196 子ども街歩き
074 子ども街歩き(74)	115 子ども街歩き	156 子ども街歩き	197 子ども街歩き
075 子ども街歩き(75)	116 子ども街歩き	157 子ども街歩き	198 子ども街歩き
076 子ども街歩き(76)	117 子ども街歩き	158 子ども街歩き	199 子ども街歩き
077 子ども街歩き(77)	118 子ども街歩き	159 子ども街歩き	200 子ども街歩き
078 子ども街歩き(78)	119 子ども街歩き	160 子ども街歩き	201 子ども街歩き
079 子ども街歩き(79)	120 子ども街歩き	161 子ども街歩き	202 子ども街歩き
080 子ども街歩き(80)	121 子ども街歩き	162 子ども街歩き	203 子ども街歩き
081 子ども街歩き(81)	122 子ども街歩き	163 子ども街歩き	204 子ども街歩き
082 子ども街歩き(82)	123 子ども街歩き	164 子ども街歩き	205 子ども街歩き
083 子ども街歩き(83)	124 子ども街歩き	165 子ども街歩き	206 子ども街歩き
084 子ども街歩き(84)	125 子ども街歩き	166 子ども街歩き	207 子ども街歩き
085 子ども街歩き(85)	126 子ども街歩き	167 子ども街歩き	208 子ども街歩き
086 子ども街歩き(86)	127 子ども街歩き	168 子ども街歩き	209 子ども街歩き
087 子ども街歩き(87)	128 子ども街歩き	169 子ども街歩き	210 子ども街歩き
088 子ども街歩き(88)	129 子ども街歩き	170 子ども街歩き	211 子ども街歩き
089 子ども街歩き(89)	130 子ども街歩き	171 子ども街歩き	212 子ども街歩き
090 子ども街歩き(90)	131 子ども街歩き	172 子ども街歩き	213 子ども街歩き
091 子ども街歩き(91)	132 子ども街歩き	173 子ども街歩き	214 子ども街歩き
092 子ども街歩き(92)	133 子ども街歩き	174 子ども街歩き	215 子ども街歩き
093 子ども街歩き(93)	134 子ども街歩き	175 子ども街歩き	216 子ども街歩き
094 子ども街歩き(94)	135 子ども街歩き	176 子ども街歩き	217 子ども街歩き
095 子ども街歩き(95)	136 子ども街歩き	177 子ども街歩き	218 子ども街歩き
096 子ども街歩き(96)	137 子ども街歩き	178 子ども街歩き	219 子ども街歩き
097 子ども街歩き(97)	138 子ども街歩き	179 子ども街歩き	220 子ども街歩き
098 子ども街歩き(98)	139 子ども街歩き	180 子ども街歩き	221 子ども街歩き
099 子ども街歩き(99)	140 子ども街歩き	181 子ども街歩き	222 子ども街歩き
100 子ども街歩き(100)	141 子ども街歩き	182 子ども街歩き	223 子ども街歩き

3) インプットーク①(内川 亜紀氏)

**「Well-being」の視点から
エリアマネジメントを考える**

札幌駅前通まちづくり株式会社からの報告

 札幌駅前通まちづくり株式会社

**人体改造
カプ株式会社**

 gurumi
まちのこども研究所

札幌駅前通地区をビジネスパーソンの皆さんが働きやすい、健康な地区へ

当事者自らの「子育てしながら働きやすい環境づくり」を研究する

「人体改造カプ株式会社」は、「エリアヘルスマネジメント」に取り組むプロジェクトです

「人体改造カプ株式会社」は2018年9月に発足し、事務局である札幌駅前通まちづくり株式会社が運営しています。札幌駅前通地区に根ざした活動をしています。

札幌駅前通地区の主役であるビジネスパーソンが働きやすいまちにするため、札幌駅前通地区全体の健康(エリアヘルス)を向上するための仕組みづくりを行なっています。「エリアヘルスマネジメント」とは、「エリアマネジメント」に健康を意味する「ヘルス」を付け加えた造語で、人体改造カプ株式会社 が独自に掲げています。

「健康」の定義を広げていながら、地区特有の健康ニーズや健康課題に応じた企画立案をしており、現在は月に1度オンライン会議をしながらコロナ禍でも行える企画を考えています。

●自らヘルスマネアを行うことで自分自身を「人体を改造」すること、「五ツダをZUIVY」させることから着想して命名しました。

人体改造株式会社

エリアヘルスマネジメント宣言

人体改造カプ株式会社では、札幌駅前通地区に勤めるビジネスパーソンが心身ともに健康で、働きやすい地区を目指し、以下に取り組むことを宣言します。

- 1 **札幌駅前通地区の健康ニーズをリサーチ**
アンケートや聞き取りから、最新の健康ニーズを把握します
- 2 **健康増進・維持につながる仕組みづくり**
健康ニーズをもとに企画を立てるなどして、地区全体の健康の底上げに取り組みます
- 3 **地域企業と協働していく仕組みづくり**
エリアヘルスマネジメントを、社会貢献や地域の発展につなげます

人体改造株式会社

これまでの活動紹介

2018/9/28 | コパ社主催
人体改造カプ株式会社〜カラダをZUIVY変えてアイデア募集1〜

2019/1/19 | STREET LOUNGE Co.BAR (コパ社主催) 企画委員会に参画して実施
寝れもふっとばす！〜まちなか足湯プロジェクト〜
新常夜でコースランチ？！〜実地を巡る防災意識〜

2019/3/23〜4/27 | コパ社主催 | 株式会社 企画部
寝れもふっとばす！〜コロナ禍でもまちなか足湯気分〜

2019/9/28 | コパ社主催
エリアヘルスプロジェクトvol.1〜コパ社でも心も身体も健康に1〜
①アフォーメーション〜朝の健康をまよがすための朝〜
②オアシス〜まよがす〜
③タイムズ〜まよがす〜
④まよがすプロジェクト〜まよがす〜

2022/3/23〜28 | 札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)
寝れもふっとばす〜人体改造カプ株式会社「聞き書きパネル展」

2022/7/4 | クラジス「カラダのミカタ」特別企画
「チ・カ・ホ」で「ZUIVY」を体験しよう！

人体改造株式会社

「聞き書き」に取り組んでいます

札幌駅前通地区にゆかりのある方を語り手としてお話を伺った様子、「聞き書き」という手法によって「聞き書き」の場をまとめる活動を行なっています。以下のようになっています。

- ① 健康づくりの観点
語り手の人生をめぐらし、読んで共感する人や関心する人による心の繋がりを生み、語り手や聞き手、さらには読み手の健康の向上につなげます。
- ② まちづくりの観点
札幌駅前通地区にお住まいの方や、関係されている方などのお話を、まよがすの歴史として残します。

人体改造株式会社

人体改造カプ株式会社のメンバー

 シャヤチョー (社長) | 照井レナ (看護師・保健師・施設管理者)
四年は医師、その後保健師として社会から活動。コンセプトは、「ケアと学び」。リサーチも行う。コパ社主催の「まよがす」にも参加。札幌駅前通地区の健康づくりを推進。札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)の「まよがす」にも参加。札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)の「まよがす」にも参加。

▶ リサーチの分析、健康課題の設定、専門的観点から企画のアドバイス

人体改造カプ株式会社 シャヤチョー (社長)
札幌駅前通地区に勤めるビジネスパーソン / 看護師 / 管理栄養士などが在籍するボランティアメンバーです。

札幌駅前通まちづくり株式会社 (事務局)
札幌駅前通まちづくり株式会社は、近所づくりに関心のある方々と連携しながら、札幌駅前通地区を想う心のある「型」として育てていく。健康的かつ持続的に暮らすためのまちづくりを推進しています。また、「チ・カ・ホ」を活用したコミュニティづくり、街並み形成の促進、そしてそれらを話し合う場づくりなど、防災による安心・安全なまちを目指しながら幅広く「まちづくり」に関わっています。

人体改造株式会社

事業を通じた都市の幸福度の向上

- 1 **エリア、ビジネスパーソンに対して**
聞き書き本の制作や、まよがすでのイベント開催など、様々なアプローチを通じて、エリア特有の健康ニーズを把握し、健康課題の解決や健康づくりに取り組むことで、ビジネスパーソンが心身ともに健康で働きやすい地区づくり(=幸福度の向上)につながっていると考えています。
- 2 **一緒に活動するシャヤチョー(メンバー)に対して**
安心して参加できる社会参加の場をつくり、参加することによって自身も健康になれる(=幸福度が向上する)活動を目指しています。

人体改造株式会社


「まちのこそだて研究所gurumi」は、働きながらどう子育てしていくのかを研究します。

札幌の都心部であるこのまちには、多くのオフィスワーカーが働いており、もしかしら、このまちは「北海道で1番、働くお父さん・お母さんが多い」エリアとも言えるかもしれません。

様々な職業、様々な時間割、様々な家族体系で、働くおとなたちがいて、子育てをしながら働くお母さんも増えています。この社会の多様化は子育ての多様化と言ってもいいのではないでしょうか。

この「まちのこそだて研究所gurumi（ぐるみ）」では、働きながらどう子育てしていくのかを研究します。研究員は、まちで働く幼い子を持つ、お母さん、お父さん、子どもに関わる全ての人です。

gurumiでの研究内容は、多角的な学びや、「ちょっと聞いて欲しい・ちょっと聞きたい」「それ、わかる」という共感など、子育てに関係するあらゆる「もの・こと」です。



まちの子育て研究所gurumiの研究員



ほぼ同時期に子育てをスタートし、子育てや仕事の悩みを共有できる3人のネットワークが、「まちの子育て研究所gurumi」がスタートするきっかけに。

研究員は、まちで働く幼い子を持つ、お母さん、お父さん、子どもに関わる全ての人です。



これまでの活動紹介



WebやSNSで子育ての専門家や働きながら子育てする方々へのインタビュー記事の紹介や、地元企業へイベント参加や情報交換をするきっかけづくりを支援し、仕事と育児の両立への企業理解や応援する環境をつくる働きかけを行う。また、保護者や子どもに関わる人のコミュニティづくりを目的とし、遊びと学びの場として勉強会やイベントを実施している。

①WEBページやSNSでの情報発信

- ・インタビュー（大学教授・児童会館館長・男女共同参画センター職員・ワーカー）
- ・勉強会（まち×働く×子育ての現在、そして未来）
- ・リレーコラム掲載

②オンラインサロンの実施

- ・政治家吉田康さんと、子育てにまつわるいま話したいこと
- ・おうち時間をつくったものみなんで愛せこ！つくりあいっこ！webぶっとうアート など

③遊びと学びの場としての勉強会・ワークショップの実施

- ・食べながらはじめる料理教室
- ・勉強会「子どもと世界を学ぶ・遊ぶ・知る」
- ・マユさんと遊ぼう〜親子で楽しむアイヌ語と文化〜 など

④アンケート

- ・小1の壁
- ・働きながら子育てする時に感じること



リレーコラム 仕事と子育てを考えるgurumi日記



「働きながら子育てをすること」をテーマとした800字程度の記事を掲載。リレーコラムの執筆者は、駅前通地区のワーカーや札幌市内で働くお母さん方をしている方々に依頼。コロナ禍での働き方や子育て中の過ごし方などの日常を共有していただき、今後コミュニティ活動の輪を広げるための礎にしている。

共通の質問

- Q1 忙しい毎日、どうリフレッシュしている？
- Q2 子育てで身につけた知識やサービス、教えて！
- Q3 あなたにとって「子育てしながら働きやすい職場やまち」




事業を通じた都市の幸福度の向上


1 エリアに対して

当事業を通じて仕事と育児の両立への企業理解や応援する環境をつくることで、「子育て中のワーカーが働きやすいまち」としてエリア全体のブランディングにつながるかと考えています。

2 ワーカーに対して

様々な業種で働く方が多い都心部ですが、少子化やライフスタイルが多様となる中では、子育て中のワーカーが職場で少数であることも少なくはありません。また、障害のある乳母での子育ては、全国誌やSNSで情報にはない、ローカルな情報が必要になることもあります。gurumiは、このエリアで働く当事者が運営となり、ローカルな視点で毎年多角的な内容の企画を考えており、働く子育て世代のワーカーの課題解決の一助になるように努めています。また、gurumiの勉強会やイベントは、コミュニティづくりとニーズ調査も兼ねて、子育て中のワーカーに寄り添った（幸福度の高い）内容を企画しています。

令和4年度「ほっかいどう未来輝く子育て大賞」を受賞



今回ご紹介した事業のリンク先



人体改造
カッ株式会社
<https://note.com/jintaikaizou>




<https://machi-gurumi.com/>

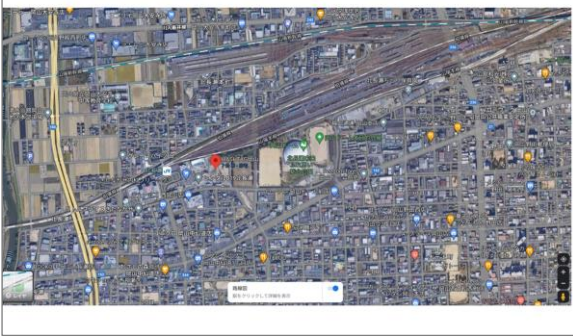
4) インプットトーク②(石原 達也氏)



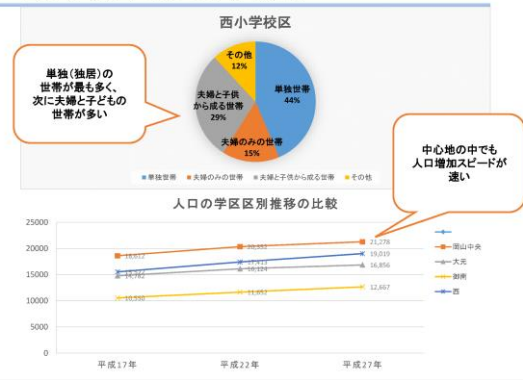
北長瀬エリアマネジメント 概要

- ・ 操車場跡地の再開発が行われている北長瀬エリアにおけるエリアマネジメントの実行を担う組織。BRANCH岡山北長瀬を核に、市民病院、市営住宅、総合公園を含むエリアとその周辺におけるまちづくりに取り組む。
- ・ 同エリアの持続可能性向上を目指して、同エリアの主要課題の解決とにぎわいづくり、担い手育成などに取り組む。
- ・ 拠点としてBRANCH岡山北長瀬内に「ハッシュタグ岡山」をもち、「あたらしい公民館」として人を繋げる様々な取り組みを行う。また公園内の管理棟も運営。
- ・ 組織はBRANCH岡山北長瀬の開発・運営事業者である大和リース株式会社とNPO法人岡山NPOセンターで合同設立。役員もそれぞれの関係者が回数加わっている。
- ・ 主な財源は、大和リースからのコワーキング委託、岡山NPOセンターからの委託、公園の貸会議室収入、イベント収入など。

対象: JR北長瀬駅前エリア



西小学校区エリアの人口構成



岡山駅前中心市街地と北長瀬駅前の関係



病院・商業施設・市営住宅・公園が順次開発



エリアマネジメントとして取り組むべき3本の柱

- 子育て・健康
- 1. 単身者・子育て世代へ 子育て・健康など暮らし充実
- にぎわい創出
- 2. 北長瀬エリアにおける にぎわい創出
- 人材育成
- 3. 継続発展する地域のための 人材育成、起業・就労の促進

一般社団法人 北長瀬エリアマネジメント 組織構成

【理事会】 理事:8名 監事:2名

代表理事 石原 達也 NPO法人岡山NPOセンター 代表理事
代表理事 森内 潤一 大和リース株式会社 取締役・常務執行役員
専務理事 新宅 宝 株式会社ワークファインド 取締役(制作会社)
理事 相原 拓史 NPO法人だっぴ 代表理事(環境事業団)
理事 高橋 真一 株式会社いち 代表取締役(美容師)
理事 松原 真之 富士土地株式会社 常務取締役(岡山経済新聞)
理事 大和リース株式会社本社担当社員
理事 田辺 友也 NPO法人まちづくりスポット飛騨高山 専務理事
監 事 池田 耀生 弁護士
監 事 小崎 仙敬 公認会計士

【運営アライアンス(事務局兼)】

NPO法人だっぴ
NPO法人タブララサ
NPO法人チャリティーサント
合同会社ダブプロジェクト
その他、インターンプログラムと連携

▽ 役割

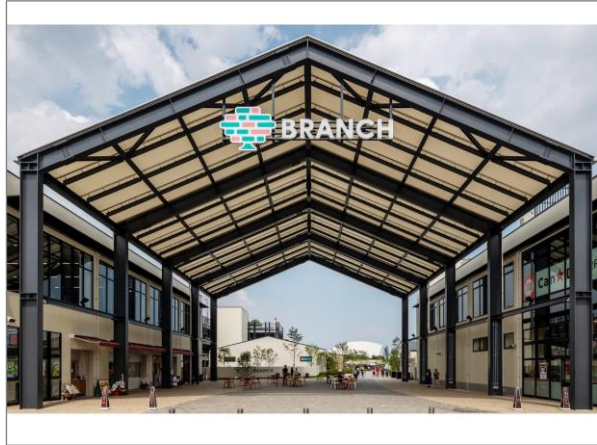
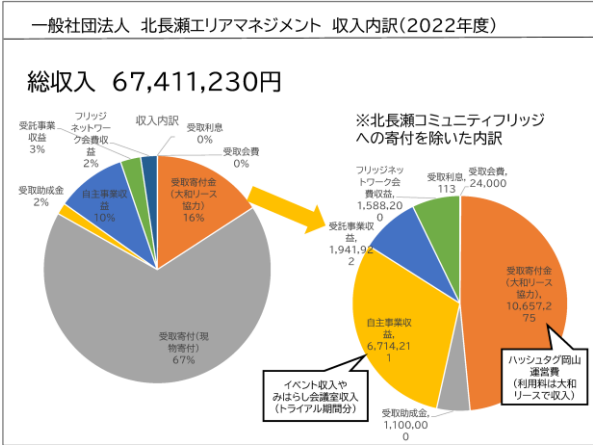
- ・事業方針と数値の検討・決定
- ・事業の裏付け・承認
- ・緊急時の対応・判断
- ・専門知識の共有、助言
- ・各会議への参加、進行

▽ 役割

- ・様々なプロジェクトへ協力
- ・運営会議の開催(毎月)、進捗、事業進捗報告
- ・理事会(都度)開催の案内、各種報告
- ・総会(1年)開催の案内、各種報告

【職員体制(岡山NPOセンター)】

常勤役員 1名(新宅専務理事)
常勤職員 2名
非常勤職員 2名(1名災害備前担当)
アルバイト・パート 5名
パークコーディネーター 2名



あたらしい民間公民館
拠点施設「ハッシュタグ岡山」

子育て・健康
にぎわい創出
人材育成

北長瀬エリアマネジメントの拠点として、以下の機能により組織の所在地であると共に事業実施の場となる。

- ①社会教育施設(あたい公民館)機能
→様々な人の学びや能力発揮の場
- ②インキュベーション機能
→起業やプロジェクト組成を目指す人材を育成する場
- ③シェアオフィス機能
→エリアマネジメントのキーとなるNPOの集合する場



「普通が、一番。」

「普通科出身です。」

「普通にやってるよ。」

「きみ、普通じゃないね。」

「きみって、普通だね。」

あたらしいふつう

子育て・健康
にぎわい創出
人材育成

暮らしのことをジェンダー、伝統文化、宗教、社会問題まで

飲みながら話そう
「家族」について

トランスナビ × てつぐやさん
杉山文野 × 松川えり
2019年11月2日(土)
19時開店

あたらしいふつう 貸館機能

子育て・健康
人材育成

セミナー、会議だけでなく場として

災害支援1年合同報告会

大学を超えた交流と出会い

あたらしい大学生生活デザイン会

子育て・健康

あたらしいふつつ

ハッシュタグ食堂

ハッシュタグのキッチンに集まって、みんなで料理を作って食べる。ひとりで食べるよりみんなで食べた方がご飯が美味しいというシンプルな想いから始めました。




単身者の孤食改善

子育て・健康
にぎわい創出
人材育成

あたらしいふつつ

親バカイベント(ぜんにっぽん親バカの会・岡山大会2022)




北長瀬エリアに子育て中の方が多いことから、子育てを応援するイベントとして開催。子育て現役のママパパを実行委員として、様々な親子で楽しめる企画を開催。2000人参加。

にぎわい創出
人材育成

インキュベーション機能

各段階でハッシュタグでの支援と活動の機会を提供



ビジネスとして成立(開業など)

シェアスペースを使っているイベントや教室の実施

マルシェなどイベントブースでのチャレンジ出店

イベントや講座への参加で興味の幅を広げる、仲間を作る

クラウドファンディング応援イベント

にぎわい創出
人材育成

あたらしいふつつ イベントの開催

季節ごとにランチ岡山北長瀬でのイベントを実施
新しい地域に、新しい祭りをつくる



子育て・健康
人材育成

新型コロナウイルスへの対応

- ①コワーキングスペースの学生への無料開放
- ②アオハル文化祭の支援
- ③コミュニティフリッジ開始



共用オフィス
学生無料提供

KITANAGASE Community Fridge

助け合いで支えるコミュニティフリッジ

子育て・健康

【利用登録数(2023/7)】
利用登録: 535世帯
(毎日70世帯前後利用)

【寄付登録数(2023/7)】
個人フードプレゼンター: 1,301名
企業フードプレゼンター: 140組織

※シングルマザー世帯など

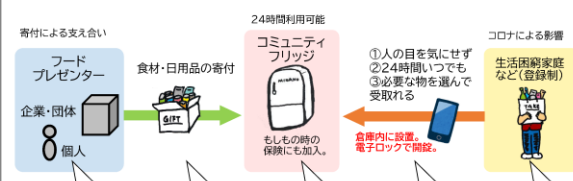
【1年間での寄付(2021年度)】

寄付点数: 232,137点
寄付総額: 48,005,618円

KITANAGASE Community Fridge

北長瀬式コミュニティフリッジ 5つのポイント

(地域のみんなの冷蔵庫)



寄付による支え合い

24時間利用可能

コロナによる影響

- ポイント5 遠隔地からインターネットでも寄付できる仕組み。こちらで要望した食品や日用品をインターネットで購入してそのまま届けられる仕組みを導入。寄付による支援を中心として支援。
- ポイント4 提供者も原則、登録制。食料品や日用品の個人や企業の寄付者(フードプレゼンター)も登録制。寄付品は機密してからデータベースに登録して賞味期限などの安全管理。
- ポイント3 電子ロックとデータベースで寄付品管理。冷蔵庫設置の食庫には登録者がアプリで開錠できる電子ロックを設置。食品はオンラインのデータベース管理。
- ポイント2 駐車場直結で人目を気にせず24時間。商業施設の立体駐車場と直結した食庫に設置。施設内に入らず24時間、利用可能。
- ポイント1 提供する家庭は登録制。児童扶養手当、就学援助等の受給者やそれに類する方を主な対象に登録。事情を伺い柔軟な利用登録。

GOOD DESIGN AWARD 2021

おかやま信用金庫

SDGsアワード

第12回日本ファンドレイジング大賞 大賞

社会貢献団体・一般個人部門 最優秀賞

審査委員の評価

人目を気にせずいつでも支援を受けられるように立体駐車場に直結する倉庫を使う、誰も無難なようにICTで無人化する、提供を小分けにすることで平理性やフードロスを防ぐ、という設計の配慮工夫、細かな管理体制によるケアを高く評価した。また、始められてから(審査時は)一年未満ながらも、システムなどをバリエーション化し、ノウハウ移転を始めていることもポイントとなった。今後も全国展開を進められるとともに、認知度を高めることで、遠隔地からの寄付など、潜在的な寄付者の裾野も広がることを期待する。

審査委員の評価

生活困窮者がいつでも食料品や日用品の支援を受けられる「コミュニティフリッジ」という仕組みを日本で初めて作り、ICTを活用して、支援者と企業と利用者双方の利便性を追求した取組は全国に広がりがつつあり、他団体の模範となっています。

Community Fridge コミュニティフリッジネットワーク

大阪、山口、福島、佐賀、埼玉、島根へ。

近畿 出雲 近畿 草加 ※福島県民報

北 佐野 菅原川

北長瀬 未来ふれあい総合公園

北長瀬総合公園の事業者候補決定 パークPFI方式 カフェなど新設

公園の指定管理&PFI

あたらしいふつをつくる。

HASHTAE

暮らしの充実につながる公園

子育て・健康 にぎわい創出 人材育成

パークウエディング 街中で気球体験 犬の飼い主イベント

移動図書館 本屋イベント 自主保育の会 スポーツ・健康イベント

市民協働での公園づくりの流れ (2016年~2023年)

子育て・健康 にぎわい創出 人材育成

2016年度 市民有志でのニーズ調査

2017~18年度 市民の会設立 岡山市との協働事業(社会実験)

2019~22年度 活用準備会(組織体)の開始 市民活用に関する検討

2023年度 協議会の新設(会議体) 市民活用の促進、行為利用に関する相談

協働系例・協働事業 担当課予算・交付金 指定管理・PFI

市民活用を実現するための検討や社会実験(準備フェーズ) 実践フェーズ

市民のかかわりを拡大する機能

実証実験を経て導入。

子育て・健康 にぎわい創出 人材育成

パークコーディネータの配置

コミュニティガーデンの開設

2023年正式導入!

防災公園として、災害支援機能が強化された公園

子育て・健康 人材育成

災害ボランティアセンターの設置 想定と民間支援の拠点形成

炊き出しや物資整理の研修を定期開催

災害VC 車両・機材



5) 情報提供(倉林 真弓氏)

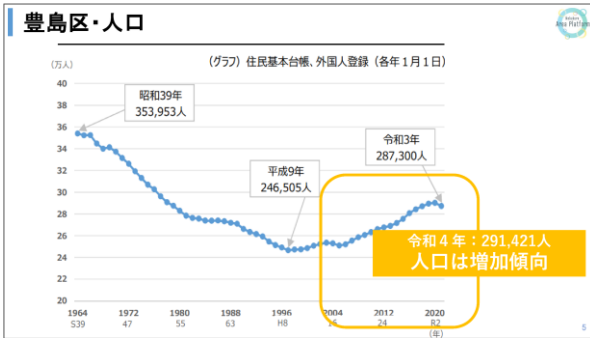


Agenda

- 1 豊島区・池袋とは
- 2 豊島区のまちづくり
- 3 池袋エリアプラットフォームとは

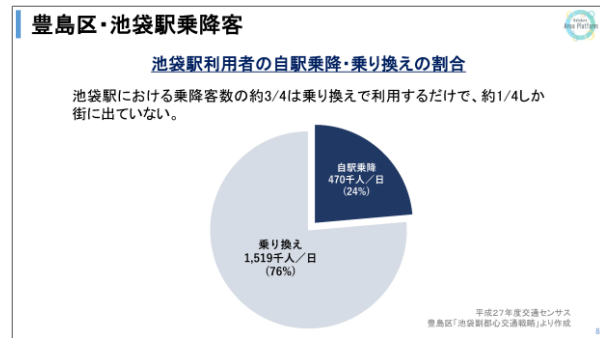
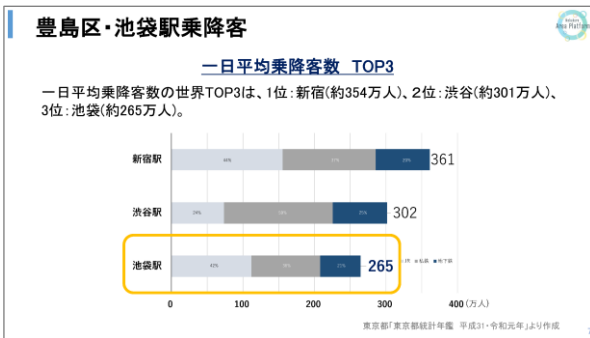
1. 豊島区・池袋とは

豊島区・池袋



豊島区・人口密度／一人当たり公園面積

順位	区	人口密度	順位	区	一人当たり公園面積 (㎡)
1	豊島区	29,189人/㎢	1	江戸川区	5.32
2	中野区	21,598人/㎢	2	足立区	4.57
3	荒川区	21,240人/㎢	3	江東区	4.44
4	台東区	20,522人/㎢	4	葛飾区	4.08
5	文京区	20,341人/㎢	5	平谷区	3.91
6	豊島区	20,333人/㎢	6	台東区	3.45
7	新宿区	19,006人/㎢	7	中央区	3.39
8	目黒区	18,994人/㎢	8	板橋区	3.24
9	品川区	17,881人/㎢	9	渋谷区	3.11
10	板橋区	17,638人/㎢	10	豊田区	2.79
11	北区	17,163人/㎢	11	大田区	2.77
12	中央区	17,049人/㎢	12	北区	2.77
13	杉並区	16,788人/㎢	13	世田谷区	2.73
14	世田谷区	15,770人/㎢	14	豊島区	2.73
15	練馬区	15,266人/㎢	15	杉並区	2.15
16	渋谷区	15,183人/㎢	16	荒川区	2.08
17	江戸川区	13,791人/㎢	17	港区	1.92
18	葛飾区	13,338人/㎢	18	葛川区	1.76
19	足立区	12,940人/㎢	19	新宿区	1.63
20	港区	12,843人/㎢	20	目黒区	1.63
21	江東区	12,390人/㎢	21	文京区	1.49
22	大田区	11,778人/㎢	22	中野区	1.54
23	千代田区	9,824人/㎢	23	豊島区	0.68

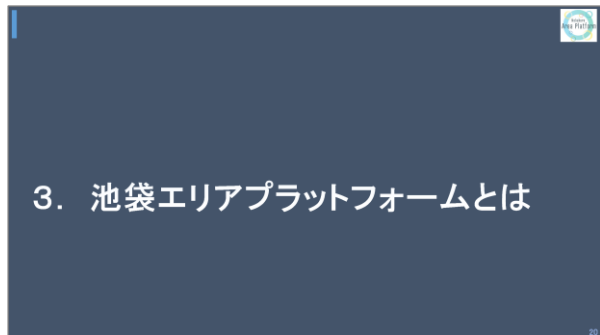
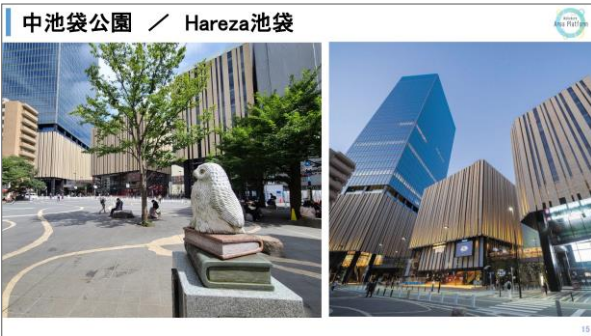


2. 豊島区のまちづくり

豊島区・池袋駅乗降客

アート&カルチャー都市構想 (2015)

豊島区は、多様な文化資源を有する豊島区の強みを最大限に生かし、世界からアート&カルチャーの魅力で人や産業を惹きつけるまちづくりを進めています。



池袋エリアプラットフォームとは



民間企業中心・地域主体の官民連携で池袋ならではのウォークラブルなまちを実現させ、まちの価値を共創していくための協働・連携体制です。

21

2022年11月18日 設立

設立総会



会員数80社・団体を超える



22

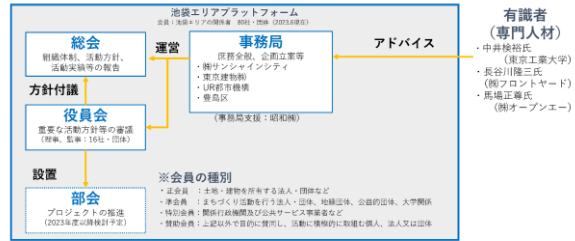
主な活動/対象エリア



23

組織概要

池袋エリアの関係者を会員とした体制で検討・取組みを進めています。



24

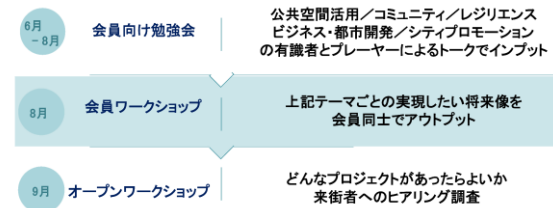
活動のステップ

2024年度以降の具体的なプロジェクトの展開に向け、3ステップで活動を進めています。

- Step1 (~2022) 池袋エリアプラットフォームの設立
- Step2 (2023) まちの「未来ビジョン」を描く
- Step3 (2024~) 「未来ビジョン」実現に向けたプロジェクトの展開

25

2023年度の活動 - まちの未来ビジョンを描く -



26

会員向け勉強会の様子 公共空間の回



会員ワークショップの様子

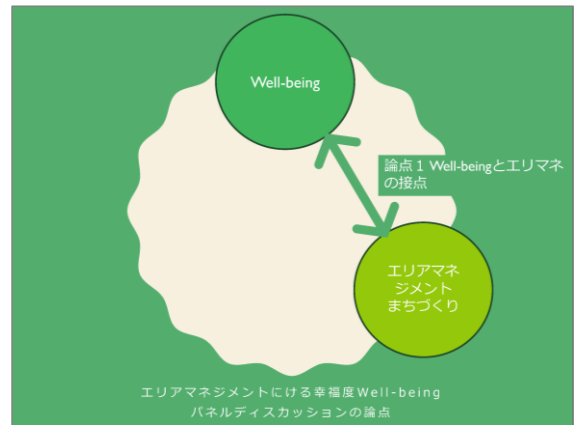
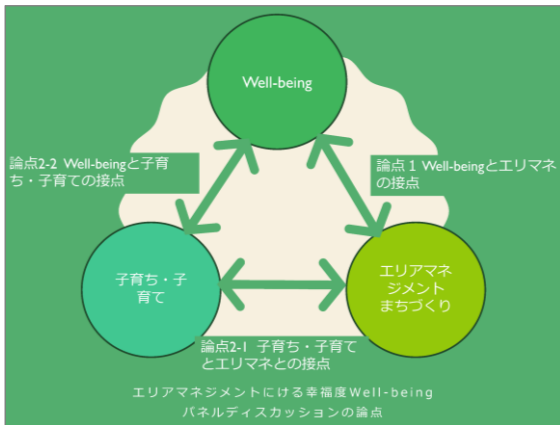


2024年度以降
未来ビジョン実現に向け、
プロジェクトを支援・推進していきます。

29



(8) パネルディスカッション論点資料



(9) パネルディスカッションの記録

当日のパネルディスカッションの記録を以下に示す。(表中の敬称略)

発言者	発言録
小泉 氏 (東京大学)	<p>今日のテーマは大きくいうと、Well-being とエリアマネジメントなどのまちづくりの関係性や接点はどこにあるのかを考えることではないかと思っています。また、本日三輪先生より「子育て・子育て」という新しいキーワードをお聞きしたと思います。子どもを育てるといことは、親の立場や目線からだけでなく、子ども自身が育っていくといった視点が大事ということでしたが、そのことも含めて議論できればと思います。前半は、Well-being とエリアマネジメントやまちづくりとの関係性について、復習も兼ねながら議論し理解を深めたいと思います。後半では「子育て・子育て」を含めた、もう少し広い枠組みで議論をしていきたいと考えています。</p> <p>まずは前野先生より、Well-being 関連のご研究や地域生活 Well-being 指標などの開発に関わったお立場から、Well-being とまちづくりの関係性について、改めて理論的な説明をいただければと思います。例えば、エリアマネジメントやまちづくり活動を行うことと、人々の Well-being の向上にはどのような関係があるとお考えでしょうか。</p>
前野 氏 (慶應義塾大学大学院)	<p>様々な指標を作ってわかったのは、やりがいと繋がりがあるまちは幸せということです。デジタル田園都市国家構想のために、地域生活 Well-being 指標を作りましたが、その指標と市町村が行っている活動に相関関係はありませんでした。エリアマネジメントを行うのは狭い範囲であるため、本当に生き生きとした顔の見える活動の効果を測るには、小さい範囲で幸せを測る必要があります。エリアレベルでアンケートを取り、調査していくことが、Well-being が向上したことやどの項目が向上したかを可視化することができる良い単位になると思います。</p>
小泉 氏	<p>私も自治体政策や Well-being との関係性について、膨大なデータを使って、関係性を分析していますが、あまり強い相関関係は出てきていません。今お話しいただいたように、事業を実施した効果として、Well-being がどう関係しているのかはなにか分析できそうな気がします。エリアマネジメントの評価や効果について、内川さんはどのようにお考えでしょうか。</p>
内川 氏 (札幌駅前通まちづくり株式会社)	<p>エリアマネジメントの評価や指標はどうしていますかと聞かれることが多いですが、中々回答しづらい質問でもあります。社内で事業を実施するときに、それらがエリアにどう波及していくかの指標は、何を軸にしたらよいか、基準を持ちにくいと感じることが結構あります。インプットトークでも、地域を困らせるために活動しているわけではないとお話しましたが、そのような Well-being などの視点で評価できるようになれば、自分たちがどのような活動ができているのか改めて振り返ることができるため、とても良いと思いました。ぜひ連携させていただきたいです。</p>
小泉 氏	<p>内川さんはエリアヘルスマネジメントなどの活動をされていらっしゃると思いますが、その活動が地域のビジネスパーソンやワーカーにどうプラスの効果をもたらしているかは、具体的に把握できていないのでしょうか。</p>
内川 氏	<p>何が課題かはアンケートで把握しやすく、それを解決していくための事業を進めていけばよいですが、実施したことをどのようにできたかということに関しては、まだまだ把握できていないと思いますし、エリアヘルスマネジメント以外でもそうだと思います。</p>

発言者	発言録
小泉 氏	石原さんは北長瀬エリアで非常に多様な活動をされていますが、その活動に関わる人やそこに訪れる人にとって、Well-being の向上という観点から評価できる活動や取組を取り上げるとすると、どのようなものがあるでしょうか。
石原 氏 (一般社団法人北長瀬エリアマネジメント)	前野先生の話でいうと、やりがいと繋がりということだと思うので、そこは最初の頃から非常に重要視していました。特に専業主婦の方々の中で、ビジネス的に起業した方もいれば、仲間たちと何か新しいことを始めたという方もいました。我々の施設で新しいことを始めて下さった方がたくさんいて、それをきっかけにその方々には今までとは違う繋がりが新たに生まれ、当然その分だけ豊かになっていると思います。特に我々の活動するエリアは通勤族の方が多く、男性は大体会社の中で繋がりがあります。女性は旦那さんに付いてきて知り合いがおらず、子育てするにも孤独に感じるという方が多くいます。その方々が、教室を始めたり、自分で作ったものをマルシェで販売したり、それは Well-being に非常に繋がる場所だと思います。
小泉 氏	北長瀬エリアは地域の特性として、単身世帯の方も多いのでしょうか。ワーカーの方が多いのでしょうか。
石原 氏	電車通勤のワーカーの方がとても多いです。何人か知り合いを辿って聞いていくと、大学や病院の事務として働いているなど、一定の収入があり、一人で暮らしていて特に困ることもないという方々がいます。わかりやすくいうと、煩わしい結婚をするより自分の好きな時間を確保して生きていきたいという方は結構多いような印象です。
小泉 氏	石原さんが実施している「ハッシュタグ食堂」の中で、特にワーカーの女性を中心としたコミュニティを作っている取組があったと思いますが、なぜ女性にフォーカスを当てたのでしょうか。
石原 氏	一つは、女性が楽しくないと実は男性も楽しくないのではないかと、そういったことをリードするのは女性ではないかという気持ちがあったためです。まずは、女性がそこに行ったら楽しいという状態になること、エリアマネジメント的というと、通いたくなったり住み続けたいまちへ影響があるのではないかと思います。例えば、普段食べないカウンターのお寿司屋さんや自分のために握ってくれる機会があると、それなら行ってみようかと思えます。そうすると、知らない方でも自分と同じように仕事をしている人と出会い、またその知り合いが増えていくというように、周りに波及していくのではないかと思います。様々なテーマで事業を進めています。
小泉 氏	次に、三輪先生にお聞きしたいのですが、子ども自身や親や保護者の Well-being、もしくはある種の自己肯定感も含めて、「子育て・育ち」において重要と考える点はどのようなものがあるでしょうか。
三輪 氏 (横浜市立大学大学院)	まず「育ち」と「子育て」の違いについて質問をいただいておりますのでお話ししたいと思います。「育ち」は、子どもの育ちを主とするということであり、ライフステージ全体に関わってきます。「子育て」は子どもを育てることが主となり、客体として見るため、福祉サービスという色がどうしても強くなってしまいます。居場所事業といった取組もあるように、子どもの居場所というのは非常に重要なキーワードです。施設の中だけでなく、まちの中で、ここは私の居場所、ここも私の居場所と、その選択肢を増やせる状況を作ることがまちづくりには必要でとても大切なことです。子育てが終わっている人も終わっていない人もなんとなくまちに関わりながら、関心を持つ、そのようなエッセンスは小さな範囲でないとやりづらいと思います。私が行っている事業では、居場所があ

発言者	発言録
	る、居場所になっていく、このまちが好きといったことを検証しながら実施しているため、前野先生の指標も今度使ってみたいなと思いました。
小泉 氏	石原さんから「親バカイベント」を実施しているとお話がありましたが、要はまちにそのような人を増やしていこうという視点で活動されていると思います。子ども自身や子育てしている方だけでなく、周りで一緒に育む人たちにとっての Well-being を高めるような取組でもあるのかなと思います。このような観点で、何かお話をお聞かせいただけますでしょうか。
石原 氏	特に今子育てしている方の先輩の世代は、奥さんに子育てを任せっぱなしで自分はほとんど何もしていないという人が多くいます。その方々にとって、例えば、男性が育休を取るといったことは、非常に高いハードルになってしまうこともあります。本当は子どもが大好きだけれど、会社や周りとお過ごし中で言えなかったという人もおそらくいます。そのようなことを解放することで、子どもがいることや子どもファーストで生活すること、まちと暮らしていくことが良いことであり、ポジティブに捉えようという風にしていきたいと思っています。三輪先生のお話のように、「子育て」から「子育て」と子どもが主となっていく中で、親が解放されていないと子どもにとって幸せな状況が生まれてきません。そのため、親バカ宣言をして、親側を肯定してあげようというイベントを実施しました。何十人かの方々に子どものベストな写真を送っていただき、A3 用紙に拡大したものを壁中に貼って、みんなで可愛いと言ったり、祝ったり、お父さんに前に出してもらい、親バカ宣言をしてもらいました。他の取組としては、小学生までの子どもを対象としたプレイパークや、中高生にはワーキングスペースを勉強に使ってもらったり、大学生には様々な交流の機会を企画してもらうなど、様々な世代が繋がって何かできるような場所をまちの中に作りたいと思っています。
小泉 氏	とても興味深く、特徴的で良い事例だと改めて思いました。Well-being とエリアマネジメントの接点から、「子育て・子育て」と Well-being やエリアマネジメントの接点の方にも論点が出てきているかと思っています。ここからは、論点 2 に移り、全体像の中で話をしていきたいと思っています。前野先生にお聞きしたいのですが、「子育て・子育て」と Well-being の関係性について、アカデミックな知見や先生のご研究の中から、わかっていることやポイントになることについて、ご示唆いただけましたらと思います。
前野 氏	エビデンスとして明らかなのは、結婚している人としていない人ではどちらの幸福度が高いかという統計データです。全員ではないですが、統計的には結婚しない人より結婚するの方が幸福度が高い結果になっています。更に子どもが 2~3 人いる家庭の幸福度が高いです。ところが今は都市化が進み、核家族や一人暮らしが増えて、「子育て」をする居場所が減ってきています。孤独は不幸ということでもありますので、一人暮らしでも何かに打ち込んでいるときはよいですが、病気をしたり、災害が起きたり、失業したりといった苦難が訪れたときに、一人であること幸福度が低いことになります。「子育て」や「子育て」がしやすくなる、みんなが力を合わせる社会を作るようにしないと、日本だけでなく世界中が孤独化に向かってしまいます。エリアマネジメントは古臭い村みたいと思わずに、多世代の人が共に力を合わせて、支援し合えるようなシステムを取り戻せるかが重要です。
小泉 氏	内川さんにお聞きしたいのですが、ワーカーの方が多く集まるようなエリアで子育てしている親が、子ども自体のある種の関係づくりやそれ以外の多様な

発言者	発言録
	人との関係づくりをすることはどうなのか、やはり難しいのかというところをお聞きしたいと思います。
内川 氏	そもそもエリアマネジメントは色々な方が関わるのが大事だと考えており、熱くみんなでタッグを組むことももちろん大切ですが、ちょっとした顔見知りという方もとても大切だと思います。ワーカーが多い所だと、お仕事が忙しくて、個々のコミュニティ活動まで関わりにくいと思うことも結構ありますが、緩い繋がりや顔見知りの方がいると、その他の事業展開のときに頼ることができるので、そのような繋がりを作っていけることが大切です。顔見知りであることだけで、心理的な安定性を確保できていると思いますし、それが継続的に事業を続けていくことに繋がると思います。そのような輪が繋がることによって、子育て支援に理解のある企業が少しでも増えてくれればと考えています。
小泉 氏	住宅地とワーカーの方が多いいエリアのエリアマネジメントには似ている点と違っている点があると思いますが、特にワーカーの方が多いいエリアでの活動で、「子育て」や「子育て」の観点から、何か可能なことやこういったところを頑張るというようなこと、注意すべきことがあれば教えていただきたいと思います。
三輪 氏	ワーカーの方が多いいエリアでの「子育て・子育て」の話ですが、就業しているところにお子さんを連れてくるというのは、実は意外と面白いことです。中心部のエリアに同じワーカーとして働いている人同士で、同じ課題を持っており、同じエリアに住んでいるが、お互い知らないという状況があります。それは中心部のエリアマネジメントの中で、「子育て」をキーワードにしなが、横の緩い繋がりや斜めの繋がりを作ることで、いざというときに子どもを預け合ったり、食事に行ったりということにも繋がります。そのような仕組みづくりが企業タンクでできるのではないかと思います。
小泉 氏	ワーカーが多いですが、色々な事業者が集まっているエリアだからこそできる、子ども同士や親同士の新しいネットワークづくりについて、何か可能性があるかお話を聞きたいと思います。
内川 氏	夏休みの場合は、会社に子どもを連れてきてもいいといった、企業が会社を子どもに開放する日を作ると、実は同じ幼稚園だったという話も生まれたりすると思います。子どもに開くということはそのようなことだと思います。
小泉 氏	夏休みに何か観察会を都心でやりましょうといったことができると、子育て中のワーカーが来て、ワーカー同士の緩いネットワークが生まれたり、何か可能性があると思います。登壇者のみなさま、ありがとうございました。

(10) 登壇者への質問

登壇者への質問を slido の Q&A にて 11 月 2 日 (木) より募集した。

イベント当日の slido への延べ参加者数は 119 人、寄せられた質問は 19 問であった。

主に以下の質問を基にパネルディスカッションにおいて意見交換を行った。

表 3.2-12 パネルディスカッションで意見交換した登壇者への質問

質問事項
(三輪氏) 子育てと子育ての違いをもう少し詳しく聞きたい。
まちづくりにおいて「繋がり」「コミュニティ」が大切だといわれるが、実情として、特に都市部では、そのようなものを面倒に感じたり敬遠したくなる人が、属性問わず多い傾向にある。住民一人一人がそのようなジレンマを乗り越えるために、まちづくりにおいてどのように後押しすることが有用だと思うか。
子どもにまちを開くという観点で乳幼児だけでなく中高生や大学生とまちづくりの関係性について聞きたい。
エリアマネジメントでの財源確保について皆様の実情と理想的なあり方、財源負担も含めた行政支援の在り方について聞きたい。
今日のテーマは、Well-being なまちをつくる方向性は共有できた。しかし、エリアマネジメント活動との繋がりに距離がある印象。現状のエリアマネジメント団体の活動をこう改善するとよいなど具体的な話が聞きたい。
Well-being の指標をソーシャルインパクトボンドの指標にするようなことはしているのか。幸せ＝予防医療という話はなるほどと思ったが、エリアマネジメントの活動資金を、保健福祉の資金源と繋げることはできないのか。

高蔵寺まちづくり株式会社 (愛知県 春日井市)
高蔵寺ニュータウンが「ホッとできる」とありながら、新たな価値を提案し続ける「まち」を目指します。 2023年10月現在

Basic information

法人設立年月日	2017年10月2日
指定年月日	2018年10月1日
資本金	20,000万円
株主・役員数	株主数 51名、春日井市工務局、大蔵建設(株)、他
従業員数	148 (常勤138、非常勤10)

法人の紹介
公共的価値の創造を事業理念としながら、ニュータウンの心臓部としてコミュニティや新設ビルなどを実現。

官民連携による事業推進体制
多様な主体と連携し、ニュータウンの機軸向上を牽引。

新設エリア (約727.5ha)
総面積38年の入居開始から約50年が経過。人口は約2万人。人口に比べて現在約1.2万人。世代間の世代間格差、子育て世代の居住志向の促進に向け、町の新たな価値を提案。

Project

■見方を変えて「暮らし」を豊かにする
ニュータウンは住居環境の改善だけでなく、心豊かに暮らすための「暮らし」を提案する。新しい価値を提案する。新しい価値を提案する。新しい価値を提案する。

Hot topic

■新設エリアを推進した今後の展望
高蔵寺ニュータウンは、約727.5haの広大な敷地に、約2万人の人口が暮らす。人口に比べて現在約1.2万人。世代間の世代間格差、子育て世代の居住志向の促進に向け、町の新たな価値を提案。

株式会社神戸ウオーターフロント開発機構 (兵庫県神戸市)
魅力ある持続性のあるウォーターフロントを形成するため、エリアマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担います。 2023年10月現在

Basic information

法人設立年月日	2021年9月30日
指定年月日	2022年4月1日
資本金	45,000万円
株主・役員数	神戸市(100%)
従業員数	6名 (うち正社員3名)

法人の紹介
神戸市のまちづくり方針を踏まえつつ、民間と行政の連携の促進、スタートアップから民間投資の誘致、事業化を促す。さらには西宮地区のエリアマネジメントまでを担います。

新設エリア (約80ha)
西宮地区の活性化、住居・商業・文化の複合的な開発、西宮地区のまちづくりの推進。

Project

■新設エリアビジョンの実現に向けた取り組みをエリア内事業者と推進
スタートアップや事業者からの提案の収集、交流を目的としたワークショップやイベントを行い、エリア内事業者と連携し、新設エリアビジョンを実現しました。今後、エリア内事業者とプロジェクトチームを立ち上げ、「暮らし」へと繋がるよう、ビジョンの実現に向けた取り組みを進めています。

エリアマネジメントにおけるこれまでの取り組み

新設エリアビジョンの全体像

ワークショップの様子

(12) ポスター展示・プロモーションの会場の様子

当日の会場の様子は以下のとおりである。

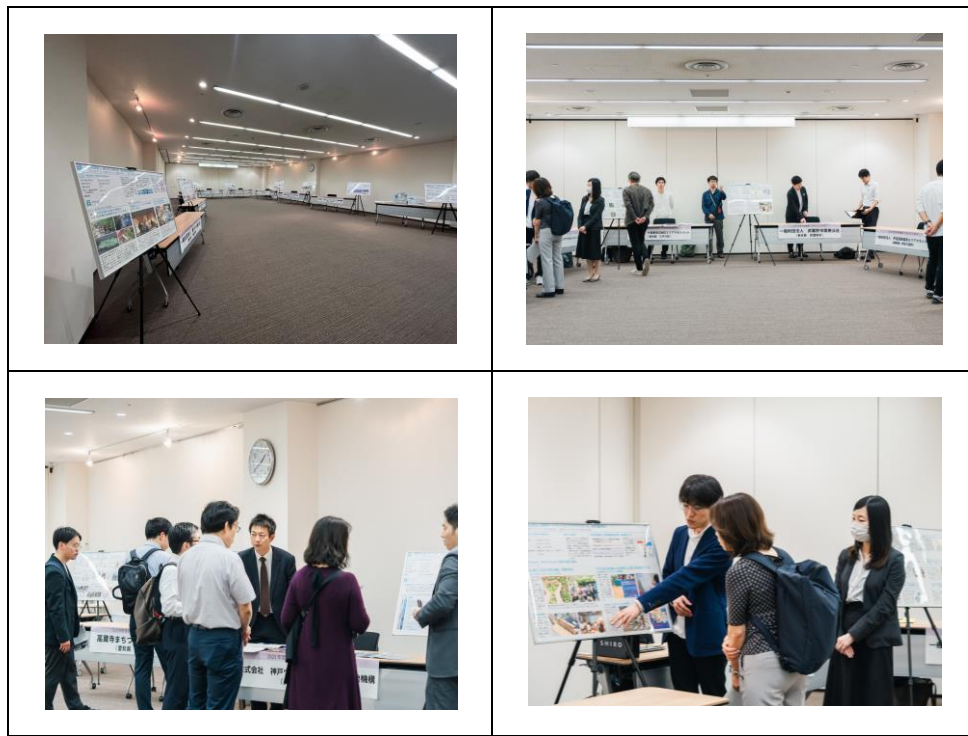


図 3.2-13 ポスター展示・プロモーションの様子

3.2.3 イベント後のとりまとめ・発信

(1) 参加者アンケートの実施

参加者に対して、イベントに関するアンケートを実施した。申込同様オンラインで行い、アンケートフォームの URL や QR コードについては、当日配布した次第資料に記載し、イベント後に Zoom 上で紹介することによって依頼を行った。実施内容の詳細は以下のとおりである。

表 3.2-13 アンケート募集期間

募集内容	募集期間	図表番号
参加者アンケート	令和 5 年 11 月 6 日(月)～ 令和 5 年 12 月 6 日(水)	図 3.2-15～16

The image shows a survey form on a smartphone or tablet. The form is titled '【官民連携まちづくりフォーラム '23】参加者アンケート' (Official-Citizen Partnership Community Building Forum '23' Participant Survey). It includes the following information:

- 2023年度官民連携まちづくりDAYS「官民連携まちづくりフォーラム '23」のアンケートフォームです。
- 開催日: 2023年11月6日(月)
- 開催時間: 14:30～17:30
- 会場: サンシャインシティ コンファレンスルーム
- 主催: 国土交通省、全国エリアマネジメントネットワーク
- お問合せ先: kanmachi2023@sho-wa.co.jp (運営補助: 昭和株式会社、一般財団法人都市みらい推進機構)

The survey questions are:

- 本日の「官民連携まちづくりフォーラム'23」に参加した理由を教えてください。(複数回答可)
 - 官民連携に関する取り組みに興味があったから
 - 幸福度 (Well-being) とまちづくりに興味があったから
 - 登壇者とその取り組みに興味があったから
 - エリアマネジメントを実践する上で、参考にしたかったから
 - その他:
- フォーラムの参加方法について教えてください。
 - リアル参加
 - オンライン (zoom) 参加

図 3.2-14 アンケートフォームの表示画面(スマートフォン・タブレット)

【官民連携まちづくりフォーラム'23】参加者アンケート

2023年度官民連携まちづくりDAYS「官民連携まちづくりフォーラム'23」のアンケートフォームです。

開催日：2023年11月6日（月）
 開催時間：14:30～17:30
 会場：サンシャインシティ コンファレンスルーム
 主催：国土交通省、全国エリアマネジメントネットワーク
 お問い合わせ先: kanmachi2023@sho-wa.co.jp（運営補助：昭和株式会社、一般財団法人都市みらい推進機構）

* 必須の質問です

1. 1. 本日の「官民連携まちづくりフォーラム'23」に参加した理由を教えてください。*
 （複数回答可）
 当てはまるものをすべて選択してください。

官民連携に関する取り組みに興味があったから
 幸福度（Well-being）とまちづくりに興味があったから
 登壇者とその取り組みに興味があったから
 エリアマネジメントを実現する上で、参考にしたいかったから
 その他: _____

2. 2. フォーラムの参加方法について教えてください。*
 1つだけマークしてください。

リアル参加
 オンライン（zoom）参加

3. 3. 2で「オンライン（zoom）参加」を選択した方にお伺いします。今回、オンライン*（zoom）で参加した理由を教えてください。（複数回答）
 当てはまるものをすべて選択してください。

フォーラム会場が遠かったから
 現地で参加する予定がつかなかったから
 リアルで参加した
 その他: _____

4. 4. 2で「リアル参加」を選択した方にお伺いします。フォーラム会場の個室で実施した、ポスター展示・プロモーションはご覧いただけましたか？
 1つだけマークしてください。

ポスター展示・プロモーションを見た
 ポスター展示・プロモーションを見れなかった
 オンラインで参加したため、見れなかった

5. 5. 開催時期について教えてください。*
 1行につき1つだけマークしてください。

	とても満足	やや満足	普通	やや不満	不満
満足度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

6. 6. 5で「やや不満」または「不満」を選択した方にお伺いします。来年以降、官民連携まちづくりフォーラムを開催する場合、希望する時期を教えてください。

7. 7. フォーラムを通しての感想を教えてください。*
 1行につき1つだけマークしてください。

	とても満足	やや満足	普通	やや不満	不満
満足度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

8. 8. 7で「やや不満」または「不満」を選択した方にお伺いします。フォーラム内容や所要時間など、不満だと思った理由を教えてください。

9. 9. その他、全体を通してご意見・ご感想などがございましたらご記入ください。

10. 10. 次回開催時に希望するテーマ等がございましたらご記入ください。

11. 11. お住まい（都道府県）*

12. 12. 所属（属性）*
 1つだけマークしてください。

都市再生推進法人
 まちづくり団体（都市再生推進法人を除く）
 民間企業（都市再生推進法人・まちづくり団体を除く）
 地方公共団体
 学生・大学関係者
 国土交通省（地方整備局を含む）
 他府庁
 その他: _____

13. 13. 年齢*
 1つだけマークしてください。

10代
 20代
 30代
 40代
 50代
 60代
 70代以上

14. 14. 性別*

1つだけマークしてください。

男性
 女性
 その他: _____

15. 15. 本アンケートの取扱いに関して*
 ご記入頂いたアンケートは、本イベントの内部的な検討のみ使用させていただきます。同意の上、フォームの送信をお願いします。
 1つだけマークしてください。

同意する

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

Google フォーム

図 3.2-15 アンケートフォームの項目と表示画面(PC)

(2) 参加者アンケートの結果

参加者向けのアンケート結果の集計は、下記のとおりである。

表 3.2-14 参加者アンケートの回答件数

項目	人数、件数
当日参加者数	437 人
参加者アンケート回答件数	53 件

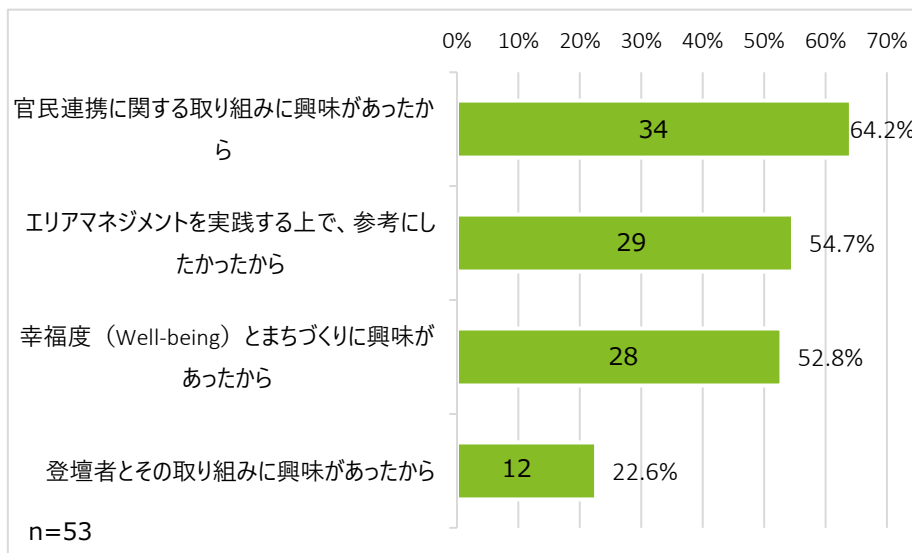


図 3.2-16 フォーラム参加の理由（複数回答可）

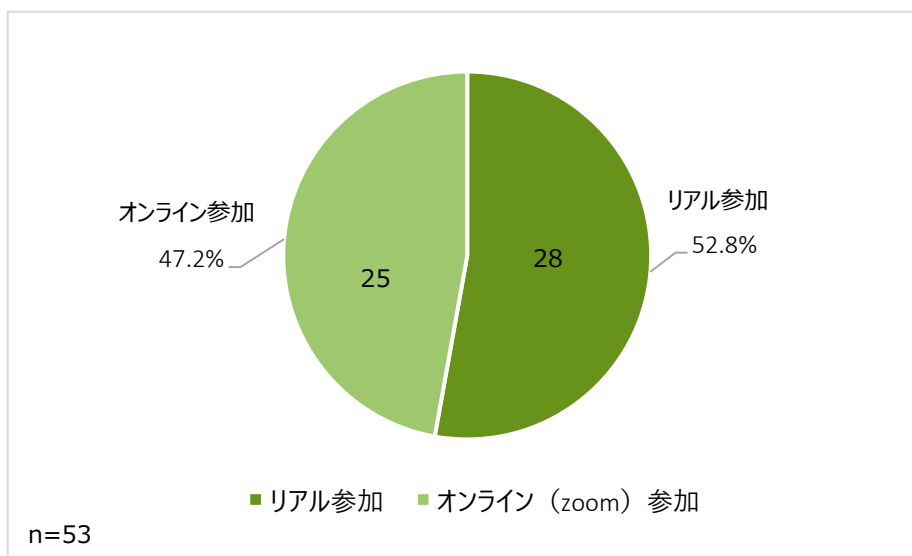


図 3.2-17 フォーラムの参加方法

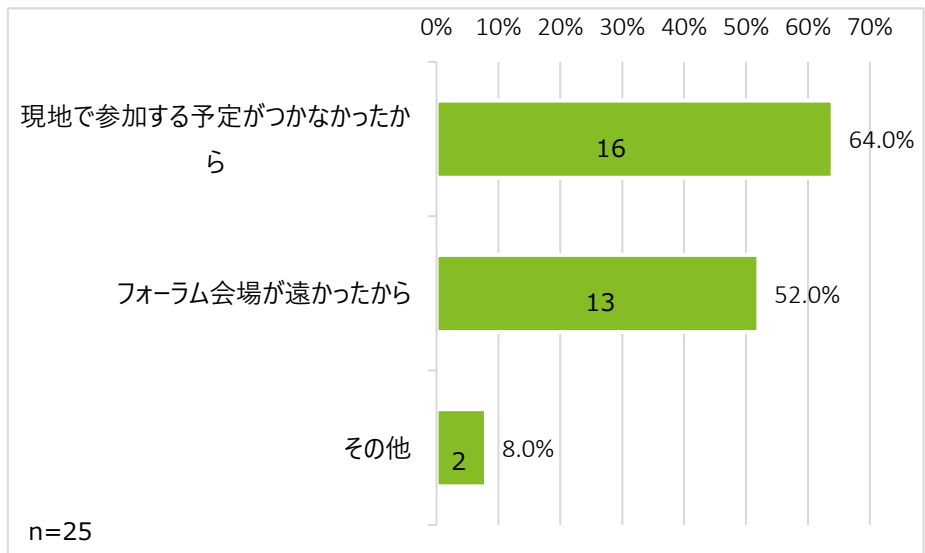


図 3.2-18 オンライン(zoom)で参加した理由(オンライン参加者のみ回答、複数回答可)

表 3.2-15 オンライン(zoom)で参加した理由(その他の回答)

#	回答
1	移動時間が取れなかったため
2	予算確保が難しいため

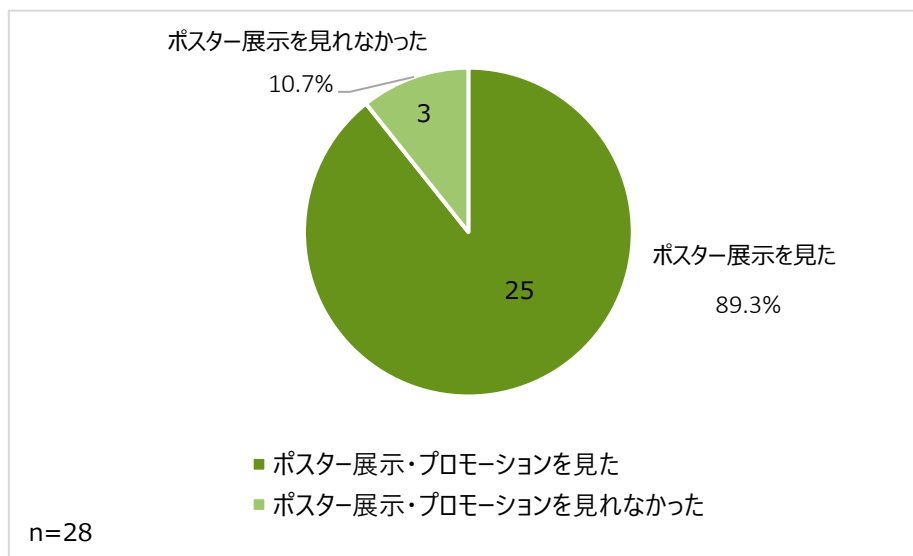


図 3.2-19 ポスター展示・プロモーションを見たか/見れなかったか(リアル参加者のみ回答)

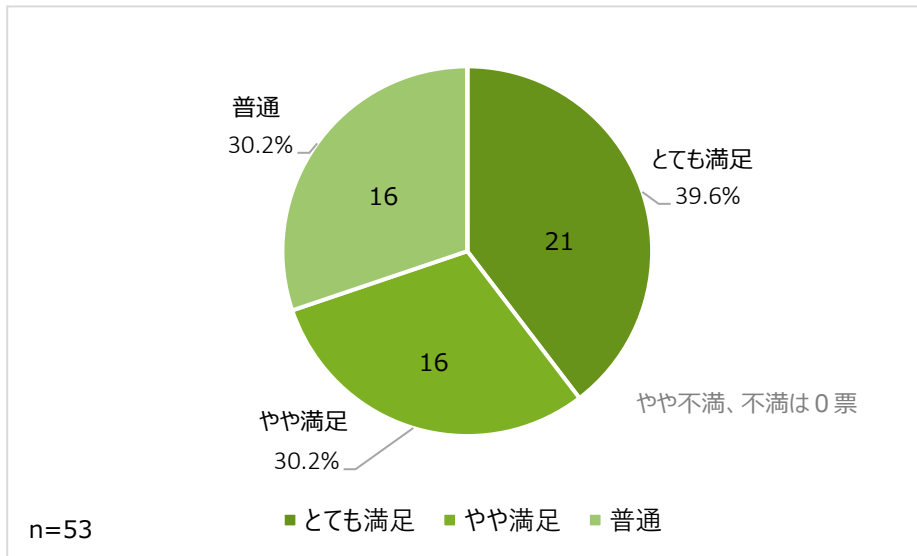


図 3.2-20 開催時期について

表 3.2-16 開催時期について(自由意見)

#	回答
1	全国エリアマネジメントシンポジウムから時期が近い。
2	10月か年明けが都合よい。

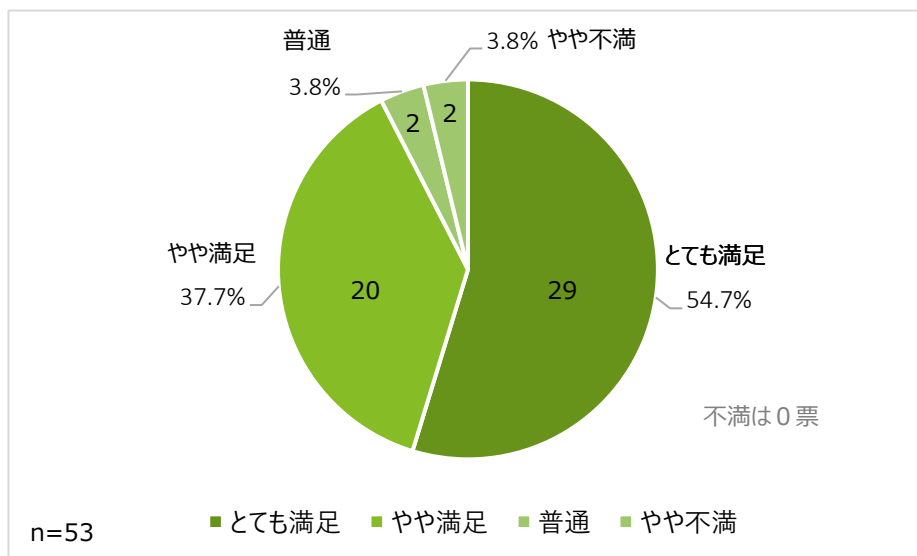


図 3.2-21 フォーラムを通しての感想

表 3.2-17 フォーラム内容や所要時間について(自由意見)

#	回答
1	子育てのキーワードが満載であり、子どものいない人にとっては少しきつかった。多様性連呼の会は少し気持ち悪いなど感じた。さらにはエリアマネジメントへの具体的示唆が少なかった。
2	(オンライン参加者)Well-being に話がよっており、官民連携まちづくりの話が散らかっているように感じた。

表 3.2-18 その他、全体を通してのご意見・ご感想

回答	
感想	
	大変良い会であった。ありがとうございました。
	Well-being とエリアマネジメントがどう結びつくのか、研究結果、具体の活動事例の紹介を通じて、具体的にイメージすることができて良かった。自然と利他的な行動ができる仕組みをつくる、多様性を受け入れることが重要と感じた。
	すごく充実していた。
	色々な意見を聴けて良かった。
	エリアマネジメントを実践する上でとても参考になった。
	大変参考になった。エリアマネジメントの方向性として、Well-being も考えていきたい。
	開催の時間も適切に運営されていた。基調講演、インプットトーク、パネルディスカッションも興味深い内容であった。懇親会も、場所、雰囲気、料理も美味しく、交流を図れた。
	何のためのエリアマネジメントか、という根源的なテーマの設定だったのが良かった。
	エリアマネジメントを手探りで進めているので、たくさんの事例を知り、知識を増やせるようにしたい。
	(オンライン参加者)Well-being はあまり馴染みがないが、まちづくりにおいて欠かせない指標だと感じた。
要望	
	個々の事例の話をもう少し深く聞きたかった。パネルディスカッションは不要ではないかと感じた。
	基調講演の各 20 分は少し短いと感じた。
	官民連携の事例を法律や制度をどう適用することで実現したかもっと深く聞きたかった。
	可能であれば、机のある会場で開催してほしい。
	(オンライン参加者)子育ての概念が主なテーマに置き換わってしまっていたように思える。色々な視点からの意見が欲しかった。
	(オンライン参加者)それぞれの取組を深く知るには時間が足りないように感じた。

表 3.2-19 次回開催時に希望するテーマ

回答	
具体的な事業について	
	コミュニティマネジメント
	エリアマネジメントを通じた地域での具体的な事業例(特に収益事業)
	ウォークアブルなまちづくり
	都市利便増進協定
	Well-being もさらに進んだ形になると思う。今回のテーマの発展版で良いと思う。
	今回と同じ。
	都市再生推進法人だからこそ可能となる活動があるなら知りたい。
	現在のアーケードなど以外の路上利用
	ワーカー中心の街でない、住宅地における事業
財務関係について	
	今日も話が出たが、財務関係の生々しい話も参考になると思う。また、都市再生推進法人などの収支も聞きたい。
人材について	
	エリアマネジメント人材確保・育成について
評価について	
	評価の参考になるオープンデータなど
その他	
	色々なエリアマネジメント関係者との交流を促進するような企画も混ぜてほしい。(グループワークなど)

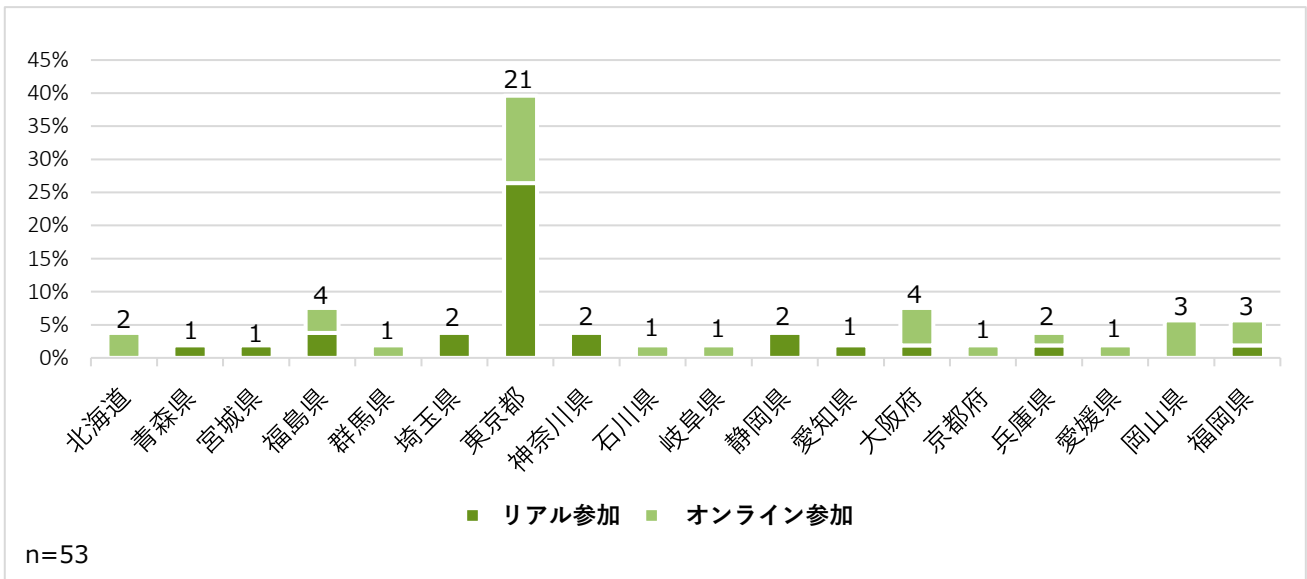


図 3.2-22 お住まい(都道府県)

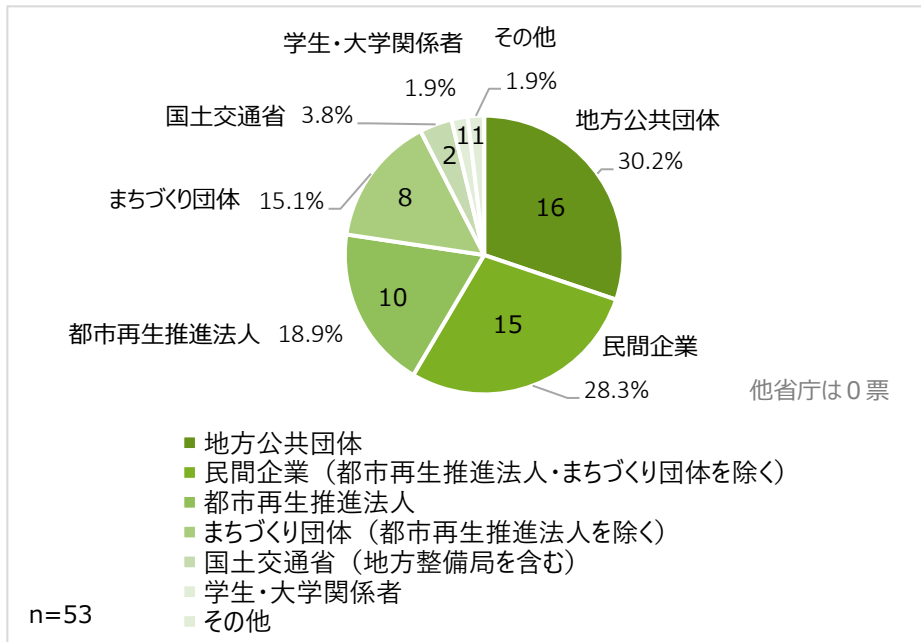


図 3.2-23 所属(属性)

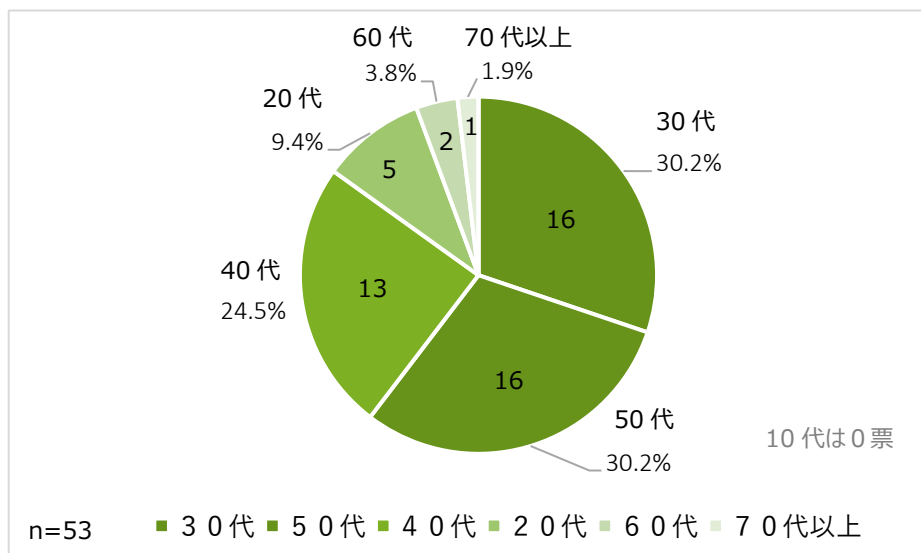


図 3.2-24 年齢

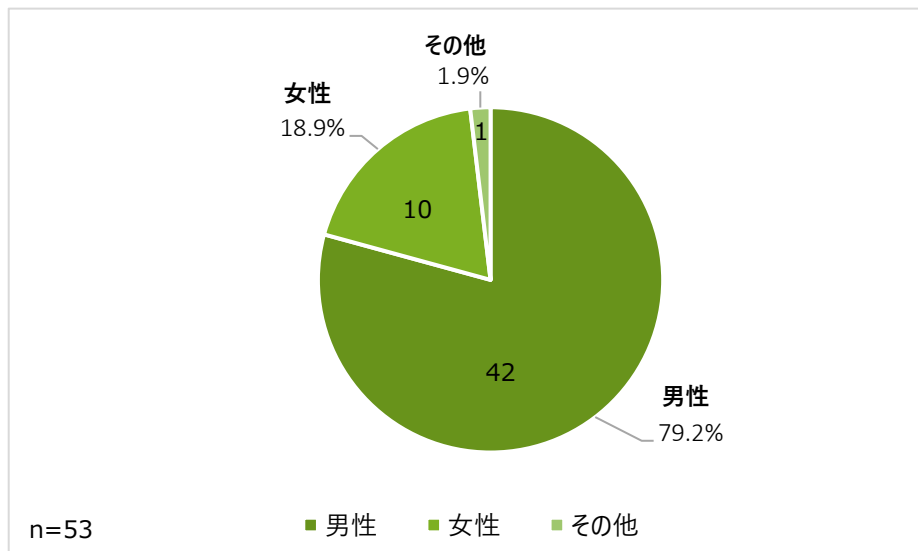


図 3.2-25 性別

(3) イベント後の情報発信

レポートなどのイベント後の情報発信は、官民連携まちづくりポータルサイトにて記事投稿を行った。また、イベントの主なプログラムについては、官民連携まちづくりポータルサイトのYouTubeチャンネルへ編集の上、投稿を行い、官民連携まちづくりポータルサイト上にて紹介を行った。投稿に際しては、参加申込者へメール配信を行い、周知を図った。投稿内容の詳細は以下のとおりである。

表 3.2-20 イベント後の投稿記事及び配信動画一覧

#	内容	公開日	URL	掲載画面
1	イベントレポート及び YouTube 告知記事	令和 5 年 12 月 28 日(木)	https://www.mlit.go.jp/toshi/japan-event/#machizukuriday	図 3.2-27~28
2	YouTube 動画 基調講演① 慶應義塾大学大学院/前野 氏	令和 5 年 12 月 28 日(木)	https://www.youtube.com/watch?v=qIFTt_DpeKU	図 3.2-29
3	YouTube 動画 基調講演② 横浜市立大学大学院/三輪 氏	令和 5 年 12 月 28 日(木)	https://www.youtube.com/watch?v=AMZm2kUsQEg	図 3.2-30
4	YouTube 動画 インプットトーク① 札幌駅前通まちづくり株式会社/ 内川 氏	令和 5 年 12 月 28 日(木)	https://www.youtube.com/watch?v=4qQbVeo_9y8	図 3.2-31
5	YouTube 動画 インプットトーク② 一般社団法人北長瀬エリアマネ ジメント/石原 氏	令和 5 年 12 月 28 日(木)	https://www.youtube.com/watch?v=cOET3VL9pQU	図 3.2-32
6	YouTube 動画 情報提供 池袋エリアプラットフォーム/ 倉林 氏	令和 5 年 12 月 28 日(木)	https://www.youtube.com/watch?v=D1AB85k3_6w	図 3.2-33
7	YouTube 動画 パネルディスカ ッション 登壇者 5 名	令和 5 年 12 月 28 日(木)	https://www.youtube.com/watch?v=mJlu_UmMDnE	図 3.2-34

2023年度 官民連携 まちづくり DAYS **実施概要**

官民連携まちづくりフォーラム'23

11/6 (月)
14:30 ~ 17:30

会場：サンシャインシティ コンファレンスルーム

テーマ：「Well-being」の観点からエリアマネジメントを考へよう

本年度の「2023年度 官民連携まちづくり DAYS 官民連携まちづくりフォーラム'23」では、近年話題となっている「都市の幸福度 (Well-being)」に着目して、心理学や子育て環境を専門とする学識者からの基調講演、まちづくりの実践者であるエリアマネジメント担当からのインプットトーク、最後にパネルディスカッションを実施し、これからのエリアマネジメントの在り方を考えました。

1. 基調講演 (Well-being や子育て環境の考え方について)

前野 隆司氏 慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科 教授

- 「Well-being」とは、1946年にWHOの健康の定義で使われた言葉であり、**身体的・精神的・社会的に良好な状態**という意味である。
- 「Well-being」の計測方法は、幸福計測や満足度といった民生指標の活用が進んでいるが、アンケートで「幸せですか」「生活に満足していますか」と聞くのがポピュラーな方法である。
- 幸福度の高い社員は創造性は3倍、生産性は31%、売上は37%高く、欠勤率は41%、離職率は59%低く、業務上の事故が70%少ないという研究結果が出ている。また、**幸せな人は不幸せの人より、寿命が7歳~10歳ほど長い**という研究結果も出ている。
- エリアマネジメントを定めるにあたって、最良な善せ (非地位財) である、**やりがいや働が、みんなが多種に助け合うつながり**を持つことが重要だと考へる。

三輪 律江氏 横浜国立大学大学院 都市社会文化研究科 教授

- 子どもの育ち、親の育ちには「親れ」と「まね」が欠かせない。生活の中に「親れ」と「まね」が混ざると、子育てが不安や育児不安に繋がってくる。**親れと、まねれというこを家庭間だけでなく、地域間に渡していく必要がある。**
- 「乳幼児生活圏 (300m 圏内)」には、場所だけでなく、その場所につながる仕組みや、子どもの生活性を確保する大人を増やすことが重要である。
- 「子育て」は子どもを育てることが主となり、福祉サービスという印象が強くなってしまふ。**子どもの育ちを主に「子育て」を推進していく必要がある。**
- まちにある様々な資源を保育に活用し、まちでの出会いや関係性を広げていく手法「まち保育」**を推進することにより、子どもが Well-being になり、子どもも Well-being になると考へている。

2. インプットトーク (Well-being に繋がる具体的な取組について)

内川 亜紀氏 札幌駅前通まちづくり株式会社 取締役総務マネージャー

- 人体改造カブ株式会社**
札幌駅前通地区はオフィス地区であり、働いている方が3万人近くいるエリアである。ビジネスパークが動きやすく、地区全体が健康になる取組「人体改造カブ株式会社」を実施している。遊休地や地下多層空間を活用して、防災訓練上の取組やアンガーマネジメントの研修、フレイルチェックなども実施している。
- まちのこそだて研究所 gumi**
家族や仲間、家族の形が人それぞれ違う中、どのように働きながら子育てしていくのかを「まちのこそだて研究所 gumi」で研究している。保護者や子どもに関わる人のコミュニティづくり、遊びと学びの場として「ジョンドー」や「政治」などについての勉強会の実施、WEB や SNS で子育てについての情報発信を行っている。

石原 達也氏 一般社団法人北長瀬エリアマネジメント 代表

- 「あたらしいふつ」と親バカイベント**
子育てで悩む親や子育ての多い近所北長瀬エリアで、商業施設「BRANCH 岡山北長瀬」内の民間公民館「ハッシュタグ岡山」を拠点に、ダイバーシティを暮らし、人生を行うと考へるイベントや単身者の食生活改善事業など「あたらしいふつ」として暮らしの再提案を行うとともに、「親バカイベント」と呼んで、子どもではなく親を主軸にした子育てイベントなども実施している。
- 北長瀬コミュニティクラブ**
「コミュニティクラブ」は、企業や個人により密着された食料品や日用品を24時間365日いつでも取りに来ることができる、生活困窮者やシングルマザー 世帯を対象とした取組である。現在、535 世帯による利用登録、約 1300 名の個人の方、約 140 組の企業に、年間で 4800 万円分の寄付がされている。また、グッズデザイン賞など様々な賞を受賞している。

3. 情報提供 (池袋エリアプラットフォームより)

倉林 真弓氏 池袋エリアプラットフォーム事務局

- 池袋には、古くからの祭りや、アニメ・漫画・コスプレといった若者を中心に人気のサブカルチャーなど、多様な人を惹きつける文化が根付いている。また、まちづくりとしても、公園や歩道など公共空間を活用して様々な事業が盛り込まれている。
- 池袋の魅力をさらに高め、まちなかを刷新して、思い思いに、会いに行きたくなる人がいるまちにしていきたいと考へ、2022年11月に「池袋エリアプラットフォーム」を組成した。現在は、会員向けの勉強会やワークショップを実施しながら、「池袋未来ビジョン」の作成を進めている。

4. パネルディスカッション

Well-being とエリアマネジメントやまちづくりの関係性について

コーディネーター **小泉 秀樹氏** 東京大学 都市工学科 教授
パネリスト：前野隆司、三輪律江、内川亜紀、石原達也

前野氏 エリアの人々がやりがいや生きがい、働きがいといったものを求めていると考へることが様々な施策を作る中であつた。また、Well-being を指しているものをまとめたのが、エリアマネジメントの効果を測るには実際に活動を行うエリアで測ることが必要、エリアレベルで調査を行うことは、どんな活動が Well-being の向上に繋がっているかを可視化するいい単位になると考へる。

石原氏 新しく引越してきて知り合いが少ない、子育てするのに孤独を感じているといった方々が、ハッシュタグ岡山をきっかけに新しいことを始めてくれた。それをきっかけに今までなかった繋がりが生まれ、その分だけみんなが豊かになっている、この繋がりが Well-being に繋がっていると思う。

内川氏 若い繋がりが作ることが大切、顔見知りであるだけで心理的安全性を確保できるし、継続して事業を続けていくことにも繋がると考へる。また、様々な世代の人たちが一つの目標に向かって取り組むことを大切に、色々な関わりを作ること、地域に活かせることも増やし幸せなまちがついていくと考へる。

三輪氏 私が関わるエリアマネジメント観点では、誰もふらつたことのないような良いという説があり、子どもや子育てでの働きがりがなく働き先を失っている。その中で役割を押し出し、まちでの自分の役割を増やしていくという一歩の進めを大事にしている。それだけみんなが豊かになっていく中で、自分の役割をどれだけ増やすことができるかがまちづくりを行う上で大切なことだと考へている。

三輪氏 私が関わるエリアマネジメント観点では、誰もふらつたことのないような良いという説があり、子どもや子育てでの働きがりがなく働き先を失っている。その中で役割を押し出し、まちでの自分の役割を増やしていくという一歩の進めを大事にしている。それだけみんなが豊かになっていく中で、自分の役割をどれだけ増やすことができるかがまちづくりを行う上で大切なことだと考へている。

三輪氏 ワーカーが多いエリアでは、隣の企業の人々がババとして同じ幼稚園だったという人がよくある話。隣の機が繋がりがやれる繋がりをワーカー同士で作っておくこと、そういった仕組みづくりが今の時代には必要だと考へていることだと考へる。

会場からの質問

まちづくりにおいてコミュニティが大切と言われるが、都市部では実際に感じる人が多く傾向があるのも実情。そういったジレンマを乗り越えるために有効なことは？

- 様々な世代の人たちが一つの目標に向かって取り組むことを大切にしておき、そういったきっかけを作ることが大事。(内川氏)
- 向かいたいと思った時に、すぐ関わる仕組みをどれだけ作れるか。出費が増えれば、やがて場所ができていく。(石原氏)
- 目的のない場所を作ること。思わぬ利便性になってしまふ仕組みや、やりがいを感じられる場を作っていくのも一つ。(前野氏)
- ほんまに使われていない空間を使っている。空間の存在を伝えていくことで人が集まる、これをなくさんの場所やすること。(三輪氏)

中高生や大学生とまちづくりの関係性についてお聞きしたい。

- 関わりを一緒にやるという形を作り、役割分担と一緒に考へるなど主体的を持てるのが大事。(三輪氏)
- 中高生は実習や課外活動という地域に出て学習しようという取組がある。新しい教育の流れは、うまく始めていくことが大事。(前野氏)
- 子どもも成長する。またそれを大人が守ることが大切であると思う。そういったエリアでありたい。(内川氏)
- 何かを無理やりさせなくても、居場所となっているだけで繋がりが生まれる。また、小さな経済を学ぶこともやりやすいのでは。(石原氏)

2023年度 官民連携 まちづくり DAYS 官民連携まちづくりフォーラム'23 実施概要

国土交通省 × 東京都

図 3.2-26 イベントレポート

官民連携まちづくりフォーラム'23の開催概要	
日時	令和5年11月6日 (月) 14:30~17:30 (開場+オンライン) / 19:00-ポスター展示・プロモーション
会場	サンシャインシティ コンファレンスルーム (room 8~room 9) 東京都豊島区東池袋01サンシャインシティワールドワンダービルド5階
フォーラム参加費	無料 (事前申込制・随時参加は先着250名)
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 基調講演 前野 隆司氏 (慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授) 三輪 律江氏 (横浜国立大学大学院都市社会文化研究科教授) インプットトーク 内川 亜紀氏 (札幌駅前通まちづくり株式会社取締役総務マネージャー) 石原 達也氏 (一般社団法人北長瀬エリアマネジメント代表) パネルディスカッション：「エリアマネジメントにおける「幸福度 (Well-being)」」 モデレーター：小泉 秀樹氏 (東京大学都市工学科教授)
申込方法	以下、申込みフォームよりお申込みください。 申込みフォーム
申込期限	令和5年10月25日 (水) まで
観覧について	報道関係者で取材も希望される場合は、別紙チラシ記載の事務局にご連絡ください。
詳細	<ul style="list-style-type: none"> 参加費ページ チラシ
開催報告	<ul style="list-style-type: none"> 開催レポート 講演資料及びワーカイクイック <ul style="list-style-type: none"> 基調講演-前野 隆司氏 (pdf) / YouTube 基調講演-三輪 律江氏 (pdf) / YouTube インプットトーク-内川 亜紀氏 (pdf) / YouTube インプットトーク-石原 達也氏 (pdf) / YouTube 情報提供-池袋エリアプラットフォーム (pdf) / YouTube パネルディスカッション (YouTube)

図 3.2-27 イベントレポート及び YouTube 告知記事



図 3.2-28 YouTube 動画 基調講演①の表示画面

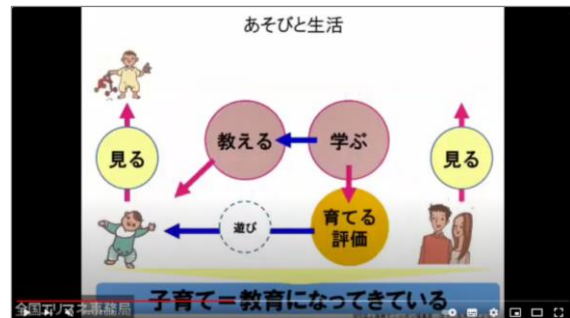


図 3.2-29 YouTube 動画 基調講演②の表示画面



図 3.2-30 YouTube 動画 インプットトーク①の表示画面



図 3.2-31 YouTube 動画 インプットトーク②の表示画面



図 3.2-32 YouTube 動画 情報提供の表示画面



図 3.2-33 YouTube 動画 パネルディスカッションの表示画面

3.3 2023 年度 官民連携まちづくり DAYS 都市再生推進法人等会議 '23

3.3.1 イベントの企画・運営

(1) イベント実施概要

国土交通省主催によるイベント「2023 年度 官民連携まちづくり DAYS 都市再生推進法人等会議 '23」を、リアルで開催した。都市再生施策や都市再生推進法人等に関する情報提供を行い、その後、分科会 A【エリアマネジメント組織・人材の在り方について】、分科会 B【エリアマネジメント活動の収益性・資金調達について】、分科会 C【エリアマネジメント活動の評価・効果について】の3つの分科会に分かれ、都市再生推進法人が持つ知見や課題等を共有し、法人の課題解決に向けて議論できる場として、下記のとおり実施した。

表 3.3-1 イベント概要

開催日時	令和 5 年 11 月 7 日 (火) 9:30～12:00
会場	サンシャインシティ『共創空間』
開催方式	リアル開催
次第	1. 開会挨拶 2. 情報提供 3. テーマ別分科会 4. 論点報告・トークセッション 5. 閉会挨拶

(2) イベントの実施目的

2007 年の都市再生特別措置法の一部改正により創設された「都市再生推進法人」は、2022 年 12 月時点で 107 団体にまで増え、都市再生推進法人の活動を後押しする制度が、社会情勢に応じて拡充されている。コロナ以降、都市課題はさらに複雑化しつつも、新しい技術や考え方が広がるなど、エリアマネジメントを取り巻く環境はこれまで以上に大きな変化期にあると考える。

そこで、本年度の「2023 年度 官民連携まちづくり DAYS 都市再生推進法人等会議 '23」では、各都市再生推進法人が持つ知見や課題などを共有し、法人の課題解決に向けて議論するとともに、都市再生推進法人同士の交流の機会とすることを目的とした。

(3) 一般社団法人エリアマネジメントラボとの連携

本イベントは分科会 A【エリアマネジメント組織・人材の在り方について】、分科会 B【エリアマネジメント活動の収益性・資金調達について】、分科会 C【エリアマネジメント活動の評価・効果について】の3つの分科会に分かれて議論することから、各分科会の総合ファシリテーターや各グループのファシリテーター、グラフィックレコーディングなどを一般社団法人エリアマネジメントラボに依頼した。

(4) 開催告知方法

開催にあたり、案内チラシなどの作成により、周知・参加者の募集を行った。

1) ティザーチラシの作成

ティザーチラシを作成し、国土交通省都市局のメーリングリストで発信して周知を行った。完成したチラシは次のとおりである。



2023年度 官民連携 まちづくりDAYS
NOV 6 - 7 IKEBUKURO SUNSHINECITY

事前告知

DAY 1 11月 **6** 日 (月) 14:30 ~ 17:15 (予定)
官民連携まちづくりフォーラム '23

DAY 2 11月 **7** 日 (火) 10:00 ~ 14:30 (予定)
都市再生推進法人等会議 '23

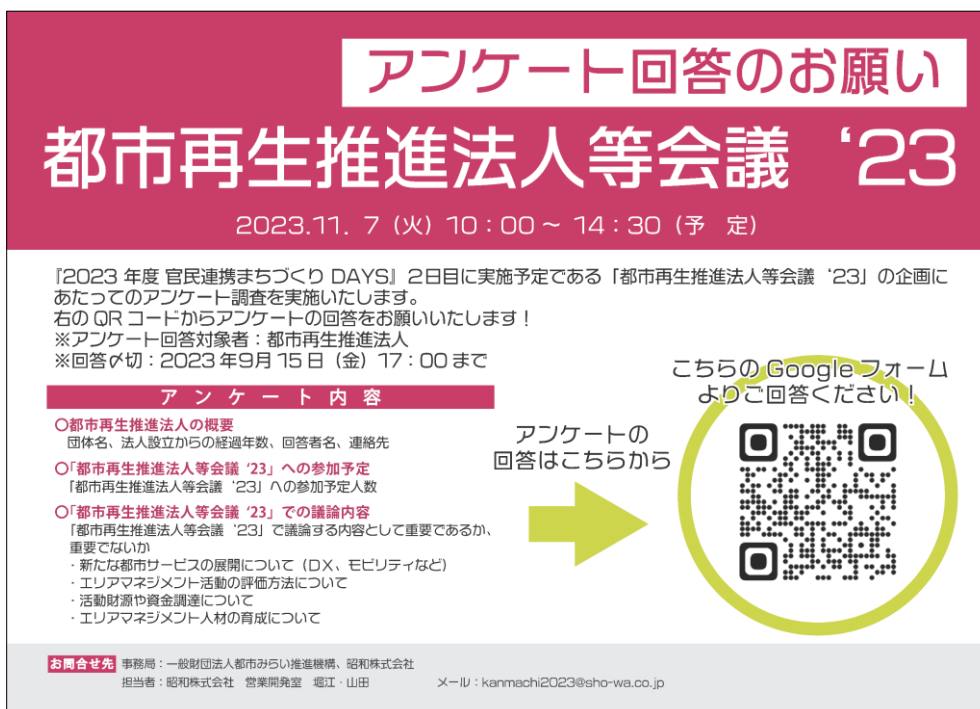
主催 国土交通省、全国エリアマネジメントネットワーク
対象 民間まちづくり団体、地方自治体 等
会場 サブジャインシティ コンファレンスルーム (当日、オンライン配信も予定しています)

主催 国土交通省
対象 都市再生推進法人、エリアプラットフォーム
※協賛機関のちがが再生推進事業に採択され掲載された団体
会場協力 株式会社サブジャインシティ「共創空間」

プログラムの詳細は... **coming soon** 官民連携ポータルサイト

ゲストスピーカー等の詳細のプログラムについては、決定次第（概ね 9 月頃）国土交通省ホームページ（官民連携ポータルサイトなど）等で告知いたします。

お問合せ先 事務局：一般財団法人都市みらい推進機構、昭和株式会社
担当者：昭和株式会社 営業開発室 堀江・山田 X-URL: kanmachi2023@sho-wa.co.jp



アンケート回答のお願い
都市再生推進法人等会議 '23
2023.11. 7 (火) 10:00 ~ 14:30 (予定)

「2023年度 官民連携まちづくり DAYS」2日目に実施予定である「都市再生推進法人等会議 '23」の企画にあたってのアンケート調査を実施いたします。
右の QR コードからアンケートの回答をお願いいたします！
※アンケート回答対象者：都市再生推進法人
※回答〆切：2023年9月15日（金）17:00まで

アンケート内容

- 都市再生推進法人の概要
団体名、法人設立からの経過年数、回答者名、連絡先
- 「都市再生推進法人等会議 '23」への参加予定
「都市再生推進法人等会議 '23」への参加予定人数
- 「都市再生推進法人等会議 '23」での議論内容
「都市再生推進法人等会議 '23」で議論する内容として重要であるか、重要でないか
・新たな都市サービスの展開について（DX、モビリティなど）
・エリアマネジメント活動の評価方法について
・活動財源や資金調達について
・エリアマネジメント人材の育成について

アンケートの回答はこちらから

こちらの Google フォームよりご回答ください！

お問合せ先 事務局：一般財団法人都市みらい推進機構、昭和株式会社
担当者：昭和株式会社 営業開発室 堀江・山田 X-URL: kanmachi2023@sho-wa.co.jp

図 3.3-1 ティザーチラシ

2) 案内チラシの作成

案内チラシを作成し、官民連携まちづくりポータルサイトに掲載するなどして周知を行った。完成したチラシは次のとおりである。

2023年度 官民連携 まちづくりDAYS
都市再生推進法人等会議23

2007年の都市再生特別措置法の一部改正により創設された「都市再生推進法人」は2022年10月時点で107団体にまで増え、都市再生推進法人の活動を後押しする制度が、社会実勢に応じて拡充されています。コロナ以降、都市課題はさらに顕微鏡しつつも、新しい強みや考え方があがり、エリアマネジメントを取りまく環境はこれまで以上に大きな変化期にあると考えます。そこで、本年度の「2023年度 官民連携まちづくりDAYS 都市再生推進法人等会議23」では、各都市再生推進法人が持つ知見や課題等を共有し、法人の課題解決に向けて議論するともに、都市再生推進法人同士での交流の機会といたします。

2023.11.7(TUE)
9:30 - 12:00

事前申込制
 先着100名
 1団体2名まで
 参加無料

会場：サンシャインシティ 『共創空間』
(東京都豊島区東池袋3-1 サンシャインシティ
 ワールドインポートマートビル5階(株)サンシャインシティ 事務所内)
 会場協力：株式会社サンシャインシティ

対象：都市再生推進法人、都市再生推進法人指定を目指すまちづくり団体
 開催方法：現地参加のみ

タイムプログラム

09:00～ ●会場受付開始
 09:30～ ●都市再生推進法人等会議開会
 ▶国土交通省からの情報提供
 ①都市再生推進法人の現状について ②国の政策・制度について
 10:00～ ●テーマ別分科会（3つの分科会に分かれて、それぞれのテーマについて議論します。）

	分科会A	分科会B	分科会C
	エリアマネジメント組織・人材の在り方について	エリアマネジメント活動の収益性・資金調達について	エリアマネジメント活動の評価・効果について
①プロローグ	人材の在り方や、育成方法について情報提供	活動における資金調達や収益事業の事例などについて情報提供	エリアマネジメントの、定性的・定量的な評価について情報提供
②ディスカッション	組織体制や人材の流動性・可変性等についてディスカッション	資金調達方法や収益を導くエリアマネジメント活動の可能性などについてディスカッション	エリアマネジメント活動の調査・評価結果の活用方法や課題などについてディスカッション

※申込フォームにて、希望する分科会をお伺いしています。人数に限りがある場合、希望者が著しく少数の場合は、分科会の編成を変更させて頂く場合があります。
 ※プログラムの内容は現在調整中であり、変更の可能性がございます。

11:30～ ●全体総括
 12:00 ●都市再生推進法人等会議閉会

13:30-15:00 (予定) 池袋視察会開催！(事前予約制、先着20名)
 イケ・サンパークや南池袋公園などを案内する視察会を開催いたします。途中、グリーン大通りや南池袋公園周辺のプロセスデザインに従事している飯石 藍氏（株式会社nest 取締役）に、池袋のまちづくりのポイントを解説いただきます。是非ご参加下さい！
 ※昼食の準備はございませんので、都市再生推進法人等会議終了後、各自昼食を取っていただきます。

お問合せ先
 2023年度 官民連携まちづくりDAYS
 主催：国土交通省
 事務局：一般財団法人都市みらい推進機構、昭和株式会社
 担当：堀江 宏典・山田 那奈(昭和株式会社 企画部 営業開発室)
 メール：kanmachi2023@sho-wa.co.jp

お申込先
 QRコード、もしくは下記URLよりお申し込みください。
<https://forms.office.com/r/D7mfmhNubm>
 締切日：2023年10月25日(水)17:00まで

図 3.3-2 案内チラシ

(5) 参加申込

イベントへの参加は事前申し込み制とし、オンライン入力フォームで実施した。申込募集期間・申込者・入力フォームなどの詳細は以下のとおりである。

表 3.3-2 申込募集期間

募集期間
令和5年9月29日(金)～令和5年10月25日(水)

表 3.3-3 申込者数

属性	人数	団体数
都市再生推進法人	37名	23団体
都市再生推進法人指定を目指している団体	32名	22団体
合計	※69名	45団体

※追加申込(申込募集期間以降)を含む

表 3.3-4 分科会別申込者数

属性	人数
分科会 A【エアーマネジメント組織・人材の在り方について】	17名
分科会 B【エアーマネジメント活動の収益性・資金調達について】	39名
分科会 C【エアーマネジメント活動の評価・効果について】	13名
合計	※69名

※追加申込(申込募集期間以降)を含む

都市再生推進法人等会議'23

2023年度官民連携まちづくりDAYSで開催するシンポジウムの申込フォームです。

開催日時：2023年11月7日（火） 9:30～12:00（9時開場）
 申込締切：2023年10月25日（水） 17:00まで

主催：国土交通省
 事務局：都市みらい推進機構＋昭和株式会社（担当／堀江・山田（昭和株企画部 営業開発室））

場所：東京都豊島区東池袋3-1 サンシャインシティワールドインポートマートビル9階 株式会社サンシャインシティ 共創空間

※1 本会議は現地参加のみで、先着100名までとさせていただきます。
 ※2 席に限りがあるため1団体あたり2名までとさせていただきます。参加者ごとに本フォームにてお申込みください。
 ※3 本申込に記載頂いた個人情報、本会の目的以外には使用致しません。

* 必須

1. 参加希望団体名 ※法人格まで含む正式な記載をお願い致します *

回答を入力してください

2. 参加希望団体名のふりがな ※法人格まで含む正式な記載をお願い致します *

回答を入力してください

3. 組織の位置づけ *

都市再生推進法人

都市再生推進法人指定を目指している団体

4. 参加希望者氏名 *

回答を入力してください

4. 参加希望者氏名 *

回答を入力してください

5. 参加希望者氏名（ふりがな） *

回答を入力してください

6. 参加希望者の所属（属性）
 質問1「参加希望団体名」と異なる場合のみお答えください

回答を入力してください

7. メールアドレス ※半角英数で記載をお願い致します *

回答を入力してください

8. 電話番号 ※半角英数、ハイフン（-）無しをお願い致します（09012345678 など） *

回答を入力してください

9. 参加を希望する分科会 *
 人数に偏りがある場合、希望者が著しく少数の場合は、分科会の編成を変更させて頂く場合があります。

分科会 A【エリアマネジメント組織・人材の在り方について】

分科会 B【エリアマネジメント活動の収益性・資金調達について】

分科会 C【エリアマネジメント活動の評価・効果について】

10. 池袋視察会への参加(事前予約制、先着20名) ※人数上限に達したため、お申込みは終了させていただきました

7. メールアドレス ※半角英数で記載をお願い致します *

回答を入力してください

8. 電話番号 ※半角英数、ハイフン（-）無しをお願い致します（09012345678 など） *

回答を入力してください

9. 参加を希望する分科会 *
 人数に偏りがある場合、希望者が著しく少数の場合は、分科会の編成を変更させて頂く場合があります。

分科会 A【エリアマネジメント組織・人材の在り方について】

分科会 B【エリアマネジメント活動の収益性・資金調達について】

分科会 C【エリアマネジメント活動の評価・効果について】

10. 池袋視察会への参加(事前予約制、先着20名) ※人数上限に達したため、お申込みは終了させていただきました

イケア・サンパークや南池袋公園などを案内する視察会を開催いたします。
 途中、グリーン大通りや南池袋公園周辺のプロセスマーケティングに従事している飯石 麗氏（株式会社nest 取締役）に、池袋のまちづくりのポイントを解説頂きます。是非ご参加下さい！
 ※昼食の準備はございませんので、都市再生推進法人等会議終了後、各自昼食を取っていただきます。

参加したい

11. 都市再生推進法人としての活動を行っていく上での課題・期待があればご記入ください。

回答を入力してください

送信

図 3.3-3 参加申込フォームの項目と表示画面

(6) ティザーチラシによるアンケート

都市再生推進法人等会議‘23 での議論内容をティザーチラシに掲載したアンケートフォームにて事前に募集した。

表 3.3-5 アンケート募集期間

募集内容	募集期間	図表番号
ティザーチラシによるアンケート	令和5年11月6日(月) ～ 令和5年12月6日(水)	図 3.3-5～6

都市再生推進法人等会議 ‘23 での議論する内容として、重要であるか、重要でないかを選択してください。

重要でない あまり重要でない どちらでもない 重要である とても重要

新たな都市サービスの展開について (DX、モビリティ、都市セットの活用など)

エリアマネジメント活動の評価方法につ

図 3.3-4 アンケートフォームの表示画面(スマートフォン・タブレット)

都市再生推進法人等会議 '23についてのアンケート

【都市再生推進法人会議とは・・・】
各都市再生推進法人が持つ知見や課題等を共有し、法人の課題解決に向けて議論するとともに、都市再生推進法人同士の交流機会をつくることを目的に開催する会議です。
都市再生推進法人の指定団体の増加を受けて、平成30年2月の開催から、約5年ぶりに開催します。

開催日: 2023年11月7日(火)
開催時間: 10:00~14:30(予定)
会場: 株式会社サンシャインシティ「共創空間」(予定)
お問合せ先: kamachi2023@sho-wa.co.jp (運営補助: 昭和株式会社、一般財団法人都市みらい推進機構)

* 必須の質問です *

- 市区町村名 *
- 団体名 *
- 法人設立からの経過年数 *
- 回答代表者名 *
- 連絡先(メールアドレス) *
- 連絡先(電話番号) *

- 都市再生推進法人等会議 '23 への参加を希望しますか？(現段階の状況で構いません。本申し込みは9月を予定しております。)

1つだけマークしてください。

現地参加を希望する
 ハイブリッド開催であればオンラインで参加したい
 参加の予定はない

- 都市再生推進法人等会議 '23 に現地参加を希望する方は何名を予定していますか？(現段階の状況で構いません。)

- 都市再生推進法人等会議 '23 で議論する内容として、重要であるか、重要でないかを * 選択してください。

1行につき1つだけマークしてください。

	重要でない	あまり重要でない	どちらでもない	重要である	とても重要である
新たな都市サービス の展開について (DX、モビリティ、 都市アセットの活用 など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エリアマネジメント 活動の評価方法 について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
活動財源や資金 調達について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エリアマネジメント 人材の育成について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- 上記の質問で、「その他」として議論したい内容がありましたら、ご記入ください。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

Google フォーム

図 3.3-5 アンケートフォームの項目と表示画面(PC)

表 3.3-6 ティザーチラシによるアンケートの回答件数

項目	件数
アンケートの回答件数	6 件

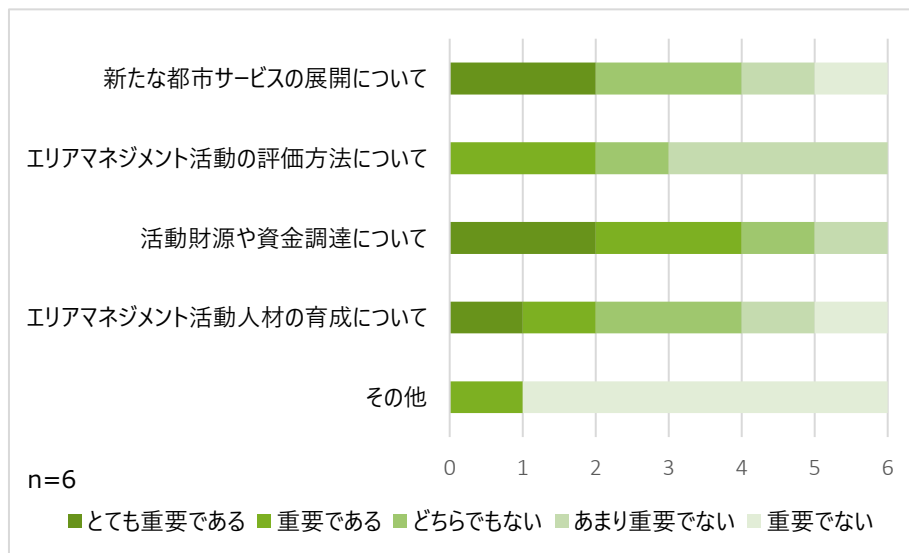


図 3.3-6 都市再生推進法人等会議 '23 で議論する内容として重要であるか、重要でないか

表 3.3-7 都市再生推進法人等会議 '23 で議論する内容として重要であるか、重要でないか(その他の回答)

#	回答
1	地方都市におけるエリアマネジメントの推進(重要である)

(7) 申込フォームによるアンケート

都市再生推進法人としての活動を行っていく上での課題や期待を申込フォームにて事前に募集した。

表 3.3-8 質問内容

分類	質問内容
分科会 A【エリアマネジメント組織・人材の在り方について】	人材確保
	(地方都市における) エリアマネジメント推進組織の必要性、課題、事業、体制など官民の共通認識
	プロデューサークラスの人材確保
	エリアマネジメント組織・人材の在り方について、各社でどのように分担しているのかなど
分科会 B【エリアマネジメント活動の収益性・資金調達】	補助金に頼らず自立したまちづくりをメインの事例
	資金確保
	収益の確保
	貢献度合いに応じ、得られた収益からの人件費充当ができるよう制度を検討いただきたい。
	収益事業の創出、制度活用
	分科会のテーマにある収益性の部分。自主事業をどう伸ばしていくかをもっと学びたい。
	財源
	初期の活動資金の調達方法
	資金源の多様化
	会費収入が限られている地域において、公的な土地などを活用して収益事業を行い、活動資金を確保すること。
	事業の収益が特に気になっている。市が管理する広場の運営や歩道の広告塔・バナーやフラッグなどの管理・活用を検討しているが、収益化に向けた金額設定や初期段階で優先してやるべき事項などを教えてほしい。また、市が管理する行政財産が公の施設か、市から都市再生推進法人へ公の施設を貸し出す上で減免しているか、広場使用料の取り分の決め方、収益をどのような形でまちづくりに還元しているか、都市再生推進法人の公募を進める中での市側の条例や規則などの改正や議会への説明対応なども知りたい。
エリアマネジメント活動の収益性・資金調達について	
継続的な収益性の確保	
その他	都市再生推進法人制度は、非常によくできた仕組みだと思っている。地域における活動展開の、今後の可能性も含めて、しっかりと考えていくために役立てたい。
	活動の幅と精度を高めるため、都市再生推進法人になりたい。
	都市再生推進法人を目指す団体の組織づくりを始めている。課題は、最初に手掛けるプロジェクト案件、行政への連携の働きかけ、基金組成(地元金融機関への働きかけ)、キャッシュポイントなど。都市の状況に応じた多様な事例を知りたい。
	都市再生推進法人になり、行政計画と民間事業を一体的に推進したい。

分類	質問内容
	都市再生推進法人の職員とボランティア(活動支援)メンバーの活動の境界、メンバーが疲弊しないで来街者も飽きないまちづくり活動を持続させるコツを知りたい。
	行政や市民から期待されるまちづくり団体の役割をいかに両立させていくかに課題とやりがいがある。良い事例を知りたい。
	地方都市におけるエリアマネジメントの推進

(8) 池袋視察会の告知・参加申込

実施にあたり、都市再生推進法人等会議'23の申込フォームにて募集を行った。

表 3.3-9 申込募集期間

募集期間
令和5年9月29日(金)～令和5年10月25日(水)

表 3.3-10 申込者数

属性	人数	団体数
都市再生推進法人	15名	10団体
都市再生推進法人指定を目指している団体	6名	5団体
合計	※21名	15団体

※追加申込(申込募集期間以降)を含む

3.3.2 イベント当日の運営

(1) プログラムの概要

イベントプログラム・タイムテーブルは以下のとおりである。

表 3.3-11 タイムスケジュール

時間	内容	登壇者
09:00	開場	
09:30	(1)開会	昭和株式会社営業開発室室長/ 堀江 佑典 氏 昭和株式会社営業開発室/ 山田 那奈 氏
09:30～09:35	(2)開会挨拶	国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進 室室長/ 山田 大輔 氏
09:35～09:45 (10分)	(3)情報提供①	国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進 室企画専門官/ 乃口 智栄 氏
09:45～09:55 (10分)	(4)情報提供②	昭和株式会社営業開発室/ 山田 那奈 氏
09:55～10:00 (5分)	(5)情報提供③	都市計画学会エリアマネジメント人材育成研究会/ 松下 佳広 氏
10:00～10:05 (5分)	(6)テーマ別分科会(論点と進め 方について)	昭和株式会社営業開発室室長/ 堀江 佑典 氏
10:05～10:20 (15分)	(7)テーマ別分科会(イントロダクシ ョン)	一般社団法人エリアマネジメントラボ/ 【分科会 A】藪谷 祐介 氏
10:20～11:20 (60分)	(8)テーマ別分科会(ディスカッシ ョン)	【分科会 B】宋 俊煥 氏 【分科会 C】泉山 墨威 氏
11:20～11:30 (10分)	(9)テーマ別分科会(まとめ)	
11:30～11:55 (25分)	(10)論点報告・トークセッション	国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進 室企画専門官/ 乃口 智栄 氏 一般社団法人エリアマネジメントラボ/ 【分科会 A】藪谷 祐介 氏 【分科会 B】宋 俊煥 氏 【分科会 C】泉山 墨威 氏 昭和株式会社営業開発室室長/ 堀江 佑典 氏
11:55～12:00 (5分)	(11)閉会挨拶	国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進 室室長/ 山田 大輔 氏
12:00	終了/アンケート	
13:30～15:00 (90分)	池袋視察会	

(2) 参加者

事前申込数及び当日の参加者数は、以下のとおりである。

表 3.3-12 事前申込及び当日参加者数

項目	属性	人数	団体数
事前申込者	都市再生推進法人	37名	23団体
	都市再生推進法人指定を目指している団体	32名	22団体
	合計	※69名	45団体
当日参加者	都市再生推進法人	36名	22団体
	都市再生推進法人指定を目指している団体	32名	21団体
	合計	68名	43団体

※追加申込(申込募集期間以降)を含む

表 3.3-13 事前申込及び当日参加者数(分科会別)

項目	属性	人数
事前申込者	分科会 A【エアーマネジメント組織・人材の在り方について】	17名
	分科会 B【エアーマネジメント活動の収益性・資金調達について】	39名
	分科会 C【エアーマネジメント活動の評価・効果について】	13名
	合計	※69名
当日参加者	分科会 A【エアーマネジメント組織・人材の在り方について】	15名
	分科会 B【エアーマネジメント活動の収益性・資金調達について】	38名
	分科会 C【エアーマネジメント活動の評価・効果について】	15名
	合計	68名

※追加申込(申込募集期間以降)を含む

(3) 池袋視察会の参加者

事前申込数及び当日の参加者数は、以下のとおりである。

表 3.3-14 事前申込及び当日参加者数

項目	属性	人数	団体数
事前申込者	都市再生推進法人	15名	10団体
	都市再生推進法人指定を目指している団体	6名	5団体
	合計	※21名	15団体
当日参加者	都市再生推進法人	8名	7団体
	都市再生推進法人指定を目指している団体	3名	3団体
	合計	11名	10団体

※追加申込(申込募集期間以降)を含む

(4) イベント運営・配信方法

参加者はリアルで参加した。運営者は会場(サンシャインシティ『共創空間』)に参集して、イベントを実施した。

会場のレイアウト・設営状況の詳細は以下のとおりである。



図 3.3-7 会場図



図 3.3-8 会場レイアウト

(5) イベント配布資料

配布資料は以下のとおりである。

1) 次第資料

国土交通省

2023年度 官民連携 まちづくりDAYS

都市再生推進法人等会議'23

2023.11.7 (TUE) 9:30 – 12:00
会場：サンシャインシティ 『共創空間』

【次第】 (敬省略)

09:30 開会・開会挨拶 _____
◆国土交通省 都市局 まちづくり推進課

09:35 情報提供 _____
①都市再生施策に関する情報提供
②都市再生推進法人の現状
③都市計画学会エリアマネジメント人材研究会の研究成果報告

10:00 テーマ別分科会 _____
①論点と進め方について (約5分)
— 会議室移動 —
②イントロダクション (約15分)
③ディスカッション (約60分)
④分科会別まとめ (約10分)

分科会A	分科会B	分科会C
エリアマネジメント 組織・人材の在り方 について	エリアマネジメント 活動の収益性・資金 調達について	エリアマネジメント 活動の評価・効果に ついて
エリアマネジメント 人材の在り方や、育 成方法について	資金調達方法や収益 を得るエリアマネジ メント活動について	エリアマネジメント 活動の定性的・定量的 な評価について

11:30 全体総括 _____

12:00 閉会・閉会挨拶 _____
◆国土交通省 都市局 まちづくり推進課

【都市再生推進法人等会議'23後の予定】

13:30～15:00 池袋視察会 (事前申込み制) _____

【閉会后】参加者アンケート

この度は、「都市再生推進法人等会議'23」にご参加いただき、誠にありがとうございます。今後の参考とするため、終了後アンケートへのご協力をお願いいたします。スマートフォン等で右のQRコードを読み取り、専用フォームからご回答ください。

図 3.3-9 次第資料

これからの国の官民連携の施策に必要な観点

国土交通省

官民連携のまちづくりを検討するにあたってさらに重要となる観点

- まちづくりを担う行政のパートナーとして民間業者をとらえて、制度検討段階から、ニーズ把握・意見交換を随時実施
- 運用後も制度創設のアフターフォローとして利用状況を把握するとともに、より使いやすい制度となるよう意見の戦い上げを実施

ニーズ把握 → 制度検討 → 制度創設 → 運用

制度検討の過程において、現場のニーズや実務上の課題を反映

民間まちづくり事業者 自治体等

本日の都市再生推進法人等会議にて、国の検討状況の共有と民間まちづくりの実務レベルの課題を把握する機会を創出

民間事業者等による都市サービスの提供の主な課題

国土交通省

○R4年3月～4月に民間事業者等による都市アセットの活用に向けた課題把握のため、地方公共団体・まちづくり団体・民間デベロッパーを対象にアンケートを実施

○地方公共団体・民間事業者（まちづくり団体・民間デベロッパー）からの多かった課題は以下のとおり。

- 地方公共団体からは「都市サービスの担い手となる事業者が少ない」との回答が多かった。
- まちづくり団体・民間デベロッパーからは「都市サービス事業の採算が取れない」という課題が最も多い。
- 全体としては、上記に加えて、「都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルール・枠組みがない」「多様化する市民ニーズに対応した都市サービスの提供が困難」を含めた4つがもっとも多い課題認識となった。

エリア価値の向上のための都市サービス提供等に関する調査（令和4年3月）

調査対象：地方公共団体（市町村）、まちづくり団体（都市再生推進法人等）、民間デベ

実施時期：令和4年3月発表、4月未回収

配布数：1,879団体（地方公共団体1,718市町村、まちづくり団体136団体、民間デベ25社）

アンケート回答状況 ※複数回答可

回答項目	市区町村	まちづくり団体	民間デベロッパー
01. 都市サービス提供にあたっては事業者が少ない	01	01	01
02. 多様な市民ニーズに対応した都市サービスの提供が困難	02	02	02
03. 都市サービス事業の採算が取れない	03	03	03
04. 都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルール・枠組みがない	04	04	04
05. 都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルール・枠組みがない	05	05	05
06. 都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルール・枠組みがない	06	06	06
07. 都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルール・枠組みがない	07	07	07
08. 都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルール・枠組みがない	08	08	08
09. 都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルール・枠組みがない	09	09	09
10. 都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルール・枠組みがない	10	10	10

民間まちづくりの課題

国土交通省

アンケートで民間事業者・民間デベロッパーから回答が多かった項目

- 都市サービス事業の採算性がとれない
- 都市サービス提供の担い手となる事業者が少ない
- 都市サービス提供にあたっての幅広い関係者によるルール・枠組みがない
- 都市サービス提供のための都市アセットの一時占用手続き等行政の理解が得られない

都市サービスの担い手不足 事業採算性がとれない 関係者間の合意形成

本日の分科会テーマ

分科会A 分科会B 分科会C

組織・人材の在り方 収益性・資金調達 評価・効果

国土交通省都市局まちづくり推進課の今年度検討事項

国土交通省

分科会A

組織・人材の在り方

- 官民連携まちづくり制度の活用状況の把握
- 都市再生推進法人の設立・活動状況の把握
- 現行制度の課題分析

分科会B

収益性・資金調達

- 都市再生推進法人の収益モデルの検討
- デジタルアセットを活用した収益向上策の検討

分科会C

評価・効果

- まちなかの居心地の良さを測る指標の妥当性検証
- エリアマネジメント評価にかかるガイドラインの作成

この後、アンケート結果の概要（速報）を報告

人材育成にかかる国交省の取組み

国土交通省

分科会A：組織・人材育成

都市再生推進法人等会議（官民連携まちづくりDAYS）

都市再生推進法人を中心とした関係の取組や課題を共有し、民間事業者間のネットワークを構築しながら今後の官民連携まちづくり制度について議論する。

都市経営と官民連携 まちづくり実践セミナー

持続可能な都市経営及びエリア価値の向上の実現に向けた官民連携まちづくりに関する課題抽出、問題解決能力の向上を図る。

国土交通大学校 官民連携まちづくり研修

持続可能な都市経営及びエリア価値の向上の実現に向けた官民連携まちづくりに関する課題抽出、問題解決能力の向上を図る。

官民連携まちづくりフォーラム（官民連携まちづくりDAYS）

都市局と全国エリアマネジメントネットワークの連携のシンポジウムにより、まちづくりの実践者の取組共有や参加者同士の意見交換を通じて今後のまちづくりのあり方を考える。

まちづくり団体の収益性にかかる検討

国土交通省

分科会B：収益・資金調達

1. 都市再生推進法人の収益モデルの検討

- 補助金や公的負担金に頼らず単年度収益がプラスの法人に、事業内容等をヒアリング
- 収益性が確保できている特徴的ななどを調査
- 汎用性の高い事業については、収益構造をモデル化し今後の展開を検討

＜財源パターンのイメージ＞

公的受託 自主事業 不動産運営 負担金等 補助金等

2. デジタルアセットを活用した収益向上策の検討

- 人流センサー等のデジタルアセットを設置しているエリアを対象に、データの種類・粒度・即時性を踏まえて、収益に還元する手法を検討

通常時 イベント時

(参考)官民連携まちなか再生推進事業

国土交通省

官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援

エリアプラットフォーム活動支援事業

②未来ビジョン等の策定 ⑤交流拠点等整備

③シナジー・情報発信 ④社会実験・データ活用

①エリアプラットフォームの構築

行政 企業 事業者 市民 自治体 大学

上記システムの構築に向けて中間支援組織・専門人材を活用

公共空間等を活用した市民の集積・集約・集約化によるコミュニティの創出

(参考)まちなかウォークラブル推進事業

国土交通省

中心から中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、潜在的な歩行者の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修繕・利活用、潜在環境の向上に資する取組を一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を推進する事業

事業主体等 市町村、市町村都市再生協議会 都道府県、民間事業者等

実施地区 ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街地内（歩道の幅員が3m以上の歩道）内、歩道の幅員が3m未満の歩道、歩道の幅員が3m以上の歩道、歩道の幅員が3m未満の歩道、歩道の幅員が3m以上の歩道、歩道の幅員が3m未満の歩道

対象事業 ① 歩道の幅員が3m以上の歩道、歩道の幅員が3m未満の歩道、歩道の幅員が3m以上の歩道、歩道の幅員が3m未満の歩道

事業のイメージ

歩きたくなる空間の創出 Walkable

歩きたくなる空間の創出 歩きたくなる空間の創出 歩きたくなる空間の創出

歩行者自らの1歩を大切に開放 Eye Level

歩行者自らの1歩を大切に開放 歩行者自らの1歩を大切に開放 歩行者自らの1歩を大切に開放

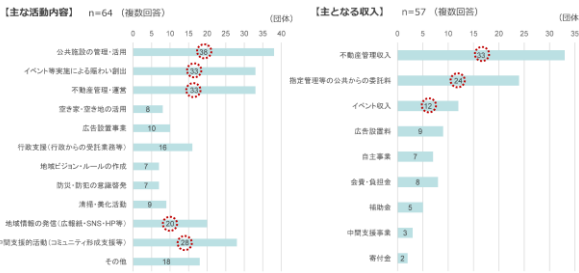
既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

既存ストックの多様な主体による多様な利活用 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 既存ストックの多様な主体による多様な利活用

開かれた空間の潜在環境の向上 Open

開かれた空間の潜在環境の向上 開かれた空間の潜在環境の向上 開かれた空間の潜在環境の向上

- 活動内容は、「公共空間の管理・活用」が38団体で最も多く、回答いただいた団体の約6割を占める。また、「イベント等実施による賑わい創出」と「不動産管理・運営」についてはともに39団体が実施しており、5割を占める。
- 続いて、「中間支援的活動(コミュニティ形成支援等)」は28団体が、「地域情報の発信(広報誌・SNS・HP等)」は20団体が実施している。
- 主たる収入は、「不動産管理収入」が33団体で最も多く、5割を占める。次いで、「指定管理等の公共からの委託料」が24団体で約4割である。「イベント収入」は約2割となる12団体が実施している。



都市計画論文集, vol.58, No.3, 2023年10月

都市再生推進法人制度を活かした 公民連携まちづくり推進のための課題整理

— 指定・継続に関わる手続きの運用状況および
推進法人・行政間のコミュニケーション頻度に着目して —

Challenges for promoting urban development by Public-Private Partnership
utilized Urban Renewal Corporation system.

松下佳広*・宋俊煥**・数谷 祐介***・上野 美咲****
木原 一郎*****・泉山 皇威*****・小林 敏樹*****

* 株式会社国際開発コンサルタンツ (International Development Consultants Co., Ltd.)
** 山口大学大学院創成科学研究科 (Yamaguchi University)
*** 岡山大学大学院社会文化科学研究科 (University of Toyama)
**** 和歌山大学経済学部経済学科 (Wakayama University)
***** 広島県立広島経済大学コミュニティ学部地域行政学科 (Hiroshima Shudo University)
***** 日本大学理工学部建築学科 (Nihon University)
***** 北九州市立大学大学院社会システム研究科 (The University of Kitakyushu)

2. 話題提供

③ 都市再生推進法人制度に係る研究論文のレビュー

第1章 はじめに 1-1. 背景及び目的

推進法人の役割は「行政の補完的機能」か？

■官民連携まちづくりポータルサイト「都市再生推進法人の紹介」より

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものです。市町村は、まちづくりの新たな担い手として**行政の補完的機能を担う団体**を指定できます。

■既往研究「都市再生推進法人の制度と運用実態の関係に関する研究」丸岡努・星卓志(2018)

推進法人は、行政の補完的機能の役割を担うという認識が低く、主体的に事業を実施しようとしているものと考えられる。

推進法人と行政との関係性は、必ずしも制度創設時の想定通りではないのでは？
しかし一方で都市再生推進法人は他のまちづくり団体やエアーマネジメント団体とは異なり公的な位置づけを与えられているため、少なからず行政との**協力関係(パートナーシップ)**が求められる。

第1章 はじめに 1-1. 背景及び目的

問題意識 I

推進法人と行政との**パートナーシップ(※)**の実態を明らかにすることは、これから推進法人と行政のパートナーシップを構築しようとする地域や、関係性の見直しを図りたい地域にとって参考となるのではないか。

※パートナーシップ・・・本研究においては、一般的な「協働」よりも限定して定義。パートナーシップは「**目的の共有**」「**対等な関係**」「**連携・協力**」の3点により構成されるものとした。

問題意識 II

行政からすれば従来はむしろ慎むべきとされてきた民間企業等とのコミュニケーションが、公民連携まちづくりの進展や推進法人の普及によって求められるようになり、**行政職員は民間企業等とのコミュニケーションの取り方がわからず困惑することが少なくない**のではないか。

第1章 はじめに 1-1. 背景及び目的

以上より本研究は推進法人の指定・継続に関わる手続きの運用状況や推進法人・行政間のコミュニケーションに着目して、以下の3点を目的とする。

- ①推進法人の指定や継続に関わる手続きの全国的な運用状況を把握する(第2章)
- ②推進法人・行政間のコミュニケーションに相違が生じる**要因を明らかにする(第3章)**
- ③推進法人制度を活かした公民連携まちづくりを推進するための課題を明らかにする(第4章)

本日の主な発表部分

第1章 はじめに 1-3. 研究の方法

2021年9月に推進法人を指定していた行政50団体(推進法人数では78団体)を対象に、「都市再生推進法人制度の運用に関するアンケート」を実施

項目	概要
調査対象	2021年9月現在で推進法人を指定しているすべての市区町村 全50団体
調査期間	2021年9月23日(木)～2021年10月22日(金)
調査方法	推進法人を所管する部署へ電話にてアンケートの趣旨を説明したうえで、依頼書とアンケート票(エクセルデータ)をメールにて送付。エクセルデータに回答を入力するうえ返信されたアンケート票を集計
調査項目	第1部: 当該行政の推進法人制度の運用に関する設問(各行政団体とも1回答) 第2部: 推進法人指定に至った経緯や法人と行政との関係性に関する設問(所管する推進法人の数だけ回答)
回収結果	第1部: 対行政団体回収率 44/50(88.0%) 第2部: 対推進法人回収率 68/78(87.2%)

第1章 はじめに 1-3. 研究の方法

■アンケート設問項目一覧 (第2部抜粋)

※ここでの「法人」= 都市再生推進法人 SA=単一回答、MA=複数回答

構成	設問項目
第2部 (各自自治体が指定した都市再生推進法人の数だけ回答)	(回答の対象となる法人名を明記したうえで以下の設問に回答)
問12	当該法人を都市再生推進法人の指定に至った 発意 (SA)
問13	当該法人を指定した行政側の 意図 (MA)
問14	エリアのまちづくりに関するビジョン等の有無 (SA)
問15	ビジョン等における当該法人の業務や活動に関する記載内容(記述式)
問16	ビジョン等策定時の当該法人の関与 (SA)
問17	自治体にとっての当該法人の役割 (SA)
問18	当該法人指定時に実施可能とした業務 (MA)
問19	当該法人の出資金・基金のうち自治体からの拠出割合 (記述式)
問20	当該法人の業務と自治体との関係 (MA & 記述式)
問21	当該法人への自治体職員との関与 (MA & 記述式)
問22	当該法人と自治体との 定期的な報告・会議の頻度 (SA)
問23	当該法人と自治体との 日常的な連絡・相談の頻度 (SA)
問24	当該法人の課題や当該法人への期待 (記述式)

第3章 推進法人と行政とのパートナーシップ

本研究では推進法人と行政とのパートナーシップを表す指標のひとつとして**報告・会議や連絡・相談の頻度**を取り上げ、その頻度を左右する要因として考えられる「**①発意**」「**②役割**」「**③ビジョン等**」「**④業務上の関与**」についてそれぞれ以下の仮説を立てた。

【推進法人と行政とのパートナーシップに関する仮説】

仮説①：発意	行政側の発意により指定された推進法人 (高) 法人側の発意により指定された推進法人 (低)
仮説②：役割	「行政の補完」と考えられている推進法人 (高) 法人自らのビジネスを推進したり地域の様々な主体の活動を支援する中間支援を行う推進法人 (低)
仮説③：ビジョン等	ビジョン等に推進法人が位置付けられたり、策定過程に推進法人が関わっていたりする場合 (高) そうでない場合 (低)
仮説④：業務上の関与	指定管理や業務委託、道路・公園等の継続的な占有など、推進法人の業務に行政が関与する場合 (高) 業務に行政が直接関与しない場合 (低)

(低) = コミュニケーション頻度が低い(仮説) **(高)** = コミュニケーション頻度が高い(仮説)

第3章 推進法人と行政とのパートナーシップ

仮説①：発意の検証

法人側の発意により指定された推進法人は、行政の関与が低いためコミュニケーションの頻度が低く、逆に行政側の発意により指定された推進法人と行政とはコミュニケーションの頻度が高いのではないか？

法人側から発意した場合(選択肢ア・イ)と行政側から発意した場合(選択肢ウ・エ)で傾向の違いは確認できないことから、仮説①と一致する結果は得られなかった。

表9 推進法人の指定に至った発意の傾向と、推進法人・行政間の報告・会議や連絡・相談等の頻度の関係(n=68, SA)

選択肢	回答数	回答率	報告会議(回/月)	連絡相談(回/週)
ア、法人側またはその母体等となる組織からの明確な発意を受けて指定した	20	29.4%	0.97	▲ 1.45
イ、法人側またはその母体等となる組織からの相談等をきっかけに協議の過程で指定することとなった	12	17.6%	0.87	2.40
ウ、行政側から法人指定を打診したことをきっかけとして指定に至った	13	19.1%	0.99	2.37
エ、都道府県や国(出向者含む)から推進法人制度の活用を推進する要請があったことがきっかけとなった	9	13.2%	1.06	▲ 1.47
オ、エリアのビジョンやまちづくり計画に基づき法人指定することとなった	10	14.7%	0.97	2.20
カ、どちらからもなくまちづくりの議論をしていく過程で法人指定する流れとなった	4	5.9%	1.27	1.63
キ、その他	0	0.0%	-	-

共通凡例：コミュニケーションの頻度が高い=○、特に高い=○○、低い=▲、特に低い=▲▲

第3章 推進法人と行政とのパートナーシップ

仮説②：役割の検証

行政が認識する推進法人の役割が「行政の補完」である場合は推進法人と行政とのコミュニケーションの頻度が高く、法人自らのビジネスを推進したり地域の様々な主体の活動を支援する中間支援を行う役割である場合は必ずしも行政との調整が必要ではないため、コミュニケーションの頻度が低いのではないかと推察される。

行政を補完する役割と認識されている推進法人(選択肢ア)や先進的活動や試行を行う役割と認識されている推進法人(選択肢エ)は、行政との報告・会議が多い。地域の支援や中間支援、法人自らのビジネスを行う推進法人(選択肢イ・ウ・カ)は行政との報告・会議または連絡・相談が少ない。これは仮説②と一致するものであることに加えて、先進的活動や試行活動を行う場合は行政との協議が必要であることから、推進法人と行政との報告・会議が増える要因となることが推察される。

表10 推進法人の役割の傾向と、推進法人・行政間の報告・会議や連絡・相談等の頻度の関係(n=68, SA)

選択肢	回答数	回答率	報告会議(回/月)	連絡相談(回/週)
ア、行政の目標や政策実現のための施策や活動を補完する役割	8	11.8%	1.26	○ 3.00
イ、地域・地区を自らまちづくりを推進する役割	9	13.2%	▲ 0.40	▲ 1.25
ウ、行政と地域との間に入って双方の調整を支援する役割	4	5.9%	1.02	▲ 0.75
エ、先進的活動や試行的活動を行い新しいことにチャレンジする役割	8	11.8%	○ 1.39	2.47
オ、エリアマネジメントの主体としての役割	28	41.2%	1.05	1.82
カ、推進法人自らの経営活動として自律的に事業や活動を行っている	8	11.8%	▲▲ 0.69	1.53
キ、その他	2	2.9%	-	-
(無回答)	1	1.5%	-	-

共通凡例：コミュニケーションの頻度が高い=○、特に高い=○○、低い=▲、特に低い=▲▲

第3章 推進法人と行政とのパートナーシップ

仮説②：役割に関連する事例等

【「行政の目標や政策実現のための施策や活動を補完する役割」と回答され、連絡・相談が多い推進法人と行政の組み合わせ例】

まちづくり福井株式会社 & 福井市、株式会社まちづくり大津 & 大津市
草津まちづくり株式会社 & 草津市、株式会社にぎわい宇部 & 宇部市
などまちづくり会社と自治体の組み合わせが該当

これらの会社にはいずれも行政からの出資があることから、行政を補完する役割が求められていることがわかる。

【「先進的活動や試行的活動を行い新しいことにチャレンジする役割」と回答され、報告・会議が多い推進法人と行政の組み合わせ例】

一般社団法人前橋デザインコミッション & 前橋市
一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター & 柏市
NPO法人大丸有エリアマネジメント協会 & 千代田区 などが該当

いずれも公共空間の活用などで先進的・試行的な取組を行っている。このような推進法人が実施する先進的・試行的活動には前例が無いことも多いため、行政との多くの協議が必要となると推察される。

第3章 推進法人と行政とのパートナーシップ

仮説③：ビジョン等の検証

エリアのビジョンやまちづくり計画(以下、「ビジョン等」)に推進法人が位置付けられたり、策定過程に推進法人が関わっていたりする場合は、策定の過程で推進法人と行政との間にコミュニケーションがあり、策定後もコミュニケーションが継続しているのではないかと推察される。

ビジョン等を策定している自治体のうち、推進法人と行政が連携して策定した場合(選択肢イ)や意見聴取・意見交換を行って策定した場合(選択肢エ)、当該法人を設立することを見据えてビジョンを策定した場合(選択肢オ)には、行政との報告・会議や連絡・相談の頻度が高い。しかし当該推進法人がビジョン等の策定主体(策定者)である場合には、行政との報告・会議や連絡・相談の頻度が顕著に低い。

表12 エリアビジョン策定への関与の傾向と、推進法人・行政間の報告・会議や連絡・相談等の頻度の関係(n=29, SA)

選択肢	回答数	回答率	報告会議(回/月)	連絡相談(回/週)
ア、当該法人がビジョン等の策定主体(策定者)	4	13.8%	▲▲ 0.12	▲▲ 0.50
イ、当該法人と行政が連携して策定した	2	6.9%	○ 1.50	○ 5.00
ウ、検討組織の一員として当該法人が関わった	9	31.0%	1.02	1.08
エ、当該法人に対して意見聴取・意見交換を行った	4	13.8%	○ 1.75	2.19
オ、当該法人を設立することを見据えて策定	6	20.7%	○ 1.50	○ 2.67
カ、その他	4	13.8%	-	-

共通凡例：コミュニケーションの頻度が高い=○、特に高い=○○、低い=▲、特に低い=▲▲

第3章 推進法人と行政とのパートナーシップ

仮説③：ビジョン等に関連する事例等

【「当該法人がビジョン等の策定主体(策定者)」と回答され、報告・会議や連絡・相談が少ない推進法人と行政の組み合わせ例】

株式会社街づくりまなぼう & 石巻市、
一般社団法人荒井タウンマネジメント & 仙台市
栄ミナミまちづくり株式会社 & 名古屋市長
錦2丁目エリアマネジメント株式会社 & 名古屋市長

いずれもエリアのビジョンや構想を自ら策定し、主体的に事業を行っている。

第3章 推進法人と行政とのパートナーシップ

仮説④：業務上の関与の検証

指定管理や業務委託、道路・公園等の継続的な占有など、当該推進法人の業務に行政が関与する場合は、推進法人と行政とのコミュニケーションの頻度が高く、業務に行政が直接関与しない場合はコミュニケーションの頻度が低いのではないかと推察される。

推進法人の業務へ行政が関与していない場合(選択肢エ)は、関与している場合と比べて行政との報告・会議や連絡・相談の頻度が顕著に低い。

表13 推進法人の業務への行政の関与の傾向と、推進法人・行政間の報告・会議や連絡・相談等の頻度の関係(n=68, MA)

選択肢	回答数	回答率	報告会議(回/月)	連絡相談(回/週)
ア、行政が所有する公共施設・公共空間等の指定管理を委託している	19	27.9%	1.16	2.06
イ、指定管理以外の業務(調査業務、フード(代行業務)等を行政から当該法人へ委託している	25	36.8%		
ウ、当該法人が公共空間等を占有して事業を実施している	34	50.0%		
オ、その他	20	29.4%		
エ、法人の業務に関して行政は基本的に関与していない	6	8.8%	▲▲ 0.22	▲▲ 0.60

共通凡例：コミュニケーションの頻度が高い=○、特に高い=○○、低い=▲、特に低い=▲▲

第3章 推進法人と行政とのパートナーシップ

仮説④：ビジョン等に関連する事例等

【「推進法人の業務へ行政が直接関与していない」と回答され、報告・会議や連絡・相談が少ない推進法人と行政の組み合わせ例】

錦2丁目エリアマネジメント株式会社 & 名古屋市長
NPO法人わくわく西瀬 & 神戸市
一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会 & 新宿区

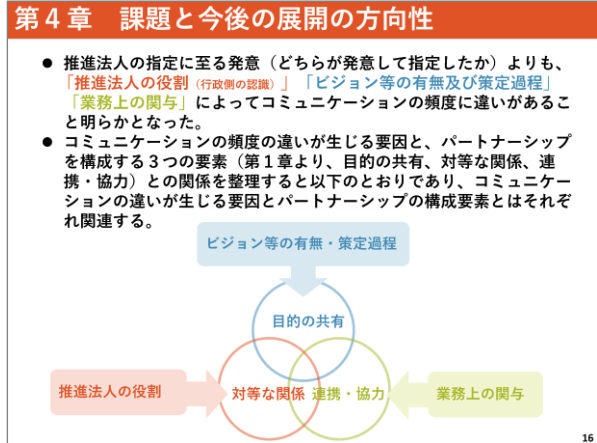
など大都市に位置する推進法人であり、行政と直接の委託や契約関係は無く、行政とのコミュニケーションの頻度は低い。

第3章 推進法人と行政とのパートナーシップ

4つの仮説のうち、3つは仮説に沿った結果が得られた。また、仮説②と③については当初想定していなかった結果も得られた。

【推進法人と行政とのパートナーシップに関する仮説】	検証結果
仮説①：発意 行政側の発意により指定された推進法人 (高)	仮説は検証されず
仮説②：役割 法人側の発意により指定された推進法人 (低) 「行政の補充」と考えられている推進法人 (高) 法人自らのビジネスを推進したり地域の様々な主体の活動を支援する中間支援を行う推進法人 (低)	仮説通り。加えて先進的活動や試行を行う団体も (高)
仮説③：ビジョン等 ビジョン等に推進法人が位置付けられたり、策定過程に推進法人が関わっていたりする場合 (高) そうでない場合 (低)	仮説通り。だが、自らビジョン等を策定するほど主体的にまわつくりに取り組む場合はむしろ (低)
仮説④：業務上の関与 指定管理や業務委託、道路・公園等の継続的な占有など、推進法人の業務に行政が関与する場合 (高) 業務に行政が直接関与しない場合 (低)	仮説通り

(低) = コミュニケーション頻度が低い (仮説) (高) = コミュニケーション頻度が高い (仮説)



第4章 課題と今後の展開の方向性

【都市再生推進法人会議用のまとめ】

- 研究を通じて、コミュニケーションとパートナーシップは表裏一体の関係性にあることがわかりました。
- 推進法人と行政との間で適切なパートナーシップが築けているかを判断する指標のひとつとして、適切なコミュニケーションが図られているかどうかをチェックしてみる（他の法人・行政と比べてみる）のも良いのではないのでしょうか。
- 本研究ではコミュニケーションの頻度に着目しましたが、今後はコミュニケーションの質や手段に着目した研究も望まれます。近年では手軽にSNS等を用いることも多く、質も手段も多様化しています。推進法人と行政との間でどのようなコミュニケーションツールを使っているのかというあたりも、興味深い議論のテーマとなりそうです。

都市再生推進法人等会議'23 2023年度 官民連携まちづくりDAYS 2023.11.7(TUE) 9:30 - 12:00

3. 分科会 ディスカッション

① 3つの分科会に分かれて、議論・意見交換を高度化

【分科会A】
エリアマネジメントの組織・人材の在り方について

- 各組織が抱える組織体制・人材に関する課題の整理
- 論点1に対する取り組み解決策の共有

【分科会B】
エリアマネジメント活動の収益性・資金調達について

- 現在取り組む収益事業の整理
- 活動全体の目的と収益事業の整合性・矛盾について

【分科会C】
エリアマネジメント活動の評価・効果について

- 実務において誰にどのように効果を示すのか？

都市再生推進法人等会議'23 2023年度 官民連携まちづくりDAYS 2023.11.7(TUE) 9:30 - 12:00

3. 分科会 ディスカッション

② 一般社団法人エリアマネジメントラボと連携し進行

都市再生推進法人等会議'23 2023年度 官民連携まちづくりDAYS 2023.11.7(TUE) 9:30 - 12:00

3. 分科会 ディスカッション

② 一般社団法人エリアマネジメントラボと連携し進行

都市再生推進法人等会議'23 2023年度 官民連携まちづくりDAYS 2023.11.7(TUE) 9:30 - 12:00

3. 分科会 ディスカッション

② 一般社団法人エリアマネジメントラボと連携し進行

都市再生推進法人等会議'23 2023年度 官民連携まちづくりDAYS 2023.11.7(TUE) 9:30 - 12:00

3. 分科会 ディスカッション

② 一般社団法人エリアマネジメントラボと連携し進行

都市再生推進法人等会議'23 2023年度 官民連携まちづくりDAYS 2023.11.7(TUE) 9:30-12:00

3. 分科会 ディスカッション

② 一般社団法人エアアマネジメントラボと連携し 進行

MISSION
豊かな社会関係資本の構築と地域価値の共創

OUR PHILOSOPHY
ほみやすく持続可能な都市及び地域を創ることを目指し、豊かな社会関係資本の構築と地域価値の共創を目的とする。このため、エアアマネジメントの専門領域を確立し、人材及び専門家の育成及び研修、交流機会の創出、普及啓発、調査研究、実践活動を行う。

具体的
地域・エリアと
連携・協働し
「ナレッジ」を
提供・深掘りする

多様な
社会的企業と
連携・協働し
ソリューションを
創出・開発する

全国的な
ネットワークと
連携・協働し
「メソッド」を
構築・展開する

都市再生推進法人等会議'23 2023年度 官民連携まちづくりDAYS 2023.11.7(TUE) 9:30-12:00

3. 分科会 ディスカッション

② 一般社団法人エアアマネジメントラボと連携し 進行

お問い合わせ先
hello@areamanagementlab.com

都市再生推進法人等会議'23 2023年度 官民連携まちづくりDAYS 2023.11.7(TUE) 9:30-12:00

3. 分科会 ディスカッション

会議室 A	会議室 B	会議室 C
<p>【分科会 A】 エアアマネジメント 組織・人材 の在り方について</p> <p>◎ 飯谷 / ラボ理事 松下 / 研究会・IDEC 中山 / 昭和 武井 / 昭和、五輪 / 日大 クラレコ / 富谷 (地域計画連合)</p>	<p>【分科会 B】 エアアマネジメント活動の 収益性・資金調達 について</p> <p>◎ 東 / ラボ理事 堀江、谷村 / ラボ理事 右田 / ラボ、秋田 / 都市みらい 高木 / 昭和、小野寺 / 日大 クラレコ / 滝本 (都市大)</p>	<p>【分科会 C】 エアアマネジメント活動の 評価・効果 について</p> <p>◎ 泉山 / ラボ理事 山中 / ラボ理事 山田 / 昭和 澤津 / 日大 クラレコ / 飯田 (昭和)</p>

都市再生推進法人等会議'23 2023年度 官民連携まちづくりDAYS 2023.11.7(TUE) 9:30-12:00

3. 分科会 ディスカッション

1. ファシリテーター自己紹介
2. 分科会参加者自己紹介
3. インプット・論点
(国土交通省・エアマネラボ等から)
4. ディスカッション
5. 論旨まとめ

都市再生推進法人等会議'23 2023年度 官民連携まちづくりDAYS 2023.11.7(TUE) 9:30-12:00

4. 全体総括

<p>【分科会 A】 エアアマネジメント 組織・人材 の在り方について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各組織が抱える組織体制・人材に関する課題の整理 2. 論点1に対する取り組み解決策の共有 	<p>【分科会 B】 エアアマネジメント活動の 収益性・資金調達 について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在取り組む収益事業の整理 2. 活動全体の目的と収益事業の整合性・矛盾について 	<p>【分科会 C】 エアアマネジメント活動の 評価・効果 について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実務において誰にどのような効果を示すのか？
--	--	---

都市再生推進法人等会議'23 2023年度 官民連携まちづくりDAYS 2023.11.7(TUE) 9:30-12:00

5. 開会

国土交通省 都市局
まちづくり推進課 国際競争力強化推進官
(併任) 官民連携推進室長

山田 大輔

YAMADA DAISUKE

国土交通省

2023年度 官民連携 まちづくりDAYS
都市再生推進法人等会議'23

主 催：国土交通省 都市局
事務局：一般財団法人都市みらい推進機構+昭和株式会社
運営協力：一般社団法人エアアマネジメントラボ
会場協力：株式会社サンシャインシティ

2023年11月7日 (9:30~12:00)

(6) 当日の会場の様子

当日の会場の様子は以下のとおりである。

	
<p>開会</p>	<p>情報提供①</p>
	
<p>情報提供②</p>	<p>情報提供③</p>
	
<p>分科会 A</p>	<p>分科会 B</p>
	
<p>分科会 C</p>	<p>トークセッション</p>

図 3.3-10 各プログラム進行中の様子

(7) 池袋視察会の様子

池袋視察会の様子は以下のとおりである。



図 3.3-11 池袋視察会の様子

3.3.3 イベント後のとりまとめ・発信

(1) 参加者アンケートの実施

参加者に対して、イベントに関するアンケートを実施した。申込同様オンラインで行い、アンケートフォームの URL や QR コードについては、当日配布した次第資料に記載し、イベント後に参加者にメールで発信することにて依頼を行った。実施内容の詳細は以下のとおりである。

表 3.3-15 アンケート募集期間

募集内容	募集期間	図表番号
参加者アンケート	令和 5 年 11 月 7 日 (火) ～ 令和 5 年 12 月 7 日 (木)	図 3.3-14～20

The image shows a survey form on a smartphone or tablet. The form is titled '【都市再生推進法人等会議 '23】参加者アンケート' (Survey for Urban Regeneration Promotion Corporation Meeting '23'). It includes the following information:

- 2023年度官民連携まちづくりDAYS「都市再生推進法人等会議'23」のアンケートフォームです。
- 開催日: 2023年11月7日(火)
- 開催時間: 9:30～12:00
- 会場: サンシャインシティ『共創空間』
- 主催: 国土交通省
- お問合せ先: kanmachi2023@sho-wa.co.jp (運営補助: 昭和株式会社、一般財団法人都市みらい推進機構)

The survey questions are:

- 本日の「都市再生推進法人等会議'23」に参加した理由を教えてください。(複数回答可)
 - 他の都市再生推進法人の取り組みについて興味があったから
 - より実践的な議論をしたかったから
 - 他の都市再生推進法人と交流したかったから
 - その他:
- 参加した分科会を選択してください。
 - 【分科会A】エリアマネジメント組

図 3.3-12 アンケートフォームの表示画面(スマートフォン・タブレット)

【都市再生推進法人等会議 '23】参加者アンケート

2023年度官民連携まちづくりDAYS「都市再生推進法人等会議 '23」のアンケートフォームです。

開催日: 2023年11月7日(火)
 開催時間: 9:30~12:00
 会場: サンシャインシティ「共創空間」
 主催: 国土交通省
 お問い合わせ先: kanmachi2023@show-wa.co.jp (運営補助: 昭和株式会社、一般財団法人都市みらい推進機構)

* 必須の質問です

1. 本日の「都市再生推進法人等会議 '23」に参加した理由を教えてください。(複数回答可)
 当てはまるものをすべて選択してください。
 他の都市再生推進法人の取り組みについて興味があったから
 より実践的な議論をしたかったから
 他の都市再生推進法人と交流したかったから
 その他: _____
2. 参加した分科会を選択してください。*
 1つだけマークしてください。
 【分科会A】 エリアマネジメント組織・人材の在り方について
 【分科会B】 エリアマネジメント活動の収益性・資金調達について
 【分科会C】 エリアマネジメント活動の評価・効果について
3. 参加した分科会の感想を教えてください。*
 1行につき1つだけマークしてください。

	とても満足	やや満足	普通	やや不満	不満
満足度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

4. 3で「やや不満」または「不満」を選択した方にお伺いします。不満だと思った理由を教えてください。

5. 都市再生推進法人等会議 '23全体を通しての感想を教えてください。*
 1行につき1つだけマークしてください。

	とても満足	やや満足	普通	やや不満	不満
満足度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 5で「やや不満」または「不満」を選択した方にお伺いします。会議内容や所要時間など、不満だと思った理由を教えてください。

7. 開催時期について教えてください。*
 1つだけマークしてください。
 官民連携まちづくりフォーラムの翌日開催であったため、参加しやすかった
 官民連携まちづくりフォーラムとは別の時間に開催してほしい
 その他: _____
8. その他、全体を通してご意見・ご感想などがございましたらご記入ください。

9. 今後、議論したいテーマ等がございましたらご記入ください。

10. 10. 所属(属性) *
 1つだけマークしてください。
 都市再生推進法人
 都市再生推進法人指定を目指している団体
11. 11. 団体名を記入してください。*

12. 12. お名前を記入してください。*

13. 13. 年齢 *
 1つだけマークしてください。
 10代
 20代
 30代
 40代
 50代
 60代
 70代以上
14. 14. 本アンケートの取扱いに関して *
 ご記入頂いたアンケートは、本イベントの内部的な検討にのみ使用させていただきます。同意の上、フォームの送信をお願いします。
 1つだけマークしてください。
 同意する

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

図 3.3-13 アンケートフォームの項目と表示画面(PC)

(2) 参加者アンケートの結果

参加者向けのアンケート結果の集計は、下記のとおりである。

表 3.3-16 参加者アンケートの回答件数

項目	人数、件数
当日参加者数	68 人
参加者アンケート回答件数	38 件

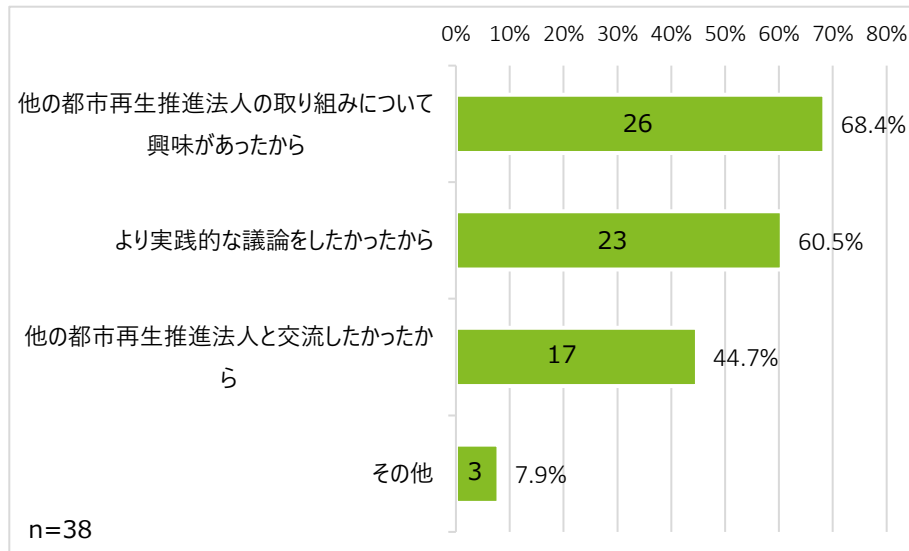


図 3.3-14 会議参加の理由(複数回答可)

表 3.3-17 会議参加の理由(その他の回答)

#	回答
1	都市再生推進法人の実態・実務を知りたかったから。
2	どのような会議名なのか知りたかったため。
3	以前に山田室長とのオンライン勉強会がきっかけ。

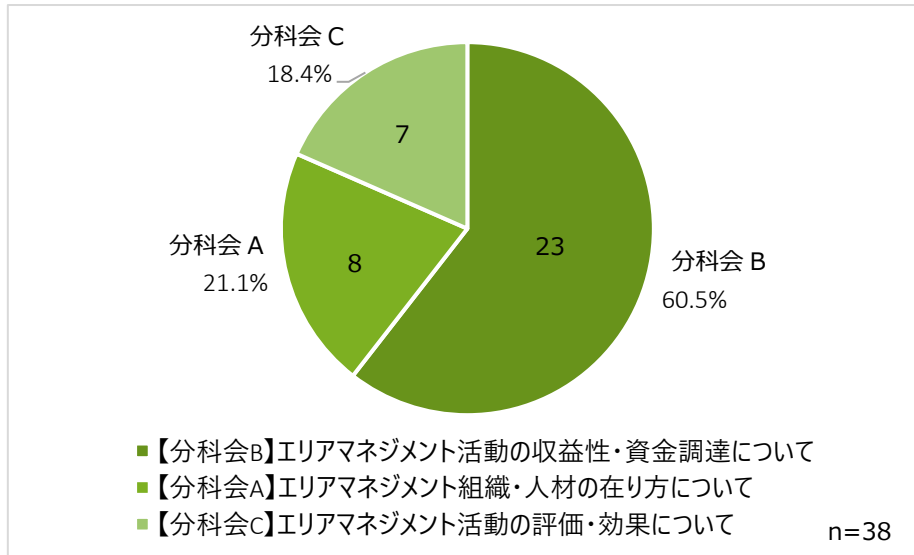


図 3.3-15 参加した分科会

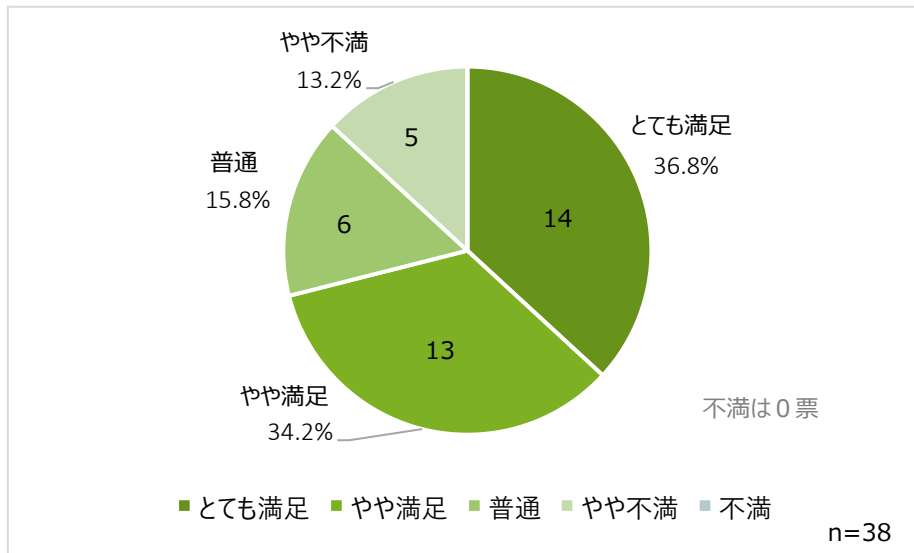


図 3.3-16 参加した分科会の感想

表 3.3-18 分科会について(自由意見)

#	回答
1	時間が足りないと感じた。時間が短すぎた(丸1日ぐらいが良い)。
2	満足でしたがもっともっとディスカッションの時間が欲しかった。
3	時間が足りなかった。組織体制が似ている法人と議論したかった。
4	議論の時間が少なくてなかなか有意義な意見交換ができなかった。
5	各地の取組の紹介を付箋に記載しただけで時間が経過し、発展的な議論にまで辿りつかなかった。
6	とても充実した内容だったので、時間をもっとかけて、色々な団体の事例を共有したかった。

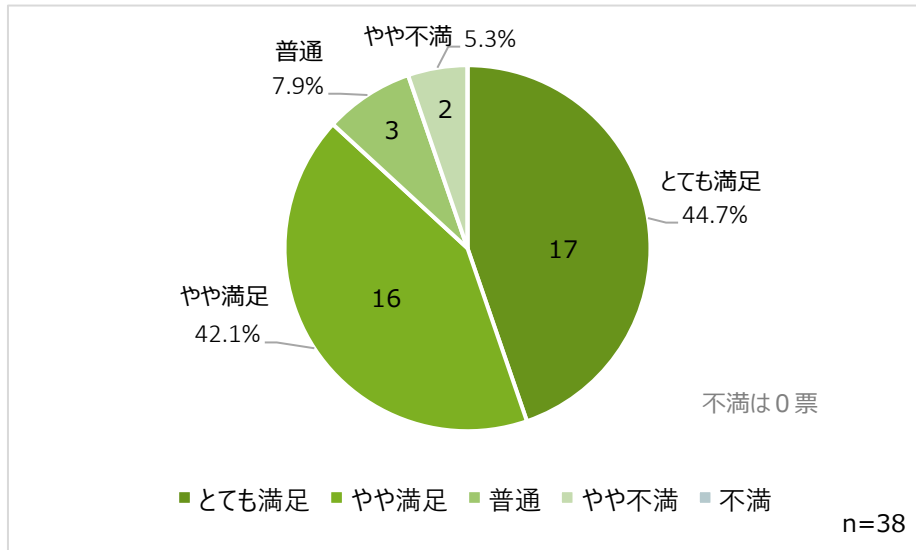


図 3.3-17 会議全体を通しての感想

表 3.3-19 会議内容や所要時間について(自由意見)

#	回答
1	懇親会を1日目に開催していましたが、2日目のメンバーで懇親会をやったら盛り上がると思った。
2	2名での申し込みに対して、1名分の名簿・名札の用意しかなかった点。内容はとても良かったが、分科会は時間を増やし、お知らせ部分は資料配布のみとするか午後も実施するなど。

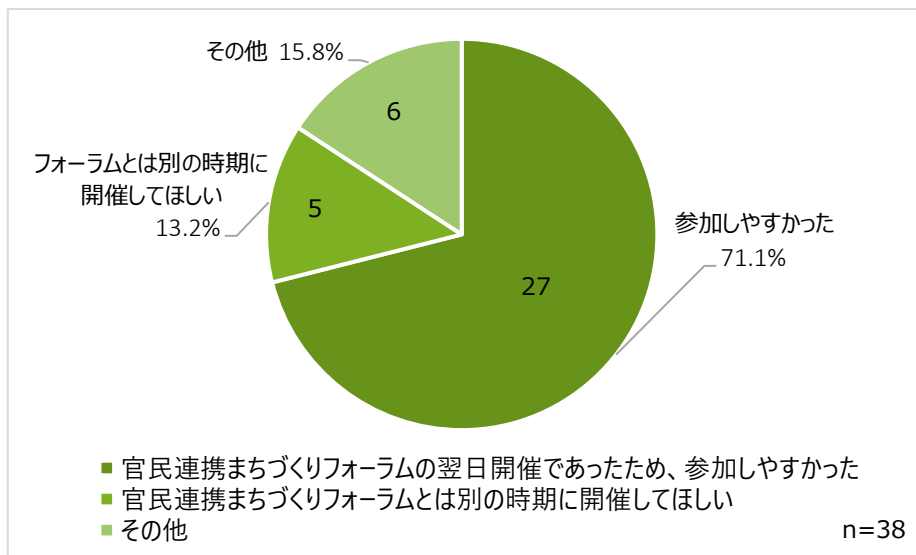


図 3.3-18 開催時期について

表 3.3-20 開催時期について(その他の回答)

#	回答
1	特に問題はない。
2	特に問題ありません。
3	特に意見なし。
4	前日は参加していないこともあり、特に気にならなかった。
5	会議の独自性、連動性次第ではないか。
6	夏頃の開催希望(自治体の予算要求に間に合う時期)。

表 3.3-21 その他、全体を通してのご意見・ご感想

回答	
感想	
	ミニマムでもよいので今回のような場づくりが定期的にあると嬉しい。
	ものすごく有意義な時間であった。全国の仲間と一緒にエリアマネジメント展開できるのは心強い。
	みなさんと話をすることにより、今後、同じ都市再生推進法人で交流しながらお互いに事例を紹介し合える関係性をより築いていきたいと思った。そのきっかけとなる非常に貴重な場を作っていただき、ありがとうございました。
	他地区の話は大変参考になった。
	他の団体との交流、意見交換など有意義な時間であった。
	会場の規模感雰囲気、運営側と参加者の距離感など、とても話しやすい雰囲気であった。分科会2に参加したが、都市再生推進法人設立のバックグラウンドが各団体で異なるため、ケースによって課題や制約が違うため、逆に収益化のポートフォリオを考えるヒントになった。
	都市再生推進法人の強み、メリット、そして課題を知り今後の内部検討に繋げていきたい。
	まちづくり会社同士の横断的な関係性が期待できそう。
要望	
	会場へのアクセスが非常にわかりにくかった。
	かなり核心を突いた議論であったため、もっと時間をかけて情報共有や意見交換をしたかった。今回に限らず定期的に都市再生推進法人や行政担当の意見交換会や情報共有の場を設けていただくと非常にありがたいし、実務を行う者としての刺激にもなると感じた。
	今回初めて参加した。基本的にはとても満足しているが、時間が短いので、もう少し討議ができれば、なお良かったと思う。
	テーマが盛りだくさんで、全体的に駆け足だったと思う。ただ、全体の時間としては 2 時間半と言うのが限度だと思うので、内容を絞るなどしてほしい。
	分科会では、資金調達的手段について議論ができ有意義ではあったが、もう少しその内容を掘り下げて、例えば広告事業は自社でやっているのか、広告代理店に委託しているのかといったことや、需要の掘り出しをどのように行っているのかなど、具体的な内容も聞いてみたいと思った。
	全体的に時間が短く、駆け足な内容となっていた。
	他の団体の活動をもっと詳しく聞きたい。
	参加団体同士の自己紹介やコミュニケーションを取れる時間を設けると、さらに充実した会となったと思う。
	DAY1 に会議(&懇親会)、DAY2 午前にフォーラム。
	私どもの情報感度不足だが、本件について〆切日〆切時間過ぎまで知らなかった。地元市役所も直前まで知らなかったのだが、〆切過ぎに察知した市から連絡があり申し込んだ。どのように情報収集すればよいか感度アップに悩んでいる。

回答	
	分科会の時間配分がタイト。
	分科会の時間がもう少し長くても良かったかと思う。もう少し聞きたかった、お話ししたかった。

表 3.3-22 今後、議論したいテーマ

#	回答
1	コミュニティマネジメント
2	人財獲得について→「エリアマネジメント組織への出向」と「企業インターン」のハイブリッド事業
3	運営をサポートする企業に関して
4	大学との連携の事例を聞きたい。
5	都市再生推進法人認定を受けて、得したこと(メリット)、手間や負担が増えたこと(デメリット)
6	半日ではなく一日になっても構わないので、全ての分科会に参加したかったです。
7	エリアマネジメント推進における補助金活用実績の情報交換会
8	利便増進協定の活用実態(収益出る取組、関係機関との協力関係等)、自治体側の整理(法に基づく措置として実施する上での課題、関係部局との調整、議会・警察などとの調整)
9	都市再生推進法人の新たな役割
10	分科会のテーマは良かったので、より掘り下げた話や、各地域の事例発表の時間や意見交換の時間がほしい。
11	KPIについては引き続きお願いします。国交省の取組については、アンテナ不足だったので、良い機会でした。
12	今後は「財源」や「権限」の再配分を含む、エリアマネジメントや都市再生推進法人自体の「(ロードマップを含む)未来ビジョン策定」を是非検討していきたい。

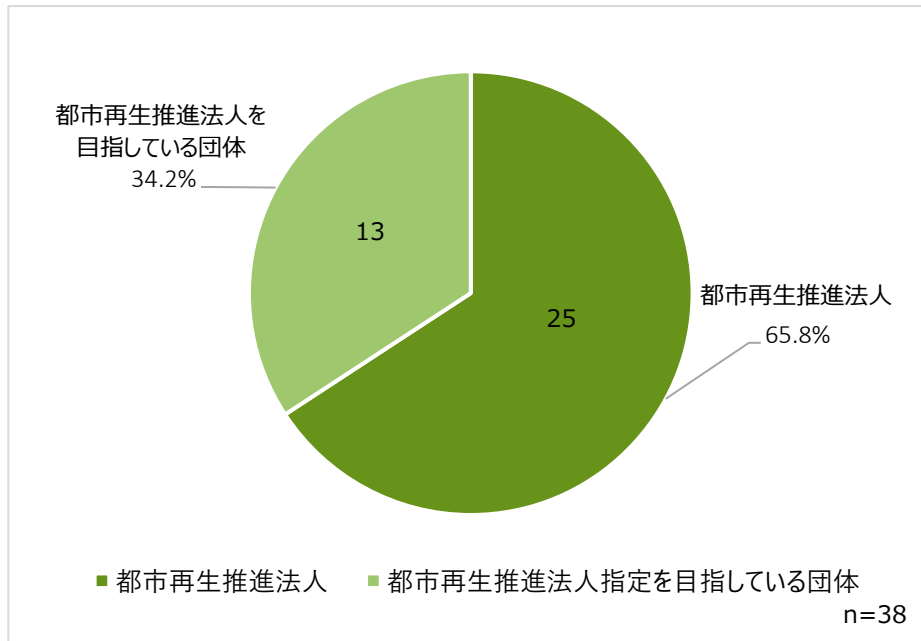


図 3.3-19 所属(属性)

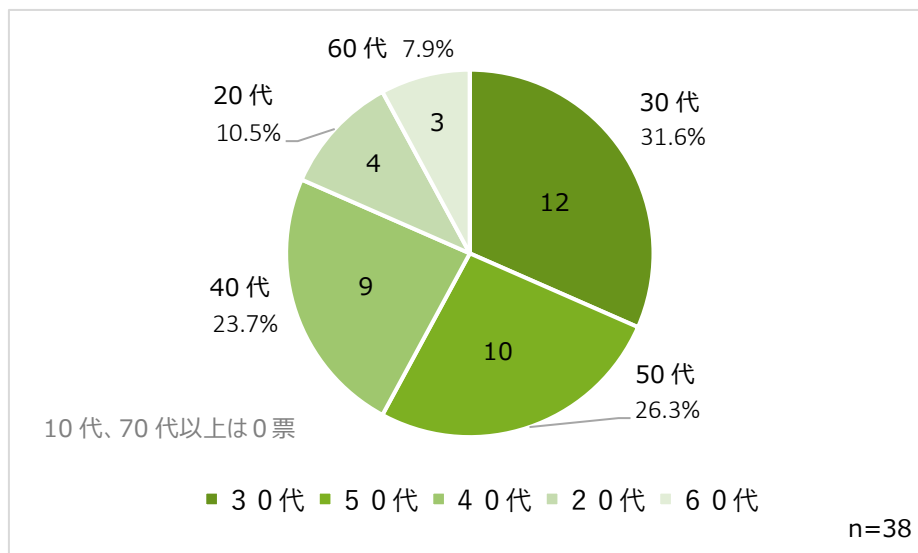


図 3.3-20 年齢

第4章 とりまとめ

ここでは、本調査で実施したアンケート調査の結果概要、および、「官民連携まちづくりフォーラム'23」、「都市再生推進法人等会議'23」の概要を整理した。また、これらの調査成果に基づき、魅力的な都市空間の形成、中心市街地の活性化、エリアマネジメント及びウォークアブル施策を担うまちづくり団体の人材や財源の確保策、活動領域の拡大方策について検討し、とりまとめた。

4.1 業務項目ごとのとりまとめ

(1) 官民連携によるエリアマネジメント及びウォークアブル施策等に関する現状把握、データ収集・整理及び普及啓発

1) 官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査

<調査1>

- 「都市再生特別措置法等に基づく協定、特例等」や「滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)で活用可能となる制度等」などの最新の動向を把握した。
- 都市再生推進法人の指定に関する「要綱・要領」等を策定していると回答した団体は 71 であった。当該「要綱・要領」等の規定の分析を行った結果、都市再生推進法人の指定権者は、活動目的や実績、法人所在地を市内に限定する等の基準、改善命令、指定の取消し、検討委員会、活動エリア等の規定等を設けること等を通じ、より適切な運用を図ろうとしている実態が把握された。
- 調査実施期間内(令和5年10月16日(月)まで)に把握された都市再生推進法人は 111 法人である。
- 都市再生推進法人を指定していると回答した市区町村数は 68 で、都市再生推進法人の新規の指定(令和4年10月1日以降)については 12 法人が確認できた。指定を取り消したことがあると回答した市区町村数は 2 であった。
- 都市再生推進法人との連携状況について、市区町村が「適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている」と回答した法人数は 40 であった。また、市区町村が「普段から、法人と連携して定常的なまちづくり活動等を実施している」と回答した法人数は 75 であった。
- 都市再生推進法人になることを目指す団体等に対する支援制度等について、「都市再生推進法人になることを目指す団体等に対する支援制度等がある」と回答した団体は 5 であった。

<調査2>

- 低未利用土地利用促進協定の認知状況等について、市区町村まちづくり担当課、都市再生推進法人の回答は、ともに、「制度を理解し、活用を検討中」が最も少なく、「活用可能性がない」が最も多いことが分かった。
- 本制度に対する評価として、土地所有者等のメリットについては、市区町村まちづくり担当課の回答は、「市町村が協定を締結又は認可するため土地活用の安定性や実効性が担保される」が最も多いことが分かった。市町村・都市再生推進法人等のメリットについては、市区町村まちづくり担当課の回答は、「土地の整備や管理の方法などを協定に定めることで、一定期間、その

土地を活用したまちづくりを円滑に進めることができる」が最も多い傾向があるが、都市再生推進法人の回答にそのような傾向はない。

<調査 3>

- 都市再生(整備)歩行者経路協定の認知状況等について、市区町村まちづくり担当課の回答は、「制度を理解し、活用を検討中」が最も少なく、「活用可能性がない」が最も多いことが分かった。
- 市区町村まちづくり担当課の回答として、本制度のメリットと考える事柄は、「承継効がある」が最も多いことが分かった。課題と考える事柄については、「複数の施設の所有・管理主体による制度適用や費用負担(整備段階、管理(ランニング)段階)の考え方の調整が困難である」と「都市再生整備計画への記載など、制度活用のための手続きが煩雑と感じる」が多いことが分かった。
- 都市再生(整備)歩行者経路協定の事例は、6事例の回答(検討中含む)があった。

<調査 4>

- 普通財産の活用に関する制度の認知状況等について、市区町村まちづくり担当課、都市再生推進法人の回答は、ともに、「制度を理解し、活用を検討中」が最も少ないことが分かった。
- 市区町村まちづくり担当課の回答として、本制度のメリットと考える事柄は、「民間による提案が可能である」が最も多いことが分かった。都市再生推進法人の回答は、「民間による提案が可能である」と「貸し付け候補となる者との事前調整ができる」の回答がほぼ同数で多いことが分かった。
- 課題と考える事柄について、市区町村まちづくり担当課の回答は、「都市再生整備計画への位置付けに加え、条例か議会の議決が必要」が最も多いことが分かった。都市再生推進法人の回答は、「制度活用の対象区域が限られている」「制度活用の期間が、都市再生整備計画の期間内に限られている」「国の支援策が措置されていない」「手続きが煩雑」「安価な貸付の基準等がわかりづらい」が概ね同数であることが分かった。

<調査 5>

- まちなか公共空間等活用支援事業の認知状況等について、都市再生推進法人の回答は、「活用可能性がない」が最も多いことが分かった。
- 都市再生推進法人の回答として、本事業のメリットと考える事柄は、「公共施設整備だけでなく、収益部分も貸し付け対象となる」が最も多いことが分かった。課題と考える事柄については、「3公共施設の整備を伴わなければならない」が最も多いことが分かった。

<調査 6>

・ガイドラインの認知状況等

- 都道府県の道路管理者、市区町村まちづくり担当課、市区町村の道路管理者、都市再生推進法人の4者の回答が、「認知しており、ガイドラインを活用している」が最も少ないことが分かった。

・申請手続の簡素化・弾力化の状況

- 道路占用許可について、都道府県の道路管理者、市区町村まちづくり担当課、市区町村の道路管理者の3者に共通するものとして、「a. ガイドライン発出前より実施済」と回答した項目は、「事前相談における助言」「道路占用許可申請書の一括化」「更新手続書類の簡素化」が多い

とが分かった。「b. ガイドライン発出後、実施している」の回答はほとんどなく、「c. 特段対応は行っていない」はいずれの項目においても最も多いことが分かった。

- 道路使用許可について、「事前相談への対応」「合意形成の円滑化への協力」「許可の一括化」「道路占用許可との一括受付」の全ての項目で、「c. 特段対応は行っていない」の回答数は、「a. ガイドライン発出前より実施済」と「b. ガイドライン発出後、実施している」の回答と比較して、著しく多いことが分かった。
- ・ ガイドラインの効果
 - 都道府県の道路管理者、市区町村のまちづくり担当課、市区町村の道路管理者の3者において、「まだ効果が得られない、感じられない」の回答が多いことが分かった。
- ・ 道路占用許可の特例道路の事例
 - 都市再生特別措置法によるものが20事例、道路法によるもの(歩行者利便性増進道路:通称ほこみち)が12事例、国家戦略特別区域法によるものが2事例、中心市街地の活性化に関する法律によるものが3事例、コロナ特例制度によるものが2事例、その他の事例が6事例の回答(検討中含む)があった。
- ・ エリアマネジメント活動等に関する道路占用料の減免等
 - 都道府県の道路管理者、市区町村の道路管理者の回答について、ともに、「減免を実施していない」が多く、「減免を実施している」が少ない傾向があることが分かった。
 - エリアマネジメント活動等に係る道路占用料の減免の基準を明示する規程等について、「道路占用料徴収条例・同施行規則」に減免に関する基準を示し、減免を実施している」の回答割合は、都道府県の道路管理者より、市区町村の道路管理者が多いことが分かった。
 - 一方、「道路占用料徴収条例・同施行規則とは別に「減免に関する基準を示す規程」を定め、当該規定に基づき減免を実施している」及び「国や都道府県等が示す基準等を適用し(準用し)、減免を実施している」については、都道府県の道路管理者の回答は、市区町村の道路管理者の2倍以上の割合であることが分かった。
 - 都道府県の道路管理者の回答として、規程等における減免対象の設定の考え方等は、「公益目的のエリアマネジメント活動等に係る占用物件」を定めている」の回答が他と比べ3倍以上の回答数であることが分かった。市区町村の道路管理者の回答にはそのような傾向はなかった。
 - また、規程等における減免対象等に関する規定の内容については、複数の項目がある中で、各々について、都道府県の道路管理者と市区町村の道路管理者で異なる傾向があることが分かった。
- ・ エリアマネジメント活動等に関する道路占用協議に関する課題
 - 都道府県の道路管理者と市区町村の道路管理者の回答は、ともに、「参考となる許可事例がない」が最も多いことが分かった。都市再生推進法人の回答は、「協議に時間がかかる、回数が多い」が最も多いことが分かった。

<調査7>

- ・ エリアマネジメント活動等に関する都市公園の占用料、使用料の減免
 - 市区町村公園管理者の回答は、「占用料、使用料の減免を実施していない」が最も多いことが分かった。
 - 市区町村公園管理者の回答として、占用料、使用料の減免の基準を明示する規程等は、「都市公園条例・同施行規則」にエリアマネジメント活動等に係る基準を示し、減免を実施している」及び「都市公園条例・同施行規則とは別に「エリアマネジメント活動等に係る基準を示す規程」

を定め、当該規定に基づき減免を実施している」の割合が少ない(5.8%と 1.2%)ことが分かった。

- 市区町村公園管理者の回答として、規程等における減免対象の設定の考え方等は、「減免の対象となる「まちづくり団体が行う占有、公園内の行為の目的の公益性」を定めている」が最も多いことが分かった。

<調査 8>

- 今後のエリアマネジメント活動等で重要と考えるテーマについて、「最も重要:◎」は、「安全・安心、防災・減災(水害、地震 等)」が最も多いことが分かった。「最も重要:◎」に「重要:○」を加えた合計についても、「安全・安心、防災・減災(水害、地震 等)」が最も多いことが分かった。
- 今後、行政として期待する成果について、「最も重要:◎」は、「まちの安全・安心、環境、景観の向上」が最も多いことが分かった。「最も重要:◎」に「重要:○」を加えた合計についても、「まちの安全・安心、環境、景観の向上」が最も多いことが分かった。

2) 都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料に関する調査の実施

- 本調査で調査対象とした都市再生推進法人(111 法人)のうち、概要資料は 53 法人から、活動実態資料は 66 法人から回答があった。
- 団体・法人の主な活動内容は、「公共施設の管理・活用」が最も多いことが分かった。
- 活動エリアの主な用途地域は、「商業地域」が最も多いことが分かった。
- 活動エリアの面積は、「100ha 超」が最も多いことが分かった。
- 事務局の職員数は、「～5 人」が最も多いことが分かった。
- 事務局の職員は、「常勤と非常勤」が最も多いことが分かった。
- 自治体の出資割合は、「出資なし」が最も多いことが分かった。
- 年間予算額は、「1 億円以上」が最も多いことが分かった。
- 団体の性格は、「公的機関の関与の強い団体(外郭団体等)」が最も多いことが分かった。
- 団体・法人の主な収益源は、「不動産管理収入」が最も多いことが分かった。
- 主なサービスの対象者は、「居住者、事業者以外の来訪者」、「事業者」、「居住者」が概ね同じ割合であることが分かった。
- 保有資産の状況は、「有」と回答した団体が約 67%を占めることが分かった。

(2) 官民連携まちづくり関係者の交流・促進イベントの企画・運営

1) 2023 年度 官民連携まちづくり DAYS 官民連携まちづくりフォーラム '23

- 社会的要求が高まっている「健康」や「子育て環境」といった「都市の幸福度(Well-being)」をテーマとし、「幸福度(Well-being)」や「まち保育」、「コミュニティデザイン」の研究者、まちづくりの実践者を登壇者としたシンポジウム「2023 年度 官民連携まちづくりDAYS 官民連携まちづくりフォーラム '23(ハイブリッド開催)」を、令和 5 年 11 月 6 日(月)に開催した。
- 事前申込数は、リアル参加者が 208 名、オンライン参加者が 371 名の、計 579 名であった。当日の参加者数は、リアル参加者が 166 名、オンライン参加者(アクセス数)が 271 名の、計 437 名であった。
- 参加者アンケートでは、約 9 割がフォーラムを通して「とても満足」、「やや満足」と回答しており、エリアマネジメントを実践する上でとても参考になった、とても充実していたなど、良い意見や感想を

得ることができた。

- ▶ 一方で、個々の事例の話をもう少し深く聞きたかった、基調講演の時間が短かったなど、時間配分についての要望も見られた。

2) 2023 年度 官民連携まちづくり DAYS 都市再生推進法人等会議 ‘23

- ▶ 各都市再生推進法人が持つ知見や課題などを共有し、法人の課題解決に向けて議論するとともに、都市再生推進法人や都市再生推進法人指定を目指している団体の交流の機会とした「2023 年度 官民連携まちづくりDAYS 都市再生推進法人等会議 ‘23」(リアル開催)を、令和 5 年 11 月 7 日(火)に開催した。
- ▶ 事前申込数は、都市再生推進法人が 37 名(23 団体)、都市再生推進法人を目指している団体が 32 名(22 団体)の、計 69 名(45 団体)であった。当日の参加者数は、都市再生推進法人が 36 名(22 団体)、都市再生推進法人を目指している団体が 32 名(21 団体)の、計 68 名(43 団体)であった。
- ▶ 参加者アンケートでは、約 9 割が会議全体を通して「とても満足」、「やや満足」と回答しており、他の団体との交流、意見交換など有意義な時間であった、今回のような場が定期的にあると嬉しいなど、良い意見や感想を得ることができた。
- ▶ 一方で、全体的に時間が短い、分科会の時間をもう少し長くしてほしかったなど、時間配分についての要望が少々見られた。

4.2 まとめ

ここでは、「4.1 業務項目ごとのとりまとめ」を踏まえ、官民連携によるエリアマネジメント及びウォーカーブル施策等の効果的な支援方策についてとりまとめた。

(1) 都市再生推進法人について

- ▶ 本調査を通じ、都市再生推進法人制度を適切に運用するためには、都市再生推進法人の指定に関する「要綱・要領」の規定、都市再生推進法人との日常的な連携等(メールによる情報共有、連携した活動の実施 等)、都市再生推進法人になることを目指す団体等に対する支援制度など、複数のアプローチがあることが分かった。
- ▶ また、都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料からは、法人の活動内容、エリア(用途地域、面積)、職員数、年間予算額、収益源、主なサービスの対象者、保有資産などが多様であることが分かった。
- ▶ 今後の人材確保にあたっては、これらの点を念頭に、適切な類型を設定し、類型ごとに求められる支援策の検討や情報発信等が必要と考えられる。
- ▶ 都市再生推進法人や都市再生推進法人を目指している団体など、エリアマネジメントを実施している団体同士の意見交換・交流の場を定期的に設けることが、より効果的なまちづくりに繋がると考えられる。
- ▶ 都市再生推進法人等会議‘23 では、若い人材がエリアマネジメントに携われるような仕組みづくりが重要という意見が挙げられた。エリアマネジメント活動に携わりたいという学生が増えてきている状況なので、そのような学生とエリアマネジメント団体をマッチングさせる仕組みが重要と考えられる。

(2) 財源の確保策について

- ▶ 本調査では、道路占用許可特例を用いた事例として、都市再生特別措置法によるものが 20 事例、道路法によるものが 12 事例、国家戦略特別区域法によるものが 2 事例、中心市街地の活性化に関する法律によるものが 3 事例等の回答(検討中含む)等が得られ、占用物件で恒常的に収益事業に取り組む事例も多く確認された。
- ▶ 一方、低未利用土地利用促進協定、都市再生(整備)歩行者経路協定、普通財産の活用、まちなか公共空間等活用支援事業については、現状で活用事例が極めて少ない(又は、活用事例がない)状況にあり、また、当該制度等についての市区町村や都市再生推進法人の認知度も著しく低い状況が把握された。
- ▶ 今後は、都市アセット(道路・公園・駐車場・広場などのパブリック空間、空き地、空き店舗 等)を効果的に活用することによってまちづくり団体の事業性を改善し、持続可能な経営に資することが重要と考えられるため、これらの既存制度について、制度設計上の隘路とともに、エリアマネジメント団体の事業収支上の課題を把握・分析し、それらの総合的な評価を行うことで、制度側の課題と経営側の課題を適切に峻別することが有効と考えられる。例えば、複数の収益事業や非収益事業に関する情報を含めて一体的に調査し、また、資金調達方法についても、投資(資金調達)や公的支援(補助金等、指定管理料 等)等の多方面からアプローチすることで、持続的な取組に向けた要点、課題の分析・整理を総合的に行うこと等が考えられる。
- ▶ また、都市アセットの再構築・利活用の企画立案、運営等は民間が担うことを原則とするものの、施設整備費等のインシヤルコストに対し行政が厚く支援する構図が考えられる。具体的には、普通財産の安価な貸付やまちなか公共空間等活用支援事業におけるハード整備のメニューを組み合わせて支援を図り、施設の維持、更新、管理・運営等に関しては、民間による利活用の取組の中で収益を確保しつつ、必要に応じ公租公課の減免する運営スキーム、事業スキームのモデル化等が必要と考えられる。
- ▶ 都市再生推進法人等会議‘23 では、行政からの資金援助は非常に重要だとした上で、個人でもエリアマネジメントに投資できるような仕組みを作っていくことが重要であると意見が挙がった。

(3) 活動領域の拡大方策について

- ▶ 本調査では、低未利用土地利用促進協定、都市再生(整備)歩行者経路協定、普通財産の活用、まちなか公共空間等活用支援事業の各々に対する評価として、メリット・課題と考える事柄に関する網羅的なデータが把握された。
- ▶ 低未利用土地利用促進協定については、既に具体的な事業の検討・調整を行っている事例が確認され、都市再生(整備)歩行者経路協定については、既適用済又は検討中の事例が把握され、メリット・課題等に関する詳細情報も把握された。さらに、普通財産の活用については、令和 6 年 4 月の都市再生整備計画へ位置づける予定の事例も把握された。
- ▶ 行政の側から、道路占用許可特例、低未利用土地利用促進協定、都市再生(整備)歩行者経路協定の検討について、民間側に提案等を行い、官民の都市アセットの有効活用や新たな機能の付与を牽引する事例が複数見られた。
- ▶ 道路の利活用に関しては、ガイドラインの認知状況等が低く、道路占用許可・使用許可の申請手続の簡素化・弾力化についても相応の課題があることが分かった。
- ▶ また、都市公園については、エリアマネジメント活動等に係る占用料の減免の取組はほとんど見られない実態が明らかになった。
- ▶ これらを踏まえ、都市アセットの利活用を促進するためには、関心を持つ団体等による利活用を

円滑に行えるよう、環境づくりやワンストップで対応可能なプラットフォームを構築することが有用と考えられる。とくに、都市アセットのうち、道路と公園については、行政庁内における公物管理とまちづくり推進の担当セクションが異なる点を踏まえ、利活用を進める上で行政手続、関係機関協議等を円滑に進めることがポイントと考えられる。具体的には、まちづくり団体等の民間組織だけでそれらの調整を行うことはハードルが高いことも想定されるため、行政が積極的にバックアップするケースを紹介するなど、効果的・効率的な取組や推進体制構築の促進を図ることも有効と考えられる。

- ▶ また、先行する取組事例が道路に係る活動領域については、当該事例の内容が多様なため、施行方法の要素を分解し、活用促進のためのポイント集等を整備し横展開を図ることが有用と考えられる。
- ▶ 都市再生推進法人等会議‘23 では、エリアマネジメントの調整や活動で相当なマンパワーと資金がかかっているため、評価・効果測定については、エリアマネジメント団体だけでなく、行政や大学と連携して実施することも一つの方法ではないかと意見が挙がった。

まちなか再生に向けた官民連携による
エリアマネジメント及びウォークアブル施策
の展開に係る調査・検討業務 報告書

令和6年3月

発行 国土交通省 都市局 まちづくり推進課

連絡先 〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話 03-5253-8111(代表)

FAX 03-5253-1589

調査実施機関 まちなか再生に向けた官民連携によるエリアマネジメント及
びウォークアブル施策の展開に係る調査・検討業務一般財団法人
都市みらい推進機構・昭和株式会社共同提案体